

平成30年11月定例会

長崎県議会議録

長崎県議会

平成30年11月定例会

平成30年11月定例会日程表（結果）

| 月 日 | 曜 | 内 容 等 | 備 考 |
|--------|---|---|---------------|
| 11. 27 | 火 | 本会議 （議案上程） 〔開会、会期決定、議長報告、予算決算委員長報告、 質疑・討論、採決、発議第191号、質疑・討論、採決、 議案一括上程（第121号議案乃至第148号議案）、知事 議案説明、第147号議案、質疑・討論、採決、第148 号議案、質疑・討論、採決、発議第192号、上程、散会〕 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済） | 質問通告締切 |
| 28 | 水 | （議案調査） | |
| 29 | 木 | （議案調査） | 質問通告内容事前調整期限 |
| 30 | 金 | （議案調査） | 請願受付締切 |
| 12. 1 | 土 | | |
| 2 | 日 | | |
| 3 | 月 | 本会議 （開議、一般質問、散会） | |
| 4 | 火 | 本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会 | 陳情受付締切 |
| 5 | 水 | 本会議 （開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会） | 会派・議員提出決議案等締切 |
| 6 | 木 | （議案調査） | |
| 7 | 金 | （議案調査） | |
| 8 | 土 | | |
| 9 | 日 | | |
| 10 | 月 | 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕 | |
| 11 | 火 | 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕 | |
| 12 | 水 | 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活、農水経済〕 常任委員会 〔文教厚生〕 | |
| 13 | 木 | 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕 | |
| 14 | 金 | | |

| 月 日 | 曜 | 内 容 等 | 備 考 |
|-----|---|---|-----|
| 15 | 土 | | |
| 16 | 日 | | |
| 17 | 月 | 離島・半島地域振興特別委員会 | |
| 18 | 火 | 予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 九州新幹線西九州ルート整備特別委員会 | |
| 19 | 水 | 総合交通対策特別委員会 観光振興等対策特別委員会 | |
| 20 | 木 | 本会議 （議案採決） 〔開議、発議第192号、質疑・討論、採決、委員長審査 結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・ 討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知 事あいさつ、議長あいさつ、閉会〕 | |

(会期 24日間)

目 次

第1日目（11月27日）本会議（議案上程）

| | |
|---|----|
| 一、議事日程 | 1 |
| 一、出席議員 | 2 |
| 一、説明のため出席した者 | 2 |
| 一、開 議 | 3 |
| 一、新任の幹部職員紹介 | 3 |
| 一、会期の決定 | 3 |
| 一、会議録署名議員指名 | 3 |
| 一、議長報告（全国都道府県議会議長会より、永年勤続功労者表彰及び長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員特別者表彰、並びに知事専決事項報告） | 3 |
| 一、予算決算委員長・審査結果報告（認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について」） | 4 |
| 一、上記・認定第1号について、質疑・討論 | 6 |
| 一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、反対討論 | 6 |
| 一、中島浩介議員、上記・動議について、賛成討論 | 7 |
| 一、上記・認定第1号・認定 | 8 |
| 一、上記・認定第2号及び認定第3号・認定 | 8 |
| 一、議会運営員会より、発議第191号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・提出 | 8 |
| 一、上記・発議第191号・原案可決 | 8 |
| 一、議案一括上程（第121号議案乃至第148号議案） | 8 |
| 一、知事議案説明 | 8 |
| 一、上記・第147号議案・原案同意 | 18 |
| 一、上記・第148号議案・原案同意 | 18 |
| 一、議会運営員会より、発議第192号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・提出 | 18 |
| 一、散 会 | 18 |

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第2日目（11月28日）（議案調査）

第3日目（11月29日）（議案調査）

第4日目（11月30日）（議案調査）

第5日目（12月 1日）

第6日目（12月 2日）

第7日目（12月 3日）本会議

| | |
|--------|----|
| 一、議事日程 | 19 |
| 一、出席議員 | 20 |

| | |
|--------------|----|
| 一、欠席議員 | 20 |
| 一、説明のため出席した者 | 20 |
| 一、開 議 | 21 |

△県政一般に対する質問

| | |
|---|----|
| 一、中島廣義議員質問 | 21 |
| ・ 県政重点事業について（人口減少対策） | 21 |
| （次年度における人口減少対策について、どのようなことに重点を置き推進していくのか） | 22 |
| （人口減少対策の強化のため、どのような視点や考え方で事業構築を行ったのか） | 22 |
| （自然減対策として、次年度どのように結婚支援策を強化していくのか） | 22 |
| （社会減対策としての若者の県内就職に向けた具体的な事業は） | 22 |
| ・ 複合観光施設（I R）について | 22 |
| （九州知事会議等における長崎I Rの受け止めはどうなっているのか） | 22 |
| （I Rが実現した場合の来場者の交通対策について、現況でどのような検討を しているのか） | 22 |
| （東彼杵道路の今後の見通しについて） | 23 |
| ・ 県庁舎跡地の活用について | 23 |
| （県として、何を目指して県庁舎跡地をどう活用していこうと考えているのか） | 23 |
| （跡地の賑わいの創出に向けて、早く整備の方針を決めるべきと思うが、 知事の考えを聞く） | 23 |
| ・ 農業の振興について | 23 |
| （県として、水田をどのように有効利用していこうと考えているのか） | 23 |
| （肥育牛経営の安定と長崎和牛の生産拡大に向けた県の取組について） | 24 |
| （本県の農業分野における技能実習生の現状及び労働力確保に向けた県の 対応方策について） | 24 |
| （千綿女子高等農学園廃止後の跡地の利活用について、応募状況と今後の手続きの 現在の状況、また宅地としての活用の検討について） | 24 |
| ・ 石木ダム建設促進について | 24 |
| （石木ダム建設の推進に向けて、現在の工事の進捗と今後どのように取り組むのかを 伺いたい） | 25 |
| 知事答弁 | 25 |
| 統轄監答弁 | 27 |
| こども政策局長答弁 | 27 |
| 産業労働部政策監答弁 | 28 |
| 企画振興部長答弁 | 28 |
| 土木部長答弁 | 29 |
| 農林部長答弁 | 29 |
| 中島廣義議員質問 | 31 |
| ・ どういうふうにして結婚支援策を進めていこうとしているのか | 31 |

| | |
|---|----|
| 統轄監答弁 | 31 |
| 中島廣義議員質問 | 32 |
| ・人口減少によって、どういう影響を与えるのか | 32 |
| 統轄監答弁 | 32 |
| 中島廣義議員質問 | 32 |
| ・石木ダム建設について、考え方を今一度伺いたい | 33 |
| 知事答弁 | 33 |
| 一、休憩 | 33 |
| 一、再開 | 33 |
| 一、坂本智徳議員質問 | 34 |
| ・人口減少対策について（人口減少対策） | 34 |
| （どのような人口減少対策に取り組むのか） | 34 |
| ・国境離島新法 | 34 |
| （現在の好調な流れをさらに確実なものにするための来年度の取組について） | 35 |
| ・道路の整備について（国県道の整備） | 35 |
| （迂回路のない国道382号の浦底地区から雞知地区間のあり方について、 県としてどう考えているのか） | 35 |
| ・市道整備への支援 | 35 |
| （市道整備についても県の支援をお願いできないか） | 35 |
| ・水産業振興について（磯焼け対策） | 35 |
| （磯焼けに対して、長崎県では、どのように取り組んでいるのか、また、対馬地区では どのように取り組んでいるのか） | 36 |
| ・マグロの資源管理 | 36 |
| （県は漁業者の声を聞き、国に要望しているが、その結果、国の施策にどのように 反映され、どのような課題が残っているのか） | 36 |
| ・林業振興について（担い手対策） | 36 |
| （林業への担い手対策に対する県の考え方について） | 36 |
| ・県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 | 36 |
| （県は、これからの県産材の需要拡大をどのように進めていくのか） | 37 |
| ・外国人観光客の受入対策について（対馬における「九州オルレ」コースの認定） | 37 |
| （今後、対馬市が「九州オルレ」の認定に向けた取組を進める場合には、県としても 積極的に支援できないか） | 37 |
| ・「万閑憩いの広場」トイレの増設及び洋式化 | 37 |
| （「万閑憩いの広場」トイレは、増設及び洋式化が必要ではないか） | 37 |
| ・通信インフラの整備 | 37 |
| （観光客が利用するWi-Fi接続時に起きる通信速度低下について、通信インフラの 整備改善として、県ではどのような対応が可能なのか） | 38 |
| ・教育行政について（道徳教育） | 38 |
| （特別の教科道徳において、どのような授業が実践され、どのような評価が なされるのか、道徳の教科化に伴い、道徳教育全般を通して、どのような | |

| | |
|---|----|
| 児童生徒を育てようとしているのか) | 38 |
| ・ 離島留学制度 | 38 |
| (離島留学制度での学びを活かして、生徒たちはどのようなところに進学、就職しているのか) | 39 |
| (離島留学制度では、どのような人材を育てていこうとしているのか) | 39 |
| 知事答弁 | 39 |
| 企画振興部政策監答弁 | 40 |
| 土木部長答弁 | 40 |
| 水産部長答弁 | 41 |
| 農林部長答弁 | 41 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 42 |
| 総務部長答弁 | 42 |
| 教育委員会教育長答弁 | 43 |
| 坂本智徳議員質問 | 44 |
| ・ ふるさと教育について | 44 |
| 教育委員会教育長答弁 | 45 |
| 坂本智徳議員質問 | 45 |
| ・ 知事のインタビュー記事で、「老後は住み慣れた地域で過ごせるように環境づくりも必要だと感じている」とあるが、その環境づくりの具体策について、伺いたい | 45 |
| 知事答弁 | 45 |
| 坂本智徳議員質問 | 46 |
| ・ 国道382号の整備について（浅茅湾を横断する道路構想について） | 46 |
| 土木部長答弁 | 46 |
| 坂本智徳議員発言 | 46 |
| 一、休 憩 | 47 |
| 一、再 開 | 47 |
| 一、大久保潔重議員質問 | 47 |
| ・ 人口減少対策について（人口ビジョンと県内経済の動向について） | 47 |
| (根拠、妥当性) | 47 |
| 知事答弁 | 47 |
| 大久保潔重議員質問 | 48 |
| ・ 県内総生産について | 49 |
| 企画振興部長答弁 | 49 |
| 大久保潔重議員質問 | 49 |
| ・ 労働力不足をどう補うか | 50 |
| (若者) | 50 |
| 産業労働部政策監答弁 | 50 |
| 大久保潔重議員質問 | 50 |
| (外国人) | 51 |
| 産業労働部政策監答弁 | 51 |

| | |
|--|----|
| 大久保潔重議員質問 | 51 |
| • 外国人の就労について | 51 |
| 産業労働部政策監答弁 | 51 |
| 大久保潔重議員質問 | 52 |
| • 交流人口拡大について（国際戦略〔特にアセアン〕とインバウンド） | 52 |
| （ベトナムの中部・南部との人的交流について） | 52 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 53 |
| 大久保潔重議員質問 | 53 |
| • ラオス国営航空 | 53 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 54 |
| 大久保潔重議員質問 | 54 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 54 |
| 大久保潔重議員質問 | 55 |
| • 特に、欧米からのインバウンド | 55 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 55 |
| 大久保潔重議員質問 | 55 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 56 |
| 大久保潔重議員質問 | 56 |
| • スポーツ振興と地域活性化 | 56 |
| （スポーツコミッション実績と成果について） | 56 |
| 企画振興部長答弁 | 56 |
| 大久保潔重議員質問 | 56 |
| • オリンピック・パラリンピックボート競技出場国の事前キャンプの誘致について | 57 |
| 企画振興部長答弁 | 57 |
| 大久保潔重議員質問 | 57 |
| • 地域振興について（産業振興） | 58 |
| （イノベーション） | 58 |
| 産業労働部長答弁 | 59 |
| 大久保潔重議員質問 | 59 |
| • 次世代を見据えたスタートアップについて、県の取組みはいかがか | 59 |
| 産業労働部長答弁 | 59 |
| 大久保潔重議員質問 | 59 |
| • 工業団地造成にかかる環境アセスメントの考え方について | 59 |
| 環境部長答弁 | 60 |
| 大久保潔重議員質問 | 60 |
| • 交通網について | 60 |
| （道路〔地域高規格〕） | 60 |
| 土木部長答弁 | 60 |
| 大久保潔重議員質問 | 61 |
| • 健康長寿について（地域包括ケア） | 61 |

| | |
|--|----|
| (フレイル対策) | 61 |
| 地域振興部長答弁 | 61 |
| 大久保潔重議員質問 | 61 |
| • 認知症対策 | 62 |
| 福祉保健部長答弁 | 62 |
| 大久保潔重議員質問 | 62 |
| • 本県における若年性認知症の実態調査について | 62 |
| 福祉保健部長答弁 | 62 |
| 一、休 憩 | 62 |
| 一、再 開 | 62 |
| 一、山田朋子議員質問 | 62 |
| • 女性と子どもを守る取り組みについて（出産を希望する方々への支援について） | 63 |
| （不妊治療など出産を希望する方への支援に関する県の考え方について） | 63 |
| 知事答弁 | 63 |
| 山田朋子議員質問 | 63 |
| こども政策局長答弁 | 64 |
| 山田朋子議員質問 | 64 |
| • 不育症支援について | 64 |
| こども政策局長答弁 | 65 |
| 山田朋子議員質問 | 65 |
| こども政策局長答弁 | 65 |
| 山田朋子議員質問 | 65 |
| • 出産を迎える方々への支援について | 66 |
| （産前産後ケアについて） | 66 |
| こども政策局長答弁 | 66 |
| 山田朋子議員質問 | 67 |
| • 養育支援訪問事業について | 67 |
| こども政策局長答弁 | 67 |
| 山田朋子議員質問 | 68 |
| こども政策局長答弁 | 68 |
| 山田朋子議員質問 | 68 |
| • 妊娠に関し、悩みを抱える方々への支援について | 68 |
| （妊娠SOS相談窓口の設置について） | 68 |
| こども政策局長答弁 | 68 |
| 山田朋子議員質問 | 69 |
| こども政策局長答弁 | 69 |
| 山田朋子議員質問 | 69 |
| • 子どもの権利擁護について | 69 |
| （子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置について） | 69 |
| こども政策局長答弁 | 70 |

| | |
|---|----|
| 山田朋子議員質問 | 70 |
| 教育委員会教育長答弁 | 71 |
| 山田朋子議員質問 | 71 |
| • 母子避難所について | 71 |
| (母子避難所の必要性和指定について) | 71 |
| 福祉保健部長答弁 | 71 |
| 山田朋子議員質問 | 72 |
| 福祉保健部長答弁 | 72 |
| 山田朋子議員質問 | 72 |
| • 命を守る取り組みについて(自殺防止対策について) | 72 |
| (ハイリスク者への支援の現況について) | 72 |
| 福祉保健部長答弁 | 72 |
| 山田朋子議員質問 | 73 |
| • 弁護士派遣について | 73 |
| 福祉保健部長答弁 | 73 |
| 山田朋子議員質問 | 73 |
| • がん患者への支援について | 73 |
| (妊よう性温存療法への支援について) | 73 |
| 福祉保健部長答弁 | 74 |
| 山田朋子議員質問 | 74 |
| • アピアランスケアへの支援について | 74 |
| 福祉保健部長答弁 | 75 |
| 山田朋子議員質問 | 75 |
| • 就労支援・両立支援について | 75 |
| 福祉保健部長答弁 | 75 |
| 山田朋子議員質問 | 75 |
| • さまざまな病気で両立支援を行っている企業に対して、入札の加点でポイントをつけることが検討できないのかどうか | 76 |
| 土木部長答弁 | 76 |
| 山田朋子議員質問 | 76 |
| • 受動喫煙防止対策について | 76 |
| (保護者向けの喫煙の実態調査について) | 76 |
| 教育委員会教育長答弁 | 76 |
| 山田朋子議員質問 | 77 |
| • 乳幼児健診での尿中コチニン測定について | 77 |
| こども政策局長答弁 | 77 |
| 山田朋子議員質問 | 77 |
| • #7119救急安心センター事業について | 77 |
| (事業の必要性和実施について) | 77 |
| 危機管理監答弁 | 78 |

| | |
|--|----|
| 山田朋子議員質問 | 79 |
| ・子どもたちの学びを応援する取り組みについて(ユニバーサルデザイン教育について) | 79 |
| (色覚チョークの導入について) | 79 |
| 教育委員会教育長答弁 | 79 |
| 山田朋子議員発言 | 79 |
| 一、散 会 | 80 |
| 第8日目(12月4日)本会議 | |
| 一、議事日程 | 81 |
| 一、出席議員 | 82 |
| 一、欠席議員 | 82 |
| 一、説明のため出席した者 | 82 |
| 一、開 議 | 83 |

△県政一般に対する質問

| | |
|------------------------|----|
| 一、小林克敏議員質問 | 83 |
| ・平成31年度当初予算編成について | 83 |
| (長崎県の財政状況について) | 83 |
| 総務部長答弁 | 84 |
| 小林克敏議員質問 | 84 |
| ・平成31年度当初予算の要求状況について | 84 |
| ・財源不足の圧縮について | 84 |
| ・財政構造改革のための総点検の加速化について | 84 |
| 総務部長答弁 | 84 |
| 小林克敏議員質問 | 84 |
| 知事答弁 | 85 |
| 小林克敏議員質問 | 85 |
| ・長崎空港対策について | 85 |
| (長崎空港24時間化の推進について) | 86 |
| 企画振興部長答弁 | 86 |
| 小林克敏議員質問 | 86 |
| 企画振興部長答弁 | 87 |
| 小林克敏議員質問 | 87 |
| 企画振興部長答弁 | 87 |
| 小林克敏議員質問 | 88 |
| 企画振興部長答弁 | 88 |
| 小林克敏議員質問 | 88 |
| ・空港運営の民間委託について | 89 |
| 企画振興部長答弁 | 89 |
| 小林克敏議員質問 | 90 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 企画振興部長答弁 | 90 |
| 小林克敏議員質問 | 90 |
| 知事答弁 | 91 |
| 小林克敏議員質問 | 91 |
| • 外国人材の活用について | 92 |
| 知事答弁 | 92 |
| 小林克敏議員質問 | 92 |
| 産業労働部政策監答弁 | 92 |
| 小林克敏議員質問 | 92 |
| • 農業の就労支援について | 92 |
| 農林部長答弁 | 93 |
| 小林克敏議員質問 | 93 |
| • 技能実習生の受け入れ課題について | 93 |
| 農林部長答弁 | 93 |
| 小林克敏議員質問 | 93 |
| 農林部長答弁 | 93 |
| 小林克敏議員質問 | 93 |
| 農林部長答弁 | 94 |
| 小林克敏議員質問 | 94 |
| 農林部長答弁 | 94 |
| 小林克敏議員質問 | 94 |
| 農林部長答弁 | 94 |
| 小林克敏議員質問 | 95 |
| 知事答弁 | 95 |
| 小林克敏議員質問 | 95 |
| • 在日外国人犯罪について | 95 |
| 警察本部長答弁 | 96 |
| 小林克敏議員質問 | 96 |
| • 県内就職促進について | 96 |
| (若者定着課の設置について) | 96 |
| 知事答弁 | 96 |
| 小林克敏議員質問 | 97 |
| • 高校生の県内就職率について | 97 |
| 産業労働部政策監答弁 | 97 |
| 小林克敏議員発言 | 97 |
| 一、休 憩 | 98 |
| 一、再 開 | 98 |
| 一、宅島寿一議員質問 | 98 |
| • スマート行政について(ペーパーレス化に向けた取り組みについて) | 98 |
| (県のペーパーレス化に向けた取り組みについて、実績はどうなっているのか) | 98 |

| | |
|--|-----|
| ・人材・予算・時間の捻出と有効活用について | 98 |
| (県庁舎移転に伴い、オフィス環境も変化しており、そういった観点も念頭においたICTの活用など、ICTのさらなる利活用について、今後どう取り組んでいこうと考えているのか) | 98 |
| ・人口減少対策について(市町との連携について) | 99 |
| (人口減少対策について、次年度は市町とどのような連携事業を考えているのか) | 99 |
| ・空き家活用対策について | 99 |
| (空き家が多くあるのに、なぜ活用が進まないのか) | 99 |
| ・離島・半島地域の振興について(外国人観光客の誘客について) | 100 |
| (長崎香港線を活用し、今後インバウンドをどのように拡大していく予定なのか) | 100 |
| ・旅館・ホテルにおける人材確保対策について | 100 |
| (旅館・ホテルの人材育成について、県はどのように取り組んでいるのか) | 100 |
| ・産業振興について(企業誘致の推進について) | 100 |
| (総合計画における実績及び今後どのように企業誘致に取り組んでいくのか) | 101 |
| ・サービス産業の振興について | 101 |
| (サービス産業の振興について) | 101 |
| ・農林水産業の振興について(スマート農業の推進について) | 101 |
| (施設園芸における環境制御技術導入のこれまでの成果と今後の取り組みについて) | 102 |
| ・スマート水産業の推進について | 102 |
| (スマート水産業に関する現在までの成果と今後どのように取り組んでいこうと考えているのか) | 102 |
| ・災害対策について(被災者用住宅の確保対策について) | 102 |
| (災害後、迅速に住まいの確保ができるように、県ではどのような対策を考えているか) | 102 |
| 知事答弁 | 102 |
| 総務部長答弁 | 103 |
| 土木部長答弁 | 103 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 104 |
| 文化観光国際部長答弁 | 104 |
| 産業労働部長答弁 | 104 |
| 農林部長答弁 | 105 |
| 水産部長答弁 | 106 |
| 宅島寿一議員質問 | 106 |
| ・ペーパーレス化について(知事も電子決済をしているのか) | 106 |
| 知事答弁 | 106 |
| 宅島寿一議員質問 | 106 |
| ・外国人誘客について | 106 |
| (バック料金について) | 107 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 107 |
| 宅島寿一議員質問 | 107 |
| ・スマート農業について | 107 |

| | |
|---|-----|
| (露地園芸におけるスマート農業の今後の取り組みについて) | 108 |
| 農林部長答弁 | 108 |
| 宅島寿一議員質問 | 108 |
| ・スマート水産業について | 108 |
| (赤潮対策) | 108 |
| 水産部長答弁 | 108 |
| 宅島寿一議員質問 | 109 |
| ・ホテル・旅館業のкокシェルジュについて | 109 |
| 文化観光国際部長答弁 | 109 |
| 宅島寿一議員質問 | 109 |
| ・県内の調理師免許の取得者数について | 109 |
| 福祉保健部長答弁 | 109 |
| 宅島寿一議員質問 | 109 |
| 福祉保健部長答弁 | 110 |
| 宅島寿一議員質問 | 110 |
| ・調理師会独自で、料理レベルアップのために研修会等行われているが、 行政も一緒になって料理のレベルアップを図っていただきたい | 110 |
| 福祉保健部長答弁 | 110 |
| 宅島寿一議員発言 | 110 |
| 一、休 憩 | 110 |
| 一、再 開 | 110 |
| 一、山本由夫議員質問 | 110 |
| ・島原半島の振興について(島原半島の課題と今後の施策について) | 110 |
| (島原半島の課題をどのように捉え、また、発展可能性のある分野を含め、 今後どのような施策を展開していくのか) | 111 |
| ・島原道路について | 111 |
| (島原道路の進捗状況について) | 111 |
| ・農地の基盤整備事業について | 111 |
| (現在、島原半島で実施中の基盤整備事業の状況と島原市で実施している地区の 進捗状況、また、今後の新規地区の予定について) | 111 |
| ・島原病院への小児科医の派遣について | 111 |
| (来年4月以降の島原病院の小児科について、地元3市の負担を含め、小児科医派遣 の見通し) | 111 |
| ・島原半島ジオパークについて | 112 |
| (リニューアル後の「がまだすドーム」の入館者数、リニューアルの効果について) | 112 |
| (県として、ジオパークの課題をどう認識し、今後、どのようにジオパークを活用し 観光振興を図っていくのか) | 112 |
| ・島原鉄道について(再生支援後の取り組みについて) | 112 |
| (島原鉄道の再生に向けた取組に対する県の見解は) | 112 |
| ・地域公共交通機関としての支援について | 112 |

| | |
|--|-----|
| (地域公共交通機関としての島原鉄道に対して、今後も県の支援は継続して行われるのか) … | 113 |
| ・ 観光面への支援について …… | 113 |
| (島原鉄道が行うトイレの改修や多言語対応、W i - F i 環境整備に対し、 どのような支援があるか) …… | 113 |
| ・ 観光振興について (稼ぐ観光地づくりへの取り組みについて) …… | 113 |
| (県として、観光消費額の増加、域内の事業者への波及、宿泊施設の高付加価値化に 向けて、どのように取り組んでいくのか) …… | 113 |
| ・ 観光組織間の役割分担と連携について …… | 113 |
| (県内の観光組織間の役割分担や連携体制はできているのか、そして、それはうまく 機能しているのか) …… | 113 |
| ・ 熊本県・福岡県との連携について …… | 113 |
| (隣県や九州を広域的に周遊させる取組について、これまで以上に熊本県や福岡県との 連携強化が必要ではないか) …… | 113 |
| ・ 日本橋 長崎館について (本年4月のリニューアル後の来館者数等の状況について) …… | 113 |
| (4月以降の委託業者の変更によって何が変わったのか、そして来館者数や売り上げ等の 成果がどう改善したか) …… | 114 |
| (来館者増加策として、会員カードを活用した取り組みの拡充ができないか) …… | 114 |
| ・ 県内就職者増加対策について (これまでの取り組みと今後の予定について) …… | 114 |
| (これまでの高校生・大学生の県内就職のための取組と実績、そして今後の取組は どのようになっているか) …… | 114 |
| ・ 地域包括ケアシステムについて (地域別の構築状況と課題、今後の取り組みについて) …… | 114 |
| (「実施2年目となる昨年度の地域別の構築状況と課題、今後の取組について) …… | 114 |
| ・ 犯罪被害者等支援について (犯罪被害者等支援協議会について) …… | 114 |
| (市町における犯罪被害者等支援はどのような現状であるか。また、犯罪被害者等支援 協議会では、市町からどのような意見が出されたか) …… | 114 |
| ・ 犯罪被害者等支援懇話会について …… | 115 |
| (有識者による懇話会には、どのような方が入っているのか。また、懇話会では どのような意見が出されたのか) …… | 115 |
| ・ 条例化に向けた今後の予定について …… | 115 |
| (市町との支援協議会、有識者による支援懇話会での議論を受けて、今後、条例化に 向けて、どのようなスケジュールで取組むのか) …… | 115 |
| 知事答弁 …… | 115 |
| 土木部長答弁 …… | 115 |
| 農林部長答弁 …… | 116 |
| 福祉保健部長答弁 …… | 116 |
| 企画振興部政策監答弁 …… | 117 |
| 環境部長答弁 …… | 117 |
| 企画振興部長答弁 …… | 118 |
| 文化観光国際部長答弁 …… | 118 |
| 産業労働部政策監答弁 …… | 120 |

| | |
|--|-----|
| 県民生活部長答弁 | 120 |
| 山本由夫議員質問 | 121 |
| • 県南医療圏の#8000（小児救急電話相談センター）の利用者が少ない要因と、これを増やし、少しでも小児科医の負担を減らすために、県としてどう取り組むのか | 121 |
| 福祉保健部長答弁 | 121 |
| 山本由夫議員質問 | 121 |
| • がまだすドームがジオパークのインフォメーションセンターとしての役割を果たし、そして具体的に連携していくことが必要と考えるが、いかがか | 121 |
| 企画振興部政策監答弁 | 122 |
| 山本由夫議員質問 | 122 |
| • 日本橋 長崎館について | 122 |
| （入館者数に加えて、「メディアに何回紹介されたか」や、「販路開拓等にどれくらい寄与したか」といった成果の把握を意識して取り組むことも必要ではないか） | 122 |
| 文化観光国際部長答弁 | 122 |
| 山本由夫議員質問 | 122 |
| • ポイントカード発行により、カード自体の魅力向上と機能拡充を図り、会員数の増加、来館者数の増加につなげてほしいと思うが、どうか | 123 |
| 文化観光国際部長答弁 | 123 |
| 山本由夫議員質問 | 123 |
| • 大学担当者と企業の情報交換会のように、企業と高校の就職担当者と情報交換ができる場をつくってもらえないか | 123 |
| 産業労働部政策監答弁 | 124 |
| 山本由夫議員質問 | 124 |
| • 評価の採点基準を設けるなどにより、先進圏域を目標に県全体のレベルアップを図るべきと思うが、この点いかがか | 124 |
| 福祉保健部長答弁 | 125 |
| 山本由夫議員質問 | 125 |
| • サービスを受ける高齢者の状況、特に現在、要介護や要支援の認定を受けていない、潜在的な高齢者の需要や状況は把握されているのか、もし把握できていないとすれば、今後どのように把握しようとしているのか | 125 |
| 福祉保健部長答弁 | 125 |
| 山本由夫議員質問 | 125 |
| • 犯罪被害者等支援懇話会には被害の当事者は参加できなかったのか。また、当事者の意思を正確に酌み取り、支援に反映させることが必要だと考えるが、県の見解を伺いたい | 125 |
| 県民生活部長答弁 | 126 |
| 山本由夫議員発言 | 126 |
| 一、休 憩 | 126 |
| 一、再 開 | 126 |
| 一、外間雅広議員質問 | 126 |
| • 防衛問題について（米海軍佐世保基地について） | 126 |

| | |
|--|-----|
| (米海軍佐世保基地に対する認識について) | 126 |
| ・ I R の推進について (他国のカジノに見る依存症対策について) | 127 |
| (他国の事例を踏まえ I R 導入に向け、国及び県ではどのような依存症対策を行うのか) ... | 128 |
| ・ I R 実現に向けた本県の取組について | 128 |
| (I R 実現に向け、県民の理解促進と機運醸成を図るため、どのような取組を 行っているのか) | 128 |
| ・ R P A に見る県政の推進について (行財政改革推進プランにおける働き方改革の 推進について) | 128 |
| (県庁の業務改善や働き方改革を進めるために R P A の導入・活用について、 県の取組状況や今後の展開をどう考えているか) | 128 |
| ・ 県内企業での活用について | 129 |
| (R P A を県内企業に導入することは、新事業への展開につながり、県内産業の 活性化に寄与するのではないかと) | 129 |
| ・ 県政世論調査の結果について (県政の満足度の結果をどう見るか) | 129 |
| (県政世論調査の結果が発表されたが、県政の満足度の結果について、どのように 捉えているか) | 129 |
| ・ この調査結果から、県の施策を進めていくうえで何が必要と考えるか | 129 |
| (今回の世論調査の結果を受け、県の施策を進めていくうえで何が必要と考えるか) ... | 129 |
| ・ 安心安全な日本一の長崎県づくりについて (治安を向上させるための取り組みについて) .. | 129 |
| (全国における本県の治安水準の位置づけと治安向上のための県警の取組) | 130 |
| ・ 健康長寿日本一の長崎県づくりについて (介護予防重度化防止の取組と現状について) ... | 130 |
| (全国でも表彰される佐々町の取組を県内でどのように拡めようとするのか、また、 県が進めている介護予防・重要化防止の取組の進捗状況について) | 130 |
| ・ 他県の先進事例に見る本県の地域医療の在り方について | 130 |
| (今後の地域医療のあり方として、例えば神戸の事例に見る医療機能の高度化について、 最近の県内状況や参考とするところがないか) | 130 |
| ・ スポーツを通じた健康長寿のための取り組みについて | 130 |
| (スポーツを活用した健康づくりに関して、本県の状況に詳しく、スポーツに関する 知見の深い方々からアドバイスを頂戴しながら進めることも有益ではないかと) | 131 |
| ・ 環境行政について (浄化槽による生活排水対策と今後の取り組みについて) | 131 |
| (今後、どのようにして浄化槽整備を進めるのか) | 131 |
| ・ 道路行政について (東彼杵道路の事業化について) | 131 |
| (東彼杵道路の早期事業化に向けた県の取り組みは) | 131 |
| 知事答弁 | 131 |
| 企画振興部長答弁 | 132 |
| 総務部長答弁 | 133 |
| 産業労働部長答弁 | 134 |
| 警察本部長答弁 | 134 |
| 福祉保健部長答弁 | 135 |
| 環境部長答弁 | 136 |

| | |
|---|-----|
| 土木部長答弁 | 136 |
| 外間雅広議員質問 | 136 |
| ・米海軍佐世保基地について (県北地域の活性化につながるすみ分けの早期実現、諸課題の解決に取り組んで、 米軍との良好な関係を維持していただきたい) | 136 |
| ・依存症対策について (県民に向けた I R のセミナーについて) | 137 |
| 企画振興部長答弁 | 137 |
| 外間雅広議員質問 | 138 |
| ・医療計画のあり方について (神戸医療産業都市について) | 138 |
| 福祉保健部長答弁 | 139 |
| 外間雅広議員発言 | 139 |
| 一、散 会 | 139 |

議会運営委員会

第9日目(12月5日)本会議

| | |
|--------------|-----|
| 一、議事日程 | 141 |
| 一、出席議員 | 142 |
| 一、欠席議員 | 142 |
| 一、説明のため出席した者 | 142 |
| 一、開 議 | 143 |

△県政一般に対する質問

| | |
|---|-----|
| 一、八江利春議員質問 | 143 |
| ・九州新幹線西九州ルート全線フル規格化への取り組みについて(政府・与党への働きかけについて) | 143 |
| (西九州ルート全線フル規格による整備の実現に向けた、政府・与党への働きかけについては、今後、どのように取り組んでいくのか) | 144 |
| ・佐賀県への対応について | 144 |
| (整備方針の決定に向け、佐賀・長崎両県が国に対し、共に要望できるよう取り組んでいく必要があるが、今後、どのように取り組みを進めるのか) | 144 |
| ・諫早湾干拓事業開門問題と経済面の効果及び今後のあり方について | 144 |
| (開門問題について、開門問題の解決に向けて、県はどう考えているか) | 144 |
| ・経済面の効果について | 144 |
| (諫早湾干拓事業の経済面の効果及び地域貢献について) | 144 |
| ・今後のあり方について | 144 |
| (諫早湾干拓の公園化及び記念館の整備について) | 145 |
| ・本明川ダム建設着工と地域振興策等について | 145 |
| (本明川ダム建設着工と地域振興等について) | 145 |

| | |
|--|-----|
| ・ 県央地域の道路建設について（国道34号諫早大村の拡幅並びに諫早北バイパスの4車線化について） | 145 |
| （大村諫早拡幅の進捗状況及び諫早北バイパスの事業化について） | 145 |
| ・ 諫早外環状線の早期完成と国道207号の整備について | 145 |
| （諫早外環状線の進捗状況及び完成供用時期。国道207号の佐瀬工区及び正久寺から猿崎間の整備状況はどうか） | 145 |
| ・ 有明海沿岸高規格道路の推進について | 146 |
| （有明海沿岸道路としての鹿島市から諫早市間の位置づけは） | 146 |
| ・ 農業振興について（高温に強い新しい水稻の品種の導入について） | 146 |
| （今後の新しい水稻品種の推進方針について） | 146 |
| ・ 活力ある「ながさきの花」100億達成プランの推進について | 146 |
| （活力ある「ながさきの花」100億達成プランのこれまでの取組と今後について） | 146 |
| ・ 農業基盤整備事業予算の確保について | 146 |
| （平成31年度の農業基盤整備事業予算の確保に向けた県の取組状況について） | 146 |
| ・ 長崎県産木材需要の拡大について（木質バイオマスの活用について） | 146 |
| （県は、木質バイオマス活用に取り組む市町に対して、どのような支援をしていこうとしているか） | 147 |
| ・ 県産材輸出促進について | 147 |
| （県は、県産材の輸出を促進するため、どのような支援を考えているのか） | 147 |
| ・ 国際県長崎の課題と今後の取り組みについて（ベトナムへの交流促進の取り組みについて） | 147 |
| （今後、県としてベトナムに対し、どのように取り組んでいこうとされているのか） | 147 |
| ・ 長崎県国際交流協会と県の取り組みについて | 147 |
| （在住外国人の増加が見込まれるが、長崎県国際交流協会、並びに県として、どのような取組を行っているのか。今後、どのように取り組もうとされているのか） | 147 |
| ・ 健康長寿日本一への取り組みについて | 148 |
| （健康長寿日本一に向けた取組に関し、カラオケを奨励するため、県が大会を主催し、優勝者を知事が表彰してはどうか） | 148 |
| ・ 文化芸術の振興と国民文化祭の誘致について | 148 |
| （地域における文化芸術振興への取組と国民文化祭の長崎での開催について、どのように考えているか） | 148 |
| 知事答弁 | 148 |
| 農林部長答弁 | 151 |
| 土木部長答弁 | 153 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 154 |
| 八江利春議員質問 | 154 |
| ・ 健康長寿日本一に向けた取組に関し、カラオケを奨励するため、県が大会を主催し、優勝者を知事が表彰してはどうかについて、いま一度、考えていただきたい | 154 |
| ・ 佐賀県との協議について、両県知事が直接会談するなどの対応が必要と考えるが、知事の考えを確認したい | 155 |

| | |
|--|-----|
| 知事答弁 | 156 |
| 八江利春議員質問 | 156 |
| 知事答弁 | 156 |
| 八江利春議員発言 | 157 |
| 一、休 憩 | 157 |
| 一、再 開 | 157 |
| 一、大場博文議員質問 | 157 |
| ・ 障害者雇用率について（この問題が発生した要因について） | 157 |
| （障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した要因と再発防止に向けた取組について、どのように考えているのか〔総務部長答弁〕） | 157 |
| （障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した要因と再発防止に向けた取組について、どのように考えているのか〔教育委員会教育長答弁〕） | 157 |
| （障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した要因と再発防止に向けた取組について、どのように考えているのか〔警察本部長答弁〕） | 157 |
| ・ 今後の対応、取り組みについて | 157 |
| （法定雇用率の達成に向けた対応策について、どのように考えているか〔総務部長答弁〕） | 157 |
| （法定雇用率の達成に向けた対応策について、どのように考えているか〔教育委員会教育長答弁〕） | 157 |
| （法定雇用率の達成に向けた対応策について、どのように考えているのか〔警察本部長答弁〕） | 157 |
| ・ 安全・安心への取り組みについて（防犯カメラの設置について） | 157 |
| （県民の安全・安心への取組としての防犯カメラの設置について、どのように考えるか） | 158 |
| ・ 国際線の就航と観光振興について（現在の取り組み状況について） | 158 |
| （国際定期航空路線を活用して県内観光振興につなげていく現在の取組状況について） | 158 |
| ・ 今後の取り組みについて | 158 |
| （今後、どのように国際線でのインバウンド利用促進に取り組んでいくのか） | 158 |
| ・ 国内宿泊の拡大に向けた「ふるさと旅行券」の復活について | 158 |
| （平成27年度に取り組んだ「ふるさと旅行券」のような国内旅行向けの誘客対策が必要ではないか） | 159 |
| ・ 国際大会のキャンプ誘致について（オリンピック以外の国際大会〔ラグビーW杯等〕の受け入れ状況について） | 159 |
| （現在、オリンピック以外の国際大会でのキャンプ誘致などの取り組み実績はどのようになっているのか） | 159 |
| ・ パラリンピックを含めた今後の取り組みについて | 159 |
| （パラリンピックのキャンプ誘致に関する取り組みはどのようになっているのか） | 160 |
| ・ 障害もある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例について（条例の理解に関する現状認識と取り組みについて） | 160 |
| （条例施行後4年が経過したが、条例の理解に向けた現状認識と取り組みについて） | 160 |
| 知事答弁 | 161 |
| 総務部長答弁 | 161 |

| | |
|---|-----|
| 教育委員会教育長答弁 | 162 |
| 警察本部長答弁 | 162 |
| 文化観光国際部政策監答弁 | 163 |
| 文化観光国際部長答弁 | 164 |
| 企画振興部長答弁 | 164 |
| 福祉保健部長答弁 | 165 |
| 大場博文議員質問 | 165 |
| ・ 障害者雇用率について | 166 |
| ・ 安全・安心の取組みについて（民間の活力の活用について） | 166 |
| ・ 国際線の就航と観光振興について | 167 |
| ・ 国際大会のキャンプ誘致について | 168 |
| 教育委員会教育長答弁 | 168 |
| 大場博文議員質問 | 168 |
| ・ 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例について | 169 |
| 福祉保健部長答弁 | 170 |
| 大場博文議員発言 | 170 |
| 一、休 憩 | 170 |
| 一、再 開 | 170 |
| 一、川崎祥司議員質問 | 170 |
| ・ 平和行政について（被爆75年の平和事業） | 170 |
| （2020年8月9日は東京オリンピック閉会日で、世界の注目が集まるが、そのことで被爆75年の長崎原爆の日がかすむことがあってはならないため、長崎市と連携して積極的な平和事業を展開すべきだが、県の姿勢を伺う） | 171 |
| 知事答弁 | 171 |
| 川崎祥司議員質問 | 171 |
| ・ 発信力のある方に核兵器廃絶・世界恒久平和を訴求していただくため、ノーベル文学賞受賞者で名誉県民であるカズオ・イシグロ氏を招聘し、平和講演や被爆者との交流会開催等を企画してはどうか | 171 |
| 知事答弁 | 172 |
| 川崎祥司議員質問 | 172 |
| ・ 県庁舎跡地活用について（整備の内容） | 172 |
| （ホールについて、整備・運営はどういうスキームで行うのか。また、平成28年3月議会で、「採算面から1,000席程度」との知事答弁だったが、規模感と、どのような芸術を鑑賞できるのか、質感について伺う） | 172 |
| 企画振興部長答弁 | 172 |
| 川崎祥司議員質問 | 173 |
| ・ 広場については、飲食を含めたあらゆるイベントに対応できる設備を整えつつ、長崎のおくunchも楽しめるスペースの確保と利用者に便利な公共トイレも整備すべきだがどうか | 173 |
| 企画振興部長答弁 | 173 |
| 川崎祥司議員質問 | 173 |

| | |
|---|-----|
| ・交流・おもてなし空間については、どのような機能を有しているのか。一定規模のハード整備は必要だが、情報コンテンツに力を注ぎ、特に、2つの世界遺産の情報発信も行うべきだがどうか | 173 |
| 企画振興部長答弁 | 174 |
| 川崎祥司議員質問 | 174 |
| ・跡地の整備について | 174 |
| (再整備を県民が待っている。日程については、当初の建設着手時期を前倒しし、早期に賑わいを創出すべきだがどうか) | 174 |
| 企画振興部長答弁 | 174 |
| 川崎祥司議員質問 | 174 |
| ・自転車活用の推進について(今後の展開) | 174 |
| (県内各地でイベントが増えているが、国内外を問わず、より一層の交流人口拡大や地域振興が図られるよう、イベントの開催地域や時期をバランスよく調整したり、ブランド化を担うような取り組みが必要と考えるが、見解を伺う) | 175 |
| 企画振興部長答弁 | 175 |
| 川崎祥司議員質問 | 175 |
| ・道路行政について(県道113号線 岩屋橋交差点～長崎バイパス入口) | 175 |
| (当該区間の渋滞状況等に対する県の認識を伺う) | 175 |
| 土木部長答弁 | 175 |
| 川崎祥司議員質問 | 175 |
| ・当該区間は都市計画どおり2車線化し、渋滞解消すべきだが、見解を伺う | 176 |
| 土木部長答弁 | 176 |
| 川崎祥司議員質問 | 176 |
| ・県有地の有効活用について(長崎振興局) | 176 |
| (老朽化が進む長崎振興局は、好立地を活かし、新産業の創出と雇用拡大に資する活用を図るべきだが、県の見解を伺う) | 177 |
| 総務部長答弁 | 177 |
| 川崎祥司議員質問 | 177 |
| ・当該地は長崎大学と隣接する。県道113号拡幅にも同校は深く関係するため、長崎大学周辺の活性化に向けて、長崎大学側と包括的な協議を持ちかけてみてはいかがか、知事に伺う | 177 |
| 知事答弁 | 177 |
| 川崎祥司議員質問 | 178 |
| ・公文書の管理について | 178 |
| (公文書に対する知事の認識) | 178 |
| 知事答弁 | 178 |
| 川崎祥司議員質問 | 178 |
| ・現在、県における公文書の管理基準はどうなっているか | 178 |
| 総務部長答弁 | 178 |
| 川崎祥司議員質問 | 178 |

| | |
|---|-----|
| • 公文書管理の現状について | 178 |
| 総務部長答弁 | 179 |
| 川崎祥司議員質問 | 179 |
| • 公文書の厳正な管理と運用について | 179 |
| (県政推進に資する公文書活用を目指し、活用しやすいようにデジタル化を推進すべき。テレワークの推進の環境整備にもつながるが、県の見解を問う) | 179 |
| (県民の重要な財産だが、厳正に管理された公文書館は存在しないため、整備が必要だが、県の見解を問う) | 179 |
| 総務部長答弁 | 179 |
| 川崎祥司議員質問 | 179 |
| • 機密文書も資源循環との観点から、古紙リサイクルに供しているが、性質上、厳正に取り扱われるべきである。処分に当たり、専門家が示す処理ガイドラインに沿った取り扱いとすべきだがどうか | 179 |
| 総務部長答弁 | 180 |
| 川崎祥司議員質問 | 180 |
| • 公文書が持つ意義を踏まえ、厳正な管理と、行政運営の適正かつ効率化を図るために、「長崎県文書取扱規程」の上位に当たる管理条例の制定が必要ではないか | 180 |
| 総務部長答弁 | 180 |
| 川崎祥司議員質問 | 181 |
| • ユニバーサルツーリズムについて | 181 |
| (国際観光都市として、空港や駅など主要な観光客入り込み口には、貸し出し用車椅子やベビーカーを常備し、加えて介護を必要とする方々に対応できるスタッフの配置など、受入体制を早急に整備すべき。県の姿勢とスケジュールを含めた具体的な目標を問う) | 181 |
| 文化観光国際部長答弁 | 181 |
| 川崎祥司議員質問 | 181 |
| • 水産業の振興について(事業継続) | 182 |
| (災害に対応する備えとして、主要漁港のBCPは策定されているか) | 182 |
| 水産部長答弁 | 182 |
| 川崎祥司議員質問 | 182 |
| • 水産業で、生産から流通・加工まで、もっとも優先すべき対策は鮮度保持だ。よって氷の安定供給が不可欠で、そのため水の確保が重要と考える。水産加工団地の給水問題について、老朽化で更新が必要な設備だが、民間事業とのことで県の支援がない。本県の主産業を守るため、早期に解決すべき課題だ。県の姿勢を問う | 182 |
| 水産部長答弁 | 182 |
| 川崎祥司議員質問 | 183 |
| • 性の多様性を認め合う社会の構築について(課題に向きあう姿勢) | 183 |
| (県施策構築に当たり、現状把握と分析が必要だ。実態調査実施への決意を問う) | 183 |
| 県民生活部長答弁 | 183 |
| 川崎祥司議員質問 | 184 |
| • 認めあう社会づくりに向けた理解を促進するためにはイベント等に加え、パンフレット | |

| | |
|--|-----|
| の作成やスマホをはじめとしたSNSを通じ、継続して取り組むべきだがどうか | 184 |
| 県民生活部長答弁 | 184 |
| 川崎祥司議員質問 | 184 |
| ・学校現場において課題にどう向きあっているのか。また人権教育は授業で | |
| 取り組まれているのか | 184 |
| 教育委員会教育長答弁 | 184 |
| 川崎祥司議員発言 | 185 |
| 一、休 憩 | 185 |
| 一、再 開 | 185 |
| 一、堀江ひとみ議員質問 | 185 |
| ・知事の政治姿勢について（カジノ誘致による県民生活への影響についての見解） | 185 |
| （カジノ誘致は「長崎県民をギャンブル依存症の危険にさらす」との声があるが、 | |
| カジノ誘致による県民生活への影響をどう認識しているか） | 186 |
| 知事答弁 | 186 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 186 |
| 知事答弁 | 186 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 186 |
| 知事答弁 | 187 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 187 |
| 知事答弁 | 187 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 187 |
| 知事答弁 | 187 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 187 |
| 知事答弁 | 188 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 188 |
| 企画振興部長答弁 | 188 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 188 |
| ・県民のくらしを下支えする土木工事のあり方について（壱岐市における街路改良工事） | 188 |
| （ガンサイザーでの工事が行われたが「長崎県は建物等の事前調査をしていない」 | |
| との指摘があるが、見解は） | 189 |
| 土木部長答弁 | 189 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 189 |
| 土木部長答弁 | 189 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 189 |
| 土木部長答弁 | 189 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 190 |
| ・この街路改良工事から、教訓とすることはいいのか | 190 |
| 土木部長答弁 | 190 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 190 |
| ・問題解決に誠意を持って対応すべきでは | 190 |

| | |
|---|-----|
| 土木部長答弁 | 190 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 190 |
| 土木部長答弁 | 190 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 191 |
| ・諫早市・個人所有地における工作物（擁壁）工事について | 191 |
| （2ヶ月を要して完成した工作物〔擁壁〕が、竣工後2週間も経たないうちに 倒壊した原因は何か、把握しているか） | 191 |
| 土木部長答弁 | 191 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 191 |
| ・「長崎県が許認可したAランク業者の仕事としてお粗末」との声への見解は | 191 |
| 土木部長答弁 | 191 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 191 |
| 土木部長答弁 | 192 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 192 |
| ・県民から寄せられた疑問へは、丁寧に答えるべきでは | 192 |
| 土木部長答弁 | 192 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 192 |
| ・長崎県教育委員会のセクシャルハラスメントに対する見解について | 193 |
| （セクハラに加害者に、口頭で注意した程度にとどまった理由は何か） | 193 |
| 教育委員会教育長答弁 | 193 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 193 |
| ・被害女性から陳述書を受けて、県教育委員会は協議をしたか | 193 |
| 教育委員会教育長答弁 | 194 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 194 |
| ・最初、県教育委員会が被害女性から話を聞いて、口頭注意の罰則の可能性は 示されていなかったのに、結果、口頭注意となった理由は何か | 194 |
| 教育委員会教育長答弁 | 194 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 195 |
| 教育委員会教育長答弁 | 195 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 195 |
| 教育委員会教育長答弁 | 195 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 195 |
| ・加害者は、現在もALTで任用されているか | 195 |
| 教育委員会教育長答弁 | 195 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 195 |
| 教育委員会教育長答弁 | 196 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 196 |
| 教育委員会教育長答弁 | 196 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 196 |
| 教育委員会教育長答弁 | 197 |

| | |
|--|-----|
| 堀江ひとみ議員質問 | 197 |
| ・環境部・環境技術交流事業支援業務委託について | 197 |
| (昨年「資格審査結果通知書」を持参しなかったにもかかわらず、入札に参加させた理由を「本人であると確認できた」としているが、顔パスがよしとする理由は何か) | 197 |
| 環境部長答弁 | 197 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 198 |
| ・「提示すること」とあれば、提示させるべきではないか | 198 |
| 環境部長答弁 | 198 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 198 |
| ・今年「資格審査結果通知書」と「競争入札参加者心得」発送の手順が昨年と、なぜ違い、なぜ時間を要したのか | 199 |
| 環境部長答弁 | 199 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 199 |
| 環境部長答弁 | 199 |
| 堀江ひとみ議員質問 | 199 |
| 環境部長答弁 | 199 |
| 堀江ひとみ議員発言 | 199 |
| 一、議案(第121号議案乃至第146号議案)・委員会付託 | 200 |
| 一、各請願・総務委員会及び文教厚生委員会に付託 | 200 |
| 一、散会 | 200 |
| 第10日目(12月6日)(議案調査) | |
| 第11日目(12月7日)(議案調査) | |
| 第12日目(12月8日) | |
| 第13日目(12月9日) | |
| 第14日目(12月10日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) | |
| (総務、文教厚生、環境生活、農水経済) | |
| 第15日目(12月11日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) | |
| (総務、文教厚生、環境生活、農水経済) | |
| 第16日目(12月12日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) | |
| (総務、環境生活、農水経済) | |
| 常任委員会(文教厚生) | |
| 第17日目(12月13日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務) | |
| 第18日目(12月14日) | |
| 第19日目(12月15日) | |
| 第20日目(12月16日) | |
| 第21日目(12月17日)(議事整理) | |
| 離島・半島地域振興特別委員会 | |
| 第22日目(12月18日) 予算決算委員会(分科会長報告、採決) | |
| 議会運営委員会 | |
| 九州新幹線西九州ルート整備特別委員会 | |

第23日目（12月19日）（議事整理）

総合交通対策特別委員会

観光振興等対策特別委員会

第24日目（12月20日）本会議（議案採決）

| | |
|--|-----|
| 一、議事日程 | 201 |
| 一、出席議員 | 202 |
| 一、欠席議員 | 202 |
| 一、説明のため出席した者 | 202 |
| 一、開議 | 203 |
| 一、発議第192号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・原案可決 | 203 |

△委員長報告

| | |
|--|-----|
| 一、総務委員長報告 | 203 |
| 一、第5号請願・不採択 | 206 |
| 一、各議案・原案可決 | 206 |
| 一、文教厚生委員長報告 | 206 |
| 一、第130号議案・原案可決 | 208 |
| 一、第3号請願・不採択 | 208 |
| 一、第4号請願・不採択 | 208 |
| 一、各議案・原案可決 | 208 |
| 一、環境生活委員長報告 | 208 |
| 一、第146号議案・原案可決 | 211 |
| 一、各議案・原案可決 | 211 |
| 一、農水経済委員長報告 | 211 |
| 一、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」・質疑・討論 | 213 |
| 一、堀江ひとみ議員、上記・第145号議案について、反対討論 | 213 |
| 一、浅田眞澄美議員、上記・第145号議案について、賛成討論 | 214 |
| 一、上記・第145号議案・原案可決 | 215 |
| 一、各議案・原案可決 | 215 |
| 一、予算決算委員長報告 | 215 |
| 一、第127号議案・原案可決 | 216 |
| 一、各議案・原案可決 | 216 |
| 一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出 | 217 |
| 一、上記・各動議・可決 | 217 |
| 一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定 | 217 |
| 一、知事あいさつ | 217 |
| 一、議長あいさつ | 219 |
| 一、閉会 | 220 |

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- ◇ ◇
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 予 算 決 算 委 員 長 報 告、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 7 発 議 第 1 9 1 号 上 程、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 8 第 1 2 1 号 議 案 乃 至 第 1 4 8 号 議 案 一 括 上 程
 - 9 知 事 議 案 説 明
 - 1 0 第 1 4 7 号 議 案 及 び 第 1 4 8 号 議 案、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 1 1 発 議 第 1 9 2 号 上 程
 - 1 2 散 会

平成30年11月27日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君

34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者 太田彰幸君
 交通局長 廣田義美君
 企画振興部政策監

| | |
|----------------------------|--------|
| 文化観光国際部政策監 | 田代秀則君 |
| 産業労働部政策監 | 下田芳之君 |
| 教育委員会 教 育 長 | 池松誠二君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 永淵勝幸君 |
| 代表監査委員 | 濱本磨毅穂君 |
| 人事委員会委員長 | 水上正博君 |
| 公安委員会委員 | 中部憲一郎君 |
| 警察本部長 | 國枝治男君 |
| 監査事務局長 | 辻 亮二君 |
| 人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任) | 寺田勝嘉君 |
| 教育次長 | 本田道明君 |
| 財政課長 | 古謝玄太君 |
| 秘書課長 | 伊達良弘君 |
| 警察本部総務課長 | 杉町 孝君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 井手美都子君 |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------|--------|
| 局 長 | 木下 忠君 |
| 総務課長 | 高見 浩君 |
| 議事課長 | 篠原みゆき君 |
| 政務調査課長 | 太田勝也君 |
| 議事課長補佐 | 増田武志君 |
| 議事課係長 | 梶谷 利君 |
| 議事課主任主事 | 天雨千代子君 |

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の幹部職員の紹介をいたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの平成30年9月定例県議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介いたします。

福祉保健部政策監 中田克己君でございます。
(拍手)

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月20日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、野本三雄議員及び山田博司議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の各議員が、永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職40年以上、宮内雪夫議員、同じく在職25年以上、三好徳明議員、同じく在職20年以上、野本三雄議員、吉村庄二議員、中山 功議員、同じく在職15年以上、橋村松太郎議員、渡辺敏勝議員、坂本智徳議員、瀬川光之議員、同じく在職10年以上、浅田眞澄美議員、以上でございます。

また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員特別功労者として、議員在職40年を迎えられた宮内雪夫議員を、また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員永年勤続者として、議員在職20年を迎えられた野本三雄議員、吉村庄二議員、中山 功議員、同じく在職15年を迎えられた橋村松太郎議員、渡辺敏勝

議員、坂本智徳議員、瀬川光之議員を表彰することとなりました。

心から、お祝い申し上げます。

まことにおめでとうございます。

なお、小職も、在職15年以上により、全国都道府県議会議長会表彰を受賞し、また、長崎県議会議員永年勤続者として、受賞することとなりましたので、ご報告いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が先に配付いたしましたとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしておりました認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」、及び認定第3号「平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、既に審査を終了されておりますので、この際、委員長の報告を求めることにいたします。

高比良委員長－30番。

○予算決算委員長(高比良 元君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成30年9月定例会において、本委員会に付託されました認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」ほか2件については、去る10月17日から10月26までの期間中、6日間にわたり審査を行い、認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、起立採決の結果、認定すべきものと決定されました。

また、認定第2号「平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、いずれも異議なく、認定すべきも

のと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料をもとに、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。平成29年度の一般会計決算額は、歳入が約7,332億3,000万円、歳出が約7,127億5,000万円となっており、差引収支では、約204億8,000万円の剰余金が生じております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源約195億7,000万円を控除した実質収支は、約9億1,000万円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出決算額は、前年度に比べ、それぞれ2.5%、2.3%の増となっておりますが、その主な要因として、歳入については、県庁舎建設整備基金の取り崩しの増等に伴う繰入金の増などによるものであり、歳出については、県庁舎建設整備費の増や新幹線整備事業負担金の増などです。

次に、本県の財政状況については、厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を目指し、平成28年度から取り組んでいる「長崎県行財政改革推進プラン」に基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化の取組を進めております。

そのような中、先に公表された「中期財政見通し」では、平成30年度当初予算編成時の歳出削減等により、財源不足額が圧縮され、平成29年度の見込みより、一定収支が改善されている

ものの、今後の基金残高の動きを見ると、基金の減少幅が拡大しており、収支は大幅に悪化する見通しとなっております。

加えて、平成29年度末の県債残高は1兆2,589億円となっており、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっております。

今後、社会保障関係経費など義務的経費の増加も予想される状況においては、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は約31億6,000万円と、前年度と比較して約2億6,000万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち県税については、個人県民税、軽油引取税、自動車税で収入未済額が減少し、調定額に占める割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られますが、なお収入未済の残高は約14億3,000万円で、全体の約45%を占めております。

そのため、引き続き、長崎県地方税回収機構やファイナンシャルプランナーの活用等により、さらなる収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、税外の未収金回収については、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時の厳正な審査を行うなど、新規未収金を発生させないよう努め、また、部局横断的組織である未収金対策検討会議において、現状分析

や課題整理、情報共有等を行い、引き続き、収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

なお、不納欠損の総額は約1億3,000万円で、前年度と比較して約2,800万円減少いたしております。不納欠損処分は、やむを得ない事由で一定の基準を満たす場合に行われておりますが、安易に不納欠損が生じることのないよう、時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

平成29年度の繰越額は約511億4,000万円と、前年度と比較して約13億8,000万円増加いたしております。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っておりますが、繰越が常態化することがないよう、計画的・効率的な事業執行に努め、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰り越しの縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地については、平成29年度末で16万7,000平方メートルあり、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において有効活用策や処分方針等を決定しておりますが、さらなる収支改善のためにも、現状をこれまで以上に精査し、市町等とも連携のうえ、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、積極的に処分及び活用を努めるようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、平成29年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、以下の理由で認定できません。来年度の事業見直しを求めます。

1、石木ダム事業関連決算額2億9,974万円。

当初予算10億円に対して決算が約3億円、事業への県民合意が得られていない結果です。

「長崎県と佐世保市は、佐世保市水道の保有水源を恣意的に過小評価している」との指摘があります。安定水源を許可水利権の1日7万7,000立方メートルだけとしています。相浦川の慣行水利権2万2,500立方メートルと岡本水源1,000立方メートルを加えると、佐世保市水道の実際の保有水源は1日10万500立方メートルあります。

一方、佐世保市水道の1日最大取水量は8万立方メートル程度ですから、差し引き約2万立方メートルの余裕水源を抱えています。したがって、「水源が不足しているという話は事実ではない」との指摘です。

佐世保市の水は足りています。人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、

石木ダムは不要です。事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、約60人を強制的に収用することにつながり、絶対に認められません。

2、長崎新幹線事業関連決算額133億4,575万円。

さきの9月定例会で、中村知事は、武雄温泉～長崎の総事業費5,009億円が、さらに1,188億円増額となることを明らかにしました。フリーゲージトレインを断念した長崎新幹線がフル規格となれば、新鳥栖～武雄温泉は6,000億円かかることを国土交通省が試算しています。実現の見通しが無いのに予算だけが膨らんでいく長崎新幹線事業は、凍結、中止すべきです。

指摘したいことは、長崎県の厳しい財政状況が続き、苦しい予算編成を強いられる状況にありながら、これらの事業は見直しの対象から外されていることです。予算決算委員会の最終日、「平成31年度長崎県予算編成方針」が発表されました。

この中では、本県の財政状況は極めて厳しく、そのために分野を問わず、事業、施設、職員配置のあり方そのものまで踏み込んで検討する。各部局へ配分する経費についても、5%、10%など、それぞれ削減するとしています。しかし、石木ダム、長崎新幹線事業は、削減対象経費に含まれていません。長崎県の厳しい財政状況だからこそ、全ての事業を見直すべきです。

そのほか、カジノを含む統合型リゾート導入検討事業決算額342万円、諫早湾干拓関連事業決算額21億4,097万円、議員の海外視察決算額1,848万円などは来年度見直してください。

見直した事業の財源で、子どもの医療費助成年齢を就学前から、せめて中学校卒業まで拡大してください。高すぎる国民健康保険税を引き下げるために長崎県が財政支援をしてください。

交流人口を増やす事業以上に、定住人口を増やす事業が、県民に見える予算編成を要望いたします。

安倍政権のもとで、県民の暮らしは深刻です。日本共産党長崎市議団が行った市民アンケートによれば、最近の暮らし向きは6割の方が「悪くなった」と回答を寄せ、負担が大きいと思うものに、6割の方が、税金、国保税、社会保険料を挙げています。国の悪政から県民を守る防波堤の役割が、長崎県には求められています。

長崎新幹線や石木ダムより、県民の暮らし優先の予算編成を求め、反対討論といたします。

○議長(溝口芙美雄君) 中島浩介議員—26番。

○26番(中島浩介君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議の中島浩介でございます。

会派を代表いたしまして、認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べます。

平成29年度決算につきましては、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも、原案のとおり認定すべきものと決定し、10月26日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところでございます。

まず、前回審査である平成28年度予算決算委員会決算審査報告書における3つの指摘事項に対する県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、その多くを占める県税において、長崎県地方税回収機構の活用などにより、個人県民税の収入未済額は対前年度から約1億1,700万円縮減し、併せて徴収率についても0.4ポイントアップするとともに、コンビニエンスストア納付のさらなる拡大など、納税環境の整備にも努められています。

また、県税以外についても、未収金対策検討

会議におきまして、債権回収管理会社への委託事例の実績の検証など収入未済の縮減に向けた取組を推進されております。

2点目の予算繰越の縮減については、平成29年度の一般会計における繰越額は、前年度とほぼ同額の約507億円となっており、この中には、国の事業決定の遅れなども含まれておりますが、県としても、今後も事業の進捗管理の徹底を図り、予算繰越の一層の縮減に努めていくとされております。

3点目の未利用地の有効活用については、「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針などの決定を行うとともに、売却可能な未利用地に係る情報を広く提供するなど、着実に対策が講じられております。

以上のように、いずれの指摘に対しても、是正及び改善に積極的に取り組まれ、評価できるものであります。一方で、この3つの項目は、毎回、同様の指摘がなされており、長い間、進展しないものも含め、今後の継続的な対応が重要であると考えます。

一方、平成29年度の実施事業については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」、並びに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、有人国境離島法関係の交付金などを活用しながら、交流人口の拡大や雇用の確保のための各種施策が力強く展開されており、本県への移住者数や企業誘致などによる雇用計画数など、具体的な成果があらわれているものもありますが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っておらず、今後も施策の強化が必要であると考えます。

また、直近の「中期財政見通し」においては、今後も公債費の増加が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況が続くことから、平成33年度以

降は、基金に依存しない財政運営を目指して「行財政改革推進プラン」に積極的に取り組むとともに、財政構造改革のための総点検を進められている県の姿勢は、評価されるべきであります。

県におかれましては、財政構造改革を一層進めつつ、国の施策や有利な財源措置を積極的に活用しながら、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、全力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

認定第2号及び認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号及び認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付いたしておりますとおり、発議第191号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」の提出がっておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第191号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第191号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第191号は、原案のとおり可決されました。

次に、知事より、第121号議案乃至第148号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、平成30年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る10月29日、高円宮家の絢子女王殿下と守谷 慧様とのご結婚の式典がめでたく行われましたことに、県民の皆様とともに、心からお祝いを申し上げます。

また、去る10月19日に逝去されました名誉県民の下村 脩博士に対しまして、県民の皆様とともに謹んで哀悼の意を表します。

下村博士は、長崎医科大学附属薬学専門部を卒業後、世界的な科学者としてご活躍され、生命科学の発展に卓越した功績を上げられました。特に、分子生物学分野におけるオワンクラゲの緑色蛍光タンパク質の発見等により、平成20年にはノーベル化学賞や文化勲章を受けられるなど、県民に大きな夢と誇りを与えていただきました。

そのご功績に改めて深謝いたしますとともに、安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

なお、お別れの会を、来る12月2日に、長崎大学中部講堂におきまして、県、佐世保市、長崎大学の合同で執り行うこととしております。

去る10月22日、「故 高田 勇元長崎県知事県民お別れの会」を執り行いました。

当日は、在りし日の高田元知事を偲び、ご功績に感謝申し上げ、哀悼の誠を捧げました。本県選出国會議員の皆様並びに県議会をはじめ、県民の皆様には多数ご参列を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（平成31年度の重点戦略）

本県においては、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に直面する中、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念とする県の総合計画に基づき、県民所得向上対策をはじめ各種施策の推進に力を注いでまいりました。

その結果、雇用創出数や県外からの移住者数は目標を上回って推移するとともに、農業産出額は7年連続で増加し、観光消費額やクルーズ船の入港数も過去最高を記録するなど、具体的

な成果も見えはじめておりますが、人口減少をはじめとする本県の構造的課題の解決までには至っていないところであります。

また、平成29年度においては、合計特殊出生率、高校生や大学等の学生の県内就職率が前年を下回るとともに、外国人延べ宿泊者数の伸び率が九州各県よりも低いなどの課題も見受けられることから、これまで以上に力強い戦略を推進していく必要があると考えております。

そのため、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の4年目となる平成31年度においては、今年度実施した施策評価等の結果も踏まえ、これまでの事業を改めて検証し、一層の選択と集中を図りつつ、新たな視点や発想を取り入れながら、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」与えられるような施策を戦略的かつ分野横断的に展開してまいりたいと考えております。

具体的には、人口減少対策を本県の最重要課題と位置づけ、「移住促進対策」、「雇用の場の確保と若者の県内定着対策」、「結婚・出産・子育て支援」、「集落維持・活性化対策」などを重点的に推進するとともに、県民所得の向上、離島地域の振興などに総力を結集して取り組み、県民の皆様には具体的な成果としてお示しできるよう全力を傾注してまいります。

それでは、平成31年度の重点戦略の素案に掲載した主な施策について、総合計画で実現を目指す5つの将来像に沿って、ご説明いたします。

1 交流でにぎわう長崎県

本年7月の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録等を契機に、国内外からの需要を取り込みながら、さらなる交流拡大を図り、本県経済の活性化につなげていく必要があると考えております。

そのため、海外への戦略的な情報発信に努め、本県ブランド力の向上や誘客拡大を図るとともに、観光産業の高度化を推進するため、将来の担い手となる人材の育成や他産業と連携したサービス向上への取組を支援してまいります。

また、世界遺産来訪者への対応については、構成資産を案内する観光ガイドの確保やスキルアップなど、受入体制のさらなる充実を図ってまいります。

文化・スポーツの交流については、日本の生活・文化に大きな影響を与えた隠元禅師などを通じた中国との交流拡大を図るとともに、ラグビーワールドカップ2019公認チームのキャンプ受け入れ等に万全を期してまいります。

このほか、新幹線については、2022年度の開業効果を最大限に高めるための体制づくりや機運醸成に努めるほか、移住対策については、「ながさき移住サポートセンター」を通じたきめ細かなサポートの充実に加え、UIターン者による創業や事業継承、地域における雇用拡大を支援するとともに、本県からの人口流出が最も多い福岡への効果的な情報発信など、人口増につながる施策の充実・強化を図ってまいります。

2 地域のみんが支えあう長崎県

人口減少、少子・高齢化が進む中、県民一人ひとりが様々な分野で役割を担い、互いに支えあいながら、いつまでも健康で、生きがいを持って活躍できる社会を実現していくことが重要であると考えております。

そのため、健康長寿日本一の長崎県づくりについて、優良事例の表彰に加え、市町や企業、地域などで健康づくりの成果を競いあうなど、県民が健康づくりを楽しくはじめ、楽しく継続できる仕組みを工夫するとともに、健康づくり

を実践いただく機会の拡大に努めてまいります。

また、地域で高齢者等の日常生活の困りごとへの助けあい活動などに取り組む、元気な高齢者団体等を支援するほか、地域包括ケアシステムの早期構築に向けて、モデル地区や先進地域における取組を県内全域へ展開してまいります。

さらに、ICTやIoTなどの活用を図りながら、行政、地域住民、関係団体、民間事業者等による多重的な見守り体制を構築するとともに、若年性認知症の方々のサポート強化、障害者など配慮が必要な方々への支援に努めてまいります。

女性の活躍推進については、性別による固定的役割意識の改革、女性の家事・育児負担の軽減に向けた啓発強化に取り組むほか、企業における男女が働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

このほか、今後不可欠となる地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向け、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町の活動を部局横断的に支援する体制整備を推進してまいります。

3 次代を担う「人財」豊かな長崎県

合計特殊出生率をさらに高め、人口の自然減に歯止めをかけるためには、若い世代が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会を実現していく必要があると考えております。

こうした社会の実現に向け、行政、企業・団体、地域住民が一体となった活動を展開しながら、これまでの個人への結婚支援に加え、職縁結婚の活性化に向け、企業間の交流を新たに支援してまいります。

また、子育て施策については、育児負担の軽減のため、子育て世代に対し、地域における育

児支援や男性の家庭参画等にかかる情報発信の充実を図るとともに、保育人材の確保に向けた保育士・保育所支援センターの機能強化、待機児童対策、子育て支援員研修の充実等に努めてまいります。

一方、若者の県内定着の促進については、高校生、大学等の学生とともに県内就職率が低下している現状を踏まえ、既存事業のさらなる深化に加え、新たな対策を積極的に講じていく必要があると考えております。

そのため、人材確保に向け企業が実施する雇用環境の改善や社員の人材育成を支援するとともに、SNS等を活用した県内企業の魅力発信の強化、学生と企業が直接触れあう交流機会の拡充を図るほか、本県出身者が多く進学する福岡や首都圏等の学生に対し、県内企業を知る様々な機会を提供してまいります。また、高校生の県内就職に対する意識のさらなる醸成や中学生へのキャリア教育の充実を図るなど、人口流出の抑制に向け全力を傾注してまいります。

このほか、産業人材の確保に向け、介護や農業分野における外国人材の受入環境の整備、漁業後継者の技術習得の支援等に努めるほか、学校教育については、児童生徒の学力の基盤となる読解力の育成、グローバル化に対応するための英語力の向上に努めてまいります。

4 力強い産業を創造する長崎県

県民所得の向上や良質な雇用の場の創出に向け、造船業に次ぐ基幹産業の創出や、県内産業の底上げ・成長につながる施策の充実・強化を図っていく必要があると考えております。

そのため、本県が強みを持つ半導体関連企業や、金融機関などのバックオフィス等の立地・拡大を支援し、良質な雇用の場を創出するとともに、海洋エネルギー関連産業分野における県

内企業の参画や企業群育成、航空機関連産業のサプライチェーン構築等を推進してまいります。

併せて、食料品製造業の付加価値向上に向けた企業の規模拡大の支援や、サービス産業の底上げを図るための計画段階からの伴走支援を実施してまいります。

また、創業や事業承継を増やすため、市町、国の事業引継ぎ支援センター、移住サポートセンター等との連携を強化するとともに、創業希望者と廃業予定者の広域的なマッチングを促進してまいります。

一方、元気で豊かな農林水産業を実現するためには、地域別の施策展開計画や産地計画を基軸とし、水産業や農業の収益性向上、経営力強化に向けた施策を積極的に推進していくことが重要であります。

水産業については、漁業者への経営指導等の充実、担い手の確保・育成に努めるとともに、漁業法の改正等を踏まえ、養殖における漁場再編、新規参入、産地強化を推進するほか、水産物のさらなる輸出拡大に向け、新たな輸送ルートや新規販路の開拓、生産者と加工業者が連携した販売力の強化等に取り組んでまいります。

農業においては、農業所得のさらなる向上に向け、スマート農業の推進等による露地・施設園芸、畜産の生産性向上やコスト縮減、規模拡大に必要な農地集積や基盤整備、新規就農者などの担い手確保に力を注ぐとともに、本県産の花弁、茶の輸出拡大や販路開拓、長崎和牛の販路拡大、ブランド化を推進してまいります。

5 安心快適な暮らし広がる長崎県

有人国境離島法の施行から3年目を迎え、国境離島地域において継続的な居住が可能となる環境整備をさらに推進していく必要があると考えております。

そのため、関係市町とともに、同法に基づく交付金を最大限活用し、雇用機会の拡充、住民の航路・航空路運賃の低廉化、農水産品等の輸送コストの負担軽減、滞在型観光の促進に努めるとともに、しまの優れた地域資源のさらなる活用や地域商社の機能強化に向けた支援等を実施してまいります。

また、九州新幹線西九州ルートをはじめ、高規格幹線道路、地域高規格道路などの交通ネットワークの整備、県内空港の活性化、道路や橋梁等の老朽化対策の計画的な実施など、社会資本整備の着実な推進やインフラ資産の適正な管理に努めてまいります。

このほか、県民の皆様が、長崎で暮らしてよかったと実感できる「安全・安心日本一の県づくり」の実現に向け、近年大規模な地震や集中豪雨など自然災害が頻発する中、県民の安全・安心に直結する自然災害防止事業などの防災・減災対策、通学路等におけるブロック塀の除却を推進するほか、女性や若者の消防団加入促進などにより地域防災力の充実を図ってまいります。また、行政や企業、関係団体、地域住民による連携を強化し、犯罪や交通事故のないまちづくりや、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備等に力を注いでまいります。

（特定複合観光施設（I R）区域整備の推進）

I R区域の整備については、去る10月4日、佐世保市において「九州・長崎I R推進決起大会」を開催いたしました。当日、来賓としてご出席いただいた石原 進九州経済連合会副会長からは、「九経連としても佐世保でI Rが実現できるように一緒に活動したい」との心強いお言葉をいただきました。

こうした中、去る10月25日に大分県で開催さ

れた、九州・山口各県の知事、経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、本県から、I R導入に向けた取組について報告を行い、さらなる連携強化について協力を求めたところ、関係者の皆様から、I Rは、九州全体に大きな観光振興効果があることから、九州一体となって取り組んでいく旨の賛意が示されたところであります。

本県が目指す九州・長崎I Rの実現には、「オール九州」としての誘致体制づくりが不可欠であり、引き続き、あらゆる機会を通じて理解と協力を求め、九州各県や経済界との連携がより強固なものとなるよう努めてまいります。

また、I Rの推進に当たっては、県民の皆様にI Rについて理解を深めていただくことが重要であることから、昨年度に引き続き、県民セミナーを県内各地で開催する予定としており、導入による経済効果や依存症対策など、I Rに係る正確な情報をわかりやすくお伝えしたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市と連携し、本県へのI R導入実現を目指してまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、去る10月30日、武雄温泉～長崎間で最も長い新長崎トンネルが貫通するなど、2022年度の開業に向けて工事の進捗が図られております。

一方、西九州ルートの整備事業費については、当初計画から約1,188億円の増額が見込まれていることから、県としては、国に対し、事業費増加の要因や詳細な内容について説明を求め、確認作業を進めるとともに、地方負担の軽減方策や開業時期の遵守等について要請してまいります。

また、去る11月6日から7日にかけて、県議会九州新幹線西九州ルート整備特別委員会を中心として、西九州ルートのフル規格による整備、事業費増加に対する十分な財政措置等について、政府・与党への要望活動が行われたところであります。

引き続き、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図りながら、西九州ルートのフル規格による整備の実現に向け、全力を傾注してまいります。

（国際定期航空路線の開設）

県においては、経済団体等と連携し、本県経済の活性化に寄与する国際定期航空路線の積極的な誘致活動を行っておりますが、このたび、東南アジアや日本の主要都市などに就航している香港エクスプレス社による、長崎～香港間の新規開設が決定しました。

長崎空港を発着する国際定期航空路線は、上海、ソウルに続いて3路線目となり、来年1月19日から週3便の運航が予定されております。

香港については、本年9月に中国本土と高速鉄道が連結されるとともに、先月にはマカオ等と繋がる港珠澳大橋も開通したことから、今後、香港はもとより、マカオ、広東など広い範囲から本県への観光客等の増加が見込まれるところであります。

また、LCC（格安航空会社）ならではの低廉な航空運賃に加え、同社の乗り継ぎ便の利用によりベトナムやタイ等への渡航が可能となり、県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今回の就航を契機として、本県の魅力を幅広く発信し誘客拡大に努めるとともに、香港等との経済や文化など幅広い分野での交流促進に力を注いでまいります。

（中国との交流促進）

去る10月25日、中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会のお招きにより、溝口県議会議長とともに、中国北京市で開催された「日中平和友好条約締結40周年記念レセプション」に出席してまいりました。中国を訪問中の安倍総理や李克強首相をはじめ多くの要人が列席される中、今回、本県が招待を受けたことは、これまで、中国との友好交流に積極的に取り組んできた実績を高く評価されたものと考えており、大変光栄に存じております。

また、去る10月26日、長崎市において、中国駐長崎総領事館などとの共催により、「日中平和友好条約締結40周年 長崎と中国の友好交流記念レセプション」を開催いたしました。

当日は、郭燕中国駐日本国臨時代理大使、本県選出国會議員や県議会の皆様をはじめ、日中双方の関係者約450名が出席し、長年にわたり本県と中国との友好交流にご尽力いただいた、故高田 勇元長崎県知事、故兪雲登長崎華僑總會名誉会長に対し感謝状を贈呈するとともに、日中の学生による交流事業の成果発表等が行われ、両国の友好を一層深める機会となりました。

引き続き、これまで先人が築いてこられた中国との友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に努めてまいります。

（健康長寿日本一の県づくり）

人生100年時代を迎えようとする中、県民の皆様の健康寿命を延ばしていくためには、家庭、職場、学校など全てのライフステージにおいて健康づくりを進めていく必要があります。

こうした中、去る11月3日、市町や関係団体等で構成する「健康長寿日本一長崎県民会議総会」を開催し、これまでの分析結果等を踏まえ、食事や運動など生活習慣の改善、健診の受診率

向上、地域や職場における絆の強化など、本県の健康づくりにおける課題や対策の方向性について共有するとともに、県民の皆様実践いただきたい活動をわかりやすく提示しながら、今後、官民一体による県民運動として推進していくことを決定したところであります。

引き続き、市町や関係団体、企業等との連携を図りながら、多くの県民の皆様健康づくりを実践いただくための環境を整備するなど、健康長寿日本一に向け力を注いでまいります。

（平和行政の推進）

去る11月14日と15日の2日間、長崎市において、核兵器保有国や非保有国の有識者で構成される「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が開催され、安全保障や軍縮にかかる中・長期的課題等について活発な議論が行われました。

また、去る11月16日から18日までの3日間、県や長崎市、国内外のNGO（非政府組織）等の主催による「核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ」を5年ぶりに長崎市で開催し、世界に向けた平和のメッセージとして「長崎アピール」が採択されました。

核軍縮の進め方をめぐり意見の対立が顕在化する中、このような会議が被爆地長崎で開催されることは、大変意義深いこととあります。

現在、被爆者の高齢化に伴い、被爆体験の風化が懸念されることから、世代を超えて被爆の実相をしっかりと語り継いでいくとともに、世界のより多くの人々に被爆地を訪問いただき、原爆の悲惨さや非人道性を理解してもらうことにより、核兵器のない世界の早期実現を目指していく必要があると考えております。

今後とも、「長崎を最後の被爆地に」との強い思いで、一日も早い核兵器の廃絶と世界恒久

平和の実現に努めてまいります。

（諫早湾干拓事業の開門問題）

去る10月18日、吉川農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業の現地視察及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

意見交換においては、私から、国が開門しない方針を明確に示されたことについて、お礼を申し上げるとともに、「開門しない方針のもと開門問題の早期解決を図っていただきたいこと」、「開門することなく真の有明海再生に向けてご尽力いただきたいこと」、「しっかりと調整池の環境対策に取り組んでいただきたいこと」を要望いたしました。

併せて、諫早湾干拓事業の経緯や、農業、漁業等の現状を説明するとともに、調整池や自然干陸地など、諫早湾干拓事業により創出された、新たな地域資源の積極的な利活用が進められていることを報告したところであります。

また、地元関係者の方々からも、国の開門しないとの方針に対する感謝の言葉が述べられ、開門しない方向で開門問題の早期解決が図られることを強く望む意見が出されました。

大臣からは、「開門によらない基金による和解を目指すことが、開門問題解決の裁量の方策という方針のもと対応していく。有明海の再生を着実に進め、調整池の水質改善にもしっかりと取り組んでいく」とのお話がありました。

県としては、引き続き、今後の推移を見極め、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、岬の教会や長崎奉行所などが置かれ、その後も長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた歴史的に重要な土地であるとともに、まちなかに立地する大

変貴重な県民の財産であることを念頭に、「賑わいを創出する広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの方向性に沿った主要機能を、限られた敷地内にどのような形で配置することが可能か等について、長崎市との間で調整を行ってまいりました。

これを踏まえ、県庁舎の跡地活用については、長い岬の先端に位置し、様々な歴史の舞台となった場所であったことをうかがい知ることのできる石垣を保存・顕在化することを基本として、石垣の上に、イベント開催が可能な一定の面積を確保した広場、歴史等の情報発信を行う交流・おもてなしの空間、質が高く、利用者が使いやすい文化芸術ホールの3つの主要機能を効果的に配置し、相乗効果を発揮させるとともに、出島を含む周辺地域との連携や景観の調和にも配慮しつつ、交流人口の拡大や賑わいの創出につなげていくという、県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理したところであります。

県としては、この基本的な考え方について、今議会においてご議論いただき、また、関係者の皆様からのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

（教育大綱及び教育振興基本計画の策定）

知事と教育委員会で構成する総合教育会議における議論等を踏まえ、本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針として、新たな教育大綱「豊かに育て ながさきの子どもたち」を策定いたしました。

私は、人口減少や少子・高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化していく中で、産業や地域の活性化をはじめ、全ての基本となるのは、それを支える人材の育成であると考えております。

そのため、大綱においては、「ふるさと長崎

への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材の育成」、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材の育成」など6つの柱を定め、本県の将来を担う子どもたちの育成や、その成長を支える環境づくりを推進することとしております。

また、本県教育の振興のための施策に関する基本的計画として、県議会や県民の皆様、有識者による懇話会等からのご意見をお聞きしながら、「第三期長崎県教育振興基本計画」を取りまとめ、本議会に計画案を提出しております。

計画案では、新たな教育大綱を踏まえ、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、これからの変革の時代をたくましく生き抜く力や、新たな価値を創造する力を育むこと等により、我が国やふるさと長崎の未来を担う人材の育成を目指すこととしております。

今後、教育大綱や基本計画に盛り込まれた方針や具体的施策について、県民の皆様への周知を図り、ご理解とご協力をいただきながら、関係部局が緊密に連携し、教育行政の推進に全力を尽くしてまいります。

（離島航路の運休問題）

上五島地域を中心に運航する株式会社五島産業汽船においては、経営上の都合により、10月2日から、同社が運航する全ての航路を運休しておりましたが、鯛ノ浦～長崎航路について、新たに設立された五島産業汽船株式会社により、10月19日から船舶1隻による運航が開始されました。

また、11月16日から、新上五島町の町有船1隻の指定管理を受け、2隻体制による1日3往復の運航となり、輸送力が強化されたところであります。

有川～佐世保航路においても、航路運休の影響により、離島から本土へ日帰りで出向く際の本土地域での滞在時間が短くなるなどの影響が生じておりましたが、11月1日から、九州商船株式会社において、早朝・夕方の便を設定するダイヤ改正が行われ、利便性の改善が図られております。

このほか、有川～佐世保航路を含む離島航路を対象として、10月末から観光客向けに販売しております、離島での体験プログラムが利用できるクーポンが付いた「企画乗船券」について、今月16日から、鯛ノ浦～長崎航路を対象に追加し、同航路の利用促進に努めているところであります。

離島航路は、住民の生活や物資の輸送、交流人口の拡大等に必要不可欠な交通手段であり、県としては、引き続き、地元自治体の考え方も踏まえ、国等の関係機関と連携しながら、利用者の利便性等が確保されるよう、適切に対処してまいります。

（幹線道路の整備）

交流人口の拡大等を支える規格の高い道路整備のうち西九州自動車道の伊万里松浦道路については、昨年の今福インターから調川インター間の供用に続き、来月15日に、松浦インターまでが開通することとなりました。今回の開通により、伊万里松浦道路の県内区間7.1キロメートルのすべてが完成することとなり、観光や水産業をはじめ地域経済のさらなる活性化が期待されるところであります。

本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会並びに地元自治体の方々のご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

また、九州横断自動車道の長崎多良見インターから長崎芒塚インター間の4車線化について

も、去る11月20日、最後の未完成橋梁である日見夢大橋の渡り初め式が開催されるなど、今年度の完成供用に向け、順調に整備が進められております。

今後、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の整備を積極的に推進してまいります。

（企業誘致の推進）

去る11月22日、長崎市に立地しているトランスコスモス株式会社と、佐世保市における新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、企業から受託した給与事務や経理などのバックオフィス業務を行っており、来年1月頃から業務を開始し、3年間で約400名を雇用する予定とされております。

また、10月31日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社が、新たに自動車用内装品の生産を行う第3工場の増設を決定されました。今回の増設を含めた同社の雇用計画数は約350名となります。

さらに、11月15日には、東京都に本社を置く株式会社ペイロールが、長崎市への立地とクレインハーバー長崎ビルへの入居を決定されました。同社は、企業から給与計算業務を受託する企業であり、来年7月頃から事業を開始し、3年間で135名を雇用する予定とされております。

なお、クレインハーバー長崎ビルへの入居は、今回の立地決定で3フロア目となります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体や関係機関と連携を図りながら企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（障害者雇用の拡大）

県では、障害者雇用率の算定に係る不適切な取り扱いが判明し、その結果、法定雇用率を下回ったことから、障害者雇用の拡大に向けた取

組について検討を進め、先般、対応策の取りまとめを行い、併せて、上田副知事をはじめ、歴代の人事課長に対して処分を行ったところであり、ります。

今後の対応としては、障害者採用における受験資格について、従来の身体障害者に加え、知的障害者や精神障害者を追加するなどの見直しを行い、来年4月の採用に向け、追加の採用試験を実施することとしております。

また、庁内業務を集約した「ワークサポートオフィス（仮称）」を設置するとともに、障害者雇用に係る職員相談窓口の設置など、障害者の方々が働きやすい環境整備を進めることとしております。

今後、一刻も早く法定雇用率の達成に努めるとともに、県全体における障害者雇用の推進についても、全力で取り組んでまいります。

（スポーツの振興）

去る9月29日から10月9日まで、福井県で開催された「第73回国民体育大会」において、本県は、陸上成年男子の山本凌雅選手、レスリング成年男子の松坂誠應選手、山岳成年女子チームが優勝するなどの活躍を見せましたが、総合成績は昨年の24位から大きく順位を落とし41位という厳しい結果となりました。

今後、しっかりと課題の整理を行い、県体育協会や各競技団体をはじめ、関係の皆様と一体になって、競技力の向上に努めてまいります。

また、同じく福井県で10月13日から15日まで開催された「第18回全国障害者スポーツ大会」において、本県選手団は、16個の金メダルを含む31個のメダルを獲得いたしました。

障害者スポーツにおける本県選手の活躍は、県民に勇気と感動を与え、障害者の社会参加への意欲を高めるものであり、今後とも、障害者

スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、災害及び国の補正予算への対応に要する経費、給与改定及び職員給与関係既定予算の過不足の調整、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計34億6,070万5,000円の増額、特別会計3,027万8,000円の増額、企業会計257万6,000円の減額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,047億6,833万7,000円となり、前年同期の予算に比べ、237億3,731万7,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」は、大村市立図書館との合築により整備する長崎県立長崎図書館の設置及びその管理に関する事項を定めようとするものであります。

第139号議案「契約の締結の一部変更について」は、一般県道諫早外環状線道路改良工事について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものであります。

第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、百花台公園及び百花台森林公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第147号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、黒田隆雄君を任命しようとするものであります。

第148号議案は、長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、川口博樹君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます小尾重厚君、公安委員会委員を退任されます川添忠彦君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案のうち、第147号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、及び第148号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第147号議案は、原案のとおり、委員として、黒田隆雄君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第147号議案は、原案のとおり同意

を与えることに決定されました。

次に、第148号議案は、原案のとおり、委員として、川口博樹君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第148号議案は、原案のとおり同意を与えることに決定されました。

次に、議会運営委員会より、発議第192号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとお提出されておりますので、これを上程いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月2日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月3日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時 8分 散会 —

第 7 日 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成30年12月3日（月曜日）

出席議員（44名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君

35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（1名）

14番 吉村洋君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 企画振興部政策監 廣 田 義 美 君
 文化観光国際部政策監 田 代 秀 則 君
 産業労働部政策監 下 田 芳 之 君
 教 育 委 員 会 池 松 誠 二 君
 教 育 長
 選挙管理委員会委員 堀 江 憲 二 君
 代表監査委員 濱 本 磨 毅 穂 君
 人事委員会委員 平 松 喜 一 朗 君
 公安委員会委員 片 岡 瑠 美 子 君
 警 察 本 部 長 國 枝 治 男 君
 監 査 事 務 局 長 辻 亮 二 君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任) 寺 田 勝 嘉 君
 教 育 次 長 本 田 道 明 君
 財 政 課 長 古 謝 玄 太 君
 秘 書 課 長 伊 達 良 弘 君
 警察本部総務課長 杉 町 孝 君
 選挙管理委員会書記長 井 手 美 都 子 君

 議会事務局職員出席者

局 長 木 下 忠 君
 総 務 課 長 高 見 浩 君
 議 事 課 長 篠 原 みゆき 君
 政 務 調 査 課 長 太 田 勝 也 君
 議 事 課 長 補 佐 増 田 武 志 君
 議 事 課 係 長 梶 谷 利 君
 議 事 課 主 任 主 事 天 雨 千 代 子 君

 ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中島廣義議員－38番。

○38番(中島廣義君) (拍手) 【登壇】 皆さん、

おはようございます。

自由民主党・県民会議の中島廣義でございます。

この議場で初めての質問となります。一括質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

1、県政重点事業について。

(1) 人口減少対策。

新幹線長崎ルートも重要な事業でありますけれども、後日、八江特別委員会委員長がしっかりと質問をさせていただきますので、まずは人口減少対策について、お尋ねをいたします。

中村知事におかれましては、知事就任以来、「人・産業・地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念とし、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった本県の課題に真正面から向きあい、さまざまな施策を推進してこられたところであります。

特に、人口減少対策につきましては、全国の地方創生の動きを先取りする形で、危機意識を持たれ、これまで良質な雇用の場の創出、若者定着、移住対策など、さまざまな取組を進められております。

知事におかれましては、先般、「平成31年度長崎県重点戦略(素案)」をお示しになり、その中においても人口減少対策を重要課題と位置づけられておりますが、私自身も、この課題に向きあい重点的に取り組んでいくことが、何よりも必要であると考えております。

今年4月に「国立社会保障・人口問題研究所」がまとめた将来推計人口によると、2045年の本県は98万2,000人で、県の「長期人口ビジョン」と比べ約12万人少ないと推計されております。2060年に100万人規模の人口維持を掲げ

る県にとって、大変厳しい見通しとなっているとの記事が記載されておりました。

そこで、次年度における人口減少対策について、どのようなことに重点を置き推進されていくのか、お伺いをいたします。

次に、今年度から、人口減少対策の強化のため統轄監が配置され、次年度当初予算要求においても特別の配慮がなされるとお聞きをいたしておりますが、どのような視点、考え方で事業の推進に当たられるのか、お尋ねをいたします。

本県においては、死亡者数が出生数を上回る自然減と、転入者よりも転出者の方が多い社会減と両方が重なっていて、現在も急速に人口減少が進行している状況であります。

そのうち自然減については、希望どおりに出産をしていただける環境整備が非常に大事であります。我が国では、諸外国と比較して、結婚された夫婦から生まれる子どもがほとんどである状況であり、まずは、いかに独身者の皆さんが希望する結婚を実現できるかが大事であろうと考えております。

そこで、次年度、どのように結婚支援策を強化していこうとされているのか、お伺いをいたします。

また、社会減については、若年層の県外流出が、その大きな要因となっておりますが、県内高校卒業生の約6,500人、県内大学卒業生の約1,800人が転出しております。平成29年度の県内就職率は、高校生61.6%、大学生が42.7%と大変厳しい状況にあります。

ただ、こうした状況にあるものの、人口減少を止めるには、若者を県内にとどめなければならず、なぜ若者が県外に出て行くのか、その理由を、できるものから一つひとつつぶしていく対策を打つことが必要であると考えますが、具

体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

2、複合観光施設（I R）について。

長崎I Rを九州全体の構想とするための九州知事会議等での合意について、お尋ねをいたします。

本年7月に成立したいわゆる「I R整備法」で、I Rを整備できるのは全国3カ所が上限とされております。

既に誘致を表明している大阪府・市、和歌山県に加えて北海道、東京都、横浜市、愛知県名古屋市などで検討の動きがあるなど、区域認定をめぐって大変厳しい地域間競争が予想されているところであります。

この地域間競争を勝ち抜くために、長崎I Rは、九州のI Rとして、九州知事会や九州経済界など関係者が一体となった取組が必要と考えますが、現在、長崎I Rについての九州知事会議等における受け止めはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、I R来場者の交通対策の検討について、お伺いをいたします。

4月に公表された長崎I R基本構想有識者会議取りまとめによりますと、ハウステンボス地域にI Rが実現した場合の経済波及効果として、建設投資で約3,700億円、運営で2,600億円と推計されているほか、雇用見込数3万8,000人、年間約740万人の集客が見込まれているところであります。740万人の来場者見込に現在のハウステンボス来場者約280万人を加えると、年間1,000万人強が、この地域を訪れることとなります。

このような予測の中、特に、各地域から訪れる来場者の交通対策が重要と考えますが、現在、どのような検討を行っているのか、お伺いをい

たします。

次に、ハウステンボスへのアクセス道路、東彼杵道路について、お伺いをいたします。

東彼杵道路については、県北地域から長年にわたって要望が出されており、国道205号の慢性的な渋滞、事故・災害時の遮断リスク、長崎空港への速達性の欠如等のため、候補路線から計画段階評価への早期着手が要望されてきたところであります。

県、佐世保市、経済界が一体となって誘致のIR整備に伴い、国道205号のハウステンボスから川棚町、東彼杵町の交通量が増えることが想定されます。この課題解決としては、東彼杵道路の整備が必要不可欠であると思われませんが、今後の見通しについて、お伺いをいたします。

3、県庁舎跡地の活用について。

県庁舎跡地の活用については、これまで二度にわたる懇話会の提言を踏まえ、県においては、平成28年の2月定例会で、「賑わいを創出する広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化・芸術ホール」の3つの活用策の方向性を示されております。

今回、この方向性に沿った3つの主要機能の跡地敷地内での配置等について、長崎市との間で協議を行い、県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理したとの知事説明がありました。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

県としては、何を指して、県庁舎跡地をどう活用していこうと考えているのか、お伺いをします。

次に、跡地の賑わいの創出に向けての考え方について、お聞きいたします。

県庁舎が移転して、間もなく1年が経過し、周辺の商店街が疲弊しているとの報道もあります。

長崎市との調整を重ね、県として県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理されたのですから、跡地の賑わいの創出に向けて、早く整備の方針を決めるべきと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

4、農業の振興について。

さらなる農業振興の今後の取組について、お尋ねをいたします。

本県にとって農林業は、就業機会の提供や生活に必要な所得確保など、地域経済や社会の発展に大きな役割を果たす重要な基幹産業であり、特に農業は、基盤整備や集荷施設の整備等を進めることで、平成28年度の農業産出額は1,582億円と7年連続で増加をし、ここ10年の伸び率は全国2位となっており、今後とも生産拡大や所得向上が期待されるところであります。

一方で、農業従事者は、高齢化による減少が進んでおり、この10年間で約9,000人減少しており、75歳以上の割合は全体の27%、さらに減少が加速することが危惧される中、このままでは部会員や栽培面積の減少による産地規模の縮小、地域農業、農村、農地の維持、存続が懸念されるところであり、この状況を打破するためにも、もうかる農業を実現し、若者に魅力ある農業としてアピールしていくことが重要であると考えます。

県では、もうかる農業を実践するため、「チャレンジ園芸1,000億円」、「チャレンジ畜産600億円」をスローガンに掲げ、目標達成に向けてさまざまな施策を講じていると聞いておりますが、園芸1,000億円を達成するためには、本県の貴重な農地、特に、県全体の農地の約半分を占める水田をいかに有効活用していくかが重要と考えます。

水田を有効活用することで、農業産出額、農

業所得の向上を図りながら農地を守っていくことも可能であると考えますが、県として、水田をどのように有効活用していこうとお考えなのか、お伺いをいたします。

また、畜産600億円を達成するためには、長崎和牛の生産拡大とブランドの向上が必要と考えますが、肥育農家の経営状況を見ますと、子牛価格の高止まりが続いていることから、依然として厳しい状態が続いており、現状維持が精いっぱい状況であると聞いております。

県として、肥育農家の経営安定や長崎和牛の生産拡大に向けて、どのように取り組んでいこうとされるのか、お伺いをいたします。

次に、技能実習生の現状について、お尋ねをいたします。

農林部が目指している園芸1,000億円や畜産600億円を達成するためには、雇用型経営体の育成を推進し、経営規模の拡大を進めることにより農業所得の向上を図る必要がありますが、経営規模の拡大に必要な労働力の不足が深刻な課題となっております。

こうした中、農業の現場では、労働力確保対策の一つとして、雇用形態により外国人材が農業技術を取得する技能実習生を活用している実態があると聞いております。

一方、国においては、労働力不足を解消する新たな手段として、外国人材受け入れのため、在留資格を創設する「出入国管理及び難民認定法」の改正案の審議が行われているところですが、その質疑の中で、技能実習生の賃金や労働時間等の待遇に関する話題が出ております。

また、県においては、外国人材を人材派遣会社が雇用し農業現場に派遣するといった新たな仕組みが検討されていると聞いております。

そこで、本県の農業分野における技能実習生の現状と、労働力確保に向けた県の対応方策について、お伺いをいたします。

次に、千綿女子高等農学園廃止後の跡地の利活用について、お尋ねをいたします。

千綿女子高等農学園については、平成15年3月の閉園後、県は、その跡地の活用方法を長年検討され、利活用を公募されてきたところがありますが、いまだ、その有効活用に至っていない状況であります。

県は、農業生産による地域の農業振興への貢献等を条件として、11月まで活用事業者を募集したと聞いておりますが、応募状況と今後の手続について、県の考え方を伺います。

さらに、これまで跡地活用事業者がなかなか決まらない状況を踏まえ、東彼杵町の人口減少対策のためにも、例えば、宅地としての活用も検討されてはどうかと考えますが、併せて県の考えをお伺いいたします。

5、石木ダム建設促進について。

石木ダム建設については、これまで申し上げてきたとおり、40年以上の長きにわたり、県と佐世保市、そして川棚町が取り組んでいる県の重要課題であります。

近年、昨年九州北部豪雨や本年7月の西日本豪雨など全国各地で豪雨災害が頻発しておりますが、このような異常気象の顕在化は、豪雨災害だけでなく、酷暑や少雨といった現象も引き起こしており、安定水源に乏しい佐世保市においては、本年8月23日に「渇水対策本部」が設置され、佐世保市民に対し節水の呼びかけがなされる状態となっております。

このように、いつ起きても不思議ではない自然災害から県民を守るといった治水事業の目的は当然ですが、県北地域の中核都市である佐世

保市において、このように日常的に水の心配をしなければならない状態では、人口減少対策や若者の流出抑制のために必要な企業誘致や雇用確保といった施策も思うに任せず、そういった県北地域の振興といった観点からも、事業採択から40年以上を経過した現在、より一層、石木ダムは必要不可欠なものとなっております。

また、先般、7月9日には、事業に反対されている方々が、国を被告として提訴されている事業認定取消訴訟の第1審判決において、長崎地裁は、本件起業地が事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、原告らの失われる利益に有益していると認め、原告の請求を棄却する判決を行っており、県においても、依然として事業に反対する方々の妨害行為が続く中、事業の早期完成に向け、現在行われている付替県道工事の進捗に全力で取り組んでおられるものと理解いたしております。

そこで、現在の付替県道工事の進捗状況と、石木ダム建設事業に対し、今後どのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 中島廣義議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人口減少対策について、どのようなことに重点を置きながら推進していくのかとのお尋ねでございます。

本県では、これまでも国の地方創生の動きに先行して、さまざまな人口減少対策を講じてきたところであり、移住や雇用の場の創出など、一部の施策においては成果が見られつつあります。

しかしながら、若年層を中心とした転出超過に依然として改善傾向が見られず、初婚年齢や未婚率の上昇など、さまざまな課題があり、いまだ人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないところから、さらに対策を強化しなければならないものと考えております。

このため、平成31年度の「県重点戦略素案」においても、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、「移住促進対策」、「雇用の場の確保と若者の県内定着対策」、「結婚・出産・子育て支援」、「集落維持・活性化対策」などに部局横断的に取り組むこととしております。

具体的には、国が検討しております移住支援策や創業支援策を最大限活用するとともに、地場産業の振興等に資する雇用拡充や事業承継に対する支援、移住者の住宅確保対策などに県と市町が連携しながら総合的な移住・定住促進策として展開してまいりたいと考えております。

また、若者の県内定着では、若者に選ばれる良質な雇用の場の創出に向けて、勤務条件の改善など採用力向上に取り組む県内企業を支援するほか、県内就職に対する意識向上につながるよう早い段階から学生と企業との交流機会を設けるとともに、教員、保護者等に対して工夫を凝らしながら直接訴えかけてまいります。

加えて、本県出身の学生が多い福岡や首都圏における情報発信、大学と連携して県内就職を働きかける体制の強化など、これまで十分に施策が及んでいなかった県外の本県出身者に対する取組も充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、自然減対策として、若い世代が安心して結婚、出産、子育てできるよう、行政、企業、県民が一体となって応援する取組を展開しながら、職場単位での出会いの場の創出に向け

て新たな企業間交流の仕組みを構築するなど、結婚支援を充実させてまいります。

このほか、地域住民が主体となる集落維持・活性化対策を加速させるため、地域運営組織の立ち上げや、その担い手となる人材育成などに対し、市町と連携しながら地域の実情に応じた新たな支援策を講じてまいります。

平成31年度は、「県総合計画」が4年目を、そしてまた、「県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が最終年度をそれぞれ迎えますことから、より具体的な成果をお示しするとの強い思いのもと、人口減少対策に全力を傾注してまいります。

次に、県庁跡地の活用に当たって、何を指し、どう活用していこうとしているのかとのお尋ねであります。

県庁舎跡地は、岬の教会や長崎奉行所、4代にわたる県庁舎などが置かれ、長崎のまちの歴史を象徴する場所ですとともに、出島に隣接し、長崎駅や長崎港とまちなかをつなぐ位置にある土地であります。

また、この土地は、中心部に残された大変貴重な土地であり、県民にとって大切な財産であり、県全体の活性化につながるよう活用すべきであると認識をいたしております。

これらを踏まえ、県庁舎跡地においては、県民をはじめ観光客も集い、憩える、今まで長崎のまちにはなかった新たな賑わいの場を創出したいと考えているところであります。

跡地にかかる懇話会の提言を受けて、県としても、3つの主要機能について検討を進めてまいりました。

その後、ホールについては、長崎市からの提案もあり、市との協議を進めてきたところであり、使いやすさや質の高さなどホールに求めら

れる機能を確保したうえで、3つの主要機能を配置できることなど、県と市で一定の共通認識を得るに至りました。

これらをもとに、この土地の歴史を今日に伝える石垣を保存、顕在化することを基本としたうえで、出島や周辺地域との連携、景観の調和にも配慮しつつ、イベント開催が可能な一定の面積を確保した広場を跡地活用の中心に据え、歴史・観光情報の発信などを行う「交流・おもてなしの空間」、質が高く、利用者が使いやすい「文化・芸術ホール」の3つの主要機能を石垣上に効果的に配置し最大限の相乗効果を発揮させることなど、県としての基本的な考え方を整理いたしました。

今後は、県議会でご議論をいただいたうえで、また、関係者の皆様からのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、跡地の活用については、早く整備の方針を決めるべきではないかとのお尋ねでございます。

県庁が移転した後、周辺地域において賑わいが低下しつつあり、関係の皆様方が大変心配されているというお話は私もお聞きしているところであります。

今般、県として、県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理してお示しし、まずは議会のご意見をお伺いしたいと考えているところであります。

県庁舎跡地の活用に向けては、新たな賑わいの場の創出につながるよう、県議会でのご議論を踏まえて整備の方針をできるだけ早く決定してまいりますとともに、さらに施設の具体的な配置や機能、規模、事業スキームなどについても必要な検討、調整を行ったうえで整備に着手

できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの建設促進についてのお尋ねでございます。

石木ダムは、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であります。

過去に幾度も大きな災害を経験した本県といたしましては、県民の安全・安心を守ることは、行政として最大の責務であり、一日も早いダムの完成が必要であると考えております。

また、佐世保市の水道水源確保につきましては、市民生活のみならず、県北地域全体の発展のためにも重要であり、佐世保市からも事業推進の強い要望を受けているところであります。

現在進めております付替県道工事につきましては、現場の安全を確保しながら切れ目なく工事を進めるため、先月、債務負担行為を活用し、新たな工区の契約を行ったところであります。

併せて、さらなる事業の進捗を図るため、国に対し、必要な予算の確保をお願いしているところであります。

今後とも、石木ダムの早期完成を目指し、土地収用の手続を進めてまいりますとともに、事業に反対する地権者の方々からの協力が得られるよう、佐世保市及び川棚町と一体となって事業推進に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 統轄監。

○統轄監(濱田厚史君) 人口減少対策の強化のため、どのような視点や考え方で事業構築に当たっているのかのお尋ねがございました。

「人口減少対策に横串を刺せ」とのご指示を

踏まえ、部局横断的に推進することで、より大きな効果が期待できる5つの重点テーマを設定し、統轄監グループと関係部局から成るプロジェクトチームにおいて施策の検討を進めてまいりました。

プロジェクトチームでは、特に、3つの視点、すなわちデータやエビデンスに基づいた検証と施策立案に努めること、庁内はもとより市町や民間事業者等との連携を強化し「オール長崎」での取組とすること、そして将来の本県の姿を思い描きつつ今打つべき施策を考えること、この3点に重きを置いて検討を重ね、重点テーマごとに事業構築を図っているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 自然減対策として、次年度、どのように結婚支援策を強化していくのかのお尋ねですが、県では、これまで「長崎県婚活サポートセンター」による相談業務や、お見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや婚活イベントによって出会いの場を提供する「ながさきめぐりあい事業」など、結婚を希望する個人の出会いを支援する取組を行ってまいりました。

次年度におきましては、これらの支援に加え、初婚率の低下要因の約4割を占める職場や仕事関係などの職縁結婚の活性化のため、市町とともに、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進する取組について検討を進めているところであります。

併せて、若い世代が希望どおりに結婚、妊娠、出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業、団体による結婚・子育て応援宣言や、県民による婚活ボランティア活動への参加など、行政、企業、団体及び県民が一体となっ

た取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 社会減対策としての若者を県内にとどめるためにどのように取り組んでいくのかとのご質問について、お答えいたします。

若者の県内就職に向けた取組を現在進めているところですが、県内企業の情報や本県の暮らしやすさが十分に伝わっていないと考えられることから、学生・生徒はもちろん、教職員や保護者に対しても、企業の魅力や本県で暮らすことのメリットを発信していくこととしております。

特に、大学生に対しましては、より多くの学生に対して県幹部が直接働きかけを行うこととしており、去る5月に長崎大学で、10月には県立大学で、いずれも知事が講演を行ったところであり、今後の実施につきましても大学側と調整をしているところでございます。

また、大学生が就職活動前の早い段階から企業と直接交流する機会を充実させることで、企業を身近に感じ、企業の良さを理解していただきますよう取り組んでまいります。

また、それに加えて、県内企業が、採用面で県外企業に対して競争力をつけていくことが重要と考えております。

そのため、福利厚生や待遇などの勤務条件の改善、人材育成など入社後に個人の成長を促す社内制度の充実、学生・生徒の興味を惹くPR方法の習得など採用力の向上を図り、学生・生徒に選ばれる企業となるよう支援してまいります。

今後、若者の意見を積極的に取り入れながら、現在の事業を検証し、県内就職率の目標達成に向けて、関係部局や教育機関、市町、経済

団体などと連携して全力で取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) IRにつきまして、2点お答えをいたします。

まず、九州知事会議等における長崎IRの受け止めはどうかとのお尋ねでございます。

本県が導入を目指しているIRは、IRをゲートウェイとして観光客の周遊促進やインバウンドの拡大につながるものであり、九州が一体となった取組が必要であることから、去る10月24日に大分県で開催された「九州地方知事会議」において、本県から改めて連携強化について協力を要請し、4回目となる九州へのIR誘致にかかる特別決議が行われたところであります。

さらに翌25日には、各県知事に九州経済界のトップを加えて開催された「九州地域戦略会議」においても同様の協力要請を行ったところでありまして、IRは、九州全体に大きな観光振興効果が見込まれることから、九州一体となって取り組んでいく必要がある旨の賛意をいただいたところであります。

次に、IRが実現した場合の交通対策について、どのような検討をしているのかとのお尋ねでございます。

IR来場者の交通対策は、IR実現に向けて解決すべき重要な課題と認識をいたしております。

IRの実現により、年間約1,000万人の来場が見込まれる中、「長崎IR基本構想有識者会議」での取りまとめにおきましても、一次交通から二次交通までの陸路、海路、空路における交通アクセスの強化の方向性が示されていることから、実態調査を実施しながら、必要な交通

対策の検討を行っているところでございます。

具体的には、今年のゴールデンウィークに「ハウステンボス来場者交通実態調査」を実施したところであり、その結果によりますと、来場者の交通手段は、県内、九州、中国、四国からは自家用車、近畿からは自家用車及びJR、中部、関東は長崎空港からのバスの利用者が多くなっております。

現在、その実態調査結果に基づいて、交通インフラ及び各手段別の輸送能力の現状分析を行いますとともに、IR導入後の交通手段別需要増加量を予測する新たな調査に着手したところでございます。

引き続き、長崎IRの競争力強化に向けて、「長崎空港のネットワーク強化」、「大村湾の海上交通路整備」、「施設近辺交通対策」などの検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 東彼杵道路の今後の見通しについてのお尋ねですが、国道205号につきましては、人流、物流の拠点である長崎空港との連絡やハウステンボスへのアクセスなど本県の経済活動を行ううえで重要な路線であり、IRの誘致が実現した場合においては、さらに必要性が増すものと考えております。

しかしながら、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しているほか、事故や災害により通行止めとなった際には波佐見町経由の迂回を余儀なくされるなど、さまざまな課題があることを認識しております。

このため、高速性や定時性を確保し、地域間の連携強化や交流促進を目的とする東彼杵道路の早期整備が望まれているところです。

このような中、今年10月に行われた国の財政

制度等審議会では、社会資本整備分野の重点課題が審議され、有料道路事業を活用した4車線化整備や維持管理の検討などが提案されました。

このことを踏まえ、東彼杵道路の早期整備を行うためには、有料道路事業を活用することも一つの手法として考えられることから、今後、その可能性について、沿線自治体と協議、調整を行い、国に対して、早期に計画段階評価に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 農業の振興について、4点お答えいたします。

まず、県として、水田をどのように有効活用していこうと考えているのかとお尋ねでございます。

本県の水田地帯においては、75歳以上の農業者の割合が、県平均の27%を超える32%と高齢化が進むとともに、経営規模は0.6ヘクタールと小規模であり、機械費用等の生産費が高く、さらに、水稻後の作付が約2割となっており、水田が有効に活用されていないというふうに考えております。

このような中、農業所得の向上に向けて、水田でのもうかる農業を実現するためには、うまい米づくりに加え、市場ニーズが高いブロッコリーや加工用キャベツ、タマネギ、飼料作物などを組み合わせた営農類型の導入と担い手の育成が重要と考えております。

このため、今年度から県内に12のモデル地区を選定し、規模縮小や離農意向者、集落営農法人など担い手の意向を把握し、担い手への農地集積や将来の営農計画に沿った農地条件整備など、水田農業の再構築に向けた話し合いを支援していくこととしております。

そのうえで、農地の交換や期間借地など、地

域内の調整により水稻や園芸作物の団地化を図り、集落営農法人等担い手が所得を向上することで、地域内の雇用創出や新規就農者等の確保など水田地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、肥育牛経営の安定と長崎和牛の生産拡大に向けた県の取組についてのお尋ねでございます。

本県における肥育牛経営は、近年の子牛価格の高騰など経営環境が厳しいことから規模縮小が進行しており、飼養頭数は、子牛価格高騰前の平成26年の約2万6,000頭から、平成30年には約2万3,000頭と12%減少し、戸数についても、高齢の小規模農家を中心に23%減少している状況にあります。

このため県では、農業近代化資金活用などの資金繰り対策や、経営内で子牛生産を行う一貫生産の推進など、重点指導農家等に対して経営安定対策に取り組んできた結果、飼養頭数の減少幅は年々縮小しておりますが、子牛価格の高止まりにより依然として減少傾向にあります。

県としましては、今後も引き続き、資金繰りや一貫生産の推進などの経営対策に加え、新長崎型肥育技術の普及、拡大によるコスト縮減対策、超音波画像診断装置を活用した飼養管理の改善や、うまみ成分を向上させるための改良の推進などの肉質向上対策に努めるとともに、長崎和牛銘柄推進協議会による県内外、海外での指定店の拡大や情報発信など、生産流通販売対策に努め、長崎和牛の生産拡大に向け、生産者や関係機関、団体等と一体となって取り組んでまいります。

次に、本県の農業分野における技能実習生の現状及び労働力確保に向けた県の対応方策についてのお尋ねでございます。

本県における農業分野の技能実習生の数は、長崎労働局の集計によりますと、昨年10月末時点で459人をございまして、国籍別ではベトナム52%、中国19%、フィリピン5%などとなっております。

そのうち274人を受け入れております県内の監理団体に確認しましたところ、賃金については各団体とも県の最低賃金762円以上に設定されております。

また、失踪者については、直近1年間で、約5%に当たる15人とのことをございます。

全国的に技能実習生の失踪事案の発生がある中、昨年度、国においては、技能実習制度の見直しが行われ、人権侵害行為等に対する技能実習生の保護体制などが強化されたところであり、外国人材の安定確保に際しては十分な処遇が重要と考えております。

このため、本県においては、現在準備を進めております「農業サービス事業体」による外国人材の派遣において、賃金や労働時間などの就業条件を国内人材と同様とし、生活面では、宿舍の提供はもとより、地域関係者による受入市町連絡協議会を設置し、地域ぐるみでの交流を行うなど、外国人材が安心して暮らせる環境の整備などに取り組むこととしております。

次に、千綿女子高等農学園廃止後の跡地の利活用について、応募状況と今後の手続、また、宅地としての活用の検討についてのお尋ねでございます。

平成30年10月5日から11月30日にかけて、農業生産による地域の農業振興への貢献等を条件として活用事業者を募集したところ、県外の事業者から1件の応募があったところをございます。

今後は、応募資料を精査したうえで、地元で

ある東彼杵町の関係者や有識者等から構成される「千綿女子高等農学園跡地活用事業者選定検討会」を来年1月に開催し、公募条件と周辺への影響等も含めて検討し、応募事業者の適否について2月をめどに県としての結論を出したいと考えております。

なお、検討の結果、事業者として不適と判断された場合には、跡地の有効活用を図るためにも、用途の制限を解除することも検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) 統轄監にお尋ねをしますけれども、今回の平成30年度の県政世論調査の結果を見ても、やはり県民の方は、人口減少対策を大変重要視されているわけですね。その中で、さっき3つ挙げられましたけれども、5つのプロジェクトをつくってですね。

やはり人口減少をまず止めることは、結婚をしていただくことですよ、少子化がまず問題なんですから。いろんな調査の中で、将来結婚をしたいという方が9割近くはおいでになるわけです。そうした方々に、まず結婚をしてもらうと。結婚をしていただければ、自然と子どもは授かるわけですから。

そういう結婚支援にどれだけ力を入れていこうとされているのか。

それと、端的にできることは、高校生が県外の大学に、あるいは県外に就職、そういう若い方たちを、県外に行く人たちをとにかく県内にとどめると。まず端的にできることは、私はそこだと思います。

どういうふうにして、結婚支援策を進めていこうとされているのか、お伺いをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 統轄監。

○統轄監(濱田厚史君) 議員ご指摘のとおりと

考えておりました、したがって、私のもとに設置をいたしました5つのプロジェクトチームの中では、今のご指摘に関しましては、1つは結婚、出産、子育て支援の強化というプロジェクトチーム、若者の県内定着ということに関しましては、雇用の場の確保と若者の県内定着対策の強化というプロジェクトチームを立ち上げまして、関係部局で検討を進めてまいったところでございます。

結婚につきましては、本県の場合、女性の未婚率がやや高いというようなこともございますので、結婚について県民運動的に盛り上げて、結婚、出産、子育て支援を県全体で取り組んでいく、そうしたことに重点を置きつつ、かつ、先ほど、こども政策局長からも答弁がございましたけれども、企業による取組もですね。企業間交流の事業などといった新たな施策についても考えているところでございます。

また、子育て支援の強化ということが、結婚し、子どもを持つということには重要だというふうに考えていますので、保育人材の確保などについても新たな事業の立ち上げということを検討をしているところでございます。

また、若者の県内定着ということに関しましては、先ほども担当政策監から答弁がございましたけれども、県内企業はどのようなところがあるのかということや高校生や大学生に十分知っていただくということが大変重要なことというふうに考えていますので、そうした企業と学生との交流機会の増加とか、また、県内の企業そのものにも、処遇の改善とか、学生に魅力を周知するといったことが重要だろうというふうに考えていますので、そうした企業の取組を支援する新たな事業などを検討しているところでございまして、こうした事業構築を図ることによ

りまして、議員のご指摘がございましたようなことにもしっかりと対応して人口減少に少しでも歯止めをかける取組を強化してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) 私は、ずっと人口減少対策で言いますけれど、まず少子化が問題ですから、人口減少は。

今、適齢者の方々がなかなか結婚をしていただけない。その理由は、適当な相手にめぐりあえないとか、いろんな理由があるというようなことで、それぞれ企業も含めて、めぐりあいをしていただくような対策を打つということは大変いいことですが、とにかく、まずは何をやるにしてもですね。

例えば、なんで若者が県外に行くのか、その理由がいろいろあると思うんですよ。あるいは県外の大学に進学をする、その理由もいろいろあるでしょう。

しかし、長崎県内の大学にも県外の方が結構来ているじゃないですか、長崎の大学を選んで。しかし、その方々は、卒業したら大半が長崎を出て行かれる。長崎県の子どもたちは、県外に進学したら、ほとんどが県外の企業に就職をすると。

いろんな、それぞれ理由があると思うんです。その一つひとつを、その理由をよく精査をして、さっき申し上げましたようにつぶしていく、理由を。

例えば、若い人たちにめぐりあいがなかなか難しいというなら、さっきおっしゃったように、企業にもいろんなお願いをしながら、めぐりあいの場をつくっていただく。

私らが若いころは、飲み会とか、いろんなサークルの中で結構、男女は出会いがあったんで

すよ。今だってあると思いますよ、これだけ男女一緒にいるんですから。一つひとつをつぶしていく対策をぜひ打ってほしい、そう思います。

そして統轄監、人口減少によって、どういふ影響を与えるのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 統轄監。

○統轄監(濱田厚史君) 人口減少の影響ということにつきましては、もう改めて申し上げることはございませんけれども、地域の活力が低下をするということが第一だろうというふうに思いますし、加えまして、コミュニティといったものの崩壊というようなこと、そういう意味で、その地域に暮らす方々の生活の質といったようなものへの影響、さまざまな多面的な影響が出てくるものだというふうに考えておりますので、人口は、その地域の活力そのものでもあろうかというふうに思いますので、いかにそれを維持していくかということは極めて重要な課題だというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) とにかく、人口減少が続く中で長崎県が掲げる、2045年ですか、100万人規模の維持に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、今でも地域の人たちは困っていません、渋滞で。もし、ハウステンボスにIR誘致が決まれば、1,000万人の方々が訪れるとなれば、本当に想像しがたいです、これは。交通量が。

幸いにして西九州道路が完全供用されますと、福岡からは向こうでお見えになるでしょう。ですから東彼杵道路、西九州道路、国道205号を含めて大変重要な交通の要となるわけですから、ぜひ早急な整備をやっていただくように検討を

お願いいたしたいと思います。

石木ダムですけれども、1年前にも質問させていただきました。今回もですね。

付け替え道路は、かなりの進捗を見えています。昨年、現場に行った時には、重機の下に反対の方が座り込んで、重機が動くことができないように反対されていましたが、今回は付替道路のところに座り込んでおいでになって、あまり妨害活動はあっていませんでした。

本当に石木ダムは、ハウステンボスのIRもそうです。佐世保が栄えなければ県北の発展はないんだと。

水はふんだんにありますよと。水がないところに、いつ断水になるか、制限給水になるかというところに人は住みたくないですよ。人口を増やすためにも、水はふんだんにあるべきです。

それと、西九州道路が完全に供用開始をされますと、これからは県北なんですよ。福岡に近い県北が、これからは中心になって発展をしていく。そのためには石木ダムが絶対に必要なんです。佐世保の人口を増やすことも。

そして、いろんな企業に、水がふんだんにありますと、水の心配は全くありませんと、どんな企業でも来てくださいと言えるような環境をつくらなければだめです。

本当に何回も申しますけれど、今からは、西九州道路が全て供用開始になれば、県北地域なんです。ぜひ石木ダムを、反対派の方と十分に協議をしながら、理解をしていただいて、早急につくるべきです。

水がふんだんにあれば、企業は来るんでしょう。企業に来てもらいたい。そして税収が増えれば、いろんな福祉に使えるじゃないですか。ダムを造ることにお金を使うとか、いろいろ言われますけれども、ダムを造って、いろんな

方々に、企業に来ていただいて佐世保の人口を増やすことによって、税収も増えるんです。そして、その税収をうまく福祉に使えばいいじゃないですか。

ぜひ知事に、石木ダム建設についてのお考え方をいま一度、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお答えいたしましたように、そしてまた、なおかつ、これまでもさまざまなご議論をいただいた時に申し上げてまいりましたように、石木ダムの建設は、地域の安全・安心の確保、あるいは将来にわたる発展のためには必要不可欠な事業であると、繰り返し申し上げてまいりましたし、今もその考え方は変わりないところであります。

議員ご指摘をいただきましたように、さまざまな企業誘致活動を推進する中で、水があれば、こういった企業の誘致の可能性もあるのにと大変残念な思いをしたことも再三あったわけがあります。

そういうことで、地域にとって、やはり欠かせない水の確保を図る手段としてダムによる以外にないという状況でありますので、しっかりこれからも早期完成に向けて、地権者の皆様方のご理解が得られるよう、全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

坂本智徳議員—35番。

○35番(坂本智徳君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

自由民主党、対馬市選出の坂本智徳でございます。

言うまでもないことではございますが、来年4月には現在の任期4年間で終了するわけでございます。月日の経過するのは非常に早いものであるというふうに実感をいたしております。

一方で、この4年間で振り返って考えてみた時に、果たして、県民や、とりわけ地元対馬の振興や市民の皆様の安心・安全な暮らしにお役に立つことができたのかな、貢献することができたのかどうか、自問自答の毎日でございます。

今任期中、最後である今回の一般質問においては、対馬市が現在抱えている課題についても触れさせていただき、少しでも前に進むことを期待しておりますので、理事者の皆様方の明瞭、そして簡潔なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問通告に基づき、質問に入らせていただきます。

1、人口減少対策について。

(1) 人口減少対策。

先ほど、自由民主党・県民会議の中島廣義議員より、同じく人口減少対策についてのご質問がございましたが、できるだけ重複しないようにしたいと存じます。

中村知事におかれましては、県内経済の活性化に向けて人口減少対策や有人国境離島対策、県民所得向上対策等を含め、地域課題に対応するため、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」の3つの基本姿勢を掲げ、各種施策に積極果敢に取り組まれております。

知事は、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、企業誘致

や若者の県内定着促進、移住施策の推進、合計特殊出生率の引き上げなど、人口減少対策のため、いずれも困難な課題に真摯に向きあい、精力的に取り組まれております。

しかしながら、それぞれの施策を見ていきますと、雇用創出数や移住者数については、目標を上回って推移するなど、一定の成果も生じつつあるところではございますが、平成29年度においては、県における社会減は、日本人でマイナス6,348人となっており、全体としては、残念ながら、人口減少に歯止めがかかっているとは言いがたい状態でございます。

このような中、国全体を見ますと、東京一極集中の傾向は継続しておりまして、平成29年度の東京、埼玉、千葉、神奈川のいわゆる東京圏の転入超過数は約12万人となっていることから、国においては、東京圏から地方へ6年間で6万人のU I Jターンを目標として新たな移住者に対する支援策の構築などが検討されているところでございます。

知事は、本定例会の冒頭、所信表明におきまして、移住施策について、「U I ターン者等による創業や事業継承、地域における雇用拡大を支援するとともに、本県からの人口流出が最も多い福岡県への効果的な情報発信など、人口増につながる施策の充実、強化を図ってまいります」と、こう述べられました。

今後、本県においては、国の動向を踏まえつつ、どのような人口減少対策、特に、移住施策に取り組まれるつもりなのか、お尋ねをいたします。

(2) 国境離島新法。

自由民主党離島振興特別委員長の衆議院議員谷川弥一代議士をはじめ、本県選出国會議員の皆様の多大なるご尽力によって、一昨年、悲願

でありました「国境離島新法」が成立し、昨年4月に施行されたところでもあります。

県や関係市町におかれましては、特定有人国境離島地域の人口の社会増を目指し、新たな雇用の場の創出をはじめ、島民の皆様の航路、航空路運賃や、しまの製品の輸送コストの負担軽減、滞在型観光の促進など、法に掲げる関連施策の推進に懸命に取り組まれてきたものと思います。

施行から1年半余りが経過する中、これらの施策の推進によって、関係地域の人口の社会減の抑制にも一定の成果が見られるところでもあります。

例えば、私の地元であります対馬市では、平成29年において、人口の社会減が200人程度改善するなど、非常に大きな効果が生じており、地元で開催された有識者懇話会や若手の意見交換会などに参加させていただく中で、国境離島新法関連の施策により、移住、定住の効果がしていると実感しているところでもあります。

そこで、この好調な流れをさらに確実なものにしていくため、来年度、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2、道路の整備について。

(1) 国県道の整備。

対馬の道路整備については、国道382号をはじめ、主要地方道巖原美津島線などの主要路線の整備を順次行っていただいておりますが、特に、国道382号においては、地域の産業、経済、文化の活性化や地域間交流を担っていることから、鋭意整備に取り組まれているものと考えております。

これまでの整備により、島民の利便性や安全性は格段に向上しているものと考えております

が、このような中、去る9月29日に台風24号の豪雨による土砂崩れのため、大船越地区において、道路の交通止めが、およそ10時間発生するという事態が生じております。国道382号の浦底地区から雞知地区間は、対馬の上と下を結ぶ唯一の道路となっており、仮に長時間の通行止めが生じた場合、島民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすこととなります。

11月8日の長崎新聞においても、「交通インフラの弱点」として迂回路がないことを指摘されたところでもあります。

そこで、当区間について、県としての考え方をお尋ねをいたします。

(2) 市道整備への支援。

言うまでもなく、対馬は、南北に非常に長い島であり、幹線道路としての国県道に加え、これを補完する多くの重要な市道があります。これらの市道は、市民の日常生活においてのみならず、国県道で交通止めが起きた際の代替道路としても重要な役割を担うものであります。

これらの市道を着実に整備していくためには、必要な予算の確保が重要であり、県としても何らかの支援ができないのか、お尋ねをいたします。

3、水産業振興について。

(1) 磯焼け対策。

先日、対馬島内の漁協組合長と意見交換をする機会がありましたが、その際、多くの組合長さんから磯焼けの話をお伺いしました。

近年、対馬の北東部や浅茅湾以外のほとんどの海域で海藻が非常に少なくなり、カジメは、対馬のごく一部にしか生えていないなど、磯焼けが進行しているとのことであります。

磯焼けについては、対馬のみならず、県内各地の沿岸域で磯焼けが顕著になり、「魚が少な

くなった」などの声を多く聞いております。

この磯焼けに対して、県ではどのように取り組まれているのか。また、対馬地区での取り組み内容についてお尋ねをいたします。

(2) マグロの資源管理。

クロマグロについては、現在、国際ルールに基づき資源管理が行われているところですが、特に、30キログラム未満の小型魚への依存度が高い我が国では、資源管理に伴う漁獲制限に対して、関係漁業者が強いられている苦労は大変なものであり、マスコミ等でも盛んに取り上げられているところであります。

本県の中で小型マグロの漁獲が最も多い対馬市においても、これまで他県がクロマグロを先に漁獲したことによって、枠を残したままで漁獲制限を受ける事態となり、また、定置網に入ったクロマグロを逃がす作業が負担となっていること、あるいは大量のクロマグロが沿岸に来遊すればスルメイカの群れが散らばって釣れなくなる等々、いろいろな影響が生じていると伺っておるところであります。

沿岸漁業で漁獲するクロマグロについては、本年7月に、自主規制から法律に基づく管理に移行したとのことでありますが、浜を回りますと、いまだ制度に関する多くの我慢や不満の声を聞きます。

漁業者は、資源管理の必要性は十分に理解され、経営が厳しい中でも将来の資源回復に希望を持って必死に協力しているところであります。しかしながら、漁業全般が低迷している状況では、クロマグロの資源管理の負担を少しでも改善してほしいとの訴えは、十分に理解できるものであります。

これまで、県においても、漁業関係者と連携して現場の声を聞き、国に繰り返し要望してい

ただいているところではございますが、その結果として、これまでの県からの要望等に対し、国の施策にどのように反映されたのか。また、どのような課題が残っているのか、お尋ねをいたします。

3、林業の振興について。

(1) 担い手対策。

森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮させるためには、植える、育てる、使う、また植えるといった健全な森林整備と木材利用を循環させることが重要であると考えております。

また、県内の充実した森林資源を活用して、地域に優良な雇用の場を創出し、持続可能な森林経営を実現するためには、担い手の確保により木材生産量を底上げし、さらには、木材の需要拡大を進めることが重要な課題であると考えております。

こうした課題を解決するためには、森林資源を活用して持続的かつ効率的な森林経営を担う森林組合や民間林業事業体を育成することで、地域に雇用の場を確保し、林業従事者の所得向上などの就業環境整備を進め、林業への担い手を確保する必要があると考えておりますが、今後、担い手対策における県のお考えをお尋ねいたします。

(2) 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化。

県においては、7年後には県産材の生産量を28万立方メートルにまで増加させる計画と聞いておりますが、今後は、少子・高齢化、人口減少による住宅着工戸数の減少が見込まれます。

そのような中、県産材需要をさらに拡大するためには、公共建築物に加え、事務所や店舗な

どの民間施設、例えば、CLT建築物などの推進に取り組む必要があります。

これから県産材の生産量が倍増する中で、いかに県内需要を高めていくのが重要な課題であり、それがひいては林業の振興、地域の活性化につながると考えておりますが、県は、これからの県産材の需要拡大をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

5、外国人観光客の受け入れ対策について。

(1) 対馬における「九州オルレ」コースの認定。

離島地域や半島地域等の条件不利地域を多く抱える本県では、人口減少と、それに伴う地域活力の低下が課題となっており、観光振興によって、国内外からの交流人口の拡大を図り、地域の活力を維持することが重要であります。

対馬においては、近年、特に、韓国人観光客の増加が顕著であり、昨年の外国人入国者数は、前年比37%増の約36万人を記録しております。この流れをさらに加速させるためには、対馬を訪れた韓国人観光客に満足していただき、再度、来訪してもらうことが重要であり、そのためには島内において観光資源の磨き上げやトイレの整備、通信環境の改善等の受け入れ対策を進める必要があると考えます。

例えば、韓国の済州島では、自然を楽しみながら歩くトレッキングコースを指す「オルレ」という言葉があり、多くの韓国人が海岸線や山などの自然、民家の路地などを身近に感じながら歩くオルレを楽しんでおります。

九州でも、平成24年度にオルレの姉妹版であります「九州オルレ」の認定がはじまり、現在は九州全ての県に認定コースが存在し、本県では2つのコースが認定を受けております。

そういった中で、韓国から多くの観光客が訪

れる対馬には、残念ながら、いまだにオルレとして認定されたコースがありません。対馬に存在する非常に魅力的なトレッキングコースが韓国で知名度が高いオルレとして認定されれば、韓国人観光客のさらなる誘客拡大につながることを期待されます。

そこで、今後、対馬市が「九州オルレ」の認定に向けた取組を進める場合には、県としても積極的に支援をしていただけないか、そのご見解をお尋ねいたします。

(2) 「万閑憩いの広場」トイレの増設及び洋式化。

対馬を訪れる韓国人観光客の多くは、厳原一比田勝間を移動しておりますが、移動距離が長いことから、道路沿いにあり、観光スポットでもあります「万閑憩いの広場」に大型バスなどで立ち寄るケースが多く見られます。韓国人観光客の増加に伴い、当広場の利用者も増えているものと思われませんが、トイレの基数も少ないうえに、和式便器しか設置されていない状況であります。観光客をおもてなしするうえで、当広場のトイレは重要な施設であり、利用者に応じたトイレの増設が必要であると考えます。

また、高齢者も外国人も利用しやすいユニバーサルデザインといった観点から洋式化も必要であると考えます。

そこで、トイレの増設や洋式化などの必要性について、県はどのような認識をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

(3) 通信インフラの整備。

対馬島内の観光スポットや宿泊先などでは、スマートフォンなどをWi-Fi接続してインターネットの情報収集を行っているようですが、韓国人観光客の中には、「通信速度が遅い」、「通信が途中で切れる」といった声をよ

く聞いており、不満を持っている方も大勢いるのではないかと考えております。

原因というのは、いろんな要素があると思いますが、多くの方が同時に利用しても十分な通信速度を確保できるような情報通信基盤のインフラ整備が必要ではないかと考えております。

そこで、多くの外国人観光客に喜んでいただき、快適な通信環境を提供するために、その基盤であります通信インフラの整備、改善として、県はどのような対応が可能なのか、お尋ねをいたします。

6、教育行政について。

(1) 道徳教育。

我が国の学校における道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標に、昭和33年、小中学校において道徳の時間が設けられ、長年、この道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うことを基本的な考え方として取り組まれてきました。

そのような中、近年になり、全国的に発生している深刻ないじめ問題の解消や未然防止、さらには、急速に進展するグローバル化の中で、未来をたくましく生き抜くための資質、能力の育成等に寄与する道徳教育の重要性が再認識され、道徳教育の抜本的な充実を目的として、平成27年3月の学校教育施行規則改正により、道徳の教科化が行われたと認識いたしております。

つまり今回の道徳の教科化では、児童生徒が現実の困難な問題に直面した際、自ら主体的に対処することのできる実効性ある力を育成することが求められていると思っておりますが、本年度か

ら全面実施されている小学校では、また、次年度から全面実施される中学校では、どのような授業が実践され、どのような評価がなされるのか、お尋ねをいたします。

一方で、先ほども述べたとおり、道徳教育は、特別の教科、道徳の時間だけで行うものではなく、それを要とした学校の教育活動全体を通じて行うものであります。

そこで、道徳の教科化に伴い、道徳教育全般を通して、どのような児童生徒を育てようとしているのか、併せてお伺いをいたします。

(2) 離島留学制度。

本県では、全国に先駆けて、平成15年度から離島留学制度を五島高校、壱岐高校、対馬高校の3校で導入し、今年4月からは、五島南高校と奈留高校を新たに加え、島内、県内はもとより、全国各地から子どもたちを受け入れ、島の豊かな教育環境のもとで学習や部活動に取り組み、自分の夢の達成に向け、多くの高校生が充実した高校生活を送っております。

当初から導入した3校のうち五島高校では、陸上や柔道、剣道の専門的な技術やスポーツについて幅広く学ぶことにより、スポーツ人材の育成や地域スポーツの活性化を目指す取組を行っております。

また、壱岐高校では、歴史学、考古学の専門性を高め、当該専門分野で活躍できる人材や、実践的な中国語の力を身につけ、日中の架け橋となる人材の育成に向けた取組を行っております。

さらに、対馬高校では、全国の公立高校で唯一、韓国語、韓国文化を専門的に学習できる学校として、高校卒業後は韓国の大学に留学するなど、国際交流の場での活躍が期待されているところであります。

いずれの学校も、近年、県教育委員会や各実施校の取組によって入学者が増加していると聞いておりますが、それでも設定した募集定員を十分に満たしていないという課題もあります。

そこで、制度導入から15年が経過しようとする中で、当初に導入した3校で学んだ生徒たちは、離島留学制度における学びを活かして、どのようなところに進学、就職しているのか、お尋ねをいたします。

また、離島留学制度では、どのような人材を育てていこうとしているのか、今後のあるべき姿について、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問を対面演壇席からさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕坂本智徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人口減少対策について、どのように取り組んでいこうとしているのか。とりわけ移住促進対策について、どう考えているのかとお尋ねでございます。

人口減少対策につきましては、これまでも県政の最重要課題と位置づけ、良質な雇用の場の創出やU I ターンの促進、結婚・出産・子育て支援をはじめとする少子化対策等の推進に全力を注いでまいりました。

しかしながら、いまだ人口減少に歯止めをかけるまでには至っておらず、さらに対策を強化しなければならないと考えているところであり、このような状況に迅速に対応するため、部局の垣根を越えて横断的に人口減少対策に取り組むことといたしております。

来年度に取り組む重点戦略においては、今後の社会減対策として、引き続き、地場産業の振

興や企業誘致等による良質な雇用の場の創出に努めてまいりますとともに、本県出身者が多い福岡圏や首都圏におけるターゲットを絞った情報発信の強化やUターン就職の促進、移住者のニーズに沿った住宅確保対策など、部局の垣根を超えて総合的な施策の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、東京一極集中是正のため、国において検討されております移住支援策を最大限活用してまいりますとともに、地場産業の振興に資する雇用拡充やU I ターン者などによる地域課題の解決につながる創業や事業承継に取り組む市町を積極的に支援するなど、新たな対策を検討してまいりたいと考えております。

引き続き、市町や民間事業者とも一体となって、人口減少の抑制に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、クロマグロの資源管理について、要望活動等の結果、国の施策にどのように反映され、どのような課題が残っているのかとお尋ねであります。

クロマグロの資源管理につきましては、県としても、水産庁を交えた意見交換、漁業協同組合長会や定置網業者会などで漁業者の意見を伺い、これまでに4回、国へ要望書を提出するなど、機会あるごとに、漁獲枠配分への配慮や支援措置の充実等を訴えてきたところであります。

その結果、資源管理に伴う減収を補填する収入安定対策の拡充や操業自粛に伴い生じた残枠を翌期以降に上乘せする措置など、本県が求めた制度の改善が進められているところであります。

また、小型魚への依存度が高い対馬に対しては、操業自粛の中で本年6月に養殖用種苗として特別に約2トンが配分されますとともに、今

期には、前期の残枠の一部として、小型魚約100トンが追加配分されております。

今後も、漁業者の意見を丁寧に伺いながら、いまだ課題として残されております我が国への漁獲枠の増枠、クロマグロに依存しない漁法への転換支援、やむを得ない休漁に対する補償など、制度を遵守する本県の漁業者のさらなる負担軽減を国に求めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 私の方からは、国境離島新法の関係について、お答え申し上げたいと思います。

国境離島新法関連施策、あるいは移住効果が実感できる中で、この好調な流れを確実なものにするための来年度の取組についてのお尋ねでございます。

国境離島地域の振興につきましては、新法が目指す人口が定常的に社会増となる状態を実現できるよう、国の交付金を最大限に活用し、雇用機会の拡充をはじめとする関連施策に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、毎年、約1,000人の社会減が続いてきた中、平成29年度における社会減は、640人と350人を超える改善となっており、移住者の増加とも相まって新法による効果があらわれてきているものと考えております。

本年度の状況でございますが、人口減少対策として特に重要な雇用機会拡充事業について、昨年度の358人に加え、新たに310人の雇用の場の創出が見込まれているほか、移住者数につきましても、9月末時点で258人と前年度の同時期と比較して100人を超える増加となっております。

す。

この結果、平成30年度における社会減の動向についても、県の計画で定めた目標を上回る状況で推移しているところであります。

来年度におきましては、雇用機会拡充事業について、これまでの採択事業者のフォローアップや島外の事業者の掘り起こしにも力を入れてまいります。

加えまして、採択事業者を招いた都市部での就職面談会の開催の充実など、移住施策と連携した人材確保策にも一層積極的に取り組み、現在の流れが持続的なものとなるよう、引き続き、市町と一体となり県関連施策を推進してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 私の方から3点お答えいたします。

まず、国道382号の迂回路のない浦底地区から雞知地区間の考え方についてのお尋ねですが、対馬の国道382号における浦底地区から雞知地区間は、上島と下島を結ぶ迂回路がない唯一の道路であることから、通行止めなどが発生した場合、地域への影響は大きなものと考えておりますが、地形的制約から迂回路の確保が困難な状況にあります。

このため、当区間においては、未然の災害防止対策として、現道の日常点検や維持管理を確実に行うことが重要であると考えております。

また、9月に発生した土砂崩壊のような突発的な災害に対応するためには、現道における道路改築や、のり面防災対策などを適切に行っていくことにより、災害に強い道路となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、市道整備への支援についてのお尋ねですが、南北に長い対馬において、市道は、幹線

道路である国県道を補完するとともに、市民の日常生活において重要な役割を果たしております。

市道を含めた道路整備につきましては、計画的に進めていく必要があるため、国の補助予算を積極的に活用するなど、予算の確保に努めているところであります。

近年の国の公共事業予算は、横ばい状況であります。効率的に市道が整備されるように、市と十分に意見交換を行い、優先度の高い事業について確実な予算の確保ができるように、市とともに国に働きかけてまいります。

次に、「万閑憩いの広場」のトイレについて、増設及び洋式化が必要ではないかのお尋ねですが、国道382号の簡易パーキングである「万閑憩いの広場」については、近年の韓国人観光客の増加に伴い、観光スポットの休憩場所としての利用も高まっており、適切な維持管理に努めているところであります。

しかしながら、大型観光バスが到着した際に、施設の数不足していることや、誰もが利用しやすい施設が望まれていることから、トイレの増設や洋式化など、施設の充実が必要であると認識しております。

そのため、今後、利用状況等を精査し、施設の改善手法等について検討してまいります。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 磯焼けに対して、長崎県ではどのように取り組んでいるのか、また、対馬地区ではどのように取り組んでいるのかのお尋ねでございました。

藻場は、水産生物の産卵や育成場など、重要な役割がありますが、食害生物や海水温の上昇などにより、本県では25カ年で約4割の藻場が消失している状況でございます。

このため、県では、平成27年度から平成37年度までの藻場回復の目標や、その実現に向けた具体的な取組方針を内容とした「長崎県藻場回復ビジョン」を策定し、ハード、ソフトの取組を一体的に推進しているところでございます。

具体的には、藻場造成のための石材やブロック等を設置するとともに、「藻場見守り隊」を漁協ごとに組織し、地域における食害生物の駆除などの藻場回復活動を支援しております。

対馬地区におきましては、水産基盤整備事業によりまして、平成27年度から平成29年度までに、藻場機能を有した増殖場103ヘクタールを整備しているところであります。

また、国の水産多面的機能発揮対策事業や、離島漁業再生交付金事業による海藻種苗の投入や食害生物の駆除などにより、現在、こうした取組を30団体が行っているところであります。

引き続き、漁業者、漁協、市町と連携して藻場回復の推進に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 林業振興について、2点お答えいたします。

林業への担い手対策に対する県の考え方についてのお尋ねでございます。

森林資源が伐期を迎える中で、林業事業体の労働生産性の向上により、事業量を拡大し、林業専門作業員の所得向上につなげ、さらなる民間の参入や作業員の確保を図っていくという好循環を生み出すことが重要であると考えております。

具体的には、林業事業体への高性能林業機械等の導入支援、機械・技術研修の開催、森林施業プランナーによる施業集約化の促進など、労働生産性の向上に取り組むとともに、社会保険制度等の加入支援、給料を得ながら現場研修が

できる国の「緑の雇用制度」を活用した労働環境改善に取り組むことで、林業専門作業員の年収500万円の確保につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組と併せ、建設業等異業種からの参入を促進し、森林整備を実施する事業体を30者から43者へ増やすとともに、若い労働力を確保するための教育機関や関係団体と連携した就業説明会の開催やインターンシップ等に取り組み、林業専門作業員の400名確保を目指してまいります。

次に、県は、これからの県産材の需要拡大をどのように進めていくのかとお尋ねでございます。

県と市町では、これまで県産材の需要拡大を目的として、県産材の利用促進方針を策定し、公共建築物の木造・木質化を積極的に促進した結果、公共施設における県産材の利用実績は、平成23年度から平成29年度までに、学校や幼稚園、福祉施設など122件で、利用量は約4,600立方メートルとなっております。

県では、今後、さらなる需要拡大に向けて公共建築物に加え、民間施設の木造化を提案するため、県内建築士などを対象とした木造建築のテキスト作成やCLT建設物についての構造計算講習会などを開催し、木造設計の普及促進に努めることといたしております。

また、明確な品質や性能が保証されたJAS製品を県内製材工場で製造できるよう、認証取得を支援することで、公共建築物や民間施設での利用拡大を進め、林業の振興につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 私からは、九州オルレコースの認定についてのご質問

にお答えをいたします。

今後、対馬市が「九州オルレ」の認定に向けた取組を進める場合の県の支援についてのお尋ねでございますが、韓国発祥の「オルレ」は、自然を五感で感じながら自分のペースで歩く、体験型の観光でございます。現在、「九州オルレ」として21コースが認定されており、その中には、本県の平戸コースと南島原のコースも含まれております。

自然が豊富な対馬は、「九州オルレ」に適していると考えられ、新たなコースが認定されれば、議員ご指摘のとおり、韓国人観光客のさらなる増加につながるものと期待されております。

今後、対馬市が「九州オルレ」の認定に向けて取組を進める際には、現地調査を踏まえた必要な助言等を行っていくとともに、認定後についても、市と連携いたしまして情報発信やセールスなど、誘客促進を図ってまいります。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 観光客の方が利用するWi-Fi接続時に起きる通信速度低下に係る通信インフラの整備についてのお尋ねでございます。

Wi-Fi接続によるインターネット利用につきましては、利用する場所や電波の受信状況、利用サービスの内容により、通信状況が悪くなることがございまして、これを改善するためには、情報通信基盤の整備、改善が必要でございます。

対馬市におきましては、主に通信速度低下が見られますのは、市が整備したケーブルテレビのインターネット接続サービスの利用でございます。夕方の時間帯などには利用者の増加や動画配信サイトなど、大容量のデータ通信が集中することもあり、通信量に見合う回線容量の不

足や設備への負荷が通信速度低下につながっているものと考えられるところがございます。

これらに対応するため、市におかれましては、平成29年度から通信回線容量の増幅、平成30年度からネットワーク機器の改修を行うなど、インターネット通信速度の改善に向けて段階的に取り組まれているところがございます。

県といたしましては、市が現在行っておられます取組の進捗や改善の状況を確認しつつ、必要がございますれば技術的な助言も行うなど、通信速度の改善に向け、協力をしてまいりたいと考えているところがございます。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、道徳教育について、お答えをいたします。

特別な教科、道徳における授業内容、評価についてのお尋ねですが、児童生徒が現実の困難な問題に直面した際、自ら主体的に対処する力の育成等、道徳の教科化の目的を達成するために、道徳科の授業では、道徳的価値の理解にとどまらず、頭ではわかっているけれど、行動に移せない人間の弱さや、感じ方や考え方は、人それぞれ多様であること等についても理解を深めることが必要であります。

そこで、一人ひとりの児童生徒が、答えが一つではない道徳的な課題を自分の問題と捉え、その課題に向きあう考え、議論する道徳の自主性を目指しております。

また、その評価に当たっては、授業が児童生徒にとって自らの成長を実感し、意欲向上の場となるよう、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、適切に評価することが大切であります。

具体的には、他の児童生徒との比較ではなく、本人の成長を積極的に受け止め、認め、励ます

ことや、自らの考えを多面的、多角的に深めているかといった点を重視して評価に臨んでいるところでもあります。

次に、道徳教育全般を通して、どのような児童生徒を育てようとしているのかのお尋ねですが、道徳教育では、大きく4つの資質、能力の育成を目標としております。

1点目は、あらゆる生活場面において、自ら善悪の判断ができる力。2点目は、善を行うことを尊び、悪を憎む心情。3点目は、日々の暮らしの中で、自分が正しいと思うことを実行しようとする実践意欲。4点目が具体的な道徳的行為を行うことのできる態度であります。

総じて言えば、いじめの問題への対応の充実等が求められる中、また、将来の変化を予測することが困難な時代を迎えるに中に当たって、自立した一人の人間として、他者とともに、よりよい社会と幸福な人生を、自ら力強くつくり出していこうとする道徳性を持った児童生徒の育成を目指しているところでもあります。

次に、離島留学制度についてであります。まず、離島留学制度の卒業後の進路についてのお尋ねですが、制度導入当初から離島留学を実施しております対馬高校、壱岐高校、五島高校の3校では、各コースの専門性に特化した教育を行い、グローバル人材や地域振興に資する人材を育成しております。

生徒たちの進路はさまざまですが、例えば、対馬高校の国際文化交流コースや、壱岐高校の東アジア歴史・中国語コースでは、韓国語や中国語の能力を活かして、韓国や中国の大学などに進学している生徒も多くおります。その中には、大学卒業後、語学力をもとに民間企業に就職して、日本と韓国、中国との架け橋となっている生徒もおります。

一方、島内からの入学者が多い五島高校のスポーツコースでは、公務員や民間企業への就職で地域に残り、地域活性化に貢献している生徒もおり、概ね、コースで学んだ専門性を活かした進路実現を果たしていると考えております。

最後に、離島留学制度では、どのような人材を育てていこうとしているかとお尋ねですが、離島留学制度には、しまの教育資源を活用しながら交流人口を拡大し、地域活性化を図るという目的があります。このことに基づき、特色ある教育活動を展開して、今後もグローバル人材や地域振興に資する人材の育成を目指してまいります。

とりわけ島内の生徒にとっては、離島留学生との交流を通して、多様な価値観と出会い、視野を広げる一助となっており、学校の活力を生んでおります。

一方で、全国的な離島ブームやUターン、Iターンが増加している中で、本県の教育を求めて入学した留学生の目的は、さまざまであります。こうした留学生に新たな学びと環境を提供することで、自らの将来に夢を抱き、前向きに生きていく力を身につけさせることも離島留学の目指すところでもあります。

県教育委員会では、韓国語、韓国文化の学習ニーズが高まる中で、来年度の募集から対馬高校の国際文化交流コースを「国際文化交流科」として定員を増やし、より魅力的な教育活動を展開してまいります。

今後も国境という地の利を活かした取組を充実させるとともに、しまの有する教育環境のもと、生徒の夢実現や人間性の涵養を目指し、あわせて地域活性化、地域振興に資する事業を展開してまいります。

○副議長(徳永達也君) 坂本智徳議員—35番。

○35番(坂本智徳君) 多少時間があるようでございますので、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

知事、この本は懐かしい思いで見られるかなと思っておりますが、皆さん方にもご紹介をさせていただきます。(本を掲示)

「財界九州6月号」でございます。あるところで大型の本屋さんに入ったら、真っ先にこの本が、知事の顔が目につきまして、「おっ」と思い、すかさず買ってしまいました。読ませていただきました。

一番最初に人口減少問題が出てくるわけでありまして、「財界九州6月号」の中で、中村知事のインタビューの特集記事が掲載されておりますので、その一部をご紹介させていただきます。

「県全体の人口減少がなかなかとまらないのは、多極分散型の地形も関係しているようです。県都である長崎市の企業に就職する際、他の地域に住んでいらっしゃる方は、長崎市に生活の拠点を移さねばなりません。長崎市にしても、福岡市にしても、職を求めて拠点を移す場合、コストが同じくらいなので福岡に出る人が多くなっているようです。ですから、コストが同じくらいなら長崎で就職してもらえるように、ふるさと教育を行わなければならないと思っております。ふるさとのために頑張ろうという郷土愛豊かな人材を育てていけば地元で根づいてくれるはずです」と、このように述べておられます。

私は、そのこと自体を否定するつもりは毛頭ございませんが、時間がかかる施策ではないかな、あるいは即効性に乏しいのではないかなという率直な感想を持っているのですが、このふるさと教育の意義、目的など、基本的な考え方について、お示しをいただきたいと思います。

す。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) ふるさと教育におきましては、生徒たちが、地域課題に向きあい、主体的にその課題策を考えることで、地域のあり方だけでなく、自らが地域とどのように関わっていくかということを考えさせることが必要であると考えております。

つまり、小・中・高と発達段階に応じたさまざまな取組を地道に行っていくことによって、地域を知り、良さに気づき、当事者意識を持たせることにより、ふるさとに対して何ができるかを考え、実践する人材を育成することを目的としております。

今後も、地域の課題に向きあい、新しい価値やアイデアを生み出そうとする、いわゆる企業家マインドを育成するとともに、地方創生に対する当事者意識と使命感を培い、故郷のために頑張ろうという郷土愛豊かな人材の育成に努めていきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 坂本智徳議員—35番。

○35番(坂本智徳君) 教育委員会教育長、ありがとうございます。

やはり先ほど申し上げましたように、時間がかかるのかなというふうに思いますが、根気強くやっていかなければいけないというふうにも思います。

もう一つでございますが、「財界九州6月号」に知事のインタビュー記事がございますので、もう一点、ご紹介をさせていただきます。

「若者だけではなく、近年は70歳以上の方々の県外流出も続いております。年老いたご両親が都市部のお子さんのもとで生活をするためです。ただ、環境が大きく異なるため、体調を崩される方も少なくありません。老後は住み慣れ

た地域で過ごせるように環境づくりも必要だと感じております」とございます。

これについても私は全く同感であり、長崎県全域どこでも同じような状況にあると思うわけでありまして。揚げ足をとるつもりは毛頭ございませんが、その環境づくりの具体策について、お示しをいただけませんかでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 私がそのようなことを申し上げましたのは、ご承知のとおり、人口の社会増減の現状を考えてみました時に、大体、年齢層50代後半から60歳代までは定年を挟んで転入超過になっております。例年にいたしますと、大体350名ぐらいの皆様方が転入超過という結果になるわけでありまして、ただ、70歳以上の世代については、また一転して転出超過になってしまうと。この転出超過数は、定年前後の転入超過数を上回る形で例年動いているわけでありまして、恐らくは都市部に暮らすご家族の皆様方のもとに移住してしまわれるということに、その主たる要因があるのではなかろうかと考えているわけでありまして。

ある時、地域の医者の方と意見交換をさせていただきましたけれども、地域では、元気で暮らしていらっしゃる方が、都会に引っ越してしまわれて、体調を崩されて亡くなってしまわれるという話をよく聞くというお話もいただいたところであります。これは本当に残念なことであり、悲しいことであると思っております。やはり住み慣れた地域で、いつまでも安心して住み続けていただけるような、そういう環境づくりというのが非常に重要になってくるのではなかろうかと。

これまでも医療、介護の施策の充実であるとか、地域包括ケアシステムの整備等に全力で取

り組んできたところでありますけれども、これからは、さらに地域の皆様方と一緒に互いに支え合えるような、場合によっては買い物支援も受けられる、交通の移動手段も何とか確保できる。そういう地域を実現していかなければいけないものと考えておりました、それぞれの地域に交流する拠点を整備したり、あるいは地域全体の運営組織を設置したりと。これはまさに地域コミュニティの活力再生という観点からも、そういう機能が求められていると、こう思っているところであります。

場合によっては、都市部で暮らす家族の皆様方に一定の負担をしていただきながらも、地方で、住み慣れた地域で暮らし続けていただけるような、そういう仕組みも、これから具体的な形で検討していく必要があるのではないかと、そういう思いを持って、こうした発言をさせていただいたところであります。

○副議長(徳永達也君) 坂本智徳議員—35番。

○35番(坂本智徳君) まさに同感であります。今、知事がおっしゃられたような社会が一日も早くくることを私も願っております。

先ほど、70歳以上の方が子どもさんのところに、ふるさとを捨てて出て行くと。逆に子どもたちが、ある一定、自分のまた子どもたち、田舎におられるおじいちゃん、おばあちゃんにすれば孫になるわけでしょうけれども、そのお孫さんに手がかからなくなれば、むしろ逆に生まれ育ったところに帰って、本県に帰ってもらうような、そういうことも考えていかなければいけないのではないかと。そのためには働く場所がどうしても必要になってくるわけでありまして。まだまだ40代、50代は働き盛りでございますので、そういった方に逆に帰ってきてください、心配せずにもう帰ってきて結構ですよと、お願

いしますよというような社会をつくっていかなくればいけないというふうにも思います。

道路の関係で土木部長に再質問をさせていただきませんが、先ほど、国道382号の整備について、ご答弁をいただいたところであります、この国道の迂回路のない区間、先ほど、私が紹介いたしました災害で、道路のがけ崩れで10時間も車が通れないというようなこと、これが1日、2日、3日ということになってくると、もう大変なことをごさいます、島が完全に麻痺してしまう、何にもなくなってしまうわけでごさいますので、浅茅湾に橋を架けると、何の心配もなく迂回路としてできるわけでごさいます。予算もかなりかかるでしょうけれども、そういったお考えはございませんか。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) ご提案をいただきました浅茅湾を横断する道路構想につきましては、長大橋などの整備が必要になると考えられますが、膨大な費用が想定され、通常の交付金の枠では予算確保が極めて難しいという課題があると考えております。

現在、対馬市からお聞きしている道路整備の優先順位におきましても、長大橋建設を現在想定しているものではありません。

一方、対馬市の「地域防災計画」では、上対馬と下対馬を結ぶ交通の複線化を検討するとともに、災害時における浅茅湾内の船舶による交通手段についても検討を行うとされておりますが、現在、具体的な計画が定められておらず、今後、船舶輸送も含め、対馬市や関係部局とともに検討を進めていく必要があると考えております。

○副議長(徳永達也君) 坂本智徳議員—35番。

○35番(坂本智徳君) 部長がおっしゃること

もわからないわけではないです。特に、3県架橋なんか、まだまだ言わんこっちゃないというように中であって、対馬の浅茅湾に橋を架けるなんてというようなお考えかもしれませんがね。そんなことを言っていたら、島民皆さんも、いわゆる全滅してくださいと言わんばかりになってしまうようなところもございますので、国道にどういう整備の仕方があるのか私はわかりません、素人ですから。例えば、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクという整備の仕方があるとすれば、Aランクでもって整備をしていただいて、何の心配もないと、大雨が降ってもがけ崩れがないんだというような整備の仕方、1本しかない国道を、浦底から比田勝方面は、ご承知のとおり主要地方道がございますので2つの道があるわけですがけれども、先ほど言いましたように、浦底までは1本ですから、対馬のことをよくご存じならばわかられると思いますが、ぜひひとつ、そういったことがないように改良をお願いしたいと、改めてお願いを申し上げます。

時間が1分少々ありますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時15分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（溝口芙美雄君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

大久保議員—25番。

○25番（大久保潔重君）（拍手）〔登壇〕 皆様、こんにちは。

自由民主党・県民会議の大久保潔重でございます。

早いもので、県議会復帰後3年7カ月が過ぎまして、今期最後の一般質問になろうかと思いません。

ご配慮いただきました会派の先輩並びに同僚議員の皆様、ありがとうございます。

また、本日、議会傍聴席にお越しの皆様、日々の活動を支えてくださる県民の皆様、改めて感謝しながら、この壇上に立たせていただきます。

日本の最西端に位置し、離島・半島や中山間地を多く抱える我が長崎県の地理的、地形的なハンディキャップを乗り越え、長崎から地方創生を成し遂げるべく、力を尽くしてまいる所存でございます。

1、人口減少対策について。

(1) 人口ビジョンと県内経済の動向について。

①根拠、妥当性。

ご承知のように、本県における最大の課題は人口減少対策であります。「長崎県長期人口ビジョン」によりますと、2060年に100万人規模の人口を確保する目標が掲げてありますが、そもそも現在より大幅な人口減が前提であります。

そこで、この予測と目標についての設定根拠は何か、また、このことが長崎県を長期視野で見通した時、地域経済にどのような影響を与えるのか、お示しいただきたいと思えます。

以降は、一問一答方式により、対面演壇席から質問をさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 大久保議員のご質問にお答えをいたします。

県の長期人口ビジョンの設定に当たっての考

え方、地域経済への影響等についてのお尋ねでございます。

人口ビジョンにつきましては、国においても策定をされており、その中で、合計特殊出生率を2030年に希望出生率の1.8、2040年には人口維持に必要な2.07まで回復させることにより、2060年に1億人程度の人口を確保することを目指すことが示されているところであります。

本県におきましては、こうした国のビジョンや合計特殊出生率が全国と比べ高水準で推移しつつあることなど、県内の実情を踏まえるとともに、外部有識者の意見も参考にしながら、2030年に人口維持に必要な水準を上回る県民の希望出生率2.08の実現を目指してまいりますとともに、若者を中心とした社会減の抑制に全力を注ぎ、2040年に社会移動の均衡を達成することで、2060年の100万人程度の人口を確保することを目指しているところであります。

しかしながら、こうした人口ビジョンに掲げる目標を達成した場合においても、一定の人口減少の進行は避けられないことから、域内消費の縮小や労働力不足により、各産業分野における生産活動の縮小が懸念され、ひいては地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあるものと考えております。

このため、人口が減少する中において、県内経済の活力を維持できるよう、産業の活性化を担う多様な人材の育成・確保に努めてまいりますとともに、製造業におけるロボット、IoT等の成長産業の創出・育成、スマート農林水産業の推進、観光関連産業の高度化など、付加価値の高い産業構造の構築や生産性向上に重点を置いた各種施策を人口減少対策と連動させながら力強く推進してまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 今、知事からご説明をいただきました。

長崎県の合計特殊出生率、現在1.7ということとあります。これは東京に比べますと高い数値でありますけれども、それをさらに2030年には2.08にするという、これもかなり高い目標ではないかと思えます。

これはあくまでも自然減対策であります、社会減についても、もう今現在、長崎県は転入される方よりも転出される方が多いという社会減の状況の中にあつて、2040年には社会移動の均衡を達成するという、これまた非常に高い目標を掲げてあるのかなという気がします。これだけ達成をしても、やっぱり人口は減っていくという状況であります。

そういう意味では、県政の大きな課題でありますので、長崎県政のありとあらゆる政策を自然減あるいは社会減対策に導入をして、一定人口減少に歯止めをかけなければいけないのかなと、このように思っています。

一つ申し上げるならば、我が長崎県は、実は、もう人口のピークは昭和35年、私が生まれる前です。県内で176万人の人口だったと思えますが、それをピークに、ずっと人口は減少しているんです。オールジャパンで言いますと平成22年がピークでございますので、随分早くから人口減少になっているという状況であります。

そこで、一つの考え方として、人口減少は、ある程度、認めざるを得ないけれども、むしろ、長崎県は他の地方自治体とは違って、人口を増やしましょうという、びっくりするような姿勢というか、強気の心意気といいますか、逆に、

それぐらい持つてやることによって、何とかかんとか人口減少に歯止めがきくのじゃないかなと、そういうふうに私は思っておりますので、県庁全体の姿勢として、人口を増やすぞという、こういう心意気を県民の皆さんにでもPRをしていただきたいというふうに思っております。

それから、人口が減ることによって地域経済に与える現象ということではありますが、一般的に考えますと、人口が減ると、当然、消費が落ちます。消費が縮小すると、当然、生産が縮小するから雇用の場がなくなる。また、人口が減ると労働力が不足をします。そして、サービスが低下すると、当然、それに伴って人口流出が増えてくるということで、まさにこれは負のスパイラルが我が長崎県内にも起きるということを意味しております。だから、何とか今の時点で、負のスパイラルに落ち込まないような手だてをやっていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

そこで、県内の経済を議論するうえで、一つの指標であります県内総生産（GDP）が、例えば、現在と過去、少なくともこの10年間、どのような変化をしたのかということで、県内の経済の動向を探りたいと思っておりますので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 県内総生産についての御尋ねでございます。

過去10年で比較をしてみますと、平成18年度は約4兆3,500億円で、その後、景気の動向により、一時、県内総生産が減少したこともありましたが、直近でデータがございます平成27年度は約4兆3,800億円となっております。10年間で0.8%の増という状況になっております。

○議長（溝口芙美雄君） 大久保議員—25番。

○25番（大久保潔重君） 県内の人口と県内名目GDPのご説明をいただきました。これは平成18年度と平成27年度の比較ですけれども、人口は、この10年間で我が長崎県は9万3,000人減っています。ところが、今の部長の説明でありましたように、県内GDPはこの10年間で、途中、景気の動向でこぼこはありますけれども、ほぼ約4兆3,000億円ということで並んでいるんですね。

これは私は非常に評価をすべきことだと思うし、まさに県庁の皆さん、あるいは議会の皆さん、県民の皆さんが総出で取り組んだ結果だろうと思います。

このことはどういうことかといいますと、人口は減っているけれども、県内のGDPは横ばいということは、県民の皆さん一人当たりのGDPが上がったということの意味するわけでありまして、ここらあたりがこれから非常に大事なことになるのではないかと思います。人口が減って経済のパイが縮小されて、それが地域社会の衰退に結びつけば、だめなわけですからね。

そうは言っても人口は減るので、じゃ、どうやって経済を維持するかとなると、県民の皆さん一人当たりのGDPを上げていくか、あるいは全く違う議論で、幸福指標を導入して、幸せ度を高めていくとか、そういう議論もまた今後は必要になってくるのかなと思います。今回は幸福指標に関してはやりませんが、県民の皆さん一人当たりのGDPを上げていく、こういう努力ですね。

それから、GDPというのは労働力と労働生産性、先ほど知事からも、生産性を上げていくんだということがありました。これも非常に大

事だと思います。生産性が上がることによって県民の皆さんの時間的なゆとりができて、そのことが即、特に、若い人たちの心のゆとりができて、そのことが所得の増加につながって、そして知事が所信表明で言われたような、いわゆる結婚・出産・子育てという流れに、その軌道に乗っていけるように、今まさにその地盤をつくる大事な時期ではないかと、このように思っているわけであります。

(2) 労働力不足をどう補うか。

①若者。

今現在、どういうことが県内で起きているかということですが、私も県民の皆さんから、いろいろなお声を聞くわけでありますが、あらゆる分野での労働力不足を耳にするわけがあります。今後、少子・高齢化、あるいは人口減少が進めば、この状況は、より加速するのではないかと、こう思うわけです。本県経済や地域社会を維持するためには、この労働力不足をどう補うかというのが、また大きな課題であります。

国においても、ずばり、若者対策、女性や高齢者の対策、それから外国人、さらにはI o T、I C T、A Iなどの生産性を上げていく。さまざまな論展があろうかと思いますが、ここでは生産年齢ど真ん中、まさに若者対策における県の取組、今日は朝一番に、我が会派の中島廣義議員が質問されましたので重複は避けませんが、特に、生産年齢ど真ん中の若者に対して、どう可処分所得を増やしていくのか、あるいは働き方を、環境をよくしていくのか、その点について、県の取組をご説明いただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 若者の県内

定着に向けて、都市部と比較しての暮らしやすさのアピールの観点からご説明をさせていただきますと、本県と東京都の世帯あたりで見ました1カ月の収支の平均を比較しますと、収入では約10万円東京の方が多いということで差が生じますけれども、生活コストで見ますと、長崎県の方が東京よりも安価でありますことから、収入から支出を引いたトータルの収支バランスでは、東京都との差が約1万4,000円ということで、大きな差がなくなり、生涯収支を見ましても、ほとんど差がないということになります。

こういった情報を「なっとく!ながさき」というパンフレットにとりまとめまして、学生とか、その保護者に配布するなど、長崎での暮らしやすさについて、あらゆる機会を通じて紹介してきたところでございます。

また、学生が企業を選択する場合には、給与、休日などの処遇や福利厚生、キャリアアップの道筋を示すキャリアパスの整備状況等を重視していることから、勤務条件の改善や人材育成等、入社後に個人の成長を促す社内制度の充実を図る企業を支援することなどにより、企業自身の磨き上げを促すとともに、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む「Nぴか認証企業」も増やしてまいることにしております。

今後とも、若者の県内定着促進に向けまして、若者の求めるものを十分に把握しながら、効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 非常にいいデータをお示しいただいたと思います。我が長崎県と都市部において生涯収支を比較すると、とんとんになるのではないかと、このPRは、ぜひしていただきたいと思います。

所得では都市部に勝てなくても、いわゆる家計の中で、いろんな経費を差し引いて、自由にできるといいますか、可処分所得を考えた時に、これは長崎県として、生活コストが都市部に比べて安いということは大きな強みでありますし、さらには若い人たちのいろんな意味での活動を支援する、そういう政策を県として重点的に取り組んでいただきたいというふうに思います。この可処分所得で変わらないという、こういうPRをぜひ広めていただきたいと思います。

②外国人。

労働力をどう補うかの一つの大きな要素でありますけれども、今日午前中も質問が出ましたけれども、今ちょうど、まさに国会で、外国人就労について、在留資格を新設するという、衆議院を通過して、今、参議院に議論の場が移っておりますが、入管難民法の改正案ということで審議がなされておりますが、外国人に対する県の考え、そして今、審議中の入管難民法、これはどういったものなのかについて、ご説明いただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 現在、国会で審議されております改正案の主な内容といたしましては、人材が不足し、その確保が必要な産業分野において、相当程度の知識や経験または熟練した技能を必要とする業務に従事する外国人の在留資格を創設するとともに、外国人に対する支援や受け入れに関する各種規定を整備するものでございます。あわせて在留管理及び新たな外国人材の受け入れや環境整備の業務を担う組織として、法務省の外局としまして、出入国在留管理庁を新設するものとなっているようでございます。

現在、この新しい在留資格については、国会

で法案審議中でございます。今後のスケジュール等、まだ明確にはなっておりませんが、法案が成立した後に、受け入れ対象となる産業分野が省令で指定されると聞いておりますので、その分野に該当する各産業界と意見交換しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 今、ご説明いただきました。

法案は、恐らく、この臨時国会で成立するでしょう。細々したことは、運用については、今後、省令で定めて、そして新年度、来年の4月1日から開始ということであります。

国においても、どれぐらいの労働力が不足をして、各それぞれの分野で、どれぐらい外国人を見込んでいるのかという数字も、まだ出たばかりですから、もちろん、これを県に置き換えた時の数字というのはないものかと思いますが、どれぐらい、どの分野に足らなくて、どれぐらいの外国人を必要としているのか、そういったものをぜひ次の議会ぐらいにはご提示していただきたいというふう思います。

それで、外国人の就労についてですけれども、今までも、留学生のアルバイトとか、あるいは技能実習生という制度があったんです。今回の入管難民法の改正というのは、これまでの留学生あるいは技能実習生とどう制度が違うのか、そこまでご説明いただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 今もご説明いたします「外国人技能実習制度」が、開発途上国等の人材を受け入れまして、技能移転を通じた国際貢献を目的としたものであるのに対しまして、今、審議されております新たな在留資格につい

ては、深刻な人手不足に対応するための制度であり、対象となるのは人手不足の産業分野に限られ、対象となる人材も、その分野において相当程度の知識または経験を有し、即戦力となり得る外国人ということにされております。

それから、受け入れの際の仕組みといたしまして、技能実習制度では、送り出し機関や監理団体が関与することになっておりますけれども、新たな在留資格におきましては、そのような機関を通さずに受け入れることができることとされておまして、受け入れ機関、または国に登録した支援機関が受け入れをした外国人の生活上の支援を行うということになっております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) よくわかりました。今までの技能実習生というのは、送り出し機関があつて、県内でも受け入れる時に、例えば、協同組合などの監理団体が受け入れて監理をしていたわけですね。

ところが、今度の新しい入管難民法の新しい在留制度というのは、これは技能実習生じゃないわけですよ。ある意味のワーカーですから。恐らく、受け入れる雇用主との雇用契約になるかと思うんですけども、そういった時に、例えば、大手企業なら、その対応はできると思います。しかし、我が長崎県の企業はほとんど中小企業ですから、例えば、もし監理団体が監理できないとなった時、それぞれの中小企業が受け入れて、外国人のワーカーの皆さんたちをフルに監理ができるのかという一つの不安があるわけでありまして。

それから、もう一つは、賃金、これも労働者となれば、日本人の労働者と同じですよ。同一労働、同一賃金となれば、より給与水準の高いところに外国人も流れていく。そうすれば、

一番労働力不足が深刻な地方には外国人は来ずに、全部都市部に行ってしまうかもしれないと、こういう不安もあるわけでありまして、そこらあたりを、もうすぐ新年度にはスタートするわけですから、よくよく情報収集をしていただいて、県内のいわゆる就労にしっかり取組をしていただきたいというふうに思っております。

それから、労働力不足対策ということで、高齢者については、後ほど、健康長寿の項目でさせていただきますと思います。

それから、IoT、ICT、AIなどのいわゆる産業構造改革、これも後々、産業振興の項目でやらせていただきたいと思います。

2、交流人口拡大について。

(1) 国際戦略(特にアセアン)とインバウンド。

①ベトナムの中部・南部との人的交流について。

先ほどの外国人の話でありましたけれども、我が長崎県においても、これまでの伝統的な日中友好あるいは日韓友好に加えて、特筆すべきは、やっぱりベトナムとの交流かなというふうに思っております。

昨年、ベトナム中部のクアンナム省と長崎県で友好交流関係に対する同意書が締結をされました。

そして、それを受けて本年6月には、クアンナム省の人民評議会、いわゆる向こうの議会の副議長はじめ、ご一行が来県をされて、この議場の新築祝いにレリーフを贈呈されたという経緯があります。傍聴席の皆さん、この議会棟の1階にそのレリーフが展示してありますので、どうぞ帰りにご覧になっていただきたいと思っております。

そして、本年8月には、溝口議長を団長とす

る訪問団がクアンナム省を訪れて、正式に議会同士で交流をやっという事で締結をいたしました。その際、私も同行させていただきました。

この相互交流の発展の先に、留学生、技能実習生の受け入れ拡大につなげてほしいと、そういう思いがあるわけでありませけれども、ベトナム中部のクアンナム省ははじめ中部の都市、その後の取組について、どうなっているのか、お示しいただきたいと思ひます。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) ベトナム中部との人的交流でございますけれども、留学生の受け入れ拡大に向けましては、中部の中核都市でございますダナン市で開催される「越日文化交流フェスティバル」において、五島市、県立大学と連携をいたしました留学等のPRブースの出展、またダナン市との共催による「日本語スピーチコンテスト」の開催のほか、今年度は、留学生支援センターや県内大学と連携をいたしまして「留学説明会」を開催し、ダナン市や周辺地域の学生、教員等に対しまして、留学生支援内容の紹介や個別相談を行ったところでございます。

また、技能実習生の受け入れ促進に関しましては、友好交流関係にあるクアンナム省との間で、有能な技能実習生の送り出し体制及び安全・安心な受け入れ環境整備をし、安定的な確保を図るとともに、県内受け入れ企業の将来的な海外展開を促進するため、協議を行っているところでございます。

今後とも、留学生や技能実習生の受け入れなど、人的交流の拡大に向けまして、友好交流関係を活かしながら、関係機関と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) ベトナムも広い国でありまして、北部や南部のホーチミンとかハノイというのは、恐らく、我が国においても他の自治体がどんどんやっっているでしょうけれども、この中部のクアンナム省とかダナンというのは余りないので、これは長崎県の特筆すべき交流になるのではないかなというふうに思ひます。

まだ交流がスタートしたばかりですから、先ほど答弁にありましたように、お互い人と人、物と物の交流が進んでいった先に、特に、人と人の交流においては、送り出しも受け入れも、それぞれの地方政府がバックボーンになって、安全・安心に交流ができるような体制を整備していただきたいと思ひます。

ベトナムの最南部、ホーチミンよりも南部にカマウ省というところがありますけれども、そこも恐らく、日本において、ほかの自治体がほとんど行っていないのではないかな。実は、そのカマウ省と長崎県の商工会連合会は非常にご縁があつて、交流を今まさにスタートしようというようなところでもありますので、これは民間の動きですけれども、こういったところも、ぜひ県行政として、しっかり支援をして、この中部と南部というのは非常に特徴的な長崎県の交流になると思ひますので、頑張ってくださいと思ひます。

②ラオス国営航空。

海外との交流、インバウンドを促進するためには、成長著しい国々との国際定期航空路線の開設が極めて重要であります。

来年1月には香港の路線が開設ということで、我が長崎県においても、中国、韓国に次いで国際路線が何と30年ぶりということで、大変喜ん

でいるところであります。

実は、ベトナムの隣にラオスという国がありまして、私も個人的に過去に医療支援をしたことがきっかけで、今も交流が続いているんですけども、そのラオスという国に行くのに大変厄介なんです。というのは、そもそも日本からの直行便がないということであります。

本年3月も質問しましたがけれども、実は、ほんの1年半前に、そのラオス国営航空の関係者から、成田からラオスの首都ビエンチャンに向かう飛行機を給油目的で長崎空港に止めて、人も乗せるんだと、そういうふうな話がひょこつと出て、これまた我々の仲間内では盛り上がったわけであります。

それが今現在どういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) ラオス国営航空につきましては、ただいまのとおり、昨年1月、ビエンチャン～成田線の就航計画表明以降、同社に対しまして、長崎空港経由について要望を行うとともに、情報収集に努めてまいったところでございます。

このような中、本年9月に新社長が就任をいたしまして、11月の現地インタビューにおいて、日本への就航の際は福岡の可能性が高い旨の発言があったため、同社に対しまして県の方から確認をいたしましたところ、現在、ビエンチャン～福岡線を調査中とのことではございました。

今後とも、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員-25番。

○25番(大久保潔重君) 今年3月の質問の時には、まだ国営ラオス航空そのものの経営難ということで、ボールは向こうにあるということ

でありますけれども、その後、人事が一掃されて新しい体制になって、そして出た方針は、福岡発着ということでありますね。

私も過去において、どうしても私自身の愛郷心から、長崎空港をその直行便に絡めることができないかということで模索もしたわけであります。当時、福岡というのは発着の枠も非常に多くて、なかなか難しいんじゃないかということもあったりして、期待をしたんですけども、福岡発着ということで話が進んでいるということでありますから、いずれにしても、同じ九州から直行便が出るということであれば、これはぜひそこを応援したいなと、こう思うわけであります。

それで、実は、ラオスという国は、まだ人口は少ないんですけども、メコン川という大きな川が流れていまして、対岸はタイなんです。ラオスの対岸のタイ東部のイサーン地区というのは、そこだけで2,224万人の人口があるわけでありまして、そこから40～50万人の人々が日本に旅行に来るかもしれないというようなデータも私は聞いたことがあるんです。

そういった時に、ラオスを含めて対岸のイサーン地区の人たちが、将来就航するだろうと思われる福岡発着の便に乗って40～50万の人たちが福岡に来れば、その人たちを長崎県として誘い込みといいますか、とりにいかざるを得ないというふうに思っています。

だから、そういう戦略に早くシフトをしていただきたいと思いますんですけども、そこらあたりの現状はどうなっていますか。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) ご指摘のとおり、仮に、ビエンチャン～福岡路線が開設をしました場合、福岡からの入り込み、九州

北部を周遊する、今、議員ご指摘のタイの東北部、それからラオスからの観光客の増加が一定期待できるというふうに考えております。

その際は、本県の観光の魅力を県単独でアピールするのではなくて、近隣の県と連携をいたしまして、広域的な観光プロモーションを積極的に展開することで、インバウンドのさらなる誘客につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 恐らく、福岡側も、これは福岡・ラオス友好協会というのはバックは福岡貿易会なんですけれども、九経連もありますけれども、タイのイサーン地区からの観光客を誘致となれば、恐らく、大きく観光プロモーションを打ち出してくると思うんです。熊本は非常に積極的だという話も聞いておりますので、福岡を中心として九州北部で観光プロモーション、あるいは九州知事会あたりにそんな提言が出て、「やるぞ」という時には、ぜひ情報をしっかり収集していただいて、乗り遅れないように、我が長崎県がしっかり観光プロモーションに加担をしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

③特に欧米からのインバウンド。

全国的に今、日本を訪れる外国人の観光客は非常に増えております。

本県も、東アジアを中心に順調に増加をしておりますけれども、先ほど言いますような交流人口の拡大を図るうえでは、まだまだ外国人観光客の取り込みが弱いのではないかとというふうに思っております。

東アジアのみならず、欧米からの誘客を推進する必要があると思いますが、県の考えについて、お尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 欧米からの訪日客は、滞在日数が長い傾向があるため、誘客に当たりましては、九州各県との連携による広域周遊を促す視点が重要と考えております。

そのため、今年7月には、フランス・パリで開催をされました「ジャパン・エキスポ」に九州7県合同でブースを出展いたしまして、九州の魅力の発信を行ったところでございます。

また、来年開催されるラグビーワールドカップでも、欧米からも多くの観戦客や大会関係者等が九州に来訪することが期待をされていることから、その機を捉えまして、九州各県が連携した観光プロモーションを熊本市において開催する予定でございます。

今後、九州各県との連携を深め、欧米からのインバウンド拡大を図ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 2020年は東京オリンピックですけれども、その前の年、来年、ラグビーのワールドカップが、九州というのは一つの大きな突破口になるのではないかと思います。ラグビーのファンというのは欧米の方が多いので、それをきっかけに呼んでいただいて、気に入っていただいて、長期滞在をしていただくと。

私の経験から言いますと、欧米の方というのは意外とへんぴなところといたしますか、東南アジアやアフリカに行きましても、日本人が余り行かないようなところに、むしろ欧米の方が来られて、そして日本で言うところの古い空き家を長期で借りて、中長期で滞在をしているというような状況が多いわけでありまして、そういうことを考えますと、我が長崎県における離島・半島や中山間地というのは、これは弱みじゃなくて、欧米人にとっては魅力的な場所とし

て、むしろ、強みになるのではないかと、このように考えるわけであります。

ぜひ、県内地域へ率先して欧米人を誘客する必要があると思います。何か取組事例がありましたから、ご紹介していただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 欧米からの旅行者は、アジアからの旅行者と比較をいたしまして、日本の歴史文化や日常生活への興味が高く、本県でも、小値賀町の古民家であるとか、東彼杵町の茶畑等での特別な体験を楽しむ事例も増えているところでございます。

今後、市町や関係団体等との連携を図り、昔ながらの風景や人々の営みが色濃く残る離島・半島地域や中山間地におきまして、欧米人にとって魅力のある観光素材を発掘し、誘客につなげてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 今、県内の事例のご紹介がありました。

日本の文化に興味を持っている欧米人というのは非常に多くて、まさに日本の誇る武士道精神とか、日本人の永久普遍的な倫理観、道徳観というのは世界でも認められている価値でありまして、そういったところをぜひあわせて強調していただいて、取り込みをしていただきたいというふうに思います。

(2) スポーツ振興と地域活性化。

①スポーツコミッション実績と成果について。

先ほど、ラグビーの話がありましたけれども、スポーツを通じた交流人口拡大には、県外からのスポーツ合宿、大会誘致などが必要であります。これらの役割を担う組織として、平成28年3月に、長崎県にスポーツコミッションが設置をされました。

あれから2年、「長崎県スポーツコミッション」の実績と成果について、お聞きしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 「長崎県スポーツコミッション」ですけれども、長崎国体で蓄積された各種競技運営のノウハウや整備されたスポーツ施設を活用いたしまして、市町や競技団体等の意向を踏まえながら、九州大会以上の大規模大会や大学、社会人、実業団、プロチームの強化合宿を対象として誘致活動を実施いたしております。

主な実績としましては、長崎市での全日本ボクシング選手権大会及び西日本学生ソフトテニス選手権大会、諫早市での日本ペタンク選手権大会をはじめ、東京オリンピックの海外ナショナルチームのキャンプや大村市での日本女子バスケットボールリーグ全チームの合同合宿、五島市での実業団女子陸上競技部合宿などがございます。

また、かねてから県ボート協会のご協力のもと、諫早市の本明川下流域におけるボート競技の合宿誘致を行ってきたところでございますが、12月2日に「日本ボート協会」の視察を受け、日本代表チームの強化合宿候補地として検討をいただくこととなりました。

県としましては、今後とも、県スポーツコミッションを中心に、より大規模な大会やトップチームの合宿を誘致いたしまして、スポーツツーリズムの推進による地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 長崎県スポーツコミッション、非常に積極的に頑張られているなという感じがします。私自身は個人的に、ボクシ

ングをしておりましたから、この社会人の大会が今年の年末に長崎市であるということでありますから、ぜひ皆さん、見に行かれてみてください。

それと、今、非常にトピックスがありました。12月2日というのは昨日ですね。ボートのナショナルチームが視察をされたということであります。これは新年度でも、ナショナルチームの合宿に諫早の本明川、すばらしい環境での合宿というのをぜひ誘致していただきたいと思いません。

私も過去に、実は、スポーツのビッグイベントということで、長崎県では実施されていない日本陸連公認のマラソン大会ということでたびたび質問をしてまいりました。これは7団体で構成する発起人会が本年1月に立ち上がって、そこに行政機関や各業界、地域団体が加わった実行委員会の設立に向け、今、話が進んでいるというところでありますので、その際には、ぜひご支援を賜りたいというふうに思います。

我々が提言をしたフルマラソンも、想定するコースというのは、県立陸上競技場（トランスコスモススタジアム）をスタート・ゴールにする、そして諫早湾干拓の堤防道路約8キロメートルを走るというコースであります。この堤防道路も、まさに諫早湾干拓事業で得られた県民の皆さんの貴重な財産であります。

②オリンピック・パラリンピックボート競技出場国の事前キャンプの誘致について。

先ほどのボートの練習場。まさに本明川の下流域というのは、広大な面積、そして静穏な波静かな場所であって、川幅が広いところで180メートル、直線距離でマックス4,000メートルということですから、日本全国探しても、こんなボートに適した環境はありませんので、ぜひ、

そこを活かしていただきたいと思えます。

実際昨日、視察に来られたということでありますけれども、ここで一つの提案です。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックのボートの出場国はまだ決まっていません。いずれ出場国が決まると思うんですけれども、ボートの出場国が決まった際に、事前キャンプに、ぜひ諫早の本明川に誘致をしていただきたいと思えますけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) オリンピック・パラリンピックの海外チームのキャンプ誘致につきましては、市町の受け入れ意思や各競技団体の意向も踏まえながら、本県とのゆかりの深い国や今後交流が期待される国などをターゲットにしながら、競技種目や受け入れ施設の能力などを考慮した上で進めているところでございます。

今回、本明川下流域にてボート競技の日本代表チームの強化合宿が実施されることとなって、トップレベルチームの誘致も可能ということになってまいりますと、この施設が海外チームのキャンプ地としても活用ができることというふうになってまいりますので、今後、地元の諫早市並びに県ボート協会の意向を踏まえたいうえで、誘致の可能性を協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 私も、今日の議会の議論を経て、もちろん地元の諫早市に対してもご報告と同時に、今の投げかけをさせていただきたいというふうに思います。

本明川の下流域で今、高校生も練習していますけれども、長崎県の企業でありますチョーブ

ロさんが練習をしております。先般、全国選手権でチョープロのボート部が優勝しました。わずか創部3年で全国一になったということは、まさに、あそこの練習会場がどこよりも適しているという優位性を証明したのではないかとこのように思っております。そこらあたりも強調していただいて、県としても、諫早市と協議をしながら、ぜひ大いなる取組を進めていただきたいと思います。

それから、今は水上のスポーツの話をしてしまいましたが、あの近くに諫早市高来町深海地区があって、その自然干陸地というのは非常に広大でありまして、つい一月ほど前は、300万本のコスモスまつりということにぎわってございましたけれども、そこにも実は、国で管理している河川国道事務所の方で土砂を置いて、こぶをつくって、全長2キロメートルぐらいのいわゆるクロスカントリーのコースをつくらうというふうにしております。

これは何で私がここで言うかといいますと、クロスカントリーのコースがあれば、全長2キロメートルというのは、恐らく、長崎県にはありません、九州でも少ないと思います。クロスカントリーのコースで練習をするというのは、ありとあらゆるスポーツの練習場に向くんです。先般、マラソンで日本の記録をつくった「半端ないって」の大迫選手も、アフリカ勢に太刀打ちするために、あの独特の走法をトレーニングしたわけです。彼は、まさに鍛えているのは、クロスカントリーのコースでトレーニングをしているんです。

そういう意味では、ありとあらゆるスポーツに適しているということ、ありとあらゆるスポーツの練習、合宿の会場として使える可能性があるということ、ぜひ県としても注目をして

いただいて、必要なご支援はしていただきたいというふうに思っております。

3、地域振興について。

(1) 産業振興。

①イノベーション。

新たな時代の変化の中で、地域の主力となり得る新たな基幹産業を育成することは重要であります。

私の地元諫早市において、半導体大手や航空機メンテナンスの会社など、活躍の企業があることは非常に喜ばしいと思います。

そして、県の考える今後の成長産業分野、この支援をまさに私も期待をしながら応援していきたいというふうに思っております。

一方で、実は、リーマンショック後、日本は先進国の中で、唯一GDPが非常に縮小したと言われております。それはなぜかという、アメリカも中国もリーマンショック後、GDPは伸びているのに、日本が下がったということは、これはやっぱり我が国の産業構造の転換が遅れていると、このような指摘がなされているわけでありまして。

まさに世界がITとか、ハイテク、金融といった第4次産業革命の変革期を迎える中で、特に、我が県は中小企業が多いですから、我が県の中小企業がこの流れに乗り遅れることなく対応できるのかどうか、その支援を県としてもしっかりとされているのかどうかというような危機感を持っているわけでありまして、新たな時代の流れに対応できる県内企業のイノベーションを推進しなければいけませんけれども、その今後の市場拡大が見込まれる分野における県の育成・取り組み状況について、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) ロボットやAI、IoTなどの先端技術を活用しまして生産性向上や新サービスの創出等を図ることを目的として、「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立し、幅広い産業の分野から事業者の参画を促しながら、取組を進めているところでございます。

このような先端技術をものづくりや農業、福祉などのさまざまな現場に導入をして課題の解決や生産性向上を図るため、そういう技術を活用してシステム構築を行う専門人材の育成に長崎大学などと連携をして取り組んでいるところでございます。

さらに、技術を有する企業同士の連携体制を構築することなどにより、企画提案型のビジネスへの展開を図るとともに、先端技術を活用した新たなサービスの創出にも取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) クラスター協議会も、今まで、海洋クラスター形成推進協議会というものがありましたけれども、今度は次世代情報産業クラスターということで、非常に注目をしております。

それから、次世代を見据えたスタートアップについては、今、県の取組はいかがでございましょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) スタートアップを支援するための拠点を長崎市の出島交流会館内に整備をすることとしておりまして、来年3月に開設をする予定でございます。

この拠点では、県内外から有望なビジネスモデルを持った人材が集まり、革新的なサービスを創出することを期待しているところであり、

事務代行や専門家派遣など、事業に専念できる支援制度を用意しております。

また、交流会やセミナー、相談会等の開催により、スタートアップや県内企業、大学、金融機関などさまざまな人材が交流し、アイデアや技術を高めあうことで、新たなサービスの創出や技術革新につなげていきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) いよいよスタートアップの拠点が来年3月にスタートする、産声を上げるということですから、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

他県とするとちょっと遅いのかなという感じがしますし、それから銀行の合併によって、県内の企業で東証一部上場というのがひょっとしたら将来、1社もなくなるかもしれないですね。そういうことを考えると、早く手をつけて、早く育成をして、やっぱり県内から次世代をリードするような地場の産業をつくるために努力をしていただきたいと思っております。

②工業団地造成にかかる環境アセスメントの考え方について。

産業の振興には、受け皿となるべき工業団地が必要であります。

私の地元県央地域は、もう既に多くの企業立地が見られ、工業出荷も伸び、諫早市として、現在も小栗地区に内陸型の新たな南諫早産業団地を造成しているところであります。しかし、聞いたところによりますと、当初の構想よりは小さい20ヘクタールで現在、整備が進められていると伺います。

長崎県環境影響評価条例によりますと、30ヘクタール以上の工業団地造成では環境アセスメントの対象になるということで、この環境アセ

メントの規模要件が、ひょっとしたら産業振興のネックになっているのではないかと、そういう声も聞くわけでありませけれども、工業団地造成にかかる環境アセスメントの考えについて、お示しいただきたいと思ひます。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 県におきましては、事業にかかる環境の保全につきまして、適正な配慮がなされることを確保するために、法対象外の事業につきましても、環境影響評価条例に基づきまして、環境アセスメントの実施を求めているところでございます。

そのような中、平成26年3月に、環境アセスメントの迅速化を図るため条例を改正し、アセスの要、不要を事前に判定する制度を導入したところでございます。

また、対象地域におけます大気、水質、動植物などの自然環境の情報を収集し、公表することによりまして、事業者の負担軽減を図っているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員-25番。

○25番(大久保潔重君) そもそも工業団地造成の30ヘクタールというのは、他県から比べますと非常に高いハードルで、これはもちろん環境の分野からすれば、長崎県の地理、地形を考えると、それぐらい厳しくしなければいけないというのはわかりますが、県内においても、それぞれの地域の特性というのがありまして、特に、県央地域というのは、先ほども言いましたように、もう既に実績が上がって、そして新たな団地を造成しても、すぐ引きあいがあつて、すぐ埋まるというような状況であります。

そういったところに、むしろ環境アセスがブレーキをかけて、産業振興を抑制するかなんかことは避けていただきたいと思ひますので、

ぜひ地域特性に応じた対応というのを機動的に協議をしていただきたいというふうに思っております。

(2) 交通網について。

①道路(地域高規格)

九州新幹線西九州ルートについては、明後日の特別委員会の八江委員長の質問にお譲りしたいと思ひます。

道路について、1点お尋ねしたいと思ひます。県央地域と県南地域を結ぶ道路について、これは県央地域から県南の島原半島、地域高規格島原道路につながる場所を申し上げておりますけれども、国道57号の諫早市森山町の森山拡幅と言われる場所の結節点である諫早市の尾崎交差点、それから諫早市の諫早外環状線、今、工事をして、栗面から長野インターということですが、長い島原道路と諫早外環状線を見た時に、長野インターから尾崎交差点までの約2キロメートルがどうもミッシングリンクになっているのではないかとこの気がするんですけれども、その今後の見通しについて、お示ししていただきたいと思ひます。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 島原道路は、地域間の交流と連携を図り、産業振興や地域活性化を目指すうえで極めて重要な道路であり、これまで、全体約50キロメートルのうちの約4割弱を供用しており、現在、国で1工区、県で4工区の整備を進めております。

一方、未着手区間のうち、ご質問のございました尾崎交差点から長野インター間の約2キロメートルについては、国において、平成21年度までに現道の4車線化が図られており、当面、ネットワークの一部として活用するものと考えております。

しかしながら、高速性や定時性の観点から、当区間の将来のあり方について、今後、事業中区間の進捗状況や未着手区間の動向なども注視しながら、国と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 今までの経緯の中で、そのようになっているんでしょうけれども、諫早の貝津の交差点で降りて、これが全部工事が進めば、長野インターまでは高規格で行くんですよね。ところが、長野インターから尾崎交差点までは一般国道に降りて、それを拡幅という名目で事業はされていますけれども、その2キロメートルの間に信号が8つあるわけでありまして、また尾崎交差点からは、森山拡幅で国直轄でやっていて、吾妻まで行っています。これはいずれ島原深江まで行くでしょうから、そういう意味では、まさにこの2キロメートルがすぽっと落ちている状況でして、特に、土木部長は国から来られていますから、あそこの地域は国直轄でありますから、ミッシングリンクというのは、信号が8つもあるというのは、高規格、この道路の意義が薄れますので、しっかりと国に投げかけていただきたいと思います。

4、健康長寿について。

(1) 地域包括ケア。

①フレイル対策。

日本老年医学会の5カ年計画には、まさにフレイル予防対策、認知症予防対策、在宅医療の推進などが大きな柱で掲げてあります。

高齢者の状況を考えた時に、健康な状況から少し虚弱、いわゆるフレイルな状態、さらには要支援、要介護という段階があるわけでありましてけれども、介護予防の観点から、虚弱対策、いわゆる長崎県のフレイル対策について、取組

はいかがされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防に取り組み、元気な高齢者を増やし、虚弱にならない対策を進めていくことが重要であると考えております。

県としましては、高齢者の趣味活動や体操、レクリエーションなどを行う通いの場が、高齢者の生きがいがづくりや介護予防に有効であり、フレイル対策にも寄与するものと考えております。

このため、市町に対しましては、高齢者が歩いて通える範囲で計画的に通いの場を創設するよう働きかけるとともに、その立ち上げを支援するためのアドバイザー派遣や認知症予防に効果のある体操等を普及するサロンリーダーの養成等を行っているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、フレイル対策については、さらに取組を強化していく必要がありますことから、他県の先進事例等を参考にしながら、必要な対策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 今、このフレイル対策というのは、まさにオールジャパンの大きなキーワードになっているのではないかなと思います。エビデンスもしっかりとあるわけでありまして、「筋肉貯金」、こういう言葉もあります。お金の貯金も大事ですけども、筋肉を貯金して虚弱にならない、フレイルを予防していこうという、そのために歩いたり、走ったり、筋肉トレーニングをやったりとかして、元気な高齢者に頑張っていただくというような、ぜひ県と

して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

②認知症対策。

先ほど、部長からありましたけれども、認知症対策ということでありました。今、長崎県は、「長崎県版評価シート」というものをつくって、各県内の市町に地域包括ケアが進んでいるかどうかというのを自己評価させておりますが、その中で、特に、医療、生活支援、見守り分野で高齢者の認知症対策、その評価、それから県の認知症対策に対する支援体制といったところをお聞きしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 市町におきましては、認知症の初期対応を担う認知症初期集中支援チームや地域の医療機関等との連携などを図る「認知症地域支援推進員」の配置が本年5月末までに完了し、地域の支援体制の充実強化を推進しております。

また、県では、二次医療圏に1カ所以上整備することを目標としておりました「認知症疾患医療センター」を本年10月末までに全ての二次医療圏域において設置をし、認知症医療体制の整備を進めているところでございます。

また、本年4月に、「長崎県認知症サポートセンター」を設立し、認知症の人やその家族からの相談に対応する窓口の設置や認知症介護従事者に対する研修、若年性認知症支援コーディネーターの配置等を実施しているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 認知症疾患医療センターが全ての県内の二次医療圏に整備をされたということであります。

それから、今言われました若年性の認知症が

潜在的にどれぐらい県内にいるのかどうかというの、国においてもデータがあるんでしょうけれども、ここらあたりの実態調査を今後、県としてやっていかれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘のとおり、本県における若年性認知症の実態調査が必要であると考えておりました。現在、県内の全医療機関に対して、若年性認知症の人の数を把握するための実態調査を実施しているところでございます。

今後、二次調査として、協力者に対し、生活実態、ニーズや困りごと、各種制度の利用状況等の具体的な調査を実施することとしております。

○議長(溝口芙美雄君) 大久保議員—25番。

○25番(大久保潔重君) 終わります。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) (拍手)【登壇】 改革21、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

今期最後の質問と思ひまして、6月定例会に登壇させていただきましたが、再び登壇の機会を得ることができました。本当に多くのこのような機会をいただきました同僚の議員の皆様、

そして、何より県民の皆様から感謝を申し上げ、今回のこの質問も県民生活の一助となるべく、しっかりと政策提案をさせていただきたいと思っております。

知事をはじめ、教育委員会教育長、部局長におかれましては、県民生活の向上のために、前向きで、県民にやさしい答弁をいただきたいということをお願い申し上げ、質問させていただきたいと思っております。

1、女性と子どもを守る取り組みについて。

(1) 出産を希望する方々への支援について。

①不妊治療など出産を希望する方への支援に関する県の考え方について。

県においては、平成31年度の重点戦略において、人口減少対策を最重要課題として総力を結集して取り組むとされ、具体的には、移住促進対策、雇用の場の確保と若者の県内定着、結婚、出産、子育て支援などを重点的に推進されるとしております。

人口の自然減に対しては、若い世代が希望どおりに結婚、妊娠、出産し、安心して子育てができる社会を実現することが必要であるということは言うまでもなく、現在取り組んでいる結婚・子育て支援など大事な取組であると認識しております。

私は、以前から、特定不妊治療への治療費助成対象拡大など、出産を希望しながらも、なかなか妊娠、出産につながらない方々への支援は、人口減少に歯止めが必要な中で効果的な面もあると考え、提案、要望を続けてきたところでございます。

現在、不妊に悩む夫婦の割合は5.5組に1組と言われ、また、特定不妊治療による体外受精によって生まれる子どもの数は18人に1人と言われております。

そういう中で、妊娠、出産を希望しながらも、出産につながらない方々への支援を行うことが、人口減少対策の面からも大変有効ではないかと思っております。

このような支援に関し、知事の考えをお伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えいたします。

不妊治療など出産を希望する方の支援についてのお尋ねでございます。

近年、晩婚化を背景に、不妊に悩む夫婦が増加し、生まれてくる子どもの18人に1人は体外受精等の特定不妊治療によるなど、不妊治療による出産は、既に特別なものではなくなってきつつあります。

こうした中、県では、県立保健所に「不妊サポートセンター」を設置し、不妊に関する相談等に対応するほか、医療保険が適用されず高額な医療費が必要となる特定不妊治療費について助成を行うなど、不妊に悩む方々への支援を行っているところであります。

これらの支援と併せて、県民の皆様方に不妊を含めた妊娠、出産に関する正しい知識を持っていただくことが大変重要であると認識しており、大学生など若い世代からの普及・啓発に力を注いでまいりますとともに、安心して不妊治療を受けられる環境づくりとして、仕事と不妊治療の両立に対する企業の理解促進などに努めてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今、知事の方からお話がありました。不妊の定義、前回の質問の時

にも申し上げましたが、今、不妊というのは、以前は結婚して3年ぐらい、自然妊娠しなかったら不妊と言われておりましたが、今は1年というのが正しい認識ということでございます。

本県も、助成制度の対象者を見てみましても、30代後半から助成制度を活用して不妊治療をされている方が多くなっておりますので、まさに今知事が言われたように、若い時からの妊娠、出産、そういったことに対する普及・啓発をしていただくことは、当然ありがたく、お願いをしたいと思うところでございます。

それと併せて、両立支援の問題です。

不妊治療をしながら仕事をすることの両立の困難ということで、NPOの調査でありました男女5,471人にアンケートをしたところ、96%が「両立が難しい」という回答がありました。調査の結果、「週に何度も通院するので退職せざるを得なかった」とか、「職場で妊活か仕事かどちらかを選べと上司に迫られたケースもあった」ということであります。

その結果、調査では5人に1人が退職をしているという大変厳しい状況がありますので、今、知事は、「企業へ理解を求める」と言われましたが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 不妊治療と仕事の両立に悩みを抱える方々が多くなっている中で、事業主や同僚である従業員の方々に不妊治療に対する理解を深めていただくことは、安心して不妊治療を受けられる環境をつくるうえで重要なことだと考えております。

事業者団体や賛同いただける企業等を訪問のうへ、不妊治療に関する情報を提供し、そのためのリーフレットも作成し、不妊の知識、助成

制度の周知と併せて、就業環境整備を促進することなどを考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) リーフレットも作成いただくということであります。ぜひ安心して治療もしながら仕事もできるという環境整備のために、各方面に働きかけをお願いしたいと思っております。

財政状況が違う東京都であります。対象企業、不妊治療との両立支援をしている企業に対して30万円の奨励金を支給するという制度、または、テレワーク制度を治療の方に活用している企業に対して10万円を加算するというような制度をつくっているところもございます。

当然ながら、本県と財政事情が大きく違うことも理解をしておりますが、さまざま、長崎県の少子化対策において、子どもがほしいと望んでいる方々に対して手厚く支援をしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

②不育症支援について。

妊娠した喜びもつかの間、自然流産を繰り返し、なかなか出産までたどり着かない場合を不育症といいます。

不育症の原因はさまざま、それを検査し、治療や精神的サポートで流産を防ぐことができます。

しかしながら、検査や治療に費用がかかります。基本的な検査は保険適用ですが、さらに原因を特定していくための検査の多くが保険適用外となっています。また、治療の多くが保険適用外であることから、経済的負担が大きくなっています。

そこで、全国では、12都府県、政令市6市で不育症治療への助成事業を行っています。本県

においては、県に先んじて、島原市、南島原市、大村市が助成事業を実施しています。

出産を希望する方々への支援として、県として助成事業をするべきだと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 議員ご指摘のとおり、不育症の状況といいますのは、原因が不明なものが多いと言われております。

現在、有効性、安全性等が確認されている一部の治療は、議員ご指摘のとおり、ほとんどが保険適用となっております。

また、そのほかについては原因不明で、先ほど申し上げましたとおり、治療方法が確立されていないということがございますので、県の厳しい財政状況も踏まえますと、治療費助成は困難であると考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 原因が不明である、安全性が確保できている検査は保険適用内だからなくていいという答弁だったかなと思いますが、では、どうしてほかの都府県、12都府県6政令市で実施をしているのか。また、本県においても、先ほど申し上げたように、島原市、南島原市、大村市は取り組んでいらっしゃる。

申し上げるまでもなく、個体差、個人差でそれぞれによって原因は違うというふうに思います。だから、そういう整理の仕方では、私は納得がいかないんですが、不育症というのは、なかなか聞かない言葉と思いますが、不育症は、場合によっては不妊で悩む方よりもきついかもしれません。一度妊娠をして、おなかの中で育たなくて、場合によっては、ある程度大きくなって墮胎手術と同じようなことをして子どもをおなかの中から出さないといけない、そういっ

た形で精神的に非常に負担の多い患者さんのことを不育症の方と申しますが、そういった方々に対して、保険適用の話がございましたが、若い世代には、かなりの財政負担になっております。

もう一度、こども政策局長の答弁を求めたいと思います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 他県とか県内市町で助成事業が行われていることは、私も承知いたしております。

ただ、県として、それを補助対象とするという判断をするに当たっては、現在、例えば、不妊治療に当たっての助成制度も、高額な医療費が保険適用になっていないというようなことの状態も踏まえて助成事業を行っているところがございます。不育症に関しては、先ほど申し上げましたとおり、現時点において確立された治療法の部分においては保険適用があつて、その他についてはなかなか治療法が確立されていないという状況でございますので、現時点においては、治療費助成は困難であると考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 繰り返し、治療法が確定していない、原因もよくわからない、財政状況が厳しいからしないというような答弁だと思っておりますが、知事の今最大のミッションとして、人口減少問題に歯止めをきかせるという最大ミッションに取り組んでいただいていると思っております。

ここは、子どもをほしいと望んでいる方々に対して手厚い支援こそ、私は本当に必要と思っております。確かに保険適用ですけれども、治療内容によっては、数万円から数十万円するも

のもあります。そういったものを選んで県内でもこの治療を行っている方々が多くいらっしゃいます。

今回は、はじめて、不育症支援ということで提案をいたしましたので、今後、ぜひ、こういった方々の状況等も踏まえた上でしっかりと人口減少対策、子育て支援、出産、妊娠、子育てとずっと支援をしていくという長崎県の考え方だったら、ここは手厚くするべきと私は思っておりますので、今後とも、機会があれば、ずっと言い続けたいということをお願いして、一旦この問題は終わらせていただきたいと思っております。

(2) 出産を迎える方々への支援について。

①産前産後ケアについて。

妊娠、出産で女性が不安や負担を感じるのは産後2週未満がピークで、半数以上が体のトラブルや疲れに不安を抱えていることが厚生労働省の妊産婦のメンタルヘルスに特化した全国調査で明らかになりました。

調査の中で、産後2週未満に不安を感じた人が多く、心の不調が起きやすい傾向にあることがうかがえます。先頃、妊産婦死亡原因1位が自殺102名という衝撃的なニュースが飛び込んできました。内容を見てみると、約半数が35歳以上で、65%が初産、無職世帯の女性も多いようでした。

調査に関わった専門家らは、出産後、数週間から数カ月に10%程度もの女性が経験するうつ病、産後うつとの関係を指摘しており、母親の産前産後の支援体制の充実が必要で、産後うつリスクの高い人を早期発見し、支援につなげることが重要と見えています。

そのようなことから、私は、産婦健診の必要性を強く感じております。子どもは3カ月、半

年、1歳半、3歳と公的健診がありますが、産婦に関しては、出産後は自己責任的な風潮になっています。心と体に大きな変調があると言われてこの時期の健診は必要です。国の助成事業があるにもかかわらず、現状で実施されているのは長崎市のみとなっております。

次に、退院直後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業がありますが、こちらも実施自治体は、長崎市、佐世保市、島原市、平戸市、西海市、雲仙市、南島原市のみとなっております。

それぞれに産後の女性の心と体のケアに重要で不可欠な事業だと私は思っておりますが、全市町での展開がなっていない原因をどう分析し、どのような事業展開をすべきと考えているのか、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 産婦健診は、先ほど議員ご指摘のとおり、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図ることを目的として、平成29年度から国庫補助事業として創設され、そういう開始時期もありまして、現在、長崎市が1市、実施している状況でございます。

また、産後ケア事業も、国庫補助事業として創設されたのが平成26年度でございます。こちらは、現在、長崎市をはじめ、7市が実施しているというご指摘のとおりでございます。

現在、事業を実施していない市町におきましても、その多くが今現在、実施を検討中ということでございまして、財政面ですとか、母子の受け入れに関する医療機関等との調整に課題がある中で、少しずつ広がっていている状況だと認識しております。

私どもといたしましては、今後は、そういった状況を市町と協議しながら、市町ごとに実施

に向けた課題等の把握と対応策について検討を進めていきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 産婦健診は、平成29年度からの事業であるということで、まだ事業を開始して間もないので、まだまだほかの市町に広がっていないということではありますが、今、平成30年度でございます。春になると31年度になります。ぜひ、こちらの方、産婦、出産後の母親は、病院でその後の体を診てもらおうということが本当にございませぬ。ただ、大きな変調を伴う時期であります。その一例として申し上げますと、普段、女性が抱えているホルモンのストレスの量で言いますと、ホルモンが一番高まっている時でマンションの20階建てぐらいの高さだとすると、出産の時には、この高さがエベレストの高さまでのぼっているというぐらい、産後はホルモンの変化ですごく不安定な時期になります。そういったことから考えますと、とにかく産婦健診を実施いただきたいということを強く申し上げたいと思っております。産後ケア事業についても、当然ながら、もっともっと拡大していただきたいと思っております。

今、部長は、「今後、課題等を各市町に確認をする」と話されましたが、産後ケアの全国の状態を見た時に、1,741自治体で回答を得た中で、産後ケアを実施しているのは26%にしかすぎません。今後予定があるのが34.4%、一方、実施予定がないところが28.6%もあります。

それは、予算の確保や人員の確保が難しいという問題のようでありますので、こういったことも踏まえて、国庫事業でありますけれども、市町村負担の分がもしかしたら足かせなのかもしれない。あと、マンパワー、そういうことができる人が不足をしているのか、そういったこと

も含めてしっかりと市町と話していただいて、この産前産後のうつに関わる問題をしっかりとケアいただきたいことを申し上げておきたいと思っております。

次に、養育支援訪問事業について、伺います。

この事業は、子育て経験者やヘルパーによる育児・家事補助と、保健師、助産師などによる専門的相談支援の2種類があります。

近年の晩婚化、晩産化、各家族化により、里帰り出産や実家の親に来てもらってのサポートが難しくなっています。

そのような中、現状では、産後ゆっくり体を休めることなど到底できない状況にあるとの声が寄せられました。

そこで、このような育児・家事援助が必要となってきたのですが、全自治体での実施には至っておりません。展開ができていない原因をどう分析し、その後、どのように事業を展開していくのか、お聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 養育支援訪問事業につきましては、特に、必要と認められる保護者等に対し、養育に関する相談・指導、その他必要な支援を行うもので、育児・家事援助と専門的相談支援を内容として実施しております。

このうち、育児・家事援助につきましては、8市町において実施しておりますけれども、事業を実施していない市町では、独自の支援事業の実施でありますとか、民間事業者の利用、また、事業による支援ニーズがないことなどが理由であるというふうに伺っております。

この点は先ほどの産後健診等と異なっていて、一定、市町の方では実施をしているし、ニーズに対応できているというふうな検討をされてお

りますので、県としては、もう少しそこら辺の状況を市町に確認してみたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 8市町で実施をされていて、独自の事業をやっているところ、あと、民間事業者でその事業を担ってもらっているところ、3カ所目の答弁がよく聞こえなかったもので、再度お願いします。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 失礼いたしました。

事業による支援ニーズがないことなどが理由であるということでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 「ニーズがない」という言い切りでありましたが、確かに、地域によって、離島部とか、小さな基礎自治体であれば、家族関係とかが、近所に親とか親戚がいたりというところもあるかもしれませんが、潜在的ニーズというのは必ずあると思っております。

私が伺った事例では、10月10日に出産をしました。第2子の出産なので、小学生の子どもがいます。通常、出産後は21日床上げといひまして、21日間、体を休めておかないといけないんですけれども、そういったこともままならず、10月22日まで家事援助の支援を受けておりました。そうすると、その支援を受けている間に30分だけ眠ることができたとか、事細かに私も見せていただいたんですけれども、そういった状況があります。第1子に限らず、第2子、第3子になると、上の子がいるので、そのお母さんの負担というものは非常に大きいです。ニーズがないと言っている自治体に対して、本当にニーズがないのか、確認をいただきたいと思っております。

この女性の一番難しい年代のケアというのを

しっかりしていただかないと、本県においても、妊産婦の自殺みたいな事件が起きないとも言えないと私は思っております。ぜひこのあたりをしっかりとお願いしたいと思います。

(3) 妊娠に関し悩みを抱える方々への支援について。

①妊娠SOS相談窓口の配置について。

昨年、生まれたばかりの子ども4人をバケツに入れ、コンクリートで固めて遺棄した母親が逮捕されるという事件が発生しました。

事件の背景には、母親が経済的理由で育てることができないと判断し、犯罪を犯したものでした。避妊に対する認識の甘さや、パートナーに押し切られ望まない妊娠をしてしまうケースも後を絶ちません。

そのような中、全国では、各県において、「妊娠SOS」という妊娠に特化した専用の相談窓口を設置しています。一般的には、妊娠検査薬で陽性反応が出る頃には妊娠2カ月を経過しています。誰にも相談できずに悩んでいるうちに中絶をできる期間が過ぎ、最悪なケースとしては、ひとり、自宅内外で出産をし、遺棄するという悲しいてんまつとなる場合も想像されます。

また、人工中絶は母体へのリスクも高く、将来、妊娠を望む時に希望がかなわなくなる可能性もあります。

妊娠に気づいて、すぐ相談できる体制整備が必要だと強く思います。本県でも、専用ダイヤルの設置をご検討いただきたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 現在、妊娠の問題に特化した県の相談窓口はありませんが、県内8カ所の県立保健所に、妊娠の問題をはじ

め、婦人科的疾患や更年期障害など、女性の健康に関する相談に対応する「女性健康支援センター」を設置しているところがございます。

しかしながら、本センターへの妊娠に関する相談件数はわずかであるなど、まずは県民の皆さんに本センターを知っていただくことが重要だと考えておりますので、例えば児童・生徒を対象とした健康教育事業や、市町の広報誌などを通じてセンターの周知に努めるとともに、他県の状況についても調査したいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 女性の健康支援センターがあると、この間、担当課に私もお聞きいたしました。私も大変勉強不足ですが、私もよく存じ上げないような状況でございます。それを考えた時に、県民の一般女性が知っているのかという話に、そもそも論でなると私は思います。

そこで、「妊娠SOS」と検索いただくと、すぐに「妊娠SOS」のネットワークで全国一覧で相談箇所がホームページでぱっと出るようになっていきます。長崎県だけ、このページ、直接のところは一切ありません。

それを考えた時に、本当に悩んだ人は、特に若い方の妊娠とか中絶が非常に多いです。若い方はすぐネットで検索すると思いますけれども、電話回線の一つ引いてもらうこと。保健所にかけてもいいけれど、一から私は何の悩みで電話をしているということから言わないといけなくなるんですよ。そうすると、なかなかちゅうちょして話ができないけれど、「妊娠SOS」に特化している番号だったら、かけた瞬間、この人は妊娠のことで悩んでいるんだなというのがすぐわかるから、即対応ができると思いますし、相談のハードルがすごく下がります。

他県においては、看護協会とか医療機関に委託をお願いしているところもあるけれども、お金をかけずにできることは、うちの保健所のセンターの中に電話を1本引いてもらうことだと私は思っております。

再度、もう少し前向きな答弁ができないのかどうか、端的に答えてください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 他県の状況も調査をさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) ぜひお願いします。平成3年7月から平成13年3月まで、虐待死を受けた子どもが全体で564人、ゼロ歳児が240人、44%です。それも生後24時間以内に死亡した子どもが94人もいます。こういった現状を考えた時に、望まない妊娠というのが、子どもにとっても、その母親にとっても決していい結果にならないので、本当にここは前向きに検討いただいて、相談窓口の設置をお願いしたいと思えます。

(4) 子どもの権利擁護について。

①子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置について。

1989年、子どもの権利条約が第44回国連総会において採択をされ、日本が批准してから22年たった2016年5月27日、参議院本会議において、「改正児童福祉法」が全会一致で可決、成立しました。

その中で、日本の子どもたちの育ちに関する重要な法律である「改正児童福祉法」が子どもの権利条約の精神と理念を掲げる法律となったことは、日本の子どもたちの権利の実現にとって大きな前進となりました。

昨年、国においては、国連から何度も求められていた子どもの権利擁護の第三者機関を全国に設置する方針を固め、現在、子どもの権利擁護の仕組みが構築を検討されております。

ほかの自治体においては、1998年の兵庫県川西市が全国で一番に第三者機関を設置し、その後、30を超える自治体で設置されております。

本県においては、本年6月2日より、民間団体、「子どもの権利オンブズパーソンながさき」が、週3回、子どもの権利擁護のために活動を開始いただいております。

長崎県として、第三者機関の設置に向けての検討状況と民間との連携について、どのように考えているのか、伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 本県では、子どもの権利侵害を救済するため、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」や「子ども・家庭110番」など、相談内容に応じた各種窓口を設置し、対応しているところであります。

議員ご指摘の第三者機関の設置につきましては、先ほど議員のお話にもありましたように、県内には、医療、司法、教育、福祉などの専門家が参画する民間の第三者機関が設立されたので、積極的にこの周知を図るとともに、県の相談機関との連携促進に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 民間との連携促進に努めていきたいという答弁だったかなと理解をいたします。

この民間の取組状況でございますが、こちらの「オンブズルーム」というところは、週3回、開設しておりますが、相談件数が11月末現在までで9ケース、小学生が3件、中学生が3件、高

校生が3件、延べ相談件数といたしましては、76回、さまざまな子どもたちの悩みについて、お話を聞いていただきました。

一番相談内容で多かったのが、家庭内暴力、教師によるパワハラ、生徒同士の不和、不登校、いじめなど生徒間トラブルに対する教師の不適切な指導など、さまざまございます。

子どもが相談をするのに、子どもはなかなか児童相談所には電話をしないと私は思っております。

そこで、こういった機関の活動をしていただいていることは非常にありがたいと思っております。国の方としても、各県の設置についても具体的に検討に入っておりますので、既存でやられているところと連携をするということは当然大事だと思っておりますし、ただ、こちらが民間でやられておりますので、財政的な問題、あと権限等の問題もございます。今後の長崎県の子どもたちのために、子どもたちの権利擁護のために、ぜひ、こういったところとしっかりと取組を進めていただきたいと思いますと申し上げておきます。

今、この方々が現場で活動している中で、子どもたちが話をしてくれるまで、すごく時間がかかる。それと、話しやすい関係や空間をつくる場所、相談員との関係が大事な要素となっている。そういったことで、人材の確保だったり、場所、時間、一番は運営資金が必要だというふうに言われております。

6月2日から11月末現在で9ケースのご相談がありました。これは教育委員会にもお願いをしたいと思っておりますが、こういった機関ができたことを県内の小中校生に、カードとかを作成することからはじまるんですけども、それも民間とお話をさせていただくことでありますが、

もうちょっと相談件数があってもよかったのかなとちょっと私は思っております。

子どもたちがハードル低く相談しやすい環境を、もっと全県的に広めてもらいたいと思いますが、教育委員会教育長、この件に関してのご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 子どもたちがいじめやいろんな悩みを持っている時に、やっぱり相談のチャンネルというのは多い方がいいと思います。県でも、教育センター等々、たくさん電話相談、それから、メール相談等の窓口を持っておりますけれども、民間のそういう相談機関とどんな連携ができるか、検討していきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 公がやっていない相談機関だと、子どもがちょっと相談しやすい部分がもしかしたらあるかもしれません。今、教育委員会教育長からすごくいい答弁をいただきました。連携をいただける、検討いただけるということでありますので、子どもたちのために数多くのチャンネルで長崎県の子どもたちの安心・安全を守っていただきたいと思っております。

(5) 母子避難所について。

①母子避難所の必要性と指定について。

福祉避難所の指定は県内でも完了しております。また、災害時の要援護者となる障害者、高齢者の方々の名簿の作成、避難計画の作成等は、整いつつあります。しかし、災害時に要援護者と同様に災害弱者となり得る乳幼児を連れた母親や妊婦に関しては、フォローがされておられません。

集団で避難をしていると、子どもが泣いたら迷惑になる、授乳の時に気を遣う、子どもを遊

ばせるところがない、感染症が怖いなどの理由で、熊本地震の際、避難所を避けて屋外テントや車で過ごす女性も少なくありませんでした。そこで、熊本県助産師会が母子専用の避難所を設置いたしました。

また、昨年7月の九州北部豪雨災害でも、朝倉市に「災害母子支援センター」が設置され、母子や女性の避難所、女性ボランティアの宿泊、活動拠点、母子、女性、子どもの相談支援が行われました。

仙台市においては、看護学校などと協定を結び、災害時の母子のサポートを目的に、周産期避難所を指定、開設訓練も実施されております。

東京都の文京区では、災害時に妊産婦と乳幼児の命を守る施設として、妊産婦乳児救護所として区内の4つの大学と協定を結んでおります。

このように、他地域においては、今まで災害弱者でありながら支援の手が届いていなかった妊産婦、乳児に支援する体制が整備されております。ぜひ本県でも母子避難所の整備を検討いただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 乳幼児を抱える母子の災害時の避難につきましては、国の「避難所運営ガイドライン」において、一般の避難所に専用の母子避難スペースの設置などを検討するなど、女性や子どもに配慮した取組が求められております。

県内の市町におきましては、妊産婦や乳幼児の避難に配慮すべき点をマニュアルで周知したり、あるいは避難所にキッズルームの設置を検討する動きもありますが、一般避難所の中で配慮を要する母子が入所する専用の福祉避難所の設置までは行われていない状況でございます。

ご紹介のありました朝倉市の事例は、福祉避難所としての役割を担う一つの事例でございまして、保育士や助産師などの市民グループが独自に設置されたと認識しておりますが、設置に当たっては、協力する団体あるいは施設、支援のスタッフの確保などの課題もあると考えております。

今後、朝倉市をはじめ、先進自治体の事例も参考にしながら、災害時における母子支援対策についても、各市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) マニュアル上は一般の避難所に母子等に配慮したスペースをつくるようになっていると、確かにそうだと思います。

ただ、私が先ほど冒頭申し上げたように、さまざまな問題があります。おっしゃるように、朝倉市はそうやってマンパワーの支援体制が整ったからできた事例というふうには認識しておりますが、熊本では助産師会が取組をされておりますし、文京区は災害時の万が一の時のためにこういった協定を結んで準備をされております。各大学に備蓄もして準備をされております。

例えば、場所の問題等があると思います。看護学校だったり、介護の学校だったり、病院の産科の一部のスペースを災害時にだけお願いするとか、いろんな方法等がありますから、今まで配慮が必要だったけれど、本当にここに目が向いていなかったと私は思っております。ぜひ関係団体、助産師会の方々とか医師会の方々といろいろお話をいただいて、万が一の時の子どもや女性のため、産後すぐのお母さんがもしかしたら被災するかもしれません。出産間際のお母さんが被災するかもしれません。いろんな問題があると思っておりますので、ぜひ女性に、

どこの県もまだ積極的に対応しておりません。福岡県の朝倉市の事例で、福岡県の防災大賞か何かをこの事例はとられたようでございます。熊本県、福岡県等は進んでいると思いますが、全国的にはまだまだ進んでいないと思います。ぜひ長崎県においても、この取組を前向きに検討いただきたいと思いますけれども、関係団体としっかり話して前向きに検討する意思があるかどうか、そこだけ教えてください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員からご紹介がありました他県の事例も、我々としても承知をしているところでございます。基本的に市町が主体となって行う部分でございまして、そこはしっかりと市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 2、命を守る取り組みについて。

(1) 自殺防止対策について。

①ハイリスク者への支援の現況について。

県内の自殺者数は、平成29年度警察統計によると245人で、何らかの理由で県民が自ら命をおとしております。また、年間300人前後の方が自損行為による緊急搬送を受けています。

このことから考えると、自殺リスクの高い自殺未遂者のケアに取り組むことは重要です。救命救急センターに搬送された自殺未遂者など、いわゆるハイリスク者に対する支援の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 救急病院に搬送された自殺未遂者などのハイリスク者に対する支援につきましては、昨年度策定しました「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」に、「自殺

未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」ことを基本施策の一つとして掲げておりまして、関係機関や団体と連携、協力して取り組んでおります。

そのうち、具体的な県の支援策につきましては、自殺未遂者支援対策強化モデル事業として、長崎大学病院において、長崎市近郊の救急病院に搬送された自殺未遂者や家族に対して、臨床心理士を派遣し、抱えている問題に関するカウンセリングや相談機関等へのつなぎを行うとともに、救急医療機関のスタッフや消防隊員等を対象とした自殺未遂者への対応等について研修を行っているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 今、行っていたいでいる事業は、長崎市のみが対象となっております。自損行為の搬送事例で言うと、長崎が110、佐世保が90、県央が55であります。当然ながら、各地域にこの制度を広めていただきたいということもお願いを申し上げておきたいと思っております。

②弁護士派遣について。

自殺未遂者への相談支援は、退院後、本人が落ち着いた状態での時が望ましく、効果があると思っております。また、落ち着いた後も、自ら進んではなかなか相談に行かないケースもあるとお聞きしております。

そういった中、広島県では、市と弁護士会と連携し、本人の同意を得たうえで病院や自宅に弁護士を無料で派遣する事業を実施しております。

本県では、弁護士会や司法書士会と連携して、平成22年度より「多重債務者等の暮らしとこころの相談事業」を実施していただきましたが、平成27年度に終了。併せて、平成20年より「多重債務者のメンタルヘルス無料相談事業」を実施いただいても、平成29年度に終了しております。このように、現状においては、弁護士等との連

携事業は行っておりません。

広島県のように、なかなか自ら相談に行かないハイリスクの方々に対して、こちらからの積極的なアプローチが重要と考えますが、この広島モデルを本県も導入するべき考えがないか、お聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいま議員からご指摘がございましたけれども、本県におきましては、経済、生活問題、あるいは勤務問題を理由として、自殺者への効果的な対応を行うために、平成20年度から司法関係者と精神保健福祉関係者による多重債務者等を対象とした相談事業を実施したところでございます。そういう中で、それぞれの相互が連携した相談支援体制ということが構築されております。

引き続き、弁護士会等も参加する長崎県自殺対策連絡協議会等におきまして、自殺未遂者等、ハイリスク者支援に係るニーズも把握するとともに、広島県の状況も参考にしながら、相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 私は、自殺者を上回る数の未遂者がいると、本当にこのことを調べてみるまで思っておりませんでした。300人を超える方が自損行為のうえ、緊急搬送されております。非常にリスクが高い方が潜在的に多くいらっしゃるということを考えますと、さまざまな方法で、そういった方々が命をおとさないようにされるために、この弁護士派遣も含めて前向きに検討いただきたいということをお願い申し上げます。

(2) がん患者への支援について。

①妊よう性温存療法への支援について。

「妊よう性」という言葉は余りなじみがないと思いますが、子どもを授かるための力のことを言います。がんの治療によって、この妊よう性の力を失うことがあります。妊よう性の温存とは、病気の治療等によって将来の妊娠可能性が消失しないように、生殖能力を温存するという考え方です。

人口減少、少子・高齢化が進む本県においては、さまざまな少子化対策が実施をされています。そこで、私は、がんの治療後に子どもを授かりたいと希望する方々への支援も必要だと感じております。他県においては、この妊よう性の温存療法に対し、助成を行っております。本県においても、若いがん患者の生殖機能を温存する治療に対しての支援ができないか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 妊よう性温存療法につきましては、ただいま、議員からご説明がありましたけれども、県内では、長崎大学病院と民間病院の2機関でその治療が提供されているところでございます。

県内には、39歳以下でがんにかかる方が年間約450人おまして、これらの患者にとっては、将来、子どもを持つことへの希望をつなぐことができる可能性があるものと認識しておりますけれども、この治療法は、長崎大学病院においてははじまったばかりで、まだ研究段階ということで、県内の医療機関との連携も十分でないとお聞きしております。

県といたしましては、補助制度の創設前に、まずはがん診療連携拠点病院をはじめ、県内の医療機関で妊よう性温存療法に関する情報を共有し、受け入れ体制のネットワーク構築を進めるとともに、医療従事者への研修あるいは対象

患者に対する情報提供や支援のあり方などについて、長崎大学病院など関係者と検討をしてみたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 長崎大学病院の方で、いろいろとこの療法について、今からはじまるということでもありますので、他県においては治療が先行して行われておりますし、滋賀県においては、医療費助成制度というものも取組をされております。

長崎大学病院で、この治療がある程度確立した段階では、ぜひ助成制度というのもしっかりとつくっていただきたいと思っております。

これが、精子凍結とか、卵子、受精卵を凍結するのに、精子凍結が2万円、卵子凍結が20万から25万円かかります。カウンセリングを受けるだけで1万円かかります。がん治療でお金がかかるほかに、こういった追加の保険適用されない治療費がかかるのは、若い世代には相当大きな負担になっておりますので、ぜひ前向きに取組をいただきたいとお願い申し上げます。

②アピアランスケアへの支援について。

アピアランスケアとは、抗がん剤をはじめとする薬物療法の副作用による脱毛等の外見の変化や、乳房の切除手術などの経験をした患者のストレスを軽減するためのケアのことを言います。

治療の後に外見が変わってしまい、変わってしまった自分の姿を見せたくないという思いから、社会とのつながりや人間関係を避けるようになる患者さんも少なくない聞いております。そこで、今、このアピアランスケアに注目が集まっております。

アピアランスケアを行うことによって、患者さんが前向きに治療に臨むことが可能になり、

日常生活を送ることが可能になったというお話もお聞きいたしました。他県においては、がん患者の社会復帰支援として、このアピアランスケアとしてウィッグの購入や乳房補正具の購入費の助成を行っておりますが、本県でも同様の取組ができないか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) がん治療に伴う脱毛など、外見の変化への対策であるアピアランスケアにつきましては、今年の3月に策定された国の「第3期がん対策推進基本計画」に、がん患者の生活の質の向上を図るための社会的課題として、はじめて盛り込まれたものであります。

現在、国においては、医療従事者を対象としたアピアランス支援研修を実施しており、県内のがん診療連携拠点病院等の職員も受講しているところでございます。

県といたしましても、このアピアランスケアへの理解を深めるため、市民公開講座の開催や医療従事者向けの研修会の開催等に対して支援を行っているところでございます。

アピアランスケアは、がんの種類や進行度などにより多様であることから、一部の方を対象とした助成ではなくて、全てのがん患者が外見の変化に向きあい、自分らしく生活できるように、患者サロン相談会、あるいはアピアランス専門外来の開設など、がん診療連携拠点病院等の取組を支援してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 今の答弁で、とりあえずはお願いをしたいと思っておりますが、先々は社会復帰支援ということで取り組んでいる県もありますので、もっと取組を進めていただきたいと思います。

③就労支援・両立支援について。

がん患者は増加しており、100万人を超えてきております。そのうち、3人に1人が就労可能年齢で罹患しています。平成22年の厚生労働省の調査によると、仕事を持ちながら、がん治療のために通院している人は、あらゆる規模の企業で32万5,000人もいます。この中で、がん患者に対して行った調査では、がんの診断後、勤務者の約34%が依願退職、解雇をされており、自営業者の13%が廃業しているという結果が出ています。

長崎県では、がん患者の就労支援・両立支援のため、労働局と連携した支援を行っていらっしゃるという聞いておりますが、その現状と今後の取組について伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) がん患者の就労支援につきましては、がん医療の中核を担う県内の8つのがん診療連携拠点病院等に設置した「がん相談支援センター」が窓口となり、関係機関と連携を行っております。

就労支援につきましては、同センターがハローワークと連携して行っておりますが、特に、平成28年にハローワーク長崎に「就労支援ナビゲーター」が配置されてからは、患者の状況を踏まえたきめ細やかな支援を行うことができるようになり、これまで53名の方が就労している状況と聞いております。

来年度に向けまして、この就労支援ナビゲーターの増員など、就労支援体制の充実が図られるように県としても努力してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 今、長崎労働局との取組も長崎大学病院だけとなっております。ぜひ

この今の支援というのも県内の各地域に広げていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

がん患者の労働力損失は、試算によりますと1兆8,000億円とも言われております。私は、3分の1の方が就労可能年齢で罹患しているがんに対しての両立支援に対して、手厚い支援を行っていただきたいと思っております。

そこで、土木部長にお伺いをしたいと思いません。

この企業への働きかけ、両立支援を企業へ協力をお願いするところで、入札の際に、こうやってがんに限らず、さまざまな病気で両立支援を行っている企業に対して、入札の加点でポイントをつけることが検討できないのかどうか、伺いたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 公共工事の入札参加資格の主観的事項の評価には、地域貢献に係る項目があり、誰もが働きやすい職場づくりの観点についても評価しておりますが、がん患者については明確に定義されていないところでございます。

がん患者と言いましても、治療を終えた方も含め、幅広いと思われまますので、今後、関係部局と県としての考え方について協議、検討する必要があると考えているところです。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) がんのサバイバーと言われる方も含めて、さまざま状況は異なりますが、3人に1人が罹患する時代、長生きをすれば2人に1人ががんにかかる時代と言われている中でございますので、ぜひ、がんに限らず、さまざまな病気、不妊治療等もそうですけれども、両立支援をしている企業に対して加点をすると

いうことは、私は非常に意味があることだと思っておりますので、前向きなご検討をいただきたいと思いません。

(3) 受動喫煙防止対策について。

①保護者向けの喫煙の実態調査について。

受動喫煙とは、自分の意思に関係なく、周りの人にたばこの煙を吸わせることを言い、赤ちゃんや子どものそばでたばこを吸うと、乳幼児突然死症候群、中耳炎、気管支炎、肺炎、喘息などの健康への悪影響があります。

2年前に厚生労働省が発表した、たばこに関する報告書によると、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中で亡くなった人のうち、受動喫煙が原因と見られるケースが推測で年間1万5,000人にも上りました。

近年、問題視はされていますが、個人の問題とされ、社会における対策が不十分で、一番影響を受けやすいと言われる子どもたちは、環境を自ら選ぶこともできず、健康リスクにさらされています。

そこで、他県においては、保護者向けの喫煙の実態調査を行い、子どもたちへの受動喫煙の影響を調査しております。本県においても、同様の調査を行い、子どもたちを受動喫煙の害から守らなければならないと強く思っております。ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 子どもの健康のために、子どもを受動喫煙から守ることは大変重要なことと考えております。

学校教育におきましては、体育科、保健体育科を中心に、喫煙やたばこの煙がもたらす健康への悪影響について、発達段階に応じて指導をしているところでございます。

ご提案の保護者向けの喫煙の実態調査につい

ては、保護者への啓発のきっかけとなる手段の一つであると考えますが、市町教育委員会及び学校、保護者の調査の必要性に関する共通理解の醸成や、調査結果を踏まえた保護者への指導のあり方などの課題が想定されることから、実施することは現時点では非常に難しいと考えております。

子どもの健康管理については、一義的には保護者が責任を負うべきであると考えますが、一方で、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要もあることから、全ての学校に組織されている保護者や学校医、地域の代表者等からなる学校保健委員会の活動などを通じて、喫煙に関する正しい知識やマナーの普及・啓発を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 子どもの健康はもちろん第一義的に保護者がすべきものであるというのは認識しております。約半数の方が家庭でたばこを吸っていて、約9割近い家庭が子どもの前でたばこを吸っているという状況もありますので、ぜひ、さまざまな機会を通して、保護者向けにも喫煙が子どもに与える影響というものをしっかりと理解いただく取組をお願いしたいと思いますし、他県においては実施をしているこのような調査も含めて、さらに検討いただきたいと思っております。

②乳幼児健診での尿中コチニン測定について。

神奈川県海老名市においては、3歳6カ月健診対象者に対し、家庭における喫煙状況調査と受動喫煙に関する尿中コチニン測定を実施しております。

たばこの煙はニコチンが含まれており、たばこを吸うと体内でコチニンという物質に変わります。コチニン測定により、どれだけたばこの

煙が体内に入ったかを示すことができます。

調査では、全体の約44%もの子どもからコチニンが検出をされ、母親が喫煙している子どもほど受動喫煙をしていました。さらに、車内で家族が喫煙をしている子どもは、顕著に受動喫煙をしているという結果でした。

私は、子どもたちのさまざまな健診の際に、このようなことを取り入れることによって、早くから保護者に対して、子どもにどれだけ影響が出ているかどうかをしっかりと理解してもらうことが大事ではないかと考えますが、この件に関しての見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 現在、尿中コチニンの測定は、国が示す乳幼児健康診査の項目に含まれておらず、この検査を実施している自治体は、議員からご紹介いただきました平成20年度に検査を実施した海老名市の事例以外は把握しておりません。

当該検査については、その検査結果の活用など不明な点もあることから、今後、実施を検討している自治体があるとお聞きしておりますので、その情報収集にまずは努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) ぜひお願いしたいと思います。

(4) #7119救急安心センター事業について。

①事業の必要性と実施について。

全国的に救急出動件数は年々増加傾向を示しています。平成18年度の524万回から平成28年度は621万回となり、約19%の増加。救急車の到着時間も、平成18年度の6.6分から平成28年度は8.5分と29%も遅くなっています。

本県においても、緊急出動件数は、平成18年

度の5万2,297回から平成28年度は6万5,863回と約26%増加をし、到着時間も7.5分から8.9分と、約19%も遅くなっています。全国的に住民が急な病気やけがをした時に電話する119番の適正利用が社会問題となっております。通報後、出動してみたが、救急車の必要性が低い軽症患者が全体の約半数、49%というデータもあります。

このような状況で、限られた地域の資源であります救急車を有効活用し、緊急性の高い患者に対して早く救急車が到着できるようにするのは困難となっております。

本県においても、平成28年度の出動事例で、長崎市四杖町の住民から、一般負傷により通報があり出動。しかしながら、救急車が出払っており、到着まで69分も要した事例があります。この事例では、命に関わることはありませんでしたが、状況によっては、こんなに時間を要してしまえば命に関わることも十分にあり得ると危惧をしております。

本県においても、疾病別搬送人員を見てみると、平成29年度総数で6万1,062人、そのうち救急車の搬送の必要性が低い軽症患者が2万806人と、34.1%という状況にあります。併せて、出動はしたが、搬送しなかった不搬送件数は6,344回、そのうち緊急性がなかったのが1,429回でした。

このような状況を受け、全国では、重症者を発見・救護する本来の目的のために119番の利用を促進し、不急の救急出動の抑制を目的に、総務省消防庁が「#7119緊急安心センター事業」を開始し、全国に展開しています。

これは、住民が急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶべきか、今すぐ病院を受診した方がいいか悩んだ時に、医療従事者が24時間365日電話相談を受け、適正なアドバイスをするこ

とを目的としたものです。導入した奈良県では、平成21年から平成26年度を比較すると、緊急性の通報以外の件数が約半数になったとの効果が確実に出てきております。

ぜひ、本県でも導入すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 危機管理監。

○危機管理監(豊永孝文君) お答えいたします。

救急車の出動に当たりましては、交通渋滞のほか、直近の消防署等の救急車が出動中であることにより、現場到着に時間がかかる場合がございます。

救急安心センターにつきましては、議員ご紹介のとおり、住民の方が急病やけがの場合に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかなどを電話で相談する窓口で、現在、全国で9都府県と4地域で実施されており、消防庁では、設置により不急の救急出動が抑制されるとともに、救急医療機関の受診の適正化、住民への安心感の提供に効果があったと紹介しております。

しかし、その一方、併せて相談対応に当たる医師や看護師の確保などに課題があるとしていただいております。

高齢化の進行などにより救急搬送件数は年々増加しており、将来にわたって住民の安全・安心を確保していくためには、救急車などの消防資源の有効活用は必要なことであり、そのためにセンターの設置は効果的な方法の一つであると考えております。

県では、昨年11月、消防庁からアドバイザーを招き、市町消防を対象とした説明会を開催し、その後、意見交換等も行ってきたところでございますけれども、引き続き、関係部局とともに、将来の消防体制や救急需要の見通し、相談体制、効果などをさらに検証しながら、市町消防や医

療関係者の皆様と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 前向きなご検討をいただきたいと思っております。導入県が10都府県4地域、この「#7119」以外で既に実施を独自の県で行っているのが、山形県、栃木県、千葉県、香川県です。県民の命を守るために、「#7119緊急安心センター事業」をぜひ実施いただくことをお願い申し上げたいと思っております。

質問の順番を入れ替えさせていただきたいと思っております。議長、お許しをいただきたいと思っております。

3、子どもたちの学びを応援する取組について。

(1) ユニバーサルデザイン教育について。

①色覚チョークの導入について。

色の見え方に違いがある児童生徒への配慮について伺います。

先天的に色の見え方が違う色覚障害、色弱、赤、緑、茶が同じ色に見えたり、淡いピンクやグレーが白に見えたりします。日本では男性の5%、女性の0.2%の方がいると言われております。全国では300万人を超えていると言われております。本県の児童生徒数は7月4日現在で13万2,066人ですから、単純計算ではありますが、おおよそ3,500人以上はそのような特性を持つと推測をされます。

そこで、本日、皆様の机に配らせていただいております、これですけれども、(パネル掲示)色覚チョーク、これが従来のチョークの見え方です。こちらのカラフルにしっかり色が見えているのが色覚チョークと申します。

これは、長崎県内でも3,500人ぐらいの子どもたちが色覚に影響があると言われており、

決してコストが高いわけでもなく、なお子どもたちが見やすくなるということを考えて、今、文部科学省でも、実は、赤、緑、青、茶など、黒色系のチョークは見えにくいので避けるように、白と黄色の2色のみを使うようにと求めています。

これによって、先に導入をしている千葉県の松戸市の事例では、「以前より文字が明るくなり、図形の輪郭がはっきりするようになった」、教職員からは、「どんな色も近接に使えるようになった」と大変好評のようでありました。

このチョークの導入について、県として、どのように市町教育委員会に働きかける考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 各学校では、色の見分けが困難な児童生徒がいることを前提に、全ての教育活動を展開しております。

例えば、今、ご指摘がございましたが、黒板を使用する際は、誰もが識別しやすい白と黄色のチョークを主に使うことや、見やすい明るさとなるような照明を工夫するような配慮をしているところでございます。

全ての児童生徒にとって学びやすい学習環境の実現に向けては、各学校の実情に応じてさまざまな配慮が行われているところではあります。色覚チョークについては、改めて照会をさせていただきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員－19番。

○19番(山田朋子君) 照会をいただくということでもあります。このチョークを製造している企業は、日本で一番大切にしたい企業、日本理化学工業株式会社、知的障害者が70%就労しているところ。こういったところの障害者雇用にもつながりますので、ぜひ、このチョーク

の導入を進めていただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午後 3時47分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成30年12月4日（火曜日）

出席議員（43名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君

36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（2名）

3番 吉村正寿君
 14番 吉村洋君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者

交通局長 太田彰幸君
 企画振興部政策監 廣田義美君
 文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長 永淵勝幸君
 選挙管理委員会委員長 濱本磨毅穂君
 代表監査委員 水上正博君
 人事委員会委員長 中部憲一郎君
 公安委員会委員 國枝治男君
 警察本部長 辻亮二君
 監査事務局長 寺田勝嘉君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任)
 教育次長 本田道明君
 財政課長 古謝玄太君
 秘書課長 伊達良弘君
 警察本部総務課長 杉町孝君
 選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

小林議員－41番。

○41番(小林克敏君) (拍手) [登壇] 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議会派、大村市選出の小林克敏でございます。

昨日から一般質問がはじまりまして、今日は、2日目の一番バッターであります。

皆様方には、承りますと、今日は8時45分に駐車場をバスに乗って出発をしていただいて、今ご到着をいただいて、この会場は約300名の傍聴席でございますが、本当に補助席を出していただくほど、たくさんの方々にお集まりをいただいております。本当にいつも、いつもながら、こうして皆様方にお集まりをいただきますことは、大変うれしく、感謝にたえないところであります。

県議会がどういうものであるか、県議会がどのような活動をしているのか、中村知事の顔がこんな顔、副知事の顔がこんな顔、こういうような形で、ぜひ、皆さん方に県政を身近に感じていただきたい。そういう願いのもと、毎回質問をさせていただく時に、こうして皆様方にご案内状を出しているわけでありまして。

今日も皆さん方は会費を出していただき、しかも、県営バスを使って来ていただきました。県営バスであります。

実は、皆さん方、大村市にできた県立・大村市立一体型図書館の中の、あのバス停を県営バスでやってくださいと言っても、なかなかやってくれないような雰囲気の中で、県営バスを使っていいのかどうか、非常に迷うところではありますが、どうぞ、交通局長はよろしくお願ひしたいと思います。

1、平成31年度当初予算編成について。

①長崎県の財政状況について。

私は、10月17日の予算決算委員会の総括質問

に立ち、長崎県の財政は、決して良好とは言えない。相変わらずの財源不足で、財政調整基金、いわゆる預金も今のままで何も対策を打たなければ、この預金ですらなくなってしまうという大変な状態から抜け出すための、あらゆる最善の努力がなされているのであります。

では、長崎県は、あの北海道の夕張市みたいに赤字再建団体になってしまうのかというと、その点は全く心配が要らないのであります。心配が要らないほど、実は健全な財政運営をやっているからであります。

そこで、総務部長、最初からいきなりの質問で申し訳ありませんが、現在の長崎県の県債残高、いわゆる借金は幾らあって、しかし、その借金は全部丸々が借金ではなくして、国から戻ってくる、そのあたりの内容をお答え願いたいと思います。

あとは対面演壇席に戻って質問を続けたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) お尋ねの県債残高でございますが、平成29年度末で約1兆2,341億円となっているところでございます。このうち約6割の7,500億円につきましては、交付税措置がなされております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) ②平成31年度当初予算の要求状況について。

③財源不足の圧縮について。

④財政構造改革のための総点検の加速化について。

ただいま、のっけから長崎県の借金は幾らあるんですかと、こういうような非常に言いにくい話をやるところに、私の余りよくないところがあるんでしょうけれども、しかし、今日は、

傍聴席にたくさんの皆さん方がいらっしゃいます。県民の皆様方が、長崎県の財政はどうなっているのかということをよくわかっていただくためには、今の長崎県の県債残高、借金のそういう数字も、ある意味ではよく覚えていただければありがたいと思います。

ただ、1兆2,300億円という、この何といいますか、超天文学的な数字、これは決して中村知事がつくった借金ではございません。長い間、長い間、ずっとこういう状態の中に長崎県の財政はあると思うわけでありまして。

では、1兆円というのがどれくらいの大きいお金なのかと、こういうようなことをちょっと調べてみたんです。我々は、1兆円というように話を口に出しますけれども、1兆円というお金がどれくらい重さなのか、どれくらい莫大なお金なのかということ調べてみますと、例えば、我々が毎日100万円使うとします。我々が毎日100万円使って、その1兆円を使いきるまで、果たして何年ぐらいかかるのかということ計算してみますと、何と2,740年かかるわけです。1兆円を使いきるためには、毎日100万円使って何年かかりますかと、何と2,740年という数字が出てくるわけでありまして。

この1兆2,300億円に対して、では、今、長崎県は毎日この利息だけで幾ら払っているのか、総務部長、お答えをいただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 平成29年度の利子支払額でございますが、約100億3,500万円でございます。これを1日当たりいたしますと、約2,750万円となるところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 今お話がありましたとおり、この県債残高に対しての1日の利息は幾

らぐらいになるかという、約2,800万円ですか、これだけの利息がつく。そして、何と年間に100億円ぐらいになると、こういうように承ったわけでありませう。

そういう状況の中で、今、中村知事は、この借金をしっかり受け止めながら、何としても長崎県の元気を取り戻さなければいかんということをやっているわけでありませう。

これは傍聴席の皆様方にもよくわかっていただきたいと思いますが、1兆2,000億円のうちの7,000億円というのは、まさに国の交付税として戻ってくるお金でありませう、実際的に5,000億円が長崎県の財政と言われている。しかしながら、現実に1兆2,300億円は存在をするわけでありませうので、これだけの利息、これだけの借金払いをしなければならんということをよく考えていただきたいと思うのでありませう。

したがいまして、今、中村知事に、こういう財政の厳しい中において、では、何もしないでいいのかと言え、決してそうじゃなくして、世界遺産が2つ、長崎県にはあります。また、これから国際空港をさらに拡充し、また、新幹線もいずれフル規格で絶対やっていただきたいということ。また、観光客が長崎県に実によく来ていただいているということ。その消費金額をさらに高めていくこと。そして、さらに最終的な極めつけは、なんといいましてもハウステンボスに計画をされているところの、いわゆるIRの認定を絶対にいただかなければいけない。そういうような取組を一生懸命やりながら、いろんなハンディを乗り越えて頑張っているわけでありませう。

この大きな財政の厳しい中において、中村知事は、このハンディを乗り越えて長崎県をどういうふうに導こうとされているのか、この決意

のほどをこの際お伺いしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 本県は、ご議論いただいておりますように、自主財源の割合が低く、自由に使える財源が少ない中で、歳出面では県債償還に係る公債費、職員の人件費、社会保障関係費といったいわゆる義務的経費の割合が高く、その他の政策的経費に回す財源が少ないという、大変硬直かつ脆弱な財政構造となっているところでありませう。

こうした中、新幹線整備やIR誘致の実現など、大型プロジェクトを着実に進め、本県最大の課題であります人口減少等の構造的な課題にもしっかりと対応してまいりますためには、一層の事業の集中と選択を図っていくことが必要であらうと考えております。

また、財政構造そのものの改革にも取り組んでいく必要があるものと考えているところでありませう。

こうした重点施策の推進と財政構造改革を両立させるということは、大変難しい課題ではありますが、将来を見据えた県の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えているところでありませう。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) そういうような気持ちの中で、今、中村知事の舵取りの中で、長崎県は大きな目標を持ちながら、そして、いろいろなハンディがありますけれども、それを乗り越えていこうとされている。ぜひひとつ中村知事を先頭として、理事者の皆さん方には頑張ってくださいをお願いをしておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2、長崎空港対策について。

(1) 長崎空港24時間化の推進について。

最近の長崎空港を取り巻く環境は、昨年度、平成29年度の利用客は、過去2番目に多い315万人となっています。また、新規就航路線として、国内線においては、この9月に長崎－成田線が就航し、さらに国際線として、来年年明け早々の1月19日、長崎－香港線が就航いたします。

この2つの路線は、何とLCC、いわゆる格安航空会社によるもので、乗客確保についても明るい展望が期待されているのであります。

考えてみますと、ご案内のとおり、長崎空港は、昭和50年5月1日に開港し、あれから40年の歳月が流れる中で、この空港の持つ優位性を強調し、本県にとって最大の経済・産業基盤でありながら、残念ながら、この空港を真に活かしていないのが現状であります。

とにかく世界初の本格的な海上空港として運用時間を24時間化に延長し、国内線はもちろんのこと、国際線も新規路線を拡充して交流人口を増やし、地元大村市はもちろんのこと、長崎県全体の活力につなげようと、今日まで声を大にして叫んできたところであります。

これまでの議論の中で、24時間化運用延長は何が問題で、なぜできないのか。その大きな理由として、海外から長崎空港にお客さんが乗って来ても、その飛行機に乗ってくれる帰りの長崎からの乗客はほとんどいない。つまり国際線のインとアウトのアンバランスが24時間化運用延長の問題点として捉えられていたのであります。

しかし、よくよく考えてみれば、海外の国際線で24時間化運用を考えるより、国内線で考えることができないのか。例えば、深夜・早朝の時間帯の運航について、東京・羽田方面など可能性がないかと考えるのでありますが、まず、

国内線の拡大について、24時間化運用を実現する方向で航空会社と協議を行えないのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県におきましては、長崎空港の24時間化に向けまして、航空需要を高めるため、既存路線における深夜・早朝便の増便の設定や、現行の運用時間内と深夜・早朝の時間帯を合わせた新たな定期航空路線の開設が必要であると考えておりまして、議員ご指摘のように、国内航空会社に対してもエアポートセールスの活動を積極的に実施いたしております。

具体的には、例えば、国内路線におきましては、東京羽田発長崎行き最終便は、19時台であります。これよりも遅い運航ダイヤの増便設定や、航空機材の稼働を高めて、効率的に活用したいという考えを持っております。格安航空会社(LCC)等のニーズも踏まえまして、夜間駐機の航空機の深夜・早朝の時間帯における活用について、現在、航空会社と協議を行っているところでございます。

国内におきましても、羽田空港や関西国際空港など、24時間運用の空港がありますことから、このような空港との相互運航により、長崎空港の24時間化の実現の可能性が高まるよう、引き続き、誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員－41番。

○41番(小林克敏君) ただいまの企画振興部長のお話を聞いておりまして、24時間化の空港について、我々は今まで海外路線だけを考えたおつたんです。だから、さっきも言ったように、海外から長崎空港に仮に飛んできて、その帰りに長崎の乗客が誰もいないと。インとアウト

のいわゆるアンバランスが、こういう形の中ではなかなか実現できないよねと。正直言って、これだけの優位性のある長崎空港を、そのままローカル空港で終わらせてしまっておったわけです。

ところが、今もご答弁があったように、よくよく考えてみると、何も海外路線だけで24時間化を考えないでもいいではないか、国内線でやってみたらどうだと。こういう中からただいま質問をし、今、企画振興部長は、そうやってひとつやってみようではないかと、それぞれの航空会社に話してみようではないかと、こんなような前向きの答弁をいただいたわけです。

確かに、今お話があったように、東京から帰る時の最終便は19時15分ですよ。これを例えば21時、あるいはもっと遅くするとか、そういうことで仮に21時に東京の羽田を長崎空港に向かって発つと夜中の11時に着きますよ。そして、午前1時ぐらいにまた東京に戻って、午前3時ぐらいに東京に着く。こういうような形の中でやっていけば、それをずっと積み重ねていけば、まさに24時間化運用の、こういう形の中で運用時間が延長されていくのではないかと、こう考えるわけであります。

そういうことでぜひひとつやっていただきたいと思いますが、国内線で24時間化を何とか勝ち取ろうとするならば、どういう課題、どんな問題があるのか、そこをお尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 長崎空港の運用時間を延長するに際しましては、国においては、航空保安業務に係る人員確保等を要することから、費用対効果の面から所要の体制に見合う航空需要の創出などが課題となっておりまいます。

具体的には、現行の運用時間、7時から22時

の時間外において、週4日以上運航する定期便を3便程度確保することが求められるほか、航空機の騒音問題等の環境面での地元との調整や、空港ビル会社をはじめ、空港関係者との調整が図られていることが必要とされております。

また、運用時間延長に合わせた二次交通対策でありますとか、宿泊・滞在等の受け入れ対応も重要でありまして、県としては、これらの課題の解決に向けて「長崎空港24時間化推進委員会」において、航空会社や空港関係者等のご意見を伺いながら、協議、調整を行っているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 今、横たわるいろいろな課題について、お話がありました。確かに、そういう問題があるかと思えます。

私は、今、最大の課題は何かということ、週4便以上、一月当たり3便程度の新規もしくは増便ができるか、これが最大の課題ではないかと思うんです。この増便や新規路線を引き受けてくださる航空会社が果たしているか、いないか。このところが一番の問題になってくると思いますが、どうですか、航空会社はいらっしゃる、そういうような感触はありますかどうか、お尋ねをします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 現在、航空会社等の働きかけを行っておりますけれども、大手航空会社において、先ほどご指摘があったような東京発の最終便の調整でありますとか、増便でありますとか、あるいはLCC等におきましては、今後、機材の増加等を予定しているというふうな動きもあつたりしておりますので、そういったところの情報を得て、こちらから積極的に働きかけを行って、現在、いろんな協議を

させていただいているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 小林議員－41番。

○41番（小林克敏君） 今、企画振興部長が、私は、あなたにしては、これまでの答弁をずっと見ておきますと、今日は非常に前向きだと思います。どっちかという、石橋をたたいて渡る方でありませうけれども、何か感触を得ているんじゃないですか。長崎空港は、やがて24時間化になっていくのではないかと。こんなあなたの前向きな答弁を受けて、私は非常に意を強くいたしております。

要するに、これから長崎空港の24時間化、運用時間を延長する。ただいま15時間でありませうので、これを24時間化に延長するということ。2020年に東京オリンピック、あるいはパラリンピックの世界の大会があるわけですね。当然のことながら、地方にお客様がどんどんやってくることも想像にかたくなくないと思うんです。

また、何といっても長崎県にとって2020年のハウステンボスのIR、統合型リゾートの認定をいただかなければいけない。九州の代表選手として長崎県がその認定を受けるためにも、どうしてもこの空港を活用するというアクセスの有利性を考えていけば、その辺のところではひとつ勝負をしなければいけないと思います。こういう2020年という、とても大事なことであります。

ただ、2020年というのは、まさに「長崎県総合計画チャレンジ2020」の終了時期ではないかと思うんです。

したがって、平成31年度ぐらいまでに国に申請をして、平成32年度に認可をいただく。国内線で24時間化を勝ち取れば、海外からの国際線も24時間化をそのまま運用できるわけでありませうので、これはひとつ平成32年度の、2020

年のこういう世界が動く時に、また、長崎県が動く時に、24時間化の延長をぜひ勝ち取っていただきたいと思っておりますけれども、その決意のほど、そして、「やります」というようなお答えをいただければ大変ありがたいと思われ、また、傍聴席の皆様方も喜んで大村に帰れると、こういうことでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 議員ご指摘のとおり、長崎空港の24時間化に向けましては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録や、これからのIRの誘致等の取組などをチャンスと捉えて、航空路線の誘致活動を推進しているところでございます。

空港の運用時間の延長につきましては、航空保安業務等に係る人員の増員と、それに伴う国の予算の確保が必要となってまいりますことから、まずは最短で2020年度において実現することを目標として、その目標を目指して、今年度及び来年度のエアポートセールス活動をさらに強化しながら、長崎空港の24時間化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 小林議員－41番。

○41番（小林克敏君） 部長、よくおっしゃっていただきました。2020年を一つのめどとして、その辺を目標にしながら、これからいろいろとセールスをやっていくよと、航空会社を探していくよと。こういうことで平成32年度、そこを一つの区切りとしておっしゃったということは、先ほども言ったように私は非常に意を強くいたしております。

中村知事にも、トップセールをばりばりやっていただいて、やはり知事が行けば、相手が本気度がよくわかるというんです。今度の香港線だって、最終的な決め手は、やっぱり知事では

ありませんか。

だから、そういう点からいって、企画振興部長等理事者側で行く場合と、いざここ一番という時には中村知事に動いていただいて、そして、最終的な詰めをやっていただいて、ぜひ実現をしていただくことをお願いをして、空港の24時化の実現を期待をして、この質問を終わりたいと思います。

(2) 空港運営の民間委託について。

長崎空港は、ご承知のように、国管理の空港であります。国が運営管理する空港であります。そして、空港ビル自体は、長崎県や各自治体、そして民間の第三セクター方式で長崎空港ビルディング株式会社が運営をしているのであります。

国は、地域交通基盤の核となる空港を中心に、交流人口を拡大させ、地域の活性化を図るため、今、空港の経営改革に乗り出しているのであります。

先ほども触れましたが、平成29年度の利用客全体は、国内線で315万人と300万人を超えましたが、国際線に至っては、どのくらいの数字か、ご存じですか。長崎空港のいわゆる国際線の利用客は、1年で何と5万5,000人です。

5万5,000人が大きいのか、小さいのか、この状態を見ておりますと、例えば宮崎空港、余り勢いが無いと言われておりましたが、宮崎空港は国際線では9万6,779人が利用しているんですよ。お隣の佐賀空港はどうなっているかというところ14万9,449名。何で隣の佐賀県の佐賀空港が約15万人近くあるんですか、長崎空港は5万5,000人。鹿児島空港は28万6,000人、福岡空港に至っては61万7,700人。

こういうような乗客数から見ても、九州には8つの空港がありますけれども、長崎県の5万

5,000人は、残念ながら、断トツの最下位なのであります。

そこで、国が管理する空港を民間の能力を活かして、滑走路と旅客ターミナルビルを上下一体化して、空港を運営する民間委託方式が進められているのであります。

民間委託の目的は、国内・国際航空路線を拡充していくことであって、交流人口を増加させ、地域の活性化につなげていくことでもあります。

ご承知のように、民間委託の第1号はどこであったかということ、あの2年と半年前の平成28年7月、仙台空港は、東日本大震災から立ち上がることに希望を託して民間委託に移行したではありませんか。

その結果、どうなったかということ、仙台空港の利用客は、平成27年度の311万人から平成29年度は344万人と過去最高となり、国際線においても、民間委託前と比較して約75%の増加となっているわけでありまして。

このような状況を見ますと、長崎空港においても、空港の民営化によって大きく変化する可能性が高いと思いますが、県の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 空港の民間委託、いわゆる空港コンセッションにつきましては、ご指摘のように、仙台空港や高松空港など、他の国管理空港で導入が進み、ご指摘のような効果も生じておりますことから、本県においても、情報収集等を行いながら、離島航空路線を抱える本県の状況を踏まえたいうえでの空港コンセッションの可能性を検討する必要があると考えております。

そのため、県では、今年度、離島航空路線の維持を前提としたうえで、離島3空港を含め、

県内空港を活性化するための運営手法について調査を行っているところであります。

この調査では、現行の運営体制と併せて、コンセッション方式を含む運営手法など、複数の運営形態を検討し、メリット、デメリットを比較検証するほか、離島航空を維持するための空港運営への地方自治体の関与、長崎空港ビルディング職員の雇用維持、長崎空港への新規航空路線の誘致の効果等について、取りまとめをすることとしております。

県としては、このような調査を通して、空港コンセッションを含め、今後の空港運営にどのような手法が有効であるのか、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 今のご答弁の中で、仮に長崎空港を民営化するとした場合に、どういう問題が横たわっているかということ、なんといっても離島航空路線です。民営化すると、ORCを外してくれと言われたら困るわけです。これはたとえどうであったとしても、ORCは堅持しなければいかんということは、当然、知事も、皆さん方も、同じ考えだと思います

それから、上の空港ビルディングに約300名を超える職員の方々がいらっしゃるんです。民営化されると、この300名の職員の方々、直ちに解雇されてしまうのではないかというような話が横たわっておりますけれども、それはよその事例を見ても、そんなことは断じてあり得ない、こういうことです。

要は、商事部のお店をどういうふうにするかと、こういうようなことになろうかと思うのでありますが、私は、こういう今の状況から考えてみて、こんなすばらしい長崎空港が海外路線で5万5,000人ぐらいしか来ないような、そんな、

世界遺産は一体何だったのか、なぜ、このくらいしか来ないのかと、こんなようなことを本気になって真剣に考えてもらわなければいけない。

そのためにはやっぱり民営化をし、推進する改革を我々は持たなくてはいかんのではないかと思います。もう一度、その辺について企画振興部長はどう考えていますか。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 本県におきましては、先ほどご指摘もありましたように、長崎空港ビルディング株式会社が、離島航空路線を運航するオリエンタルエアブリッジ(ORC)に対して出資等を行い、経営基盤の安定を図るなど、大きな役割を果たしているという特殊な要因がございます。

また一方で、ORCについては、大手航空会社から経営や運航に携わる人材派遣や新規路線への進出、航空機材の整備、コードシェアなどの面から、さまざまな支援をいただいているところでございます。

そのため、今回の調査では、こうした本県特有の事情でありますとか、空港ビルディング職員の雇用の問題、それから、地元自治体や企業の関与のあり方、そういったことも踏まえつつ、離島航空路線の維持を前提とした空港コンセッションの仕組みが構築できるのか、また、そのような形態で事業者が受託するような可能性があるのか、そういった点を具体的な前提条件を付しながら、十分に調査、検討を行っていくことを考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) いずれにしても、知事、今、そういう調査を委託されております。ついこの間、そういう調査の会社が決定いたしました。非常にすばらしい会社であります。本当に

能力のある、世界に通用する会社であります。しかも、その予算は幾らぐらいかという、700万円ぐらいか、あんまり大きくないんですよ。2,000万円ぐらいの予算がかかるかと思っただら、そのくらいで、あの会社が引き受けて調査をやっていただくわけでありまして。

今も企画振興部長から、るるお話があつておりますように、今、この長崎空港は、確かにORCのために長崎空港ビルディング株式会社は相当な尽力をいただいているということは、これは私もよく承知をいたしておりますし、そのおかげで離島航空路線が、まさに健全たる姿で、今こうして離島の足になっているわけです。ここは非常に重いことであると私は考えております。

しかし、これから民営化の方法を探る時に、じゃ、ORC、離島航空路線をその会社が必ず残すように、また、300名の職員の方々も残すようにと、こういう条件を前提としてやってもよろしいと、こうなった場合においては、立ちはだかる問題は何かありませんか。

ここは中村知事が今までいろんな意味で決断をされてまいりました。本当によくぞ決断をしてまいられました。ぜひひとつこの長崎空港の民営化については、知事の決断のもとにおいて、長崎空港を再び長崎県の活力につなげることができるようにやっていただきたいと思っておりますけれども、この民営化に対する知事の基本的な姿勢をお願いしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 長崎空港につきましては、本県の航空ネットワークを形成する拠点施設でありまして、その機能を強化し、活用をさらに高めて交流人口の拡大に結びつけていくということは、極めて重要な視点であると考えており

ます。

そういったことから、現在、空港コンセッション方式を含めて効果的な空港運営のあり方について検討を進めているところであります。

今回の検討に当たりましては、ご指摘をいただいておりますように、離島航空路線の維持確保、あるいは空港ビルディング職員の雇用、地元との関与など、さまざまな課題がありますので、まずはそういった課題の解消がコンセッションの中でできるのかどうか。さらには、本県での空港コンセッション方式の導入が具体的にどのような形で地域の活性化に寄与できるのか。そういったことをしっかりと念頭に置きながら調査を進め、可能性があるとするれば、その次のステップに進んでいかなければならないと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 知事がそういうご答弁をし、そういうお話をされることは、よく理解ができます。

ただ、私がぜひ知事にわかっていたいただきたいことは、民営化といいましても、今申し上げたように、九州には8つの空港があります。福岡がまず手を挙げて、さあ次は熊本の番だと言われておるわけです。そうすると、どのくらいの空きがあるかということ、あと1空港ぐらいしかないと言われていたわけでありまして。

そうしますと、もし、この時期を遅らせてしまつて、もし、仮に長崎空港が民営化をやろうと、こうなった時に空きがないと、こんなようなことになっては、やっぱりいかなものかと考えております。また、知事だって、民営化することによって、どのように大きな違いが出てくるかということ、十二分にご承知いただいているものと確信をいたしております。

ぜひ、今申し上げられたように、このすばらしい調査の一つの結論が出た後に判断をすべきことだろうと思いますので、ぜひとも中村知事の手によって長崎空港がある一定の期間のうちに民営化されて、平成32年ぐらいに民営化して、後はまたその時点で考えるというようなことで、この空港を活かした長崎県づくり、そして、大村づくりをお願いしたいと、こう考えておりますので、どうぞよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、時間がありませんので、先に進みます。

3、外国人材の活用について。

外国人労働者の本県の受け入れについて、お尋ねをしたいと思います。

現在、我が国の経済産業をはじめとして、あらゆる分野で人手不足が深刻化しています。

本県においても、人手不足の対策が喫緊の課題となる中、外国人労働者の受け入れを深刻に考えていかなければならない時期到来かと考えるわけではありますが、まず、外国人労働者を受け入れるについて、長崎県知事としての基本的な姿勢をお尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 人口減少が進む中、県内の各産業においては、担い手の確保が非常に大きな課題となりつつあるところであります。

産業界におきましても、外国人材を積極的に活用しようと検討されている方々が増えつつあると理解をいたしているところであります。

また、国内市場が人口減少等に伴い縮小傾向で推移する中、海外へのビジネス展開を検討する際に外国人材の活用によって構築される人的なネットワークというのは大きな力になってくるのではなかろうかと考えているところであり

ます。

現在、国においては、深刻なこうした状況に対応するため、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材について、新たな在留資格を設けることが議論されております。

国の動きを的確に捉えながら、地域経済の発展のために、外国人材の活用促進に向けた各分野の取組を県としてもしっかりとサポートしていかなければならないと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 今の基本姿勢について、全くそのとおりだと、そういう考え方で承っております。

外国人労働者の受け入れを進めていくためには、まず、本県に外国人労働者がどのような分野で、何人ぐらい働かれているのか、現状をお尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 長崎労働局の発表によりますと、平成29年10月末時点の県内における外国人労働者数は5,555名でございます。就業している分野別では、製造業が2,314名、卸売業・小売業が644名、宿泊業・飲食サービス業が498名、農業・林業が464名、こういった順になっております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 今、5,555名と、そして、それぞれの分野で働いている人数までご答弁をいただきました。

(1) 農業の就労支援について。

本県の、まさに基幹産業ともいべき農業分野において、現在、私のデータと、あなたが答弁された数字が少し違うんだけれど、今、農林部等で調べてみたら、あなたの言う数字よりち

よっと多い495人の外国人労働者が技能実習生として就労されていると、このようなことであります。

農業分野では、さらに外国人の農業就労者が必要とされているのか。農業現場は、あと何人ぐらい必要とされているのか、不足しているのか、その辺を農林部長にお尋ねをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 昨年11月に県内の農業者や農業法人を対象に外国人材の使用人数を調査した結果、県全体で年間300人程度の要望が寄せられているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 現在、495名として、あと300名と、しかも、希望的な観測じゃなくして、あくまでも調査をされたうえで、あと300名ぐらいはほしいと。こういう要望がきているということの根拠のある数字であります。

(2) 技能実習生の受け入れ課題について。

そうしますと、あと300人程度の方々についてだけでも、その新たに求めようとする300名は、日本の農業をはじめてやるような技能実習生ではなくして、過去3年間、日本において就労した経験を持ち、日本語も話せて、そのうえ、日本の習慣や文化などをよく理解されている、まさに国家戦略特区で受け入れを想定していた農家の人手不足を直ちにカバーできるところの即戦力の外国人の就労者を求めているのではないかと思います。いかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) ご指摘のとおり、現在、法案審議中の出入国管理及び難民認定法に基づく新たな在留資格でございます特定技能1号においても、技能実習生OBが想定されて

おります。

県としましても、その制度の活用を検討しておりますので、引き続き、法案の内容について情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) この300名の技能実習生のOBの方々、これは本当に即戦力になるかと思えます。言葉の心配も要らない。日本の慣習とか文化とか、そういうことも十分ご理解をいただき、何と云っても農業が素人ではないと、こういうところに大きなメリットがあると思うんですね。

このある程度ハードルの高い方々300名を、どういう形で確保されようとしているのか。何年計画ぐらいで、どういう受け入れをやりようとしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 現段階での要望状況を考慮しますと、技能実習生OBの確保については、事業開始時に50人、以降、半年ごとに50人ずつ増やし、4年目には300人まで増やす計画といたしております。

また、本県では、ベトナム国立農業大学と、これまで5回にわたって協議を重ね、常時連絡を取りあうなど、双方の信頼関係を構築しており、外国人材のうち200人程度を同大学のルートで受け入れることが可能と考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 300名のうちの200名をベトナムからと。しかも、ベトナム国立農業大学から、この200名を送っていただけるというような約束ができていたんだと、これは非常に心強いと思えます。この信頼関係は、これから

もずっと続けていかなければいけないのではな
いかと思います。

そうしますと、これから新たに農業支援外国
人材という非常にありがたい人材を300名も本
県に入れる以上、長崎県としても黙って見てお
くわけにはいかないと考えるんです。いわゆる受
け入れの手續とか、あるいはJA、あるいは農
家等に派遣する手だての株式会社をこの際設立
して万全を期するべきではないかと考えますが、
設立に向けて何か具体的な行動をおとりになっ
ていますか、お尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 県の出資団体、人材
派遣会社、県内関係者の共同出資による「農業
サービス事業体」を設立したいと考えておりま
す。

現在、人材派遣会社等と組織や資本金、運営
方法等について調整中でございます。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 農林部長、いまの答弁
ではよくわからなかった。今、調整をしている
というような話ですね。もう少しわかりやすく、
相手のあることだから、あんまりいろいろ中身
については言われなくても、まず、つくる
んです。いつ、つくるんですか。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 設立につきましては、
労働者派遣法の許可に3カ月程度を要すること
になっております。

私どもとしては、農家の繁忙期の来年5月ま
では派遣を可能としますよう、来年1月から
2月の設立をめどに取り組んでまいりたいと考
えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員-41番。

○41番(小林克敏君) 農林部長、要するに、

来年の5月、いわゆる農業は、5月、12月がとて
も忙しいと。わけても5月は忙しいんだと。そ
こに間に合うように300名を入れたいと。だか
ら、受け入れるための会社を間に合うような形
でつくるとした場合において、これからあなた
方がしなければいけないことは何かというと、
例えば、4月1日から法律が変わるかもしれない。
そうすると、当然のことながら、ベトナムの大
学に行って長崎県に来ていただく方々、例えば、
ベトナムから200名、その200名の方々の最初の
50名ときちんと面接をやって、そして、しっか
り人物を見て、長崎県の農業のためになってい
ただけというような、そういう方々を入れな
ければいけないわけです。

だから、正直に言って、それに間に合うよう
な形、来年の5月という形で考えていけば、そ
う月日がたくさんあるわけではないと思うんで
す。

そういう点から考えていけば、年が明けたら
直ちにそういう会社を起こし、諸般の手續を取
って万全を期するべきと。こういうような考え
方が成り立つんじゃないかと思いますが、面接
にベトナムに行って人材を確保してくる。そう
いう点からいけば、年明け早々でもこの会社は
設立をしなければいけないと、こういうよう
なことになるとは思います。確認ですが、いか
がですか。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 議員ご指摘のとおり
でございます。私どもとしても、早急に会社
を立ち上げて派遣が可能になる、この法案がし
っかりと審議されて通って、要綱、要領が整っ
た段階で、すぐに対応させていただけるように、
5月をめどに派遣するとなれば、おっしゃると
おり、その前に大学と協議を進めるための設立

について早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 農林部長、なんかごちゃごちゃ言っとるな。何ば答弁しよるかかわらんじゃないか。もうはっきりしとるじゃないか。面接をしなければいけない時期、そして5月に間に合うような時期、こう考えていけば、何ということないじゃないか。だから、「議員ご指摘のとおり」と、こう言うならば、もうちょっと格好よくしゃべってくれよ、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ言わんちゃ。要するに、「小林議員の言うとおりで」と、このくらいのことを言ってみたらどうですか、あなた。最近、眼鏡をかけ出して、よく似合うと思っておったら、もうちょっときちっとそういうところは言わんとですな。

まあ、私は、内容がよくわかっているから、これ以上のことは言わないんだけど、もうちょっとあなた、しっかり言ってもらわんと、ちょっとやる気はならんぞ。

そういうことを申し上げて、知事、今、農林部長からお話があったとおり、ベトナム国立農業大学から200名の即戦力の方々を送っていただけると。これが大体そういう流れになっているということなんです。そこに農林部の300名という数字が現実のものとなってきているわけですよ。

私は、個人的にはベトナム国立農業大学をよく知っていますけれども、あの建国の父のホー・チ・ミンが、ベトナムにおいて3つの大学をつくったわけです。その3つの大学の中の一つが今回のベトナム国立農業大学、ここと大きなパイプができていっているわけだから、そういう点から考えていけば、これは中村知事、大変お忙

しい中、恐縮だけれども、やっぱりベトナム国立農業大学に行って、その関係が今後とも友好的に信頼関係が深まっていくように、そして、農業の支援も、いろんな人材の支援も、この際、中村知事のお人柄でベトナム国立農業大学ときちんとした関係をおつくりになるべきだと。ぜひひとつ知事には立ち上がって行っていただきたい、おでましいいただきたいというのが大学側のお気持ちじゃないかと思いますが、知事、行く気はありますか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) ベトナム国立農業大学の関係者がご来県された折には、私も直接お会いし、情報交換をさせていただき、交流を深めさせていただいてきたところでありまして、こういう形で信頼関係が構築され、これからの人材派遣についても、お互いの信頼関係のもとでスムーズに進んでいくということは、大変ありがたいことであると考えているところであります。

機会をいただいて、ぜひベトナム国立農業大学にもお邪魔をさせていただこうと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 時間が迫っておりますので、警察本部長にお尋ねしたいと思います。

外国人就労者において、新聞紙上でも、失踪だとか、いろんな事件が起こっているということ。外国人労働者として人手不足のところの長崎県を救ってもらうとか、あるいは手助けしてもらうということは大変ありがたいが、しかし、また、反対に治安が大丈夫かという声があることも事実であります。

今、長崎県において、こういう犯罪的な、まさに取り締まるべきお立場の警察本部長として、外国人就労者の事件がどのくらいあっているの

か、どれくらい検挙されているのか、どれくらいの人数になっているのかとか、そういうようなことを教えていただければ大変ありがたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 在日外国人犯罪についてのお尋ねです。

全国の情勢については、検挙件数、検挙人員ともに、ピーク時から半減しており、近年は横ばいで推移しております。

本県においても、検挙人員で見ますと、平成28年は26人、平成29年は21人でありました。ただし、本年は、議員のご指摘にもありましたが、国際クルーズ船から逃亡した中国人の検挙などもありまして、10月末現在、暫定ではありますが、39人と増加しております。

来日外国人犯罪の特徴といたしましては、組織的に犯罪が敢行される傾向が認められます。国籍別、あるいは地域別に組織化されるほか、暴力団と結託する例も見られているところであります。

県警察といたしましては、引き続き、国際捜査力及び組織犯罪捜査力を強化することはもちろん、県当局、自治体、さらに入国管理局、税関、海上保安部等の関係機関と連携を行い、犯罪の未然防止に取り組んでまいり所存であります。

他方、国際的な交流が拡大される中、本県に來県され、滞在される外国人の方の安全を確保することも、これもまた本県警察の重要な責務と考えております。

本日の小林議員のご指摘を踏まえまして、引き続き、交番等における外国語対応力の強化、技能実習生や留学生への防犯や交通安全に関する講話の実施等々を行い、安全・安心な長崎県

の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) ただいま、非常にわかりやすい警察本部長からのご答弁がありました。

かねてから、外国人のみならず、地域の治安の安全のためにいろいろとご尽力をいただいているところであります。ぜひ、今後とも引き続き、よろしく願いをいたしたいと思うわけがあります。

4、県内就職促進について。

(1) 若者定着課の設置について。

本県における人口減少は、大変深刻であります。人口減少には、自然減と社会減がありますが、社会減の大半を占めているのが、何と若者の県外流出であり、その8割が15歳から24歳の県外流出であります。

知事も、機会あるごとに、人口減少を何とか食い止めるという意気込みをよく耳にするところではありますが、そして、本年から産業労働部に、ずばり若者定着課を新たに設置されたのであります。まさに知事が感じられる危機感が強く伝わってくるのであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

本年度において、若者定着課を設置された、その知事の思いというのは、どういう気持ちか。また、これからどういう方針で若者の県外流出を止めていこうと考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 本県の最大の課題は、他県より先に進行する人口減少でありまして、とりわけ進学や就職を機に、若年層の県外流出傾向が続いているということが非常に大きな課題になっているわけがあります。

こうした課題について、強力に施策を推進し、

成果に結びつける体制を強化したいと考え、今年4月、産業労働部内に「若者定着課」を設置し、高校生、大学生の県内定着促進、そしてまた、産業人材の育成を一体的に推進することとしたところであります。

こうした若者の県外流出を防いでまいりますためには、一人ひとりの生徒、学生に、県内企業の情報や本県の暮らしやすさ等をしっかりと提供していくことが重要でありますことから、保護者、大学、高校等の学校関係者、そしてまた、市町の職員等も巻き込みながら、全县を挙げた取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 時間がないので急ぎます。

次に、高校生の県内就職率について、お尋ねをいたします。

他県における高校生の県内就職率を見ますと、トップは愛知県の95.9%が筆頭です。富山県、北海道、滋賀県、石川県など90%以上のところもあり、高校生の県内就職率の全国平均は81.1%となっております。

一方、我々の住む九州では、意外なことに、トップの福岡県でも全国で見れば26位、なんと平均にも満たない79.5%なのであります。以下、九州では大分県が73.9%、沖縄県でも70.6%、そして、長崎県は九州の第4位、全国41位の61.6%。念のため、熊本県は60.9%、佐賀県58.4%、宮崎県56.8%、鹿児島県56.8%、軒並み40位台であります。

そうした中で、本県においては、高校生の県内就職率を平成26年度の数値から5年間で8%上げることを目指し、平成31年度卒業生で65%という目標を立てています。この目標を達成する

ためにどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) まず、来春卒業する現在の高校3年生の状況も、先般、長崎労働局から発表がありまして、非常に厳しい状況で、なかなか難しい状況でございます。

このため、今年につきましては、これまでに採用予定数を充足できていない企業に対しまして、改めて高校に対して求人を行うように働きかけますとともに、高校に対しましても、未内定者への適切な進路指導を依頼するなど、きめ細かな未内定者対策を行っているところでございます。

また、次年度以降の卒業生対策としましては、引き続き、合同企業面談会とか説明会、企業見学会等により、企業の魅力を直接伝えるとともに、生徒への影響が強い保護者に対しましても、県内企業の魅力や県内就職のメリットなどを発信するなど、働きかけを強化したいと考えております。

あわせて、県内企業に対しましても、福利厚生、待遇などの勤務条件の改善や、入社後に個人の成長を促す社内制度の充実、生徒の興味を惹くPR方法の習得など、採用力の向上を図りまして、生徒の皆さんに選ばれる企業となるように支援してまいります。

最終目標の達成に向けて、今後とも、このような多方面にわたる取組を進めてまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 小林議員—41番。

○41番(小林克敏君) 県外進学者対策であります。平成30年3月卒業の県内高校生は約1万2,700人ですが、このうち、就職した生徒は約3,800人で全体の30%、大学や専門学校等に進学する人が約8,700人で全体の68%。さらに一

番大事なことは、高校生の県外転出を見てみますと、就職で約1,500名、進学で5,000名となっております。進学による転出が就職による転出の3倍以上にもなっているという新しい発見です。

こういう状態を考えた時に、このいわゆる学校に行く人たちを…。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○副議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員—8番。

○8番（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕 皆様、こんにちは。

自由民主党、雲仙市選出の宅島寿一でございます。

本日は、長崎県の看護連盟の皆様、また、小浜の方から婦人部の方々、本当にありがとうございます。

48歳、宅島寿一、全力で質問をさせていただきます。（笑声）

今回、一般質問の貴重な機会をいただきました会派の皆様方に心から感謝を申し上げます。

また、本県経済の浮揚や県民生活の向上、地域活性化など、幅広く質問をさせていただきます。

中村知事をはじめ、関係部局長各位の適切なお答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1、スマート行政について。

(1) ペーパーレス化に向けた取り組みについて。

近年においては、技術の発達により、労働環境が大きく変化をしております。今回は、働き方改革の一つでもありますペーパーレス化について、質問をいたします。

行政の仕事は、文書に始まり文書に終わると言われております。文書は、一度に大量のデータを見ることができるという良い点もありますが、プリントの経費がかかったり、さらに保存、保管に場所をとられるといった課題もあります。

県においては、新庁舎移転において、執務室に保管する文書量を削減するため、平成25年度から、不要な文書の削減に取り組まれているとお聞きをしております。

そこで、この5年間で具体的にどのような取組を実施し、その結果、経費削減がどの程度行われたのかをお尋ねいたします。

(2) 人材・予算・時間の捻出と有効活用について。

ペーパーレス化の取組について、沖縄県や本県の壱岐市においては、既に議会資料を電子ファイルで配付されております。膨大な議会資料を電子ファイルで提供していただければ、ペーパーレス化推進に貢献できるのではないかと、日ごろから考えているところであります。

財政状況も非常に厳しい中にあり、今後も予算や人的資源が限られることが想定される中、ペーパーレス化も含めたICT（情報通信技術）の積極的な利活用などにより財源を生み出すとともに、業務の効率化も含め人材予算、時間を捻出し、そしてそれを有効に活用していただきたいと考えます。

そこで、県庁舎移転に伴いオフィス環境も変

化している中、そういった観点も念頭に置いたICTのさらなる利活用について、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねいたします。

2、人口減少対策について。

(1) 市町との連携について。

本県の人口は、昭和35年の176万人をピークに減少し続け、平成27年の国勢調査においては140万人を切ったところであり、今年の10月1日現在の人口は約133万9,000人となっております。

このまま推移いたしますと、さらに人口減少が進み、2045年には98万人まで減少するという推計がなされております。

ここ10年を見てもみますと、平成20年に144万人だった人口が、平成30年では134万人と約10万人減少しております。毎年約1万人が減少しているわけであります。

本県の将来を見据えた時、人口減少への対応は決して避けて通ることのできない喫緊の最重要課題であると考えます。

こうした中、中村知事におかれましては、地方創生の動きを的確に捉え、「長崎県長期人口ビジョン」と、これを踏まえた「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定され、社会減、自然減の抑制に向けた具体的な数値目標を掲げられ、国の交付金等も活用しながら各種施策を積極的に取り組んでこられています。

人口減少は、離島・半島を多く抱える本県にとって大きな問題であり、人口減少に歯止めをかけることはたやすいことではありませんが、県民の皆様の総力を結集して取り組まなければならない最重要課題であると認識をしております。

現在、部局横断的な観点から、これまでの政策に横串を刺して見直し、必要な政策について

は点から線へ、そして線から面へと広げていく取組がはじまっております。

この人口減少対策については、県における取組のみならず、市町と連携した取組が不可欠と考えますが、次年度は、市町とどのような連携事業を考えているのかをお尋ねいたします。

(2) 空き家活用対策について。

国は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏域から地方へのUIターンによる創業や就職の促進を強化し、6年間で6万人の地方移住を実現する取組を発表されました。

こうした背景には、人口の東京一極集中は、住宅価格の高騰や通勤時間の長さ、保育サービスや高齢者介護サービスにおける多数の待機者など生活環境面で多くの問題が生じており、東京一極集中の是正は国を挙げて取り組むべき課題とされております。

本県においては、平成28年から全ての市町と共同運営されている「長崎移住サポートセンター」を核として、市町が、移住者の立場に立ったきめ細やかな相談対応などに積極的に取り組んでおります。

ここ数年の移住者数は順調に伸びてきております。しかしながら、賃貸住宅が少ない離島・半島地域においては、特に、住宅の確保に非常に苦労されているとお聞きしております。都市部から多くの方々が地方に移り住むということで、明らかに住宅が不足するということが予測されます。加えて、移住者に限ったことなく、地域住民や若年層への住宅問題にも関連してまいります。

離島・半島地域には多くの空き家が点在し、年々増加しておりますが、なかなか活用が進んでおりません。なぜ空き家の活用が進んでいな

いのか、どのような課題があるのかをお尋ねいたします。

3、離島・半島地域の振興について。

(1) 外国人観光客の誘客について。

現在、交流人口の拡大につながる取組として、とりわけインバウンドの受入れ拡大については、2020年までに訪日客数を4,000万人まで拡大していく目標のもと、各都道府県においても誘客対策が進められているところであります。

このような中、本県におきましては、来年1月から、待望の新たな国際定期航空路線として格安航空会社、LCCである香港エクスプレス社による長崎－香港線が就航することとなりました。

香港の人口は約740万人、また、香港と橋で連結されているマカオや中国広東省の沿海部の主要都市まで含めると約3,700万人の地域と長崎県を直行便でつなぐ、大変喜ばしい路線となるわけであります。

香港からの訪日客数は、近年急激に増加しており、平成29年には約200万人が訪日されております。長崎－香港線の就航により、香港路線を活用したインバウンドを県内の各地域に広く誘客することが重要であると考えておりますが、今後どのような誘客施策を展開していこうとされているのか、お尋ねいたします。

(2) 旅館・ホテルにおける人材確保対策について。

長崎県の平成29年の観光統計によりますと、観光客延べ数が約3,357万人と、クルーズ客の増加などによって過去最高を記録したところであります。一方、観光消費額がより大きい延べ宿泊者数は660万人と、世界遺産登録効果によって好調であった平成27年の700万人には至っておらず、今後のさらなる宿泊客の増加が

期待されるところであります。

一方で、観光客をお迎えする旅館・ホテルでは、従業員が不足しているのご意見をよく耳にいたします。

県においては、宿泊施設の正社員数を、平成26年の4,800人から、平成32年には6,000人まで増加させるといった目標を立てておられ、平成29年の途中評価においては、目標の5,400人に対し実績は4,400人と、約1,000人、目標に届いていないのが現状であります。

今後の観光客や観光消費額の拡大を見据えた場合、従業員の確保も重要であると考えますが、一度お越しいただいた観光客の皆様にはリピーターになっていただくという観点では、既に働いている従業員の方のスキルアップが特に重要ではないかと考えているところであります。

そこで、県では、旅館・ホテルの従業員のスキルアップについて、どのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをいたします。

4、産業振興について。

(1) 企業誘致の推進について。

本県の経済は、緩やかな回復を続けており、有効求人倍率は1.2倍台で推移し、特に、新規求人倍率は17カ月連続で1.6倍以上という状況にあります。

しかしながら、人口減少、若者の流出は、個人消費の減少など地域経済、地域活力の低下につながるものであり、本県経済を成長、発展させていくためには、産業振興は必要不可欠なものであります。

県は、「総合計画チャレンジ2020」において、「力強い産業を創造する長崎県」を基本理念に掲げ、たくましい経済と良質な雇用を創出するため、中小・小規模事業者の競争力強化や、新分野進出支援などに取り組まれております。

中でも企業誘致につきましては、知事を先頭に精力的に取り組まれ、着実に成果を上げているものと認識をしております。

先月公表された「県政世論調査」においても、「企業誘致等による良質な働く場所の創出を強化してもらいたい」というのが一番手に上がっており、私も、企業誘致は本県経済の活性化に重要な役割を果たすものと考えております。

県の総合計画における企業誘致の目標に対する実績はどのようになっているのか、また、今後、どのような取組を行っていくのか、お尋ねをいたします。

(2) サービス産業の振興について。

先に公表された平成27年度の長崎県県民経済計算によると、第3次産業、いわゆるサービス産業の状況は、県内総生産額4兆3,822億円のうち3兆2,024億円で全体の73.1%を占めており、農林業等の第1次産業の2.9%、製造業等の第2次産業の23.7%と比較しても非常に大きな割合となっております。また、全就業者数の66万9,000人のうち、サービス産業は48万8,000人で約72.9%を占めております。本県の基盤ともいえる産業であります。

そういう意味から、地域経済を支えるサービス産業の振興もまた、企業誘致とともに本県経済の活性化、雇用の維持拡大を図るうえで重要だと考えております。

県では、県民所得向上対策の中で、宿泊業をはじめとするサービス産業について、県内純生産額140億円の増加を目標に掲げ、県外需要の獲得、新サービス創出等に取り組んでおられます。

私は、この産業は多種多様な業種で構成されているところから、その支援に対しては、本県の強みや成長性を考慮する必要もあると考

えております。

今後、県として、どのようにサービス産業の振興を図っていこうとされているのか、お尋ねをいたします。

5、農林水産業の振興について。

(1) スマート農業の推進について。

長崎県の平成28年度の農業産出額は1,582億円、平成21年度から7年連続で増加し、中でも野菜、イモ類の産出額は、平成21年度の498億円から642億円となり、農業産出額の増加を牽引しているところであります。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行等により労働力が不足しており、栽培面積の減少とともに園芸産地の縮小が危惧されているところであります。

他産業では、ロボット技術やICTなどを活用し、これらの技術革新が競争力の強化にもつながっているところから、農業分野においても、こうした最新技術を活用したスマート農業の先進的な取組を進めていく必要があると考えます。

先月中旬、雲仙市吾妻町のキク農家、千々石町のミニトマト農家を訪ねました。生産者の圃場を視察いたしましたところ、それぞれパソコンでハウス内の環境を把握し、炭酸ガス等の環境制御技術を駆使し、収量、品質の向上に成果を上げられ、農業所得の向上に結びついておられました。

キク生産者の方は3名、ミニトマトの生産者の方は8名をそれぞれ雇用し、経営規模拡大を図るなど地域の雇用の場となっており、また、お二人ともそれぞれ3名の研修生の受け入れをされている状況をお聞きしました。

このような経営をモデルとして、今後の農業の進むべき方向として、ぜひ普及していかなければならないと感じたところであります。

そこで、施設園芸における環境制御技術導入のこれまでの成果と、今後の取組について、お尋ねいたします。

(2) スマート水産業の推進について。

水産業につきましては、本県の平成28年の産出額は974億円であり、10年前と比較すると海面漁業が15%減少し644億円でありましたが、海面養殖業では、養殖クロマグロの生産拡大等により17%増加し330億円となっております。

水産業においても、農業と同じく担い手不足等の問題を抱えております。水産業の収益性を改善するためには、漁船漁業においては漁場探索を効率化することが重要であり、養殖業では養殖魚の情報を必要な時にリアルタイムで把握し、的確な対応を伝えるようにすることが必要と考えます。

そこで、水産業においてもICTの積極的な活用を進めるべきと考えておりますが、こうしたスマート水産業に関する現在までの成果と今後の取組について、お尋ねをいたします。

6、災害対策について。

(1) 被災者用住宅の確保対策について。

近年、我が国においては、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨、九州北部豪雨など住宅に被害を及ぼす自然災害が頻発しており、被災者の住まいの確保は、災害対策としても欠かせないものとなっております。

災害発生後、自治体は、被災して住宅をなくされた方々へ応急仮設住宅をできるだけ早く提供することが重要な責務となっておりますが、仮設住宅を建設する場合は、どんなに早くても数カ月程度かかるのではないのでしょうか。

そこで、災害後、迅速に住まいの確保ができるように、県ではどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わり、答弁によりましては、対面演壇席にて再質問をさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 宅島議員のご質問にお答えいたします。

人口減少対策について、市町とどのような連携事業を考えているのかとお尋ねでございます。

人口減少対策につきましては、市町と連携して取り組むことが重要であり、これまでも、「移住サポートセンター」を核とした移住対策や「有人国境離島法」を活用した雇用拡充事業など、県と市町が一体となって推進してきたところであります。

こうした中、市町にはそれぞれ異なった地域特性や課題がありますことから、今年度、県の関係職員で構成する「市町人口減少対策支援チーム」を市町ごとに編成し、市町との意見交換により問題意識を共有し、共通課題や各地域の実情に応じた事業の構築に共に知恵を出しあいながら取り組んできたところであります。

来年度に向けては、地場産業の振興と移住対策を組み合わせた雇用拡充に対する支援、地域住民主体の集落維持・活性化に向けた取組の促進、職縁結婚の活性化に向けた企業間交流の仕組みの構築など、国の有利な財源の活用も含め、県・市町連携した事業の検討を進めているところであります。

併せて、市町支援チームにおいて協議を重ねる中で、「地域おこし協力隊」の配置や相談窓口体制の充実による移住対策の強化、乗合タクシー実証実験による集落対策などの市町独自の取組も新たに検討が進んでいるところであります。

今後とも、市町と危機意識を共有しながら、具体的な成果に結びつけることができるよう、人口減少対策に全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、各部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) スマート行政について、2点お答えをさせていただきます。

まず、ペーパーレス化の取組の実績についてでございます。

新庁舎におきましては、オープンフロアになることに伴い執務室の文書収納量が半減をすることから、公文書のペーパーレス化を推進することとし、「電子決裁システムの利用促進及びコピー用紙使用量の節減」に取り組んできたところでございます。

電子決裁につきましては、職員がより利用しやすいようにシステムの改善等を図り、平成25年度に2万3,443件であったものが、平成29年度には8万3,630件と約3.6倍となっているところでございます。

また、コピー用紙使用量の節減につきましては、各課に節減目標を設定させますとともに、プリント前に複合機に個人IDを入力する仕組みの導入とか、両面コピー、裏紙利用の徹底などを行い、本庁と各振興局のコピー用紙購入量の合計で、平成25年度に6,631万枚であったものが、平成29年度には5,226万枚と約2割の削減を達成しているところでございます。

これにより、コピー用紙代と複写サービス料金を合わせて、平成29年度は平成25年度に比べまして約3,100万円の経費の節減を図ることができたところでございます。引き続き、電子決裁の利用等を推進し、ペーパーレス化を進めて

まいります。

次に、ICTのさらなる利活用についてのお尋ねでございます。

限られた人的資源や財源、時間を捻出するためには、議員ご指摘のとおり、ICTの積極的な活用が重要であると認識をしておりまして、本県では、これまでも電子決裁の推進のほか、テレビ会議システム、モバイルワーク用のノートパソコンの導入などICTの活用に力を注いでまいりました。

さらに、新庁舎移転後は、庁内の全フロアを無線化して、パソコンを持ち込んだ打ち合わせをできるようにしたほか、職員のパソコンや外部からも会議へ参加できる新テレビ会議システムの導入、職員間のテレビ電話機能を持つSkype（スカイプ）の導入などの取組を進め、旅費の縮減や業務時間の削減につなげてきたところでございます。

今後も、こうして生み出した資源を政策の立案や施策事業に振り向け、その効果をさらに高めていけるよう、AIやRPAなどIC機器の利活用について、さらに推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 私から、2点お答えいたします。

まず、空き家が多くあるのに、なぜ活用が進まないのかのお尋ねですが、本県の空き家は、平成25年に総務省が行った最新の住宅・土地統計調査によりますと10万1,000戸あり、このうち賃貸用や売却用として活用する予定のない空き家は5万3,000戸に上り、いずれの割合も全国平均を上回って、特に、離島・半島地域では高くなっております。

空き家活用が進まない課題として、人口減少

により増え続ける空き家について、所有者のリフォームに要する費用負担があること、また、利用する側への十分な情報提供が行われていないことなどがあると考えております。

次に、災害後、迅速に住まいの確保ができるように、県ではどのような対策を考えているかとお尋ねでございますが、本県では、災害直後に市町と連携して公営住宅の空き住戸を応急仮設住宅として活用することを想定しております。

また、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の空き住宅を応急仮設住宅として活用する体制を整えております。

実際に熊本地震において、熊本県内での被災者の方に、県営住宅の空き住戸27戸を応急仮設住宅として提供したり、民間賃貸住宅1戸を応急仮設住宅として活用した事例がございます。

○副議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 私からは、長崎－香港線を活用した誘客施策について、お答えをいたします。

個人旅行の形態が主流で、食や癒し、体験など、特定の目的を持って何度も訪日する香港からの観光客に対しましては、香港エクスプレス社とも協働いたしまして、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSにより、本県の魅力を紹介する写真や動画を発信しているところでございます。

また、本県観光地の認知度の向上を図るために、現地でのラッピングバスの運行や、香港エクスプレスの機内誌への本県特集記事の掲載を行っているところでもございます。

さらに、香港からの送客に影響力がある主要

なエージェントとの連携を強化するとともに、集客が見込める広東省などに対しましても積極的なPRを展開して、観光客の誘致を図ってまいります。

一方、県内におきましても、市町や観光関係者などと一体となった「おもてなし」により、本路線を利用する観光客の満足度を高め、何度も本県を訪れていただけるように努めてまいります。

○副議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私からは、旅館・ホテルの人材育成の取組について、お答えいたします。

平成27年度から、ホテルスタッフのスキルアップを目的とした「長崎コンシェルジュ事業」により、観光客の方々のさまざまな要望や相談に応えることや、本県ならではの価値や魅力を伝えることができる観光人材の育成に取り組んでいるところであります。

一方、宿泊施設における人材不足は深刻な状況にあり、また、新卒者が早期離職する傾向も強いことから、来年度に向けては、県内の高校生が明確なジョブイメージを持って観光関連産業に就職し、将来にわたって活躍できるよう、具体的な事業の検討を進めております。

このような取組を通じて観光産業を支える人材の確保、育成に力を注ぎ、質の高いサービスの提供によってリピーターの獲得につなげ、観光消費の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 企業誘致の推進につきまして、総合計画における実績と、今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

企業誘致につきましては、良質な雇用の創出を目指して積極的な誘致活動に取り組み、これまで自動車関連企業や保険会社、BPOサービス企業などの誘致を行ってまいりました。

総合計画におきましては、平成28年度から平成32年度までの雇用計画数の目標として2,700人に対して、現時点で26社を誘致し2,300人の雇用を創出したしております。

今後はさらに、自動車等の制御を行う組み込みソフト開発や、金融IT部門、製造業の研究開発部門、さらにはロボット、IoTや航空機関連といった、今後成長が見込まれる分野の企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

さらにまた、既に立地をいただいております企業の事業拡大に向けた支援も重要であると考えており、立地後のアフターフォローについても力を入れてまいりたいと考えております。

次に、サービス産業の振興について、どのような分野を重点的に進めるのかというお尋ねでございます。

サービス産業は、地域の住民生活を支え、地域経済を維持するために大きな役割を担っていることから、その振興は重要なものと認識しております。

本県の強みや成長性を考慮し、観光関連サービス及び健康関連サービスの2つの分野に重点を置きまして支援を行っていききたいというふうに考えております。

まず、宿泊、飲食、小売といった裾野が広く、今後の成長が見込まれる観光関連サービスにつきましては、各地域の商工団体が主体となって策定をいただいております「地域産業活性化計画」におきましても、多くの地域で取組のテーマと掲げられておりまして、地域が一体となっ

て食や歴史などの特色を活かす取組を支援し、サービスや付加価値の向上につなげていきたいと考えております。

また、高齢者の増加や健康志向の高まりから市場の拡大が見込まれる健康関連サービスにつきましては、運動、食、介護旅行などをテーマに、幅広い業種の事業者が集う場を創出いたしまして、それぞれの強みを組み合わせたサービスの事業化を促進していききたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 施設園芸における環境制御技術導入のこれまでの成果と今後の取組についてのお尋ねでございます。

本県施設園芸の産出額は増加傾向にあります。主要品目でありますイチゴやトマトは、全国の主産県と比較すると収量が低いうえ、栽培面積も減少していることから、生産量が減少傾向にあり、産地ロットの維持、拡大が課題となっております。

そのため、県では、収量の大幅な向上を目的に、施設園芸の先進国であるオランダや、国内の先進県での環境制御技術を調査し、その収益性と本県の品目ごとに適したシステムの検討を行い、現在、イチゴやトマト、キクなどの11品目において、産地での実証栽培に取り組んでいるところであります。

その結果、イチゴ、キクでは約2割の増収効果が認められ、その他の品目でも生産者から「効果を実感している」との声を伺っております。

今後は、これらの成果を踏まえ、研修会による生産者や指導者の技術向上を図り、国の事業を最大限活用して環境制御技術の普及拡大に取り組むとともに、さらなる収量の向上と高品質

化を両立した技術の実証、開発や、地元企業による安価な環境制御システムの開発を推進するなど、一層の生産性の向上に取り組んでまいります。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 私の方からは、スマート水産業に関する現在までの成果と今後の取組について、お答えさせていただきます。

まず、漁船漁業につきましては、漁場の形成位置が海況に応じて日々変わることから、総合水産試験場では、表層水温などの人工衛星データの自動配信に加えまして、沿岸漁業者の協力を得ながら、漁業者参加型の海域観測網を国の事業を活用して整備し、海の中の水温情報をリアルタイムで漁業者に配信するシステムを、大学や民間企業と連携して開発しているところであります。

今後は、この観測網をさらに充実させるとともに、産学官の連携によりまして、周辺海域のどこに漁場が形成されるかを予測するモデルを開発し、より高度な情報発信に取り組み、操業の効率化に努めていくこととしております。

また、海面養殖業につきましては、赤潮の早期発見等のため、漁場での自動観測及び情報配信システムによる24時間の監視体制を、総合水産試験場が地元漁協と協力して県内の5地域で実施しているところであり、他地域への自動観測システムの導入を含めまして、今後ともモニタリング体制の強化に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員-8番。

○8番(宅島寿一君) ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

ペーパーレス化についてですが、電子決裁がかなり進んだという答弁がございました。また、ペーパーレス化において年間約3,100万円の削

減ができていたというような結果の報告をいただきました。

数年前までは、スマートフォンやパソコン、タブレット等々も含めてですが、なかなか使いこなしていなかった方が多かったものの、現在では非常に多くの方がスマートフォン等々にも慣れ、そういった端末に情報をいただければ、直接自分でコピー機に、Wi-Fi環境があればですけれども、それを印刷したいと、ボタンを押すと、その資料が出てくるということで、私たち議会も、今後はそうやって少しずつペーパーレス化にも取り組んでいかなければならないのかなというふうな気持ちでおります。

特に、電子決裁のことにに関してですが、知事も電子決裁をされているのでしょうか、お答えをいただければと思います。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 簡易、定例的な決裁業務はこれまでも電子決裁を行ってきた経験がございますけれども、今、知事の職務の中で電子決裁という機会は、あまり多くございません。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員-8番。

○8番(宅島寿一君) いろんな県内の企業等々の社長さん方も、やっとな最近、うちも電子決裁に変わりつつあるとか、変わったよとか、そういった話を聞きます。行政においても、効率化を目指して、もっともっと電子決裁、また、ペーパーレス化に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、外国人誘客についてですが、今度、1月19日から香港線が就航されますね。

ここに香港線の宣伝の紙があります。香港エクスプレス社のチラシがあります。説明を見ますと、来年の1月19日から3月30日までの便が対象ですが、往復で、なんと6,500円で香港

に行けるというような案内になっているんですよ。最安値。LCCですから、料金は動いていくわけですが、それでも、このチラシによりますと、香港まで片道1万780円からということで、今まで遠く感じていた香港が、長崎県民も近く感じて、しかも、こういう低料金で行けるということは、本当に中国本土、また香港とも、今後、ますます重要な関係になってくると確信をするわけでありまして。

特に、私が要望したいのは、航空機の料金は安くても、これだけ予約しても、現地のホテルを自分で予約すると高くなるというようなところがありまして、ぜひ航空会社等々、企画会社、旅行代理店等々に、パックの商品の造成をお願いしたいというふうに思います。

長崎ーソウル線でもそうなんですけれども、パック製品の造成がなかなか充実をしていないことから、旅行客も伸びないというような現状でありますので、政策監におかれましては、パック製品の造成について、ご意見をお聞かせいただければと思います。

○副議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 今のパック料金のお話でございますけれども、既に国内の、県内の旅行会社からもチラシ等が出ておりまして、パック料金が出ている部分もございます。

それと、先ほどホテルが高いというお話もございましたけれども、香港エクスプレスのホームページで予約をする際に、連動して香港エクスプレスでホテルの予約もとれるようなシステムになっておりますので、そのような形で活用いたしますと、かなりお手頃な価格といたしますか、県民の皆様方が非常に利用しやすい料金で

行けることになろうかと思っております。

パック料金につきましては、今後とも引き続き、旅行会社とも検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（徳永達也君） 宅島議員ー8番。

○8番（宅島寿一君） ありがとうございます。

ソウル線は、長崎から行く時には非常にいい時間帯で出発ができます。帰りの便は、ホテルを朝5時か5時半ぐらいまでに出発しないと長崎に帰ってこられないという大変不便な時間帯になっております。

一方、香港線は、夜7時50分に長崎を発って、現地に10時に着くということになります。ホテルに着くのが12時ぐらいかなとは思いますが。

私は今回これを見ていいなと思ったのは、帰りの便が昼の1時5分発なんですね。こういった時間だと、我々観光客というか香港に行く人たちも、ゆっくりしながら旅行が楽しめるんじゃないかなというふうに思います。

土曜日に出発される方たちは3泊しないと帰って来られない。火曜日か木曜日に出発する方は2泊3日で帰ってこられると。火・木・土が、それぞれ行きと帰りの出発便になりまして、こういったところも広く。県民の皆様にお聞きしても、「いや、知らない」といった返事が返ってきますので、せっかく就航していただくわけですから、やっぱり長崎県一致団結というか、全力で香港との交流を深めていただければと思います。

次に、スマート農業ですけれども、キク農家の方の視察をさせていただきました。「なかなか言いにくいでしょうけれど、年間にどのくらい売り上げがあるんですか」とお聞きしたところ、「1億円です」というような返事が返ってきました。また、ミニトマト農家の方にお聞きし

ましたところ、「約7,000万円ぐらいあります」と。

本当に農業ってこんなに楽しいものなのかというようなお気持ちをお二人とも持たれていて、長崎県でも、その農家の方たちは本当に先進的な取組農家なんですね。初めてとっていいほどのスマート農業の先進農家なので、ぜひ、行政の方たちも視察に行っていたり、また議会の方たちも視察に行っていたらいいわけですけども。

特に、私の地元の雲仙市では、イチゴ、トマト、花卉栽培など、そのほかにばれいしょやブロッコリー、レタス等々が露地栽培で盛んに行われております。露地栽培におけるスマート農業の可能性について、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 露地野菜につきましては、島原半島を中心にブロッコリー、ニンジン、レタス等が拡大し、収量も高く、全国でも有数の産地となっておりますけれども、やはり栽培戸数の減少や労働力不足、天候不順による収量、単価の不安定さが課題となっており、今後は、担い手の経営規模拡大や安定生産による産地ロットの維持、拡大が重要と考えております。

そのため、県としましては、露地園芸でのスマート農業導入を目的として、国の事業を活用して圃場環境測定データや生産行程などのクラウドコンピュータへの集積と、データを活用した病虫害発生予察、ドローンによる適期防除、収穫時期予測による労働力調整と効率的な選果場の運営、それに伴って市場への正確な出荷情報の提供など、産地全体での圃場管理システムの構築に取り組むこととしております。

このようなスマート農業の導入により、収量、単価の安定化と外国人材を活用した労力補完の効率化による規模拡大につなげることで、園芸産地の強化、農業所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員—8番。

○8番(宅島寿一君) 長崎県の農業産出額は1,582億円、その約4割強が私たち島原半島の産出額ということで、島原半島の農業は、JAさんのトラックに「1億人の胃袋」と、本当に大事な大事な食料を自分たちがつくっているんだという自負のもと農産物を栽培されて、国民の皆様方に食べていただいているわけでありますので、もっともっとこれから先はICTを活用して、省力化で、しかも、収量は上がっておいしいものができるという農業を、ぜひ行政も後押しをしていただきたいと思っております。

次に、スマート水産業についてですが、特に、橘湾で赤潮の被害が数年前に出ました。近年では松浦の伊万里湾で漁民の方たちが、トラフグの養殖、マグロの養殖で甚大な被害を受けています。

水産部長の答弁にございましたとおり、スマート水産業といいましても、日本全体ではまだそこまで進んでいないというのが現状であります。特に、赤潮対策につきましては、スマート水産業と呼べるほど技術が確立してきているのかなというふうに思うのでありますが、具体的に、部長の知っている範囲で結構でございますが、赤潮に対するスマート水産業の取組がどのようになっているのか、説明をしていただければと思います。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 先ほどご説明いたしましたように、赤潮に対する対策としましては、

観測網の強化を中心に、県の方としても支援を行っているところでございます。

さらに、赤潮が発生した際に、養殖いけすの網いけすを足していけすの水深を深くすることにより、赤潮の被害を軽減するような対策もとっているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員－8番。

○8番(宅島寿一君) 赤潮対策も、漁民の方の所得を確保するうえでも発生させてはならないということでありますので、ぜひ懸命に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ホテル・旅館業のコンシェルジュについてですが、私も、この質問をさせていただくと決まった時に、いろんなレクチャーを受けたわけでありましてけれども、県がコンシェルジュを認定して、外国のお客様方に満足していただくという取組が実際にもうはじまっていると、資料も見せていただいたんです。

3種類あるんですね、コンシェルジュに。ゴールド、シルバー、ブロンズと3つのランクに分かれていて、特に、若い人たちがチャレンジをしているというような報告も受けております。

長崎の歴史や食べ物、いろんな観光スポットの案内とか、そういったものをきちっと対応できるコンシェルジュの方たちがいなければ、やっぱり観光客、特に、富裕層の観光客が増えないと思うんです。今、4名の方がコンシェルジュの資格を持っていると。資格は知事名で与えることになっているんですけれども、例えば2020年の東京オリンピックまでには30名までもっていくとか、そういった目標設定を掲げてはどうかと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 私も実際、

コンシェルジュになられた方とお話をしましたが、非常に明るく県の魅力も語ってもらって、こういう対応を受ければ、また長崎に来てもらえるお客様もいるのではないかと期待しているところでございます。

現在4名でございますけれども、今年度も勉強会を県の方で、開催予定も含めて6回ほど開催いたします。今年度で20名が勉強会に参加していただく予定でございます。来年2月に試験を予定しておりますけれども、このうち半数程度、10名程度の方が受験していただけるんじゃないかと思っております。

いよいよ2020年、東京オリンピックに向けて、訪日観光客に向けた人材の育成というのも非常に大事だと思っておりますので、毎年こういった方の人数が増えるように、目標値も定めて対応してまいりたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員－8番。

○8番(宅島寿一君) 続きまして、スキルアップを料理の面から考えると、調理師の方たちのスキルアップを図っていかなければならないと思っておりますけれども、現在、県内における調理師の人数は把握されておりますでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県内の調理師免許の取得者数は、3万6,343名と認識をしております。

なお、調理師業務に従事する調理の方は、2年に1度、業務に従事している場所を届けることになっておりまして、その数は3,733名と把握しているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員－8番。

○8番(宅島寿一君) 約3万6,000人の調理師の方が県内にいらっしゃるんですね。それで、最後の3,733名というのをもう一回説明していた

だきたいんですけど。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 調理師免許の取得者数が3万6,343人です。調理師は業務従事届を出さないといけないことになっておりますから、そういう業務に従事している方が3,733人ということでございます。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員—8番。

○8番(宅島寿一君) 県の調理師会独自で年に数回、料理のレベルアップのために研修会等々を行われているんですが、聞くところによりますと、行政からの支援はなかなかそこには入っていないということですけども、今後、ぜひ行政も一緒になって料理のレベルアップを図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県におきましては、現在、県民の食生活の改善を図るという観点から、飲食店、あるいは給食施設等におきまして調理業務に従事している調理師の方、あるいは調理従事者を対象に研修を実施しているということでございまして、福祉保健部といたしましては、あくまでも県民の食生活の改善を図るという視点から研修を行っているということでございます。

○副議長(徳永達也君) 宅島議員—8番。

○8番(宅島寿一君) しっかり取り組んでいただきたいと思います。

観光客のリピーターの調査におきまして、九州で見えますと、大分、熊本は長崎よりリピート率が高いんですね。何の目的でお客さんが旅行に行っているかという、やっぱり「温泉を楽しみたい」が1番、2番が「料理を楽しみたい」、こういった理由が上位にあるので、ぜ

ひ。

食材においては、長崎県は、よその県には決して負けてないと思います。特に、魚においては、魚種でいうと全国1位の300種類が獲れるわけありますから、ぜひ、そこら辺も行政が率先して、料理の開発や観光客の満足度の向上に努めていただければと思います。

本日の質問は、これで終わらせていただきたいと思いますが、今年も残すところあと26日となりました。長崎県の発展と、長崎県民の皆様方がよい年を迎えられますことを心から祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時15分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員—13番。

○13番(山本由夫君)(拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議、島原市選出の山本由夫でございます。

私から、今回、7項目について質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

1、島原半島の振興について。

(1) 島原半島の課題と今後の施策について。

島原半島は、温暖な気候と海・山に囲まれ、四季折々の自然と豊富な食べ物に恵まれた、大変暮らしやすい地域です。そして、このような環境を活かして、県内随一の農業地域となっています。

また、世界遺産の原城跡、島原半島ジオパーク、雲仙・天草国立公園、3種類の温泉など、数多くの観光資源を持つ、県内有数の観光地域でもあります。

加えて、熊本・福岡方面から4つの航路を有する長崎県の海の玄関として、重要な役割を果たしています。

一方で、道路整備の遅れなど、交通網の脆弱さのハンディがさまざまな分野に及んでいて、半島3市の人口は、平成27年の国勢調査では13万6,000人と、5年前より9,000人減少し、その後も年間2,000人のペースでの人口減少が予測されています。この人口減少を食い止め、所得を上げて地域を持続させ、次の世代に引き継ぐのが私たちの責務です。

そこで、県は、島原半島の課題をどのように捉え、また、発展の可能性のある分野を含め、今後どのような施策を展開していくのか、知事のご見解をお願いします。

(2) 島原道路について。

島原道路は、南島原市深江町から諫早インターまでの約50キロの自動車専用道路で、全線が開通すれば、この区間の所要時間が、従来の90分から40分へ短縮される計画です。

現在、順次工事が進められ、これまでに所要時間を10分以上短縮されていますが、現状では、島原半島を抜けるのに、まだ40分以上はかかります。半島3市でも最重要事項として、毎年、国、県に対して島原道路の整備促進を要望しています。

そこで、現在の島原道路の進捗状況と、特に、島原半島内の整備区間及び未整備区間の整備の時期、見通しについて、ご説明をお願いします。

(3) 農地の基盤整備事業について。

農地の基盤整備は、本県の農業振興、並びに

農家の所得向上を進めるうえで大変重要であり、農業の競争力強化のために早急に整備を進める必要があります。

特に、島原半島は、平成28年の農業産出額が730億円と、県全体の46.2%を占める、県内一の農業地域です。そして、基盤整備の進む地区では後継者が定着をし、子どもの数が目に見えて増えるなど、少子化対策としての効果もあらわれています。

このように担い手を確保・育成して農業を継続し発展させるには、経営を支える基盤整備が必要であり、島原半島でも実施中の事業の早期完成、また、新規の基盤整備の要望が寄せられています。

そこで、現在、島原半島で実施中の基盤整備事業の状況と島原市で実施されている地区の進捗状況、また、今後の新規地区の予定について、お尋ねします。

(4) 島原病院への小児科医の派遣について。

島原半島3市でも少子化対策に取り組み、島原市では、平成28年度の合計特殊出生率が2.07に上がるなどの成果が出ていますが、対策を進める中で懸念材料となっているのが、小児科の先生の不足と高齢化です。

島原半島は、県内でも最も小児科医が少ない地域の一つで、二次医療圏別の人口当たりの小児科の数は、県平均の3分の1しかありません。

このため、平成26年度から5年間の予定で、県と半島3市が研究費を負担し、長崎大学などが「島原地域小児医療研究室」を設置して小児科医療を行っています。そして、島原病院の小児科医の患者数は、研究室開設当初の平成26年度の約3,000人から、平成29年度は7,100人と、2倍以上に増加をしています。この島原地域小児医療研究室が今年度で終了となるため、小児

科医確保のため、半島3市では、島原病院への小児科医の派遣継続を強く要望しています。

そこで、地元3市の負担を含め、来年度以降の島原病院への小児科医の派遣がどうなるのか、見通しをお尋ねします。

(5) 島原半島ジオパークについて。

まず、「がまだすドーム」のリニューアルの効果について、お尋ねします。

「雲仙岳災害記念館」、愛称「がまだすドーム」は、雲仙・普賢岳災害の脅威と教訓を学習・伝承し、また、全国からの支援に対する感謝の気持ちをあらわす施設として、平成14年7月に開館した県の施設です。そして、島原半島ジオパークの中核的な施設でもあります。

しかしながら、有料入館者数は、初年度の30万6,000人をピークに減少し、平成26年度には10万人を割り込み、その後も減少を続けるなど厳しい状況に陥りました。

そこで、体験型アトラクションゾーン「こどもジオパーク」や「ワークショップエリア」などの新設・増設を行い、本年4月にリニューアルオープンしました。

そこで、リニューアルオープン後のがまだすドームの入館者数、リニューアルの効果について、ご説明をお願いします。

次に、ジオパークによる観光振興について、お尋ねします。

島原半島ジオパークは、平成20年に日本で初の「日本ジオパーク」に認定をされ、さらに、翌平成21年には、日本ではじめての「世界ジオパーク」に認定されました。その世界ジオパークは、世界遺産と同じ、ユネスコの正式なプログラムになっています。

島原半島ジオパーク協議会では、持続可能な地域づくりという目的のために、ジオサイトの

保全や管理、教育やガイドの育成、普及・啓発などのネットワークづくり、ジオツーリズムなどの観光への取組を行っていて、こうした協議会の取組は評価をしています。

しかし、観光による地域振興という面では、観光客の増加などの効果が見えづらく、日本ジオパーク委員会の再認定審査においても、観光に対する取組の弱さが指摘されました。

そこで、県として、ジオパークの課題をどう認識し、今後どのようにジオパークを観光振興につなげていこうと考えているのか、ご見解をお願いします。

2、島原鉄道について。

(1) 再生支援後の取り組みについて。

島原鉄道は、昨年11月に、地域経済活性化支援機構による再生支援が決定し、長崎自動車の傘下の新しい体制で再生に向けてスタートしました。再生計画の基本方針は、経営管理体制、組織体制の再構築、顧客目線での営業力の強化、地元との連携の強化で、島原鉄道では、長崎自動車との一体運用による経営合理化や、8月には、諫早駅、島原港、口之津港とのスムーズな接続による利便性向上のためのダイヤの改正、地元密着型のイベントやPRなどに取り組んでいます。

そこで、これらの島原鉄道の再生に向けた取組に対する県の見解をお聞かせください。

(2) 地域公共交通機関としての支援について。

島原鉄道の平成29年度決算は、鉄道事業の収益が、前年度比94.1%、乗合バス事業の収益が98.7%で、経常損益も1億2,400万円の赤字と、依然として厳しい状況が続いています。

県では、従来、鉄道の施設整備、バスの路線維持に対して助成が行われていますが、現状では、これらの部門の早期の改善は難しく、住民

の足を守る公共交通の維持のためには、引き続き、国、市とともに県の支援が必要です。

そこで、地域公共交通機関としての今後の県の支援の継続について、ご説明をお願いします。

(3) 観光面への支援について。

島原鉄道の再生のポイントは観光であり、島原鉄道でも、観光客に対する営業の強化と観光列車の導入、熊本との連携、インバウンド対策の強化、そのためのインフラ整備に取り組んでいます。しかしながら、これまでの慢性的な資金不足から、必要な設備投資が十分に行えない状況にあります。

そこで、このような観光面での取組の立ち上げに対する支援、具体的にはトイレの改修や多言語対応、Wi-Fi環境整備などに対する支援もお願いをしたいのですが、どのようなメニューが利用できるか、お尋ねします。

3、観光振興について。

(1) 稼ぐ観光地づくりへの取組みについて。

本県の平成29年の観光客延べ数は3,357万人で、前年比で3.6%の増となっています。また、観光消費額は3,932億円で、前年比で6.5%の増となっていますが、長崎県総合計画の平成29年の目標値には達していません。

観光による地域振興を図るには、観光消費額を増加させ、これを地域内の事業者へ波及をさせること、そして、観光事業者などの稼ぐ力を上げることが必要です。

そこで、稼ぐ観光地づくりのために、観光消費額の増加、域内の事業者への波及、宿泊施設の高付加価値化に向けて、どのように取り組んでいくのか、ご説明をお願いします。

(2) 観光組織間の役割分担と連携について。

本県の観光組織には、県、県の観光連盟、市町、市町や広域の観光協会や観光連盟、DMO、

民間の観光事業者などがあります。観光地づくりのためには、マーケティングやプロモーションなどの誘客、受け入れ体制の整備、イベントの実施などが必要で、これらを効果的かつスムーズに切れ目なく行うためには、観光組織間の役割分担と連携が必要ですが、ともすれば、同じようなパンフレットをつくったり、責任の所在があいまいになったりしているケースがあると感じています。

そこで、県内の観光組織間の役割分担や連携体制はできているのか、そしてそれらはうまく機能しているのか、お尋ねします。

(3) 熊本県・福岡県との連携について。

稼ぐ観光地づくりのためには、一つの目的地に行って帰るのではなく、宿泊をしてもらう。さらに、周遊をして連泊をしてもらうことで消費額を増やすことがポイントになります。

特に、インバウンドについては、県境には関係なく、九州という地域で売り込むことが必要です。その際、熊本県や福岡県に来た観光客が長崎県に行く、あるいは、長崎県に来た観光客が熊本県や福岡県に行くような魅力的な周遊ルートを提供することが求められます。

そこで、こうした周遊対策のために、これまで以上に熊本県や福岡県との連携を強化してほしいと思いますけれども、県の見解と今後の取組について、お尋ねします。

4、日本橋 長崎館について。

(1) 本年4月のリニューアル後の来館者数等の状況について。

「日本橋 長崎館」は、本県の魅力を総合的に発信するとともに、県内市町及び関係企業、団体との連携強化により県産品のブランド化、販路開拓及び本県への誘客促進を目的に、平成

28年3月にオープンし、2年9カ月を経過しました。

本年4月からは委託業者を変更し、店内もリニューアルを行い、新しい会社による運営が開始されました。

そこで、4月以降何が変わったのか、そして、来館者数や売上げなどの成果がどう改善をしたのか、ご説明をお願いします。

5、県内就職者増加対策について。

(1) これまでの取り組みと今後の予定について。

本県の平成30年3月、新規学卒者の県内就職率は、高校生が61.6%、大学生が42.7%で、いずれも県の目標値を下回りました。本県では人口減少、特に、若年層の県外流出を食い止めるために、県内就職者の増加対策に企業向け、生徒向け、学校向けとさまざまな角度で取り組んでいますが、全体としてはなかなか歯止めがかかっておらず、一方で、働く場所がないという求職者の声と、なかなか来てくれないという県内企業側の声のミスマッチも残っています。

そこで、これまでの取組と実績、そして、今後の取組について、ご説明をお願いします。

6、地域包括ケアシステムについて。

(1) 地域別の構築状況と課題、今後の取り組みについて。

高齢化が全国よりも10年早く進んでいると言われる本県では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、国の目標である2025年よりも早期に構築をし、運用することが求められます。

そこで、本県では、昨年度、広島県の事例を参考に、「地域包括ケアシステム評価基準」を作成して構築状況を見える化をし、評価による課題を中心にロードマップを作成して、改善に

取り組んでいます。

そこで、実施2年目となる昨年度の地域別の構築状況と課題、今後の取組について、ご説明をお願いします。

7、犯罪被害者等支援について。

犯罪被害者やそのご家族の支援については、昨年、山本啓介議員が条例の必要性について取り上げ、私もシンポジウムに参加したり、また、ご家族や支援の方にもお目にかかってお話を伺いました。

その中で、社会的にその状況や支援に対する理解や配慮が広がっていない、支援計画はあるものの周知をされていないという感想を持ち、県や市町、事業者、住民すべてが犯罪被害者やそのご家族に寄り添う姿勢と支援が大事で、これを周知し、計画に法的根拠を与えるためには条例の制定が必要だと感じました。

本年4月1日現在、都道府県レベルで犯罪被害者等支援に特化した条例を制定しているのは14道県、また、市町レベルで犯罪被害者等の施策に関する条例を制定しているのは440市町以上あるようで、本県でも佐世保市で、4月から「犯罪被害者等支援条例」が施行されています。そして、本年3月、本議会で犯罪被害者等に対する迅速な経済的支援や二次被害を防止するための施策などを盛り込んだ「長崎県犯罪被害者等支援条例制定を求める意見書」が議決されました。

そこで、その後の県の取組について、お尋ねします。

(1) 犯罪被害者等支援協議会について。

意見書議決を受けて、県では7月と8月に県内全市町と県警、犯罪被害者支援センター、弁護士による「犯罪被害者等支援協議会」を開催しています。県の条例の制定に当たっては、県だ

けでなく、住民に一番身近な市町が被害者等支援の重要性を認識し、支援体制を充実させることが必要です。

そこで、まず、市町の犯罪被害者等支援の現状と協議会が出された市町からの意見について、ご説明をお願いします。

(2) 犯罪被害者等支援懇話会について。

市町などによる支援協議会での議論を受けて、県では10月と11月に犯罪被害者等支援に関する有識者による懇話会を開催しています。

そこで、この懇話会の有識者はどういうメンバーか、そして、懇話会ではどのような意見が出されたのか、ご説明をお願いします。

(3) 条例化に向けた今後の予定について。

市町による支援協議会、有識者による支援懇話会の議論を受けて、今後、条例化に向けてどのようなスケジュールで取り組むのか、ご説明をお願いします。

以上で、壇上での質問を終わり、ご回答後に再質問等行わせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕山本由夫議員のご質問にお答えいたします。

島原半島の課題と今後の施策についてのお尋ねでございます。

島原半島は、半島という地理的にも厳しい状況の中、これまでも道路や港湾などの基盤整備に力を注いでまいりましたが、今なお、交流人口拡大や物流を支える交通アクセスの改善、道路交通網の整備などの課題があるものと認識しております。

一方、島原半島は、本県農業産出額の約4割以上を占める豊富な農畜産物や、世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関

連遺産」などの豊富な観光資源を有しており、このような地域の強みを活かした振興策が必要であると考えております。

具体的には、基幹産業である農業振興については、担い手への農地集積のための基盤整備や、労働力不足のための人材確保対策に取り組むほか、観光面においては、世界遺産や世界ジオパークなどの資源を活かした周遊ルートの造成、ガイド育成などの受け入れ体制の整備に力を入れていく必要があると考えております。

今後も引き続き、産業や生活を支える道路や港湾の整備、九州新幹線西九州ルートとの連携などの交通ネットワークづくりに力を注ぎながら、農業振興、観光振興につながるよう、さまざまな施策の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そのほかのご質問につきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 島原道路の進捗状況について、お尋ねがございました。

島原道路は、地域間の交流と連携を図り、産業振興や地域活性化を目指すうえで、極めて重要な道路であり、現在、国で1工区、県で4工区の整備を行っております。

このうち諫早インター工区については、平成31年度、長野栗面工区については、平成32年度以降を完成目標とし、工事を進めております。

島原半島内の工区である出平有明バイパスについては、平成25年度に事業着手し、現在、三会地区において約7割の用地を取得するとともに、橋梁上部工や函渠工を推進しております。

また、有明地区では、今年度から用地交渉に着手したところであり、約2割の用地を取得しております。

平成28年度に事業着手した瑞穂吾妻バイパスについては、現在、測量設計や調査を進めているところであります。

一方、有明町から瑞穂町間の未事業化区間においては、環境影響評価の手續が本年8月に終了したことから、今後も引き続き、早期の事業化に向けて、地元と一体となった要望活動等に積極的に取り組んでまいります。

県としましては、島原道路の早期完成に向けて、今後も努力してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 現在、島原半島で実施中の基盤整備事業の状況と、島原市で実施している地区の進捗状況、また、今後の新規地区の予定についてのお尋ねでございます。

本年度において、農地の基盤整備事業の実施地区数は、県全体で23地区あり、このうち島原半島地域では、島原市で三会原第3地区及び第4地区の2地区、雲仙市では、山田原第2地区を含め5地区、南島原市では、諏訪地区を含め3地区の合計10地区を実施しているところでございます。

現在、島原市で実施中の2地区の進捗状況につきましては、事業費ベースで三会原第3地区が83%と、計画どおりの進捗となっており、三会原第4地区は、今年度実施設計を行っているところでございます。

また、島原市における今後の新規地区の見通しにつきましては、県の平成29年度から平成33年度までの5カ年計画に基づき、松崎地区、東大地区、中原・寺中地区の3地区において、県と市が連携して、現在、制度に関する勉強会の開催や意向調査を実施するなど、地域の合意形成を図っているところであり、早期の事業申請を目指して取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 私の方からは、2項目について、お答えをさせていただきます。

まず、来年4月以降の島原病院の小児科について、地元3市の負担を含めた小児科医派遣の見通しについてのお尋ねでございますが、来年度以降の島原病院の小児科医の確保につきましては、病院企業団や島原半島3市と連携し、医師を派遣している長崎大学病院、長崎医療センターと協議を重ねてきており、現在、両病院からは医師の派遣継続について前向きに検討しているとお聞きをしているところでございます。

地元3市からは、島原地域小児医療研究室の研究費として、これまでどおりの負担を行うと伺っており、県としましては、地域に必要な小児科医等を確保していくため、長崎大学病院の周産期母子医療センターに対して支援する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムについて、実施2年目となる昨年度の地域別の構築状況と課題、そして、今後の取組についてのお尋ねでございます。

地域包括ケアシステム構築にかかる評価は、チェックシートを用いまして、市町の取組の進捗状況や地域の課題等を把握し、計画的にシステム構築を推進するために実施しているものでございます。

平成29年度の評価結果につきましては、県内123の日常生活圏域におきまして、評価点の8割以上が35圏域、7割台が67圏域、6割台が16圏域、そして、残りの5圏域が6割未満となっており、平成28年度の評価結果と比較しますと、多くの圏域で評価が上昇しております。

なお、評価点が8割以上の圏域であっても、有識者による構築支援部会の助言をいただきな

がら、構築に向けての取組を進めていくようにしております。

今回の評価やヒアリング結果を踏まえますと、介護の現場で人員や職種不足等により十分なサービスが提供できていないことや、生活支援では、公共交通機関が充足していない地域における移送や買い物支援が十分ではないことなど、各地域における課題が明らかになったところがあります。

今後は、このような課題を踏まえつつ、各市町で策定したロードマップに位置づけた取組をしっかりと支援するとともに、県内各圏域のすぐれた取組を市町や地域包括支援センター間で情報共有を図ることで、地域包括ケアシステムの早期構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 私の方からは、がまだすドームについての質問にお答えいたします。

リニューアル後の「がまだすドーム」の入館者数、リニューアルの効果についてのお尋ねでございますが、「がまだすドーム」は、平成14年に、雲仙・普賢岳噴火災害の脅威や教訓を後世へ伝承していくことを目的として開館して以来、約16年経過したことから、今年4月に、子どもから大人まで伝承、学習、体験、交流を体感できる「ジオと火山の体験ミュージアム」としてリニューアルオープンしたものであります。

リニューアル後の10月末時点での有料入館者数は約14万人と、近年に比べ大幅に増加している状況でございます。

その要因といたしましては、「こどもジオパーク」や「ワンダーラボ」を新たに設置したこ

とにより、防災学習のため来館する市内外の小中学校の団体が増加するなど、子どもたちが気軽に遊びながら防災を学習・体験できるようになった効果が出ているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 県として、ジオパークの課題をどう認識し、今後どのようにジオパークを活用し、観光振興を図っていくのかというお尋ねでございます。

島原半島ジオパークにつきましては、ご指摘のとおり、ジオパーク協議会を中心にさまざまな取組が進められてきたところでありますが、ジオパークを活用した観光振興を図るためには、一層の対策強化が必要であると認識しております。

そのため、県といたしましては、平成28年度及び平成29年度にエージェントや留学生によるモニターツアー等を実施いたしまして、ジオツアーの磨き上げを行うとともに、ジオガイドをモニターツアーのガイドとして活用し、ガイド技術の向上を図っております。

また、去る11月10日にシンポジウムを開催し、「島原半島の『笑顔』『誇り』『幸せ』をもっと、そして、ずっと」といたします島原半島ジオパークの理念の共有化を図るとともに、観光をテーマにいたしました分科会では、観光によるまちづくりにつきまして、地域の皆様とコーディネーターとが熱心に意見交換が行われたところでございます。

今年、ジオパークの認定を受けて10周年の節目の年となります。県といたしましても、関係機関と連携しつつ、ジオパーク等の地域資源の活用を図り、島原半島におけます観光振興を含む地域の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 島原鉄道についてのご質問、2点お答えをさせていただきます。

まず、島原鉄道の再生に向けた取組に対する県の見解はとのお尋ねでございます。

島原鉄道においては、将来的な事業継続を見据え、昨年11月より、地域経済活性化支援機構や長崎自動車の支援を受けて、事業再生に取り組まれているところであります。

事業再生に当たりましては、これまで実施には至らなかった、顧客目線に立ったダイヤの見直しにより、鉄道、バス、フェリーの円滑な接続が実現し、利用者の利便性が向上いたしますとともに、長崎自動車の経営資源やノウハウを活かし、バス車両の更新や燃油、タイヤ等の部品の共同購入などによりまして、経営の効率化が進んでおります。

また、地域に密着した観光列車「カフエトレイン号」の運行をはじめ、熊本地域との周遊促進についても検討をされており、鉄道や航路を軸とした地域活性化と交流の拡大が着実に推進されるものと考えております。

次に、地域公共交通機関としての島原鉄道に対して、今後も県の支援は継続して行われるのかとのお尋ねでございます。

島原鉄道は、島原半島地域を中心にバスや鉄道、フェリー等の事業を運営され、住民の日常生活や観光交流に必要な交通機関として重要な役割を担っております。

こうした中、人口減少に伴う利用者の減少など、島原鉄道を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。

そのため、鉄道事業については、列車の安全運行にかかる施設整備について、平成26年度から平成35年度までの10カ年計画に基づきまして、

引き続き、沿線市とともに支援を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、県や市町等で構成される「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」において、島原鉄道と地域の情報を広く発信するための「デジタルサイネージ」の駅部への設置に対する補助等を行い、利用促進を図っております。

一方、バス事業についても、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた効率的な路線編成を図りながら、乗合バスの不採算路線に対する欠損補助を行うことといたしております。

県としては、このような支援を通して、沿線自治体等とともに、島原鉄道の再生をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方からは、5項目について答弁させていただきます。

まず、島原鉄道が行う観光面での取組の立ち上げに対する支援についてのお尋ねでございます。

島原鉄道に対しては、地域の関係者の間でも、今後の観光振興への貢献に期待する声が大いことから、県といたしましても、沿線自治体と連携しながら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

公共トイレの洋式化、多言語表記、無料Wi-Fiの整備につきましては、観光庁の支援制度が設けられておりますので、島原鉄道に対して、その活用を働きかけてまいります。

そのほか、観光面の取組に必要で、国の制度の対象とならないものがあれば、「21世紀まちづくり推進総合補助金」による支援ができないか、沿線市とも協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、稼ぐ観光地づくりのための取り組みに

ついでのお尋ねでございます。

観光客延べ数が、昨年、過去最高を記録する一方で、地域経済への波及効果が大きい観光消費額が、総合計画目標値を達成できてないことは大きな課題であると認識しております。

このため、「観光を産業として捉える」という考え方のもと、地域の稼ぐ力の最大化を図るため、宿泊施設等が市町や他産業と連携して進める高付加価値化に向けた取組に対する支援制度を検討しているところでございます。

また、「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用した市町の取組み、あるいは民間主体による観光まちづくりとの連携により、新たな制度との相乗効果を発揮できるよう、県も地域の関係者と一体となり、観光の産業化を通じた地域の活性化に向けて知恵を絞ってまいりたいと考えております。

次に、観光組織間の役割分担や連携体制についてのお尋ねでございます。

観光には、多様な関係者が関わっておりますが、それぞれの役割分担については、一定の共通認識があるものと考えております。

また、必要に応じて、関係者間での具体的な協議の場も設けているところであり、例えば、世界遺産受入推進協議会においては、県、関係市町、観光協会、関連事業者等が一堂に会し、役割分担の整理や進捗状況の共有などを行い、連携の強化を図っております。

一方で、県観光連盟と宿泊事業者が別々に行っているセールスを連携させれば効率化ができると考えられる事例や、プロモーション素材をそれぞれで制作した結果、数が多くなり、訴求力が弱まっているのではないかと思われる事例など、改善すべき点がある点も認識しております。

引き続き、市町をはじめ関係者と継続的に情報共有を行いながら、無駄の排除や事業の効率化を図ってまいります。

それから、熊本県や福岡県との連携強化についてのお尋ねでございます。

観光消費拡大のためには、県内はもとより九州を周遊する観光ルートの構築が重要であると考えており、県では、これまでも九州の横軸として、長崎、熊本、大分の3県連携による広域ルートの構築に取り組んでまいりました。

今年度は、世界遺産と温泉がテーマの旅行商品の開発や台湾の観光展への共同出展、タイのメディア招聘等を行っているところでございます。

また、島原市と福岡県大牟田市との観光交流連携協定に基づく観光施設の相互割引などの取組に対しても、観光プロモーションイベントでの情報発信にも取り組んでおります。

九州各県とも、県の境を越えた広域周遊の重要性という点では認識が一致しているところであり、引き続き、九州観光推進機構や各県と連携しながら、広域周遊の促進に力を注いでまいります。

最後に、日本橋 長崎館のリニューアル後の状況についてでございます。

リニューアルオープン後は、取引商品数を大幅に増やして賑わいを創出するとともに、旬の農水産物の販売による長崎らしさの演出や、お弁当の販売によるオフィスワーカーの獲得、さらには、ポイントカードの導入によるリピーター確保対策にも積極的に取り組んでいるところでございます。

これらの取組み等により、10月末までの来館者数は約33万人、売上額は約1億3,000万円となっておりますが、いずれも昨年度同時期と比

べて約1.5倍に伸びており、これまで以上に多くの方々に本県の物産や観光の魅力を発信できていると考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（下田芳之君） 高校生・大学生の県内就職者増加対策のこれまでと今後の取り組みについてのお尋ねでございます。

これまで就職支援サイト「Nなび」及び情報誌であります「NR」など、そういった情報発信ツールや合同企業面談会、説明会、交流会などを通じて、県内企業の魅力をお伝えしてきたところでございます。

そのうち、合同企業面談会や説明会につきましては、長崎労働局と協力しながら、高校生、大学生、それぞれの就職活動スケジュールに合わせて、適切と考えられるタイミングで実施してきております。

また、就職活動が本格化する前の早い段階からの取組としまして、高校生については、2年生を対象とした企業見学会等を各地域の希望に合わせて開催し、また、大学生につきましては、学年を問わずに参加可能な、気軽に企業のことを知ることができる交流会等を実施しているところでございます。

加えて、大学等の教員、就職指導担当者と県内企業の人事担当者等が情報交換を行う「大学等と県内企業との情報交換会」を昨年度から実施しております。

今後も、県内企業と高校生や大学生、先生等の学校関係者の方々が直接接する機会をさらに充実させ、県内就職につなげてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 私の方から、犯罪被害者等支援につきまして、3点お答えを

させていただきます。

まずはじめに、市町における犯罪被害者等支援の現状と、支援協議会で出された市町からの意見についてのお尋ねでございます。

現在、県及び県内すべての市町において、犯罪被害者等支援のための総合対応窓口が設置されておりますが、協議会では、市町の現状として、犯罪被害者等支援に関する窓口の周知や職員の理解が不足しているなどの報告がございました。

このような現状を踏まえ、協議会での議論を行った結果、犯罪被害者等支援のさらなる充実に向けて、県、県警、市町、関係機関・団体等が一体となって、総合的、体系的な支援を実施していくことが重要であり、その手段として、条例の必要性についても認識を共有したところでございます。

次に、有識者による懇話会のメンバーについて、また、懇話会でどのような意見が出されたのかというお尋ねでございます。

県内の犯罪被害者等支援のあり方等について検討するため、犯罪被害者等支援に係る教育支援団体、学識経験者、法律の専門家、市町及び事業者からなる委員で構成された「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」を本年10月に設置をしたところでございます。

これまで2回開催されました懇話会では、県内の犯罪被害者等支援の課題等について確認をし、その上で、課題解決に必要な施策、取り組み等について議論が行われたところでございます。

その結果、「本県において、犯罪被害者等支援のさらなる充実に向けた施策、取り組み等を推進していくためには、被害者の方々を支援するための条例を制定する必要がある」との中間

意見がまとめられたところでございます。

最後に、今後のスケジュールについてのお尋ねでございます。

今後、支援懇話会において条例に盛り込む内容等の検討を進めるとともに、あわせて、市町や関係機関、団体と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員-13番。

○13番(山本由夫君) それぞれにご回答ありがとうございました。

幾つかピックアップをして、再質問、要望をさせていただきます。

まず、島原病院への小児科医の派遣についてですけれども、県や病院企業団、長崎大学、長崎医療センターのご尽力で、来年度以降も小児科医派遣のめどが立ちつつあることは大変ありがたいと思っています。ただ、これが今後もずっと続くとは限らず、地元としても小児科医確保に取り組む必要があります。

あわせて、昨今の「働き方改革」が、今後、医師にも及んでいく中で、現在の派遣制度を維持するためには、利用者側にも協力していただく必要があります。

現在、本県でも、夜間や休日の子どもの病気やけがに際して、電話で相談が受けられる小児救急電話相談センター「#8000」がありますが、その利用者を二次医療圏別に見ると、年少人口1,000人当たり、長崎が84人であるのに対し、島原半島では36人と、半分以下しか利用がなされていません。この「#8000」の利用者が少ない要因と、これを増やし、少しでも小児科医の負担を減らすために、県としてはどのように取り組むか、ご説明をお願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 「#8000」につ

きましては、新聞・ラジオなどの県広報媒体や雑誌・ポスター等を活用した周知活動により、その利用は増加しておりますが、地域別に見ますと、広報誌やホームページ等で周知をしている市町での利用が多い傾向にあることが見受けられます。

県といたしましては、今後とも、引き続き、さまざまな広報媒体等を活用した周知を行うほか、市町による積極的な周知についても働きかけを行い、県内全域での「#8000」のさらなる利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員-13番。

○13番(山本由夫君) ありがとうございます。

次に、ジオパークについてなんですけれども、「がまだすドーム」のリニューアルの効果が数字的に出ていることは評価いたします。ただ、がまだすドームには、島原半島ジオパーク協議会と島原半島観光連盟が同居しているにもかかわらず、それぞれの連携が取れておらず、相乗効果が発揮できていないと感じています。

一方で、島原半島ジオパークについては、先ほど述べたように、ジオパークの再認定審査において、「観光に対する取り組みが弱い。そして、ジオパークを楽しみたいという来訪者のために、どこに行けば、どのような情報が手に入るのか、どこでどのような学びや楽しみが体験できるかという観点から、地域の観光の動線を考え直す必要がある」と指摘をされました。

特に、その中で「がまだすドーム」について、「ジオパーク協議会と一体となって、ジオパークを見学したいという人々の期待に応えられるような情報とサービスの充実について、協議、検討してほしい」という指摘がありました。

こうした状況を考えれば、「がまだすドー

ム」がジオパークのインフォメーションセンターとしての役割を果たして、具体的に連携をしていくことが必要と考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) ご指摘のとおり、「がまだすドーム」には、噴火災害の伝承のみならず、島原半島ジオパークなど火山関係資源等の活用による地域活性化と地域振興を図ることが求められており、ジオパーク協議会や島原半島観光連盟との連携は大変重要なものと考えております。

今回のリニューアルに当たりましても、「がまだすドーム」内に島原半島ジオパークの「総合ガイドスコーナー」を設置したところであり、今後、さらにジオパークのインフォメーションセンターとしての役割を十分発揮できるよう、ジオパーク協議会や島原半島観光連盟とも連携を図りながら、ジオパークにかかる情報共有のほか、スタッフ研修会の開催、PR活動に取り組むことで、島原半島の観光客の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員-13番。

○13番(山本由夫君) ありがとうございます。

実は、この問題は、3者が同居した時からずっと続いている問題で、なかなか現実的に現場レベルで連携ができないという状況が続いています。

今回、あえて「がまだすドーム」を最初にもっていったということは、がまだすドームの所有者としての県に、もう一度積極的に関わっていただきたいという趣旨でございますので、ぜひ間に入っていただいて、具体的な連携が図られますように、よろしく願いをいたします。

次に、「日本橋 長崎館」についてですけれど

も、アンテナショップの評価には、売上高などの財務的な評価と、入館者数やマスコミの取材回数などの財務以外の評価があります。日本橋長崎館がアンテナショップとして複合的な目的であるということを考えれば、現在の成果指標である入館者数に加えて、例えば「メディアへの紹介回数」とか、「ウェブサイトのアクセス回数」であるとか、それらが「販路開拓や観光の誘客にどれくらい寄与したのか」といったような成果の把握も必要だと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 「日本橋 長崎館」の情報発信につきましては、ホームページ、フェイスブックの活用に加えて、マスメディアの取材も積極的に受けており、本年度はテレビや雑誌などの媒体に、これまで35件取り上げられております。

また、展示商品が首都圏の百貨店やスーパー等のバイヤーの目に止まり、新たな取引につながるなど、販路開拓の事例も増えてきており、中には生産能力拡大が必要となり、設備投資に至るケースも生まれております。

今後とも、ご指摘のとおり、入館者数だけでなく、情報発信による注目度の高まりや販路開拓の実績拡大などを成果として十分に意識しながら取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員-13番。

○13番(山本由夫君) ありがとうございます。

一方で、本議会に、長崎県総合計画における日本橋 長崎館の来館者数の目標を上方修正する議案が出されています。私は、平成29年度の実績の41万人という数字は、平日は8万人以上と言われる方がオフィスに集積をし、休日には、

全国からそれ以上の方が集まるという日本で最大級の広域な商圈を持つ日本橋という立地を考えると、まだ少ないのではないかというふうに感じています。

リニューアル後にポイントカードが導入をされていますけれども、長崎県のファンをつくり、ファンを増やし、これを拡げる。そして、お客様の声を収集し、あるいは発信をすることで商品づくりに活かすというマーケティングの観点から、カード自体の魅力の向上と機能の拡充を図り、会員数の増加、そして来館者数の増加につなげてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 日本橋 長崎館では、ポイントカードを発行することにより、購入額に応じたポイントの付与等の特典を通じた顧客満足度の向上と来店促進を図っているところでございます。

現在、約2,400名の方々にご登録いただいておりますけれども、ご指摘のとおり、今後、会員数の増加を図ることも大事でございますけれども、また、会員の皆さんに本県の魅力を感じていただく観光情報の提供、あるいは会員の皆様から寄せられたご意見を商品づくりに活かしていく、そういった会員の方々をつなげる仕組みを整えまして、ぜひ、こういった長崎ファンを増やしていくことにも注力していきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員－13番。

○13番(山本由夫君) ありがとうございます。

私は以前にも申し上げたんですけれども、この地区というのが、実はオフィス街、平日はオフィス街という顔を持つ立地ですので、今、

「ランチ難民」という言葉がありますけれど、まさにそういう状況にあるというふうに聞いております。まずは、需要の多いランチなどの飲食ゾーンから集客をして、物販ゾーンなどへ誘導するのも効果的だと思います。その点で、現在、軽飲食ゾーンについて、4月以降メニューが改善されたというふうに聞いているんですけれども、ウェブサイトあたりを見ますと、ランチについて厳しい意見がありました。長崎の食としてどうかというふうな感じの意見でございましたので、こういった点も、ちょっと改善に向けて検討していただければというふうに思います。

日本橋地区は、開発がめじろ押しになっていて、今、東京で注目のエリアになっています。ほかのアンテナショップも含め、その分、競争も激しい地域ではあるんですけれども、私が以前紹介したブランド総合研究所の都道府県魅力度ランキングで、長崎県は今年10位ということで、長崎の知名度、ブランド力は全国的に高いという優位性があると思います。多額の費用をかけて出店をしていますので、この恵まれた立地と条件を活かして、現在の開発の流れもぜひ取り込んで、設置の目的が達せられるように、効果的な施策を引き続きよろしく願いいたします。

次に、県内就職者の増加対策についてですけれども、先ほど政策監からご紹介がありました、6月に、県と長崎大学地方創生本部の共催で、県内企業と県内の9つの大学の教授や就職担当者が一堂に会して、取組の紹介や個別面談を行った情報交換が大変有意義であったと。これによって、企業と大学とのつながりが非常に深まったというふうな高い評価の声を参加企業の方からお聞きをしました。そして、こういう企業

と先生との情報交換会を高校についても実施できないかという要望をいただきました。現在、高校生については、振興局単位での生徒向けの企業説明会が開催をされていますが、先生と企業とは説明会場の名刺交換程度しか、現状できていないということでした。

そこで、先ほどの大学の例のように、就職担当の先生方に、より地域の企業への理解を深めていただくために、企業と先生や就職担当者の方との情報交換会も行っていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 高校に關しましては、大学との情報交換会と同様に、高校の進路指導者に県内企業のことを知っていただくということで、長崎、佐世保、諫早の3地域において、県内企業との名刺交換会が長崎労働局の主催で、毎年6月ごろに行われております。

この実施に当たりましては、高校と企業の両者に有意義なものとなるよう、労働局と協議をしております。企業側には、このような機会を活用して、高校と良好な関係を構築していただき、学校訪問など積極的な採用活動につなげていただくよう働きかけているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山本由夫議員—13番。

○13番(山本由夫君) 今、3地区言われました。高校の企業説明会が振興局単位ということになっておりますので、例えば島原半島等につきましても、そういった取り組みをしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、先ほどご紹介がありました、今、大学1年生から3年生、高校1年～2年生向けの、いわ

ゆる再来年度、あるいは数年後の就職予定者に向けた企業研修等というのが行われていて、これも非常にいい取り組みだというふうに思います。

この週末には、長崎労働局や長崎大学地方創生本部、県などが学生とともに企画運営する「NAGASAKIしごとみらい博」というのが開催されると聞いています。

県内企業は、学生や保護者、学校、先生に説明をする場を求めていますので、種まきとなるようなこうした施策も拡げていただきたいというふうに思います。

一方で、先般、県内企業の新卒後3年以内の離職率が、大学卒で37%、高校卒で43%という結果が公表されました。この件につきましては、今回は取り上げませんが、この対策もあわせて検討のうえ、改善に向けた取り組みをお願いしておきます。

次に、地域包括ケアシステムについてですが、本県では、地域包括ケアシステムの進捗状況を見える化をしたこと、そして、評価点が、先ほどご説明があったとおり、8割以上の市町が35圏域に増加し、7割以上も含めると、全体の83%が地域包括ケアシステムの構築がある程度進んでいると評価ができるようになったことについては評価をしています。

ただ、現在の評価項目は、「何々を活用している」とか、「できている」という内容の5段階評価で、具体的な採点基準になっていないため、各圏域の評価レベルに差があるのではないかと感じます。

そこで、市町などの意見も聞いて、より具体的に、ここまでできたら何点というふうな採点基準を設けるなどにより、先進圏域を目標に全体のレベルアップを図ってほしいと思いますけ

れども、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 議員ご指摘のとおり、市町の自己評価につきましては、市町や地域包括支援センター等の考え方によって評価に差が生じる場合があります。

例えば、体制整備ができたことによる活動指標として評価をしている市町もあれば、体制整備がなされ、その後運用までも含めた成果指標として評価をしている市町もあるものと考えております。

このため、評価結果のヒアリングを実施し、統一した視点で評価の客観性を担保するよう努めているところでございますけれども、今後は、できるだけ同じ考え方で各市町が評価できるよう、具体的な判断基準などを検討し、各圏域間の評価水準の差を解消してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本由夫議員－13番。

○13番（山本由夫君） よろしくお願ひします。

それから、今回の評価の中で気になったのは、高齢者の住居の状況が把握できている市町が少ないということです。これについては、地域包括ケアシステムの構築の前提として、日常生活圏域ニーズ調査などが行われて、ある程度把握をされていると理解をしていましたので、意外な印象です。

現在、地域包括システムの構築に向けてサービスの提供体制の充実と連携に主に取り組まれています。サービスを受ける側の高齢者の状況、特に、現在、要介護や要支援の認定を受けていない潜在的な高齢者の需要や状況については把握をされているのか、把握できていないとすれば、今後どのように把握しようとされているのか、ご説明をお願いします。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 高齢者の実態把握につきましては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、これを市町で実施することとなっておりますけれども、当該調査は、前回の調査項目から介護予防に焦点を当てて、必要最小限の項目に見直されたことから、今回、高齢者の需要等をすべて把握する調査となっていないのが現状でございます。

しかしながら、高齢者の実態把握は、地域包括ケアシステムの構築を推進するうえで非常に重要であると考えておまして、本調査で把握できない内容につきましては、市町や地域包括センターに対して、高齢者の日常的な見守りや訪問活動などにおいて状況把握を行うよう、働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本由夫議員－13番。

○13番（山本由夫君） この分野は、まさに行政と他の行政機関との連携という部分になるかと思っておりますので、できる限りの把握に努めていただきますようお願いをいたします。

最後に、犯罪被害者等の支援についてですが、条例を実効性のあるものにするには、犯罪被害者の方やそのご家族が現状の何に困っておられるのか、何に不満を持っておられるのかを知り、これを解消していく方向というのが重要になりますけれども、先ほどお聞きしました懇話会のメンバーには、その当事者自身は含まれていません。そこで、当事者の方には参加をしていただかなかったのか、また、そうであるならば、直接相談に応じておられる犯罪被害者支援センターや弁護士の方を通じて、当事者の意向を正確に反映させる必要があると考えますけれども、その点についてのご見解をお願いします。

○議長（溝口芙美雄君） 県民生活部長。

○**県民生活部長(木村伸次郎君)** 犯罪被害者やそのご家族は、かけがえのない命、あるいは健康、財産を奪われるといった直接的なそういう被害のみならず、その後においてもさまざまな困難に直面されますけれども、その状況や必要とされる支援は、個々の事案によって異なり、一様ではございません。

今回の犯罪被害者等支援懇話会においては、犯罪に遭われた方の参加も検討はいたしましたけれども、より多くの事例を踏まえた議論にさせていただくために、被害者の方々の相談を数多く受け、直接支援に当たっておられる犯罪被害者等支援団体や弁護士に委員としてご参加をいただきまして、被害者の方々が抱えるさまざまな問題や支援の充実に向けて必要な施策、取り組み等についてご意見を伺っているところでございます。

また、県では、これまでも定期的に県警及び犯罪被害者等支援団体との協議を行いまして、被害者の方々が置かれた状況を把握するとともに、被害に遭われた方による講演会や研修会を開催するなど、直接被害者の声を聞くための取り組みを進めております。

今後も、被害者の方々が早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう、被害者の方々に寄り添った、きめ細やかで切れ目のない支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**議長(溝口芙美雄君)** 山本由夫議員－13番。

○**13番(山本由夫君)** 条例をつくる意義というのは、現在の支援計画に、これを遵守する法的な根拠を与えること、そして、県民の総意として、犯罪被害者やそのご家族に寄り添う姿勢を示すこと、これを周知することで、犯罪被害者やご家族の方に安心感を与えることだと思います。

実効性のある条例を早期に制定されることを要望し、これをきっかけに犯罪被害者等支援に対する理解と行動が広がることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○**議長(溝口芙美雄君)** これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○**議長(溝口芙美雄君)** 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

外間議員－23番。

○**23番(外間雅広君)** (拍手)〔登壇〕 自由民主党、佐世保市・北松浦郡選出の外間雅広でございます。

「調査なくして発言なし」、先輩議員の名言にあやかりまして、県民の皆様のご理解もいただきながら、県内外、国内外の調査をさせていただいて、そして、現場の声を今回の質問に反映をさせていただきます。

どうか、知事、副知事、警察本部長、関係部長のご答弁を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1、防衛問題について。

(1) 米海軍佐世保基地について。

この項の質問に入ります前に、先頃、11月18日に心不全のためお亡くなりになりました佐世保商工会議所会頭 前田一彦様は、米軍関係に大変造詣が深く、佐世保自衛隊後援会の会長としても大変なご活躍をいただきました。ここに在りし日の前田会頭をしのびながら、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、米海軍佐世保基地は、アメリカ海軍第

7艦隊が駐留する基地で、その主なものは、配属関係で、強襲揚陸艦ワスプ、ドッグ型揚陸艦グリーン・ベイ、ジャーマンタウン、アシュランド、アヴェンジャー級掃海艦パトリオット、パイオニア、ウォーリア、チーフです。

施設として、メインベース、通称ニミッツパークと呼ばれる佐世保海軍施設43ヘクタール、佐世保ドライドッグ地区8.3ヘクタールはSSKの敷地内にあり、第2ドッグを占有しています。

佐世保弾薬補給所、通称前畑弾薬庫は58.2ヘクタールあり、天神山の山麓を掘削した地下倉庫です。

針尾島弾薬集積所129.7ヘクタールは、針尾島北西部の安久ノ浦・牛ノ浦海岸に設置された弾薬庫で、立神工区13.8ヘクタールは、立神係船池インディア・ベイスン、崎辺小銃射撃場、崎辺海軍補助施設係12.9ヘクタールが置かれています。

針尾住宅地区31.7ヘクタールは、ハウステンボスの隣接地にある米軍専用の住宅地ではありません。

このように、佐世保市は、佐世保湾の水域の83%を米軍の使用が優先し、200ヘクタール以上の土地を占有されています。また、佐世保港は、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在しており、港湾施設も不足しているために、それぞれがその機能を十分に発揮できない状況にあります。

佐世保市は、基地の集約化について、長年にわたり防衛省や外務省に、最重点課題として、「新返還6項目」の早期実現を求めています。

先般、自民党会派の研修視察で、西海市横瀬のL C A C駐機場でブリーフィング並びに体験搭乗の機会を得ました。基地が所在することによる負担、佐世保港での運用ルートの現況と地

元関係漁業者との生活安定の取り決めなど、市民との生活にさまざまな影響を与えていることを目の当たりにしてきました。

佐世保港におけるすみ分けにつきましては、基地政策の重要課題であり、国防という極めて重要な国策に協力しております。国防及び日米の安全保障にかかる負担は、国民全体が等しく負うべきものと考えますが、佐世保市は、ほかのどこの基地を有する都市よりも、国策に協力してきた都市と言っても過言ではありません。

県として、佐世保市の米海軍佐世保基地について、中村知事は、どう認識し、どうお考えか、お尋ねいたします。

2、I Rの推進について。

(1) 他国のカジノに見る依存症対策について。

私は、これまで、マカオ、シンガポール、韓国など、他国のI Rに取り組む施設に視察に行きました。過去の一般質問でマカオ、シンガポールを取り上げてきましたが、今回は、韓国の^{カンウォン}江原ランドについて取り上げたいと思います。

ソウルから車で約3時間、ハイワンリゾートは、旧産炭地で1990年代、人口は10万人から2万人に減少、その復興支援策として、カジノで雇用を創出、1995年に政府が特別法を制定して、2000年にオープンしました。

株式は、政府系が51%、民間が49%、ホテルなどを含む売上は、日本円で約1,500億円で、韓国の17カ所あるカジノの総売上の50%を占めます。そのうち、交付税、地域振興費や税が40%の600億円として還元されています。入場料は、外国人が無料、国内人は900円、入場客は年間315万人、職員は、カジノ従事者が関連も含めて約3,500人、そのうち地元雇用が75%とお聞きしました。

さて、依存症対策は、どれだけリスクを最小

化していくかが最大の課題と理解していますが、江原ランドの場合、オープンして依存症患者が増大し、翌年の2001年にKLACC、江原ランド中毒管理センター（依存症管理センター）を設置するなど、カジノの運営でやむなく発生する賭博中毒問題に積極的に対処する専門機関を設けておられました。

予防治療に11名のスタッフ、広報・教育に6名のスタッフを置くなど、専門員は臨床心理士、健康心理士、社会福祉士、中毒専門のドクター、中毒心理専門家、瞑想中専門家、家族療法カウンセラー、学習治療師、美術治療師など、33の資格を有する専門家に対応しているとお聞きしました。そのほか、自己統制制度及び出入制限制度を設け、期間回数等の一定の制限、出入り停止申告制度を設け、治療費の負担、職業リハビリ支援などのリスクを最小化する努力をしておられました。

日本のIRは、これからできるわけですから、しっかりとした取組を行えば、必ず防げるという観点から、国及び本県の取り組む依存症対策について、お聞かせください。

(2) IR実現に向けた本県の取組について。

来年度の国の基本方針を見据えて、本県でも実施方針の策定など、IR実現を目指して準備をしていると思いますが、特に、地域の合意を得るために、県民の皆さんの理解と機運の醸成を高めていくことが不可欠であると考えます。どのように進めていかれるおつもりか、この2点について、お尋ねをいたします。

3、RPAに見る県政の推進について。

(1) 行財政改革推進プランにおける働き方改革の推進について。

近年、業務の効率化という観点から、ロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)

がメガバンクなどで導入され、大きな成果を出しております。昨今の人手不足の状況や、働き方改革の必要性も相まって、大きく注目されております。

RPAは、パソコン操作などでの定型的な事務作業を自動化する技術ではありますが、人間が処理するよりもはるかに早く、そして、何より正確で、しかも24時間、365日稼働する、いわば仮想労働者（デジタルレーバー）であるとされているところであります。

このRPAの導入活用によって、人間は定型的で膨大な業務プロセスから解放され、企画立案など、より付加価値の高い、人間にしかできない高度な仕事に集中できることになり、生産性も高くなるとともに、効率化が進むことによって働き方改革にもつながることになると思われれます。

ここで、長崎県庁を見てみると、現在、県で取り組んでいる「長崎県行財政改革推進プラン」において、業務の見直しを行うことで、しっかりとした現状分析に基づく政策の立案、実施、検証、改善という流れに職員力を集中させていくという取組の方向性を示したうえで、事業、業務プロセスの見直しを大きな柱に掲げておられます。

このRPAという技術は、まさに行財政改革推進プランの取組に寄与できるものであり、県庁の業務見直しの中で、RPAの導入活用を積極的に進めることで、職員は定型業務から解放され、より付加価値の高い政策的業務に注力することができ、また多忙な県職員の働き方改革にもつながると考えております。

そこで、長崎県行財政改革推進プランを推進するに当たり、県庁の業務改善及び働き方改革のために、RPAの導入活用について、県とし

てどのように考えているのか、RPAの導入活用に向けた取組状況と今後の展開についての答弁をお願いいたします。

(2) 県内企業での活用について。

RPAを県庁に導入した場合に期待できる効果は、さきに述べたとおりであります。企業においても同様な効果があると考えております。既に、全国においては、大手企業での導入事例があり、県内企業での導入についても、先日、新聞で紹介されたところであります。

RPAを県内企業が導入することで、煩わしい単純作業から解放され、人員をより付加価値の高い業務に従事させることができるため、新事業への展開などへつながるものと考えております。ひいては、県内産業の活性化に寄与するものと大いに期待しているところであります。県の考えをお尋ねいたします。

4、県政世論調査の結果について。

(1) 県政の満足度の結果をどう見るか。

先月、「県政世論調査」の結果が発表されましたが、県政への満足度が16%という数字に衝撃を受けております。

この県政世論調査は、3年に一度実施しており、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の3,000人のうち1,837人、6割を超える方から回答を得たということで、この調査の信頼度は高いと考えております。また、県民からこのように意見を聞くことは、私としては、とても大事なことだと思っております。

県は、人口減少対策や県民所得向上対策、世界遺産、観光振興、離島地域の振興、農林水産業の振興など、さまざまな政策の実現に一生懸命取り組んでいることは承知をいたしておりますが、しかし、それが県民にうまく伝わっていない。県の取組自体が県民によく知られていな

いことが、このような満足度の結果となってしまうのではないかと感じております。

また、この世論調査は、県独自の調査であり、調査結果について、他県などとの比較も難しいと思われませんが、この満足度をどのように捉えているか、知事にお尋ねいたします。

(2) この調査結果から、県の施策を進めていくうえで何が必要と考えるか。

調査結果報告書の中では、さまざまな個別の質問を行っています。

その結果を見ると、例えば県産品について、農産加工品の「長崎四季畑」の認知度はわずか1割に対し、水産加工品の「長崎俵物」は6割の認知度の結果となっており、同じブランド県産品でありながら、この2つには大きな差が生じておりますが、これはそれぞれが取り組んできた時間の長さ、歴史の長さが、その差に出ていると感じております。その結果、事業の成果を出すためには、かなりの時間と努力が必要であり、一つの事業をしっかりと次につないでいながら取り組むことの重要性が如実にあらわれていると思っております。

このことは、さきに尋ねた県政の満足度にも通じることでありますが、満足度を上げるためには、県は、各種施策を地道にコツコツと取り組んでいくことが必要であり、その成果を県民の皆様を示すことが有効な一つ的手段だと思われれます。

今回の世論調査の結果を受け、県の施策を進めていくうえで何が必要と考えるか、お尋ねいたします。

5、安心安全な日本一の長崎県づくりについて。

(1) 治安を向上させるための取り組みについて。

本県は、高い治安水準が維持されていると認識しておりますが、本県における犯罪の検挙率及び人口10万人当たりの刑法犯認知件数、いわゆる犯罪率の全国における位置づけはどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、県民が長崎県で暮らしてよかったと実感できる「安全安心日本一の長崎県づくり」を実現させるためには、本県の治安水準をさらに高める必要があります、これまで以上に犯罪を抑止、検挙していくことが求められると考えますが、県警としてはどのように取り組んでいくのか、併せてお伺いいたします。

6、健康長寿日本一の長崎県づくりについて。

(1) 介護予防・重度化防止の取組と現状について。

本県の高齢化率は、平成30年1月1日現在で30.8%となっており、全国で14位である中、要介護、要支援認定率は、平成28年度で21.3%となっており、全国2番目の状況にあります。特に、要支援1、2、及び要介護1など、軽度の認定率が高い状況となっていると伺っておりますが、このような軽度者に対する介護予防、重度化防止を推進し、元気な高齢者を増やす取組を実施する必要があると考えます。

そのような中、先般、厚生労働省が実施している「第7回健康長寿を延ばそうアワード」のうち、介護予防・高齢者生活支援分野において、佐々町の「地域力を活かした住民主体の地域づくり」の取組が、厚生労働大臣最優秀賞を受賞されております。全国でも表彰される佐々町の取組を県内でどう広めようとするのか。また、県が進めている介護予防・重度化防止の取組の進捗状況について、お尋ねをいたします。

(2) 他県の先進事例に見る本県の地域医療のあり方について。

先般、神戸のポートアイランドの神戸医療産業都市を視察する機会を得ました。

神戸市は、1995年の「阪神・淡路大震災」で大きな被害を受け、その立て直しのため、1998年に「神戸医療産業都市構想懇談会」を設置され、それ以降20年間の間に、この神戸医療産業都市に先端医療技術の研究開発拠点の整備、医療関連産業クラスターの形成、神戸医療産業都市推進機構の設置（理事長はノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶 佑先生）、2つの特区の活用など、多くの人や情報、さまざまな知恵が集まる産学官医の橋渡しとなる知の拠点を構築し、健康長寿社会の実現に向けた課題解決策を神戸から世界に発信しようとしています。

私は、これらの専門性の高い医療産業が、予防医療、健康づくりに活用されている場を目の当たりにして、健康長寿社会を目指した将来の地域医療が形成されつつあることにカルチャーショックを覚えました。

今後の地域医療のあり方として、例えば、神戸の事例に見る医療機能の高度化について、最近の県内の状況や、参考とするところがないのか、お伺いいたします。

(3) スポーツを通じた健康長寿のための取組について。

先月、「健康長寿日本一長崎県民会議」が発足し、第1回総会が開催されたところでありますが、本県の課題として、「健診」、「運動」、「食事」、「社会参加」といったことが挙げられていました。

私は、今後、健康長寿に向けた取組を進めていくに当たっては、運動、スポーツを活用した健康づくりも大事な視点と考えます。

今後、その視点での施策を進めるに当たっては、本県の状況をよくご存じで、スポーツイベ

ントやスポーツ事業、健康事業に関わっておられる方、例えば、本県出身で東京マラソンの立役者として有名な早野忠昭氏、県内外でスイミングクラブや女性向けフィットネスを手がけておられる県水泳連盟会長の緒方信行氏、県内唯一のプロサッカークラブであるV・ファーレン長崎社長の高田 明氏など、スポーツに関する知見の深い方々からアドバイスを頂戴しながら進めることも大変有益と考えますが、県の考えをお伺いします。

7、環境行政について。

(1) 浄化槽による生活排水対策と今後の取り組みについて。

県では、観光客の誘致に積極的に取り組んでおり、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録により、離島・半島を訪れる観光客がさらに増えていくものと考えております。

本土地域においては、下水道を主体として生活排水対策が進められていますが、下水道がない離島・半島地域では、浄化槽による整備が進められているものの、普及率が低迷している地域があると聞いています。

県は、平成28年度に「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、早期完成に向けた効率的な生活排水対策の整備促進を掲げておられます。

特に、観光地や市街地における生活排水対策は、観光客の受け入れ環境としても極めて重要であることから、本県を訪れる観光客が快適に観光を満喫していただくためにも、対策を進め、普及率の低い地域の改善を図っていく必要があると考えています。

については、今後、どのようにして浄化槽整備を進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

8、道路行政について。

(1) 東彼杵道路の事業化について。

国道205号は、県北地域と県南地域を最短で結び、佐世保市から長崎空港への連絡や、ハウステンボスへのアクセスとして重要な路線であります。さらに、ハウステンボスへのIR誘致が進む中、来県する客を、長崎空港から快適に、効率よく輸送することが重要であり、そのためには東彼杵道路の整備を急ぐ必要があると思われれますが、当区間の早期事業化に向けて、県の取組をお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 外間議員のご質問にお答えをいたします。

まず、米海軍佐世保基地に関する認識についてのお尋ねでございます。

在日米軍につきましては、日米安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東の国際平和と安全の維持に寄与するため、日本国において施設、区域を提供し、その駐留を認められているものであり、県といたしましては、基本的に、その国策に協力する立場にあるものと認識をいたしております。

しかしながら、一方で、佐世保をはじめとした本県内に提供施設が所在することで、地域のさまざまな経済活動等に影響が生じたり、あるいは、米軍人等による事件、事故も発生しておりますことから、県民の安全・安心等を確保する地方公共団体として、国に対し、しっかりと必要な意見を申し述べることも必要であると考えております。佐世保港のすみ分けの実現を含

めて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県政世論調査の満足度の結果をどう捉えているのかとのお尋ねでございます。

本年8月に実施した「県政世論調査」において、県の政策の総合的な満足度は、平成27年度の前回調査と比べ、満足度、不満度ともにわずかに上昇しておりますが、前回と同様に、不満度が満足度を上回っている状況に変わりはなく、この結果は厳しいものであり、謙虚に受け止める必要があると認識をいたしております。

また、県政の分野別に満足度をお聞きしたところでは、人口減少対策や雇用対策などの満足度が低く、不満度が高いという結果となっております。

これらの分野は、今後、県が力を入れていくべき分野としても、県民の皆様方のご要望が多かったところであり、来年度の重点戦略の柱として、人口減少対策、県民所得向上対策を掲げ、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、人口減少対策のKPIであります本県への移住者数や、誘致企業による雇用計画数は、平成29年度の実績が目標を大きく上回って順調に推移しているところであり、確実に成果を上げている取組については、県民の皆様にはわかりやすくお示しし、県政へのご理解をさらに深めていただくことも必要であると考えております。

今回の調査結果については、職員一人ひとりが真摯に受け止め、県民の皆様への期待に応えられるよう、さらに一丸となって県政の活性化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 私から、3点お答えを申し上げます。

まず、IRの推進につきまして、他国の事例を踏まえ、IR導入に向け、国及び県では、どのような依存症対策を行うのかとのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、IR導入に向けて、ギャンブル依存症対策をあらかじめ講じることは大変重要であると考えております。

韓国唯一の自国民入場可能な江原ランドは、弊害防止対策が講じられないまま開業に至ったため、依存症等の問題が顕在化しておりましたが、その反省から、事業者自ら中毒管理センターを設置するなどの対策により、ギャンブルに問題を抱える者の割合が減少をいたしております。

こうした他国の事例も踏まえて、IR整備法では、厳格な本人確認や入場回数制限、本人、家族からの申し出による利用制限措置の事業者への義務づけなど、IRに起因する将来の依存症防止に向けた重層的、多段階的な対策が定められております。

国では、カジノ行為にかかる依存症対策について、予防から治療、社会復帰に至るまで、必要な対策を講じることとされておきまして、県といたしましても、国の施策と連携しながら、依存症に対する啓発、相談体制の充実、専門家との連携などの適切な対策を講じますとともに、IR事業者に求める相談窓口の設置などの対策と併せて、依存症の発症を最小化できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、県民の理解促進と機運醸成を図るため、どのような取組を行っているのかとのお尋ねでございます。

I R 推進に当たりましては、県民の皆様へ I R への理解を深めていただくことが重要であることから、去る11月19日の長崎市を皮切りに、新上五島町及び諫早市において、県民セミナーを開催したところであり、今後も、県内各地において順次開催することを予定いたしております。

このほか、候補地でありますハウステンボス周辺自治会での説明会や、大学、経済団体主催のセミナー等への職員派遣による講演など、さまざまな機会を通じて、I R に対する県民の皆様への理解促進を図っているところでございます。

また、I R 誘致の機運を一層高めるため、去る10月4日に、「九州・長崎 I R 推進決起大会」を本県選出国會議員の皆様、県議会、県内外の経済界の方々にご参集いただき、佐世保市で開催をいたしました。

当日は、九州経済連合会副会長で、九州観光推進機構会長の石原 進氏から、「九経連としても、佐世保で I R が実現できるよう一緒に活動したい」との心強いご挨拶をいただいたところでございます。

このように、地域の理解が深まっていることや、地域が一体感を持って取り組んでいることについても、国へのアピールに努めまして、I R の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、スポーツを活用した健康づくりに関して、知見の深い方々からアドバイスを頂戴しながら進めることも有益ではないかとお尋ねでございます。

スポーツに親しむことは、県民の健康づくり、体力づくりにつながるものでありまして、県としては、県民のスポーツ実施率向上に努めているところでございます。

今後、スポーツを活用した県民の健康づくりを効果的に進めていくうえでは、例えば、幼少期から運動や遊びを通じて体を動かす楽しさを感じさせる取組や、就労世代のウォーキング等の運動習慣づくり、高齢者でも無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用と普及、また、男性と比べてスポーツ実施率が低い女性のスポーツ参加への働きかけなど、年代や性別に応じたアプローチが必要になってまいります。

ご紹介がありました早野忠明氏につきましては、既に「長崎県スポーツコミッションの大会・合宿誘致アドバイザー」としてご就任いただいております。スポーツを通じた健康づくりについても、さまざまなアドバイスをいただいております。

引き続き、議員ご紹介の皆様を含め、こうしたスポーツに知見を有する方々のご意見もお聞きしながら、県民がスポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口英美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 私の方から、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、県庁の業務改善や働き方改革を進めるために R P A の導入活用について、県の取組状況や今後の展開をどう考えているかとお尋ねでございます。

限られた人的資源で、県民の皆様へ具体的な成果を還元していくためには、いかに業務の効率化を進め、職員の力を施策、事業の効果を高めることに集中させていくかが非常に重要と考えております。

そのため、行財政改革推進プランの柱の一つに、「事業、業務プロセスの見直し」を掲げ、

その取組を進めておるところでございます。

他県や民間でも導入が進められているとして、これまでも議員にご指摘をいただいているRPAにつきましては、パソコン操作などによる定型業務や大量反復作業の時間を縮減し、職員の力を政策立案など、付加価値の高い業務にシフトさせ、職員一人ひとりの労働生産性を高めることになることから、働き方改革にもつながる有効なツールであると考えておるところでございます。

県といたしましては、昨年度以降、RPA導入に適した業務の選定などの検討を進めてきたところございまして、本年12月末から来年3月にかけて、モデル的に3業務を対象に、RPA導入の実証実験を行うこととしたところでございます。去る11月26日に業者選定のための入札の公告を行っております。

今後は、本年度の実証実験の結果も踏まえながら、RPA導入に適する業務の対象業務拡大の検討を進め、さらなる業務効率化を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今回の世論調査の結果を受け、県の施策を進めていくうえで何が必要と考えるかのお尋ねでございます。

今回の世論調査におきましては、県の取組や事業に対する認知度、あるいは重要度等をお聞きしております。

議員ご指摘の「長崎四季畑」は平成24年度から、「長崎俵物」は平成11年度から認証制度がはじまっておりまして、これまで取り組んできた年数の差を、この調査結果から感じたところでございます。県民の皆様にご認知していただくことは、容易ではないと改めて認識をしたところでございます。

その一方で、人口減少対策などは喫緊の課題

であり、スピード感を持って取り組んでいくことが必要でございます。

このため、時間等をかけながら、継続して取り組む必要がある事業、緊急に取り組む必要がある事業など、それぞれの事業目的によって対応が異なってくるものと考えております。

事業推進に当たりましては、今回の世論調査を基礎に、さらなる具体的なニーズの把握に努めてまいりますとともに、政策評価等を通じて検証を行いながら、しっかりと成果に結びつけることができるよう努めてまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) RPAを県内企業に導入することについてのお尋ねでございます。

RPAを導入し、新事業の展開などに人員や時間をシフトさせるということについては、企業の付加価値の向上につながるものと考えております。

県といたしましては、このようなRPAを含みますIT技術の活用による生産性の向上や付加価値向上の事例を、情報を収集いたしまして、商工団体と共有しながら、経営力向上のための支援に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 全国における本県の治安水準の位置づけと治安向上のための県警の取組についてのお尋ねですが、まず、本年10月末現在、本県における犯罪の検挙率は高い方から5番目であり、人口10万人当たりの刑法犯認知件数、いわゆる犯罪率の方は全国で低い方から2番目となっております。

過去5年間を見ましても、検挙率、犯罪率ともに全国トップレベルを維持しているところで

あります。

県警といたしましては、県民の安全・安心を確保するうえで、発生した犯罪を検挙することは当然であります。まずは、犯罪を発生させないことが重要であると考えており、現在、犯罪情勢に応じた警察官による街頭活動、青パトをはじめ、地域住民の皆さんとの協働による防犯活動、非常勤の交番相談員の活用、コールセンター等を活用しての特殊詐欺対策、ストーカー、DV対策を含む人身安全関連事案対策等々に力を入れているところであります。

本県においては、特に、県民総ぐるみ運動として「犯罪なく3ば運動」を展開中であり、こういった総合的な犯罪抑止対策を推進してきたところ、その効果が数値的にもあらわれていると考えているところであります。

加えまして、近年深刻化しているサイバー空間の脅威に対処するため、対処能力の組織的強化が課題となっていると認識しているところであります。

また、全国では、安全・安心のよりどころともいえるべき交番が襲撃される事案が発生しており、地域警察の精強化の方も課題となっていると認識しているところであります。

議員の方から、「県民が長崎で暮らしてよかったと実感できる安全安心日本一の県づくり」というお言葉をいただきました。

人口減少対策は、本県の最重要課題であり、本議会においても議論されているところであります。余り大きなことを私の方から申し上げるつもりはありませんが、私個人としては、県民の安全・安心の確保は、人口減少対策の基礎であり、不可欠のものと考えております。

その覚悟のもと、今後とも、県民の期待と信頼に応えるべく、全国トップレベルの治安水準

の維持向上に向け、新たな課題にも的確に対応しつつ、関係機関、団体等と連携した犯罪抑止対策を推進するとともに、発生した犯罪の早期検挙に努めてまいり所存であります。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 私の方からは、2項目についてお答えをさせていただきます。

まず、介護予防・重度化防止の取組と現状について、佐々町の取組を県内でどのように広めようとするのか。また、県が進めている介護予防、重度化防止の取組の進捗状況についてのお尋ねでございますが、県といたしましては、県内の市町に対して、地域住民が主体となって、高齢者が歩いて通える範囲に多様な通いの場を創設する佐々町の施策を参考に、自らのまちづくりの目的を明確に定め、高齢者の自立に向けた取組を推進していただきたいと考えております。

そのため、佐々町の施策の根幹となります「自立支援型地域ケア会議」について、県内市町や関係機関を対象として、本年10月と11月に、佐々町で直接現場の状況を見ていただく研修会を開催したところでございます。

今後は、住民主体の活動等、佐々町の具体的な手法につきまして、研修会などの機会を通して情報提供をしてまいりたいと考えております。

また、介護予防・重度化防止の取組につきましては、要介護度改善や自立支援に成果を上げた介護事業者を評価、表彰することとしておりまして、すぐれた取組を他の介護事業者に紹介してまいりたいと考えております。

また、さらに、認知症予防に効果のある体操等を普及するサロンリーダーの養成につきましては、5事業所を選定をいたしまして、各事業所で研修カリキュラムを策定して、リーダー養

成を実施しているところでございます。

今後は、養成したリーダーを市町や住民が運営する通いの場へ派遣し、認知症予防や介護予防を推進してまいりたいと考えております。

次に、今後の地域医療のあり方として、例えば、神戸の事例に見る医療機能の高度化について、最近の県内の状況や、参考とするところがないかとのお尋ねでございます。

県内の状況といたしましては、本年4月に、長崎大学病院、長崎医療センターの2病院を、県内ではじめての「高度救命救急センター」に指定をしたほか、長崎大学病院が、来年度、「総合周産期母子医療センター」として稼働できるよう支援するなど、県内拠点施設の医療機能の高度化を積極的に推進しているところでございます。

議員ご指摘の神戸の事例では、産学官医が連携して、健康長寿社会の実現に向けた課題を解決するためのさまざまな先端医療が提供されているということですので、本県の医療機能の高度化のために参考となるものがないか、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 今後、どのようにして浄化槽を進めていくのかのお尋ねでございますが、浄化槽につきましては、個人設置型により、毎年2,000基程度が新たに設置され、普及率は上昇傾向にございます。

一方、市街地、観光地等におきまして、設置場所がないなどの理由により、整備が進まない地域があることから、市町が事業主体となって共同浄化槽を設置し、集合処理できる市町村設置型の導入を市町へ要請しているところでございます。

導入に当たりましては、市町の負担額の増や、

業務量の増などが課題となっておりますが、県といたしましては、県補助制度の拡充、共同浄化槽の要件緩和についての国への要望、関係業界を活用したPFIの導入の支援等について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 東彼杵道路の早期事業化に向けた県の取組はとのお尋ねですが、東彼杵道路の早期着手に向けては、地元自治体などで構成する期成会が平成10年度に発足し、これまで要望活動を行ってきており、県においても、現在、事業化の前提である計画段階評価の着手を国に要望してきているところであります。

県としましても、IR構想を踏まえ、アクセス強化のために、針尾バイパスの整備とともに、ハウステンボスから東彼杵町につながる地域高規格道路の整備を早期に進めることが重要であると考えております。

このようなことから、東彼杵道路の早期整備を行うためには、有料道路事業を活用することも一つの手法として考えられ、今後、その可能性について、沿線自治体と協議・調整を行い、国に対して、早期に計画段階評価に取り組んでいただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 外間議員-23番。

○23番(外間雅広君) ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

最初の防衛問題について、米海軍佐世保基地について、4分かけて質問いたしましたら、数十秒で知事に答弁をいただきました。知事の佐世保の基地に関する認識度をしっかりと、効率よく、的を得て、ポイントを絞っての答弁ということで理解をしておりますが、もう少し佐世保基地の置かれているさまざまな諸問題や、私

が質問の中で投げかけた内容について、例えば、米海軍基地には軍人・軍属が約6,500人、日本人の従業員が約1,700人勤務しており、造船修理や工事等に年間1億4,000万ドルの支出があるなど、地域の経済への波及効果は大変大きいものがございます。

佐世保市の経済、地域の振興を図るという観点で、前畑弾薬庫の移転・返還をはじめとする佐世保港のすみ分けの早期実現は、県の重要な課題であると思いますので、どうか県北地域の活性につながるすみ分けの早期実現、諸課題の解決に取り組んで、米軍との良好な関係を維持していただきたいと存じます。

それから、依存症対策について、企画振興部長からご答弁をいただきました。

ちょっと力説をして、IRの導入に向けて、これからやっていくわけですから、設立をして1年後にそういう依存症の対策に臨んだ江原ランド以上に、しっかりと取り組んでいけば、このIRの導入に向けて、一定対策を講じていけるのではないかというふうに期待をしているところでありますが、これは私の意見なんですけれども、どうしても、私たちは、ここにいる皆様方もそうですが、カジノ、ギャンブル、賭博となると、どなたもこれを肯定する人は正直いないと存じます。

しかし、このリスクをどうやって最小化して、今回のIRの導入に向けて、この統合型リゾート（IR）の計画を、国がカジノを合法化してくれたわけでありますから、国にその点の信頼をもって、カジノを合法化するという事について、我が地方では、その条件として、カジノを含むと、カジノを含む統合型リゾート、この推進に向けてやらなければいけないので、どれだけリスクを小さくしていかなければいけない

かということ、みんな、知事を中心に導入に向けて進めていかなければいけないと思っております。

ですから、アルコール依存症とか、薬物依存症とか、パチンコ依存症も、ここでは議論を分けて、あくまでもIRの導入に向けての依存症対策について議論を進めていかないと、私は前に進まないと思っております。

さまざまな依存症対策について、ご意見をいただきながら、カジノを含むIRリゾートの導入に向けて、今後も、先ほど申し上げたように、江原ランドの依存症対策も参考にしながら、シンガポールの依存症対策、このシンガポールの国家も、いまだかつて日本の文部科学省と言われる省庁でも、まだ依存症に対しては反対の立場で施策を講じておられると伺っております。常に、そういったカジノを運営にするに当たっての管理規制も考えていきながら進めていくんだということも一定理解をしておりますので、依存症対策については、そのようなことで国の合法化を信じ、私たちは、その点を含めて前に進めていくということで、ただいまの依存症対策についての答弁を了といたしたいと存じます。

また、カジノを含むIRの導入について、県下各地、まず、長崎を皮切りに上五島、諫早とセミナーを開催していただいているということで、企画振興部長からご答弁をいただきましたが、反響はどうだったのでしょうか。そのセミナーの反響というか、県民の皆様の理解度について、何か数値でお示しするものがあったらお示しをいただきたいと存じます。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 県民に向けましたこのIRのセミナーでございますけれども、先ほど申し上げた3カ所で既に開催をしております。

ますけれども、この開催をいたしました際には、参加者の皆様からアンケート等もいただいております。

そのアンケートをいただいた中では、IRに対する出席者の皆様の理解としましては、IRの推進について理解を示していただける方が9割程度ということでございますけれども、そういったところを含めまして、やはり、県全体として、そういった理解をさらに深めていくということが必要であると思っておりますので、今後も、さらに県内各地で開催をして、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 外間議員－23番。

○23番(外間雅広君) セミナーに参加された方々の理解度が9割を超えたということで一定了としたいと存じます。

また、このカジノ導入を進めるに当たっては、カジノを選定するに当たって、県の立つ位置、これは、県内においては審査をし、そして、国にあっては申請をする立場にあるわけでありますから、どうかカジノの選定に当たっては、画期的な方法で臨んでいただきたいと存じます。特に、なかなか3都市、あるいは3都県を国が来年の夏頃でしょうか、その申請をして、その申請したものを審査して、そのタイムスケジュールに従って、最終的に長崎県が選ばれるというところに至っての選定の基準のあり方というもの、IR事業者の関わり方が非常に大きいのではないかと考えております。

私は、この長崎県の、西の果てではありますけれども、アジアの中心地に位置し、そこで中国、上海まで円を描けば6,500万人近い商圈があつて、特に、こういう大型クルーズ船をはじめとする中国の観光客の導入、先般の質問に対しましては、740万人もの観光客が見込めると

知事が答弁をされておられたように、ハウステンボスの観光客を合わせますと、1,000万人近い、そういう観光客が見込めると、こういった中国を中心とするアジアの玄関口に我が本県は立つ位置があるわけでありまして、また、この県庁は、防災拠点のセンターとして機能していると同時に、このIRの導入に当たっては、長崎県ならではの、例えば、そういった防災の拠点になり得るIRというものも導入しながらご検討していただくことはいかなるものかと思っております。

いずれにしても、ここでは固有名詞は挙げませんが、中国にも大変大きな、1日数兆円を動かすIT系の企業が、我が長崎県のIRの事業者として、大変興味を持っているというふう聞いております。そういったところは大変大きなIR事業の予算を投じてくれるものと期待をいたしております。そういった選定の基準についても、ひとつ長崎県当局の進め方については、十分に慎重にしながらも、思い切った選定の仕方というものも、ぜひとも取り入れていただきたいということを要望しておきたいと存じます。

それから、福祉保健部長から医療計画のあり方について、ご答弁をいただきました。

私は、「阪神・淡路大震災」で復旧・復興をかけて、神戸のポートアイランドが一気に医療先端都市を目指して、20年間の間に、外資系も含めた350社の医療関係のそういう会社が参入をし、そして1,500億円もの売上を上げる膨大な医療系の都市をつくられたことによって、その拠点施設となり得る先進事例をぜひとも参考にしながら、長崎県の医療計画については検討していただきたいという希望を持って質問をいたしまして、答弁をいただいたところであります。

すけれども、この健康寿命の観点から、地域医療のあり方について、拠点づくりを進めることに對して、ご意見は先ほどいただきましたでしょうか。（発言する者あり）例えば、神戸市のような高度先進医療の拠点づくりを進めることに對して、ご意見を福祉保健部長にいただきたいと存じます。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 先ほど、議員の方からご紹介がございました神戸医療産業都市につきましましては、メディカルクラスター、あるいはバイオクラスター、シミュレーションクラスターということで3つの拠点がありまして、そのメディカルクラスターについては連携推進委員会などもつくられて、各病院、先端医療を担う病院等も入られているみたいでございます。本県におきましては、そういう医療クラスターというのは、まだございません。そういうことで、何が本当にここから学べるのかということも含めて、改めて実際に見させていただいて、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 外間議員—23番。

○23番（外間雅広君） 視察、見学いただいて、今後の地域医療計画にぜひとも活かしていただきたいと存じます。

最後に、知事にご答弁をいただいた県の政策、16%の衝撃を、冒頭、私は質問の中に入れさせていただいて、この数値に見る県政の評価をどう県政に活かしていくかということで、ご答弁をいただいたことについては、一定了としたいと存じますが、ただ、16%という数値は、極めて謙虚に受け止めていただきたい数値でありますし、学校では30点が赤点ならば、そのさらに半分の点数ということになると、大変厳しい判定ではないかと、5人に4人が評価をしていない

ということになってしまうのか、その数値の評価については、先ほど、「長崎俵物」のように、年数をかけて認知度を高めていくことも非常に重要であるとは言いましたけれども、数値だけでどう評価をするのかということ、非常に難しいとは思いますが、一定謙虚に受け止めて、県の施策に反映をしていきたいということの知事の答弁を了としたいと存じます。

今回、私は、現地に赴いて、現地の方々の声を質問の中に全て反映をするという気概で質問をつくらせていただき、知事をはじめ、各関係部長からの答弁をいただきました。

どうもありがとうございました。

どうぞ、これからも長崎県勢の発展のために、ともに頑張っていこうではありませんか。

以上、私の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ありがとうございました。

— 午後 3時44分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 上程議案委員会付託
- 4 請願上程、委員会付託
- 5 散 会

平成30年12月5日（水曜日）

出席議員（43名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君

36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（2名）

3番 吉村正寿君
 14番 吉村洋君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者

交通局長 太田彰幸君
 企画振興部政策監 廣田義美君
 文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長 橋本希俊君
 選挙管理委員会委員 濱本磨毅穂君
 代表監査委員 本田哲士君
 人事委員会委員 川添忠彦君
 公安委員会委員長 國枝治男君
 警察本部長 辻亮二君
 監査事務局長 寺田勝嘉君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任)
 教育次長 本田道明君
 財政課長 古謝玄太君
 秘書課長 伊達良弘君
 警察本部総務課長 杉町孝君
 選挙管理委員会書記長 井手美都子君

 議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

 ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

八江議員－44番。

○44番(八江利春君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、諫早市選出の八江利春でございます。

通告に従って、一般質問させていただきますが、久しぶりの登板でありまして、少し欲張った質問をしております。皆さん方、ご了承いただきたいと思っております。今回ははじめての最終日の質問となります。

そこで、知事並びに関係部長の的確なご答弁をお願い申し上げておきたいと思っております。

1、九州新幹線西九州ルート全線フル規格化への取り組みについて。

(1) 政府・与党への働きかけについて。

整備新幹線は、全国的な高速鉄道ネットワークを形成し、国民経済の発展や地域の振興に資する考え方のもと、国の政策として整備を進める事業であり、西九州ルートは、その一翼を担うものであります。

西九州ルートの整備の在り方については、本年7月、与党P T「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」の中間取りまとめにおいて、フリーゲージトレインの西九州ルートへの導入は、「断念せざるを得ない」とされ、今後の整備の方針が定まらない状況になっております。

未整備区間である新鳥栖・武雄温泉間の整備方式について、フル規格、またはミニ新幹線のいずれかを選択するとされており、西九州ルートの整備効果を最大限に高めるためには、ミニ新幹線ではなく、フル規格による整備が必要であると確信をいたしておるところであります。

県議会では、西九州ルートの整備対策のために特別委員会を設置し、与党P T「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」をはじめ、政府・与党に要望を行っておりますが、2022年に

は武雄温泉・長崎間の開業も控えており、国においては、新鳥栖・武雄温泉間の整備方針を一刻も早く決定していただきたいと思っております。

西九州ルート of 全線フル規格整備の実現に向けて、引き続き議会と県が一緒になって、政府・与党に働きかけていく必要があると思っております。

国に対しては、フリーゲージトレインの導入ができなくなった経緯を重く受け止め、地方負担の最大限の軽減などを求めるべきと考えますが、今後どのような取組でいかれるのか、お尋ねをいたします。

(2) 佐賀県への対応について。

西九州ルートの整備方式の決定に向け、佐賀、長崎両県が国に対し、ともに要望できるようにしていく必要があると思っております。今後、どのように取組を進めていくのか、お尋ねをいたします。

2、諫早湾干拓事業開門問題と経済面の効果及び今後のあり方について。

(1) 開門問題について。

本年7月に、平成22年、福岡高等裁判所の開門を命じる確定判決に基づく強制執行について、これを許さないことを求めて国が提訴してきた請求異議訴訟の控訴審に関し、国の請求を認める内容の判決が出されております。

また、吉川農林水産大臣は、就任に当たり、引き続き、昨年4月の農林水産大臣談話で示した開門によらない基金による和解を目指す考えを示しているところであります。

県は、開門問題の解決に向けてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(2) 経済面の効果について。

こうした開門問題の争点として、漁業者と営

農者の対立抗争という形で取り上げてきましたが、一番大事なのは防災であることを忘れてはなりません。そうした防災事業として進められてきた諫早湾干拓事業も、完成して11年になります。ミニトマトをはじめ、干拓地で生産された農産物は品質が高く、業界でも非常に高い評価を受けております。

また、干陸地ではコスモスや「幻の高来そば」等の栽培、コスモスマつりをはじめ、各種イベントの開催、競技用ボートコースとして3,000メートル以上の直線コースが設けられる本明川下流域や干拓道路を利用したウルトラウォーキングなども開催され、今後すばらしい楽園になるものと思っております。

私は、諫早湾干拓は、防災効果等の事業効果等にとどまらず、地域に経済面での効果をもたらし、地域に大きく貢献するものと思っております。

そこで、干拓事業の経済面の効果と地域貢献について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

(3) 今後のあり方について。

私は、以前から諫早湾干拓の公園化などの持論をお示ししてきましたが、開門問題が生じたことから、これまで開門反対を強く訴えてまいりました。その開門問題も、開門しない流れになった今、干拓の効果を高めるという観点で改めてお示したいと思っております。

現在、営農面での活用や干陸地、調整池の利活用も進められてきておりますが、こうした状況は、私が以前から申し上げてきた諫早湾干拓の公園化に近づいているものではないかと思っております。

干拓地や干陸地、調整池など全体を、県民、国民が集う総合農業公園としていくべきではな

いかと思っております。

また、諫早湾干拓事業は、数百年の歴史の中で地元の要望に応え、現代技術の結晶として完成したものであります。2,500億円を投じた大型事業である諫早湾干拓事業には、充実した記念館が必要ではないかと思っておりますので、公園化と記念館の整備を提唱したいと思いますので、県の考え方をお尋ねいたします。

3、本明川ダム建設着工と地域振興策等について。

私の地元であります諫早市の中心市街を流れる本明川は、国が管理する県内唯一の1級河川であり、昭和32年の「諫早大水害」など、幾度となく大きな洪水被害に見舞われたことから、抜本的な治水対策が望まれておりました。このため、既に実施中の河川改修事業とあわせて、本明川ダム建設事業が昭和58年から国の直轄事業として開始されております。

本事業につきましては、地権者の皆様のご理解、ご協力が得られ、平成29年2月に損失補償基準協定書の調印式が行われ、さらに本年2月には、本明川ダム関連付け替え道路着工式が行われております。

このように本明川ダムについては、下流域の安全を守るために、ダムが建設される上流側の協力を得て、よりよい地域づくりの議論が進み、事業が順調に進んでいるものと理解をしております。

こうした状況下において、現在の用地取得の進捗状況と移転の対象となられた方々の移転先はどう対応されているのか、お尋ねをいたします。

また、付け替え道路についても工事に着手されており、次の段階であるダム本体工事着工をいつごろ予定しているのか、お尋ねをいたしま

す。

さらに、ダム完成後には新たなダム湖が創出され、観光資源として活用が期待され、地元はダム建設地上流の景勝地である富川の公園整備や道路拡幅、公民館建設など、さまざまな地域振興に関わる要望がなされていると聞いておりますが、県として、どのように対応しようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

4、県央地域の道路建設について。

(1) 国道34号諫早大村の拡幅並びに諫早北バイパスの4車線化について。

国道34号は、本県を南北に走る主要幹線道路であり、県央地域の地域振興や活性化を促すうえで重要な路線であります。このような中、国土交通省においては、大村市与崎交差点から諫早市花高入口交差点間の4車線化が今年度事業化されておりますが、当区間の進捗状況をお尋ねいたしたいと思っております。

さらに、暫定2車線で、残り諫早北バイパスの4車線化が不可欠であり、当区間の事業化について、県はどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

(2) 諫早外環状線の早期完成と国道207号の整備について。

県においては、諫早市内の渋滞緩和や利便性の向上など、国県道の整備に取り組んでいただいております。このうち、島原道路の一部であります諫早外環状線については、近隣に工業団地や商業施設の開発の検討が進んでおると聞いており、地域住民にとっては、一刻も早い開通を期待しているところであります。

そこで、諫早外環状線の進捗状況及び完成供用時期について、お尋ねをいたします。

また、国道207号については、地域住民より早期整備が望まれておりますが、現在、事業中

の佐瀬工区及び正久寺から猿崎間の整備状況について、お尋ねいたします。

(3) 有明海沿岸高規格道路の推進について。

有明海沿岸地域においては、環状に結ぶ高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路の整備が進められています。

しかしながら、鹿島市から諫早市間については、いまだ計画もない状況のようであり、有明海沿岸道路として、当区間の位置づけについて、お尋ねをいたします。

5、農業振興について。

(1) 高温に強い新しい水稻の品種の導入について。

諫早市は、昔から県下でも有数の米どころであり、水田農業を守っていくためには、地域農業を維持する重要な役割を果たすものと考えております。

本県では、「ひのひかり」を中心に栽培されてきましたが、近年の地球温暖化の影響により品質の低下が顕著であり、最近では、夏の暑さに強く食味の良好な「にこまる」が普及してきたところであり、

しかしながら、中山間地での「にこまる」の普及がなかなか進まず規模拡大が難しく、夏の暑さに強い高温耐性品種があると聞いておりますが、その水稻新品種の導入について、お尋ねをいたします。

(2) 「活力ある『ながさきの花』100億達成プラン」の推進について。

県が「チャレンジ園芸1,000億」を推進する時、花は施設園芸の牽引役であります。長崎県の園芸産出額は、平成23年の820億円から平成28年には927億円であり、5年で107億円、113%に増加しました。花は、73億円から85億円と5年間で12億円、116%で、過去最大に増加しま

した。

特に、私の地元諫早市においては、カーネーション、キク、草花の産地であり、その産地は年々拡大しているところではありますが、私はさらに産地拡大が重要だと考えております。

そこで、県が平成28年度から実施している「活力ある『ながさきの花』100億達成プラン」の達成に向けた、これまでの取組内容と今後の取組について、お尋ねをいたします。

(3) 農業基盤整備事業予算の確保について。

県では、農業生産向上のため、その基礎となる優良農地の確保について、積極的に国の事業制度を活用し、畑地帯を中心に農地の基盤整備事業に取り組みされており、整備された農地での事業効果は農業生産額が確実に増加しているほか、その地域で子どもが増えるなどの地域創生にも貢献していると思います。

しかし、必要となる予算については、国では、平成22年度の大規模削減以降、徐々に回復しておりますが、平成30年度の国の当初予算は、いまだ平成21年度の8割に満たない水準にとどまっております。

このような中、県では、これまで国の補正予算を積極的に活用して、毎年度の必要額を確保してきたと聞いております。

しかし、将来的な農家の営農計画や後継者育成のためには、計画的な事業実施が必要であり、そのためにも補正予算の有無に左右されない当初予算での必要額確保が必要だと考えます。

そこで、農業基盤整備事業に関わる平成31年度予算獲得に向けて、県では、国に対しどのような働きかけをしているのか、その取組状況について、お尋ねをいたします。

6、長崎県産木材需要の拡大について。

(1) 木質バイオマスの活用について。

県内の充実した森林資源を有効活用し、森林所有者や林業事業体の所得向上、森林の公益的機能も高めていくためには、生産された木材を製材用、合板用、燃料用など適材適所で利用することにより、木材需要の拡大を進めることが必要であると考えております。

しかしながら、森林資源の中で、特に、低質材であるバイオマス用材については、搬出コストの面などから採算が合わない場合が多く、未利用材として林地に残されているのが現状であり、この未利用材を活用した木質バイオマスの需要をつくり出すことが重要であると考えております。

県内では、平戸市や対馬市などが、木質バイオマスを活用した林業の活性化を図ることを目的に、地域に最適な木質バイオマス施設を導入するための調査を行っている聞いておりますが、今後、県では、木質バイオマスの活用に取り組む市町に対して、どのような支援をしようとお思いなのか、お尋ねをいたします。

(2) 県産材輸出促進について。

平成29年の韓国、中国への輸出量は、約1万5,000立米と聞いており、さらに県産材の需要を拡大するためには東南アジア諸国など、新規の輸出国先を開拓し、安定的な取組につなげることが必要と考えております。

県の「アジア・国際戦略」では、木材輸出に取り組まれるようではありますが、今後、県産材の輸出を促進するため、どのような支援を行っていくのか、お尋ねをいたします。

7. 国際県長崎の課題と今後の取組について。

(1) ベトナムへの交流促進の取組について。

県において、「アジア・国際戦略」を策定し、

さまざまな国際施策に取り組んでおられます。中国、韓国及び東アジアでの取組を、経済成長が著しく親日的な国も多い東南アジアへと拡大していくことが本県の発展にとって重要であるとの思いで、これまで議会で取り上げてまいりました。

中でも、ベトナムについては、日越交流の象徴である「御朱印船」を展示、寄贈し、関係を構築するなど、長崎県ならではの取組がなされております。

さらには、県議会で一昨年11月及び本年8月、「長崎県議会とクアンナム省人民評議会との友好交流に関する同意書」を締結したが、民間においては、県商工会連合会やクアンナム省との交流や、ご当地におけるベトナムを対象とした日本語学校の設置へ向けた準備など、新たに動きが出ております。交流が拡大する中で、県では、ベトナムについて、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをいたします。

(2) 長崎県国際交流協会と県の取組について。

今国会において、外国人労働者の受け入れ拡大について議論されており、昨日の小林議員ほかの質問に対し、県としても、「今後、外国人材の活用について積極的に対応していく」との発言がありましたが、県内には現在も多く外国人が働いており、今後、新たな在留資格が創設されれば、さらに外国人の労働者が増加されるものと思います。こうした外国人の生活面での相談や支援、地域とのつながり、あるいはよりどころになるような県国際交流協会や地域の国際交流団体の役割が、これまで以上に高まってくるものと考えます。

そこで、県国際交流協会並びに県として、在

住外国人に対し、現在どのような取組を行っているのか、また、今後どのように取り組もうとしておられるのか、お尋ねをいたします。

8、健康長寿日本一への取り組みについて。

本県では、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域の活力をお伝えしていくためには、高齢者が元気で活躍できる社会をつくっていく必要があります。

そのような中、知事みずから「健康長寿日本一の長崎県づくり」を旗印に掲げ、平成34年をめどに健康寿命を全国トップ水準まで引き上げるとしたことは、大変意義深いことであり、私も大いに賛同するところであります。

また、ご承知のとおり、健康寿命の延伸には県民による最適な健康づくりの実践が不可欠です。一口に健康づくりと言ってもさまざまなものがあり、室内室外での運動や食事の改善内容的なものだけでなく、例えば、図書館で本を読むことなど、そして、仲間と歌を歌ったりすることも健康づくりに効果があると思います。健康寿命を全国トップ水準まで引き上げるには、県として、多くの県民の興味を惹く、おもしろみのある、独自性のある施策を打ち出すことが必要ではないかと思えます。

そこで、一つの提案であります。楽しみながら、健康効果も期待できるカラオケの奨励をするため、県が大会を主催し、カラオケ大賞を創設し、優勝者を知事が表彰するなどを行ってはどうかと思えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。（発言する者あり）

9、文化芸術の振興と国民文化祭の誘致について。

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人と人との心のつながりやお互いの理解、そして、多様性を受け入れる

ことができる豊かな社会をつくることの人類普遍の財産であると思えます。

少子・高齢化の中で、地域における伝統文化の継承や文化を担う人材の育成、また新たな文化芸術の創造が地域活性化に果たす役割は、ますます高くなってきていると考えます。

このような中、地域における文化活動を全国的規模で発表する場として、「国民文化祭」が毎年開催されております。これは、文化活動への参加の機運を高め、新しい文化芸術の創造を促すのが地方文化の発展に寄与するものであります。

平成29年度開催の奈良県が、42万人を超えるほどの参加者が集まり、交流人口拡大に大きく貢献した祭典でもあります。

九州では、既に熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県、そしてまた、2年後の2020年には宮崎県で開催が決まっております。全国に誇れる歴史文化を誇る長崎県としても、これ以上遅れることなく、2022年の九州新幹線西九州ルートの開業を見据えた国民文化祭を誘致すべきではないかと思えますが、地域における文化芸術の振興への取組と国民文化祭の長崎県での開催について、県はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただき、必要であれば対面演壇席にて質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 八江議員のご質問にお答えをいたします。

まず、九州新幹線西九州ルートを整備に当たって、政府・与党への働きかけをどう進めているのかとお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルート¹の整備の在り方については、本年7月、「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、中間取りまとめが示されたところであり、その中で、「新幹線は、全国につながる高速ネットワークとして整備すべきものである」ということとされ、さらに「フリーゲージトレインの導入を断念せざるを得ないことは遺憾であり、この開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえて、今後の対応に当たるべきであること」とされたところであり、

こうしたことから、県としては、これまで同検討委員会の山本委員長、江田委員長代理をはじめ、政府・与党関係者に対して、西九州ルートのフル規格による整備に向けた議論を早急に進めるとともに、課題である地元負担の軽減やJR九州の協力についても、国においてしっかりと対応していただくよう要請してきたところであり、

また、去る11月28日、「与党整備新幹線建設推進PT」が開催され、武雄温泉・長崎間の建設費増嵩にかかる長崎、佐賀両県の意見聴取が行われた際においても、改めて新鳥栖・武雄温泉間の整備方式について、早急に議論を進め、整備方針を決定していただきたいことを訴えたところであり、

県としては、引き続き、一刻も早く「与党整備新幹線建設推進PT」における議論が進むよう、県議会の皆様とともに、政府・与党に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じくこの西九州ルート実現に向けて、佐賀県への対応をどう進めようとしているのかのお尋ねでございます。

西九州ルートのフル規格による整備について、

佐賀県の理解を得ていくことは非常に重要なことであると考えております。

佐賀県におかれては、整備にかかる財政負担や並行在来線の問題について懸念されておりますことから、現在、県としても、国に対し地方負担の軽減方策等の検討を求めているところであります。

また一方で、本県と佐賀県との直接的な協議・調整も必要でありますことから、これまでも機会を設けて対話を重ねてまいりましたが、今後においても、しかるべき時期を捉えて、佐賀県との対話を重ね、意見の調整を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、諫早湾干拓事業の開門問題の解決に向けて、どう考えているのかのお尋ねであります。

諫早湾干拓事業の開門問題については、できるだけ早く解決に結びつけていかなければならないと考えております。

そのため、去る10月18日に吉川農林水産大臣が来県された際も、「開門しない方針のもと、開門問題の早期解決を図っていただきたいこと」等を要望いたしました。

大臣からは、「開門によらない基金による和解を目指すことが、開門問題解決の最良の方策であるという方針のもと、対応していきたい」というお話がありましたことから、私どもも、地元の県として、できることをしっかり協力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、訴訟の推移を見極めてまいりますとともに、開門問題の早期解決が図られるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、諫早湾干拓の公園化及び記念館の整備についてのお尋ねであります。

諫早湾干拓事業によって創出された干陸地をはじめ、潮受堤防、調整池、干拓農地等は貴重な地域資源であります。

県は、これまで地元と一体となって干拓営農の推進とともに、地域活性化のための施設整備や各種イベントの開催、景観作物の植栽、干陸地を利用するための社会実験などに取り組んでまいりました。

今後も、国、県、市、地元住民、農業者等で構成する「諫早湾干拓にぎわい創出事業協議会」等の場を利用して、さらなる利活用の検討を進め、人が集い、にぎわう場の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご提案の記念館につきましては、既存の施設に干拓の歴史や効果の展示機能も整備されているところであり、今後、どういう形で施設の充実等を考えておられるのか、地元市の意向も伺ってみたいと考えております。

また、干拓農地の目指すべき将来の姿について、私といたしましては、干拓農地そのものが、大規模環境保全型農業とスマート農業が融合した他に例を見ない未来型農業のモデル地帯として、全国からの視察者が多く訪れるような、そういう地域にしていきたいと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、まずは開門問題の早期解決に全力を注いでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、ベトナムとの交流に今後どのように取り組んでいこうとしているのかのお尋ねでございます。

海外の活力を取り込み、本県の経済活性化につなげてまいりますため、歴史的なゆかりがあり、東南アジアの中でも高い経済成長を続けておりますベトナムとの交流拡大は、大変重要で

あると考えております。

県では、平成27年度の県議会や経済界の方々など100名を超える訪問団の派遣や、昨年度のAPEC開催の機会を捉えた、両国首相立ち会いのもとでの日越交流の象徴である「御朱印船」寄贈など、本県の認知度向上に努めてきたところでもあります。

さらに昨年6月に、県とクアンナム省、本年8月には県議会とクアンナム省人民評議会が、それぞれ友好交流関係に関する同意書を締結したところでもあります。

ベトナムに対しては、多くの県内企業に関心を寄せておられますことから、サポートデスクの設置など海外展開の支援に取り組んでいるところであり、クアンナム省においては、県内企業と長崎大学等が連携した水環境改善のモデル事業も推進されております。

また、人口減少の進行による労働力の確保が課題となる中、技能実習生に加え、国において議論されております新たな在留資格の創設に向けた動きも注視しながら、クアンナム省はじめ、ダナン市、ホーチミン市などの地元政府との友好交流関係を活かし、外国人材の活用など、本県経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、健康長寿日本一に向けた取組に関し、カラオケを奨励するため、県が大会を主催し、優勝者を表彰してはどうかのお尋ねでございます。

私は、健康寿命の延伸には、県民の皆様にも運動や食生活改善などの健康づくりを実践していただくことが何よりも重要であり、そのためには県民お一人おひとりが健康づくりを楽しくはじめ、楽しく継続していただくことが重要であると考えております。

運動と食生活には、健康との因果関係があると言われておりますものの、カラオケについては、その関係がまだ明らかになっていない状況にありまして、現時点において、健康づくりの観点からカラオケ大会を主催し、表彰を行うことはなかなか難しいのではなかろうかと考えているところであります。

しかしながら、地域の皆様方が一堂に集まれ、交流を深められるという非常に貴重な機会になっており、生きがい対策の一助にもなっていることもあるだろうと考えておりますので、非常にユニークなお取組等をいただく際には、また別の考え方のもと、（発言する者あり）検証の在り方等も検討していく必要があるのではなかろうかと考えております。

次に、国民文化祭の開催について検討してはどうかのお尋ねでございます。

県では、地域の誇りとなる魅力ある文化芸術活動による地域づくりや人材育成を推進するため、長崎県美術展覧会の開催や長崎県文化団体協議会を通して、地域がみずから取り組む文化芸術活動や伝統文化の継承などへの支援を行っているところであります。

ご提案のありました国民文化祭は、地域における文化活動をさらに活発化し、長崎の歴史文化の魅力を広く知っていただく契機となってまいりますことが期待されておりますが、県だけではなく、市町や文化団体等の理解と協力、機運の高まりが不可欠であり、また、開催に当たっては経費負担、受け入れ体制の問題も生じてまいります。

こういった課題を含めて検討を進め、新幹線開業のほか、今後予定されております大型事業との関連も踏まえながら、大会の誘致等について検討を深めてまいりたいと考えているところ

であります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 私から、6点お答えをいたします。

まず、諫早湾干拓事業の経済面の効果及び地域貢献についてのお尋ねでございます。

経済面の効果として、まず、営農面では、干拓地における耕地利用率は全国平均の1.9倍となる約170%、推定農業産出額は年間約38億円、これまでの投資額も50億円に達しており、また、年間の就業効果の試算は延べ約14万人で約9億円となっております。

干陸地等の利活用面では、新たな資源を活用したさまざまな取組が行われており、9月に開催された「ウルトラウォーキング」には、県内外から約1,600人が参加し、また、10月に開催された「コスモスまつり」では約2万1,000人、先月開催された「諫干まつり」では約4,500人の入場者があり、競技用ボートの合宿誘致では、昨年度以降、宿泊者数が延べ約700人となっております。

さらに、「幻の高来そば」の食事処の開設が計画されるなど、経済的な効果があらわれてきており、地域の活性化に貢献しているものと考えております。

県としましては、引き続き、国、市、地元関係者と一体となって、営農支援や地域の有効活用に取り組み、諫早地域の一層の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、今後の新しい水稻品種の導入についてのお尋ねでございます。

県がこれまで推進してきました高温耐性品種の「にこまる」は、収穫時期が10月下旬と遅い

ため、中山間地域や収穫労力が競合する園芸産地では、作付が進まない状況にあります。

一方、新たな高温耐性品種である「なつほのか」は、「にこまる」と比較して、収穫時期が15日程度早く、粒が大きく多収で、品質、食味がすぐれているため、今年度から中山間地域を中心に約250ヘクタールの栽培が開始され、生産者からは高い評価をいただいているところであります。

「なつほのか」は、収穫期の異なる「にこまる」と組み合わせた米づくりを行うことで、収穫機械利用の効率化によるコスト縮減や後作の麦やタマネギなどの生産拡大により、農業者の所得向上につながることから、県といたしましては、中山間地域や園芸地帯を中心に、平成32年の作付面積1,200ヘクタールを目標に、関係団体などと一体となって普及に努めてまいります。

次に、「活力ある『ながさきの花』100億達成プラン」のこれまでの取組と今後についてのお尋ねでございます。

本県の花弁振興については、これまで低コスト耐候性ハウスやヒートポンプの導入、カーネーション等オリジナル品種の育成などの生産対策や花育活動などによる需要拡大に取り組んできた結果、平成28年の花卉産出額は過去最高の85億円まで伸びてきております。

しかしながら、生産資材の高止まりなど、生産コストの増加や国内市場の価格変動が大きいなどの課題があるため、県では、昨年度から生産性向上のため、環境制御技術の実証に取り組み、輪菊の出荷本数が昨年比18%増加するなど効果が確認されたところでございます。

また、安定した単価が期待できる輸出を促進するため、ランキュラスなど輸出に適した品

種の育成や輸送試験を開始したところであり、今後は国の事業等を活用し、こうした成果を県内全域に普及させるとともに、市場、仲卸とのパートナーシップによる輸出拡大により、花卉算出額100億円達成を目指してまいります。

次に、平成31年度の農業基盤整備事業予算の確保に向けた県の取組状況についてのお尋ねでございます。

農地の基盤整備を計画的に進めるためには、国の当初での十分な予算確保が大変重要であることから、本年6月の政府施策要望において、農林水産大臣に十分な当初予算確保を重点項目として要望するとともに、「長崎県農業農村整備事業推進協議会」と連携して、予算獲得に向けた推進大会を10月30日に開催したところであります。

また、11月14日と15日には、県議会のお力添えをいただきながら、農林水産大臣政務官及び自由民主党幹事長、総務会長と面談し、要望するとともに、明日6日も農林水産大臣に対して、平成30年度補正予算及び平成31年度当初予算の確保について要望してまいります。

今後も、国の平成31年度概算要求額の満額確保と本県への予算の重点配分について、あらゆる機会を捉えて国に強く働きかけるとともに、平成30年度の補正予算の確保につきましても、積極的に努めてまいります。

次に、木質バイオマス利活用に取り組む市町に対して、どのような支援をしていこうとしているのかのお尋ねでございます。

県では、森林経営計画の策定、路網整備や高性能林業機械の導入などの森林整備とあわせて、バイオマス活用に積極的な市町に対し、未利用材の輸送費支援を行った結果、平成29年度のバイオマス用材は、平成26年度の3倍となる約4万

立方メートルに増加したところであります。

今後、市町が行う木質バイオマス事業の実現に向けては、木材の低コスト生産や収益性の検討が必要になってくることから、県としましては、市町が設置する協議会へ参画し、森林資源量や収益性の確保などの分析とともに、国の森林環境譲与税を活用した作業道の整備や担い手の育成などに取り組んでまいります。

次に、県産材の輸出促進に向けて、どのような支援を考えているのかとのお尋ねでございます。

これまで、県では、林業関係団体等に対し、海外フェアへの出展や新規輸出先の市場調査、セミナー開催等に取り組んでまいりました。

また、福岡県、佐賀県、長崎県3県が連携した中国への大ロット安定出荷などにより、平成29年度は、5年前の2倍となる1万5,000立方メートルを輸出したところであります。

県としましては、今後もさらなる県産材輸出の促進に向け、国の事業を有効活用し、韓国への製材品の新規輸出や中国、韓国内での丸太の販路拡大、ヒノキのニーズが見込まれるベトナム、台湾などの新規輸出国の開拓など関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 私から4点お答えいたします。

まず、本明川ダム建設着工と地域振興策等についてのお尋ねですが、本明川ダム建設事業については、国において平成36年度完成を目標に進められております。

本年度からは用地国債を活用して用地の先行取得を進めており、集団移転の代替地についても、次年度早期に完成する見込みであると聞いて

ております。

また、ダム本体工事については、用地の取得状況、道路工事の進捗及び予算確保の状況等を踏まえ、段階的に進めていくと聞いております。

富川の河川公園整備等の地域の振興策につきましては、諫早市が地元からの要望を受け、水源地域整備計画の策定に向けて関係機関と調整を行っているところです。

県としては、今年末には水源地域の指定について、国土交通大臣あてに申し出を行うこととしており、引き続き国及び諫早市と連携し取り組んでまいります。

次に、大村諫早拡幅の進捗状況及び諫早北バイパスの事業化についてのお尋ねですが、国道34号の大村から諫早間につきましては、交通混雑の解消のため、国において、大村市与崎交差点から諫早市花高入口交差点間4.4キロメートルの4車線化が今年度事業化されており、現在、測量や設計が行われております。

また、当路線の円滑な交通流の確保を図るためには、諫早北バイパスの4車線化についても検討すべき課題と考えていることから、事業中区間の進捗状況や周辺の交通状況を注視しながら、地元諫早市の意向を踏まえ、国と意見交換してまいりたいと考えております。

次に、諫早外環状線の進捗状況及び完成供用時期、また国道207号の佐瀬工区及び正久寺町から猿崎間の整備状況についてのお尋ねですが、島原道路の一部である諫早外環状線の諫早インター工区については、平成31年度の完成を目標に、諫早インターから小船越インター間の橋梁工事などを進めております。

また、長野・栗面工区については、8月に貫通した（仮称）4号トンネルなどを施行中であり、今後の予算内示にも左右されますが、平成

32年度以降の完成を目指しているところです。

一方、国道207号の佐瀬拡幅については、平成24年度に事業着手し、本年9月末に全ての用地取得が完了するとともに、全体の6割超である約1.5キロメートルを供用しているところであり、早期の完成を目指して、引き続き橋梁工事などを進めております。

平成27年度に事業着手した東長田拡幅については、これまで測量・設計などを行い、平成29年度からは用地取得に努めているところです。

今後も、早期完成に向けて整備推進に努めてまいります。

次に、有明海沿岸道路としての鹿島市から諫早市間の位置づけはとのお尋ねですが、佐賀県鹿島市から長崎県諫早市間の中長期的な振興を図るためには、地域間の交流や連携を促す道路の整備が重要であることから、これまでも当該区間の計画の明確化について国へ要望を行ってまいりました。

このような中、今年度、「重要物流道路制度」が創設されたことに伴い、現在、国とともに長崎県の新たな広域道路ネットワーク計画の検討を行っており、本区間については、佐賀県とも十分協議しながら、ネットワーク計画へ位置づけるべく作業を進めているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 私からは、在住外国人に対する長崎県国際交流協会と県の取組について、お答えをさせていただきます。

県国際交流協会におきましては、生活に役立つ情報をまとめた生活ガイドや医療ガイド、災害時対応ガイドや広報誌を4カ国語で作成し、県内市町や国際交流団体等へ配布するとともに、

ホームページ等においても各種情報を提供しているほか、相談対応も行っております。

また、伝統的な日本文化に触れる機会の提供や日本語弁論大会、国際交流フェスティバルを開催し、県民と在住外国人との相互理解の促進、地域の国際交流団体とのネットワークの強化に努めております。

なお、県は、協会に対しまして財政的支援を行うとともに、連携して事業を実施いたしております。

新たな在留資格が創設され、外国人が増加することになれば、議員ご指摘のとおり、各地域の国際交流団体の役割も一層高まってくることから、今後、市町や国際交流団体等を対象に事例紹介や情報交換、相互連携を目的とした連絡会議などを開催することにしております。

○議長(溝口芙美雄君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) いろいろお話をたくさん聞かせていただきましたので、十分な検討がなされなかったのではないかと思いますし、新幹線のお話などは、知事もさらっと流していただいて、あつという間に答弁が終わりました。

その前に一つだけ申し上げておきたいのは、先ほど健康長寿日本一の中でカラオケ大賞をと、一つはユニークな発想で、役所としてもなかなかかたい部分があるから、少しはやわらかい発想でと思って、出しました。

というのは、私もここに持っていますけれど、長崎は、歌のまち長崎と言われるぐらいに全国でも有数の歌のまち、歌の県だと言われておまして、2,000曲近くの長崎の歌があります。こういったものを考えれば、長崎はユニークな発想があって、知事のカラオケ大賞と。カラオケといえば、どこまでが芸術的だとか、文化的なことと判断すれば、いいかわからない部分が

ありますけれど、今は確かに日本国中、あるいは外国へ行っても、日本語で「カラオケ」と呼ばれるようになっております。

私の住んでいる諫早市は教室がたくさんあって、スナックをやっている方々が昼間はカラオケに提供して、500円等で1日を過ごせる。そこにたくさんの高齢者が集まって楽しんでおる。そういう実態を考えてみれば、何も運動するとか、あるいは読書とか、いろいろなことも頭の体操ですね。そういったものもあるかもわかりませんが、この間、ある歌手のイベントに参加した時に、1日5曲歌えば寿命がかなり延びるというお話もありました。腹式呼吸等を利用すれば、発声は大きな役割を果たすんだと。それを考えてみれば、まだよく検討する必要があるんじゃないかと。ただ、カラオケというだけで見逃さずに、健康づくりの中の大きな役割を果たしておるんだということも考えていただきたい。

そして、長崎は歌のまち、歌の発祥の地でもあり、いろいろなことがあります。また、歌手その他も誕生すれば、また大きく長崎県の宣伝にもなります。

そういうことを含めて、いま一度考えていただくように、これはもうお願いをいたしておきたいと思っております。

それで、もう時間はありませんけれど、新幹線のことではありますが、我々も一緒になって、これまでやってまいりました。昨年の7月から、ようやく県と県議会の議連等も一緒になって、フル規格と一本化してできるようになりました。その運動の展開は非常にやりやすくなりました。それで、国の方も受け止め方もそれでよかったです。フリーゲージトレインがもうだめだから、フル規格に転換しようということであ

ります。これは、万人の認めるところでありますけれど、そこには財源等が横たわっておりまして、佐賀県がうんと言わない部分があると思っております。佐賀県は、全て財源だけじゃないかと思っておりますけれど、大方はやっぱり佐賀県の問題じゃないかと思っております。

そこで、我々が佐賀県対策をどのように。佐賀県対策といえば、佐賀をどうかという思いでありますけれど、佐賀県の皆さんとどのような形で今後進んでいけばいいのかというのが大きな課題ではないかと、それが一つ。

もう一つは、政府・与党でPTをつくっていただいております。それは、岸田文雄自民党政調会長が座長の「整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」、その下にあるのが「九州新幹線長崎ルート検討委員会」、これがPTの九州版といいますか、長崎のものです。この皆さん方が協議して、国として提言をしていただく。

そうすると、そのPTの皆さん方との関わりあいというのが一番大きいものじゃないかと。それと佐賀県と、この2つのところをどのようにクリアできるかが、我々に課せられたことでもありますけれど、それは一概にこっちが思うとおりにはいきませんが、まずはPTの皆さん方と連携を深く持ちたいというところであって、東京でも大会を開きたいと思って申し上げておりますが、まず佐賀県を説得してこいと。佐賀県を説得すれば何とかなるさということの話ですが、それもですけど、やっぱり機運を高めることが必要ではないかと思っております。

それは大会を開くかどうかは別として、他の地域がどのような活動をしているかという、山陰新幹線は、今年の6月5日に東京で大会を開きました。鳥取市長が会長で、竹下総務会長、石破元幹事長等が中心的なメンバーであります。

四国新幹線が7月13日に東京で開きました。これは四国の経済団体の会長が主導しております。

そして、東九州新幹線は、昨年の11月8日と2月8日、そして、平成28年の3月とか3回ぐらい開いておまして、これは東九州早期実現に向けてという大会を開いております。

そして、奥羽新幹線については、山形の新幹線、これはミニ新幹線ですけど、これをフル規格にしてくださいという要望、こういったものがめじろおしにそれぞれの大会をやっている関係から、我々ももう少し気合いを入れなければいけないかなと思っております。

そのことについて、今後どのようにしていけばいいのか、県議会、あるいは理事者の皆さん方と一致して、そしてまた、経済団体などでつづいている長崎県の新幹線実行委員会も中央でやったらどうかというお話もあります。そういうふうな点を含めて検討いただきたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) やはり今、最大の課題と申しますのは、整備手法が決まらないまま時間だけが経過していくというような状況でありまして、これを一刻も早く打開して、早期開業に具体的な形で結びつけていかなければいけない。そのためには、やはり県内はもとより、幅広い関係者の理解と機運の高まりというのが必要になってくるものと考えているところであります。私どもも、そういった意味では与党PTの各委員の皆様方にも、PTとしての協議、ご議論と結論を得ていただきたいということのお願いは繰り返し行っているところであります。

これからも、県議会でもさまざまなご活動をお願いしているところでありますので、しかる

べきタイミングを見計らいながら、具体的な活動に結びつけていかなければいけないと考えているところであります。

それからまた、佐賀県との関係でありますけれども、これはこれまでも直接佐賀県に出向いたり、さまざまな会議の機会を捉えて、意見交換をさせていただいているところでありますが、なかなか理解を得るのが難しい状況。これは、繰り返し、繰り返し長崎県の実情等を訴えていく以外にないんだろーと思えますし、もう一つは、財源的な負担軽減方策について何らかの方向性が示されないか、そういう打開策というのをやっぱり模索していく必要があるのではなかろうかと考えているところでありますので、引き続き、そういった機会を設けてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) そこで、佐賀県対策ということにもなりますけれども、佐賀県は今、県知事選挙があつております。16日に、その結果が出ると思えます。そうしますと、一番理解を求める一番最大の方と申しますのは、いわゆる県知事ではないかなと思えます。そうなりますと、やっぱり知事のお祝いを兼ねて、長崎県知事が佐賀県知事と速やかに選挙後には会うことも大きな役割の一つじゃないかなと、こう思っておりますが、そのことはいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げてまいりましたように、あらゆる機会を捉えて、あるいは時間がいただければ、こちらから出向いて議論を重ねてきたところであります。

今は選挙期間中ということもあり、そういったことがかなわない状況でありますけれども、選挙が終わり次第、直接お会いして、また話を

させていただく予定であります。

○議長(溝口芙美雄君) 八江議員-44番。

○44番(八江利春君) 私も2、3日前から佐賀県議会議長、あるいは議連の会長と電話で話をいたしておりますが、今のところはやっぱりそういう状況の中にありますから、いましばらく待っててくださいというお話で、しかし、それが過ぎれば、一度は話し合ひにやいかんですなというような話はいただいておりますので、それを引き出すためにも、知事と知事の対話が大きく影響してくるものと思いますので、よろしくお願ひを申し上げて終わりたいと思います。

(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

大場議員-11番。

○11番(大場博文君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議、島原市選出の大場博文でございます。

今年2回目の一般質問に登壇をさせていただいております。会派の皆様のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、通告の順序に従いまして、一般質問を行います。

1、障害者雇用率について。

(1) この問題が発生した要因について。

今年、省庁及び地方自治体等の公的機関において、障害者手帳の交付に至らないなど、障害者に該当しない者を障害者として雇用し、障害

者の雇用率が水増しされていた問題が発生いたしました。

障害者の雇用については、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生きる共生社会の理念のもと、本年4月から、法定雇用率が引き上げられ、官民挙げてその達成に向けた取組が期待されていた中であり、非常に残念な事件でありました。なぜ水増しが行われるようになったのか、肝心の点がなかなか見えてきていません。

(2) 今後の対応、取り組みについて。

障害者雇用の確保を図る責務を有する行政機関として、また、法令遵守を徹底し、民間を指導する立場の中央官庁として、あってはならないことであり、全国の障害者の間には大きな憤りと不信感が高まっています。

本県においても同様の事態であり、大変憂慮すべき事態となっております。これら不祥事により、結果的に長年にわたり障害者の就業の機会が奪われた形となっており、ゆゆしき一大事と言わざるを得ません。その信頼回復のために、本県における障害者雇用に関する実態の調査、点検及び再発防止に向けた取組や、法定雇用率の達成に向けた対応策を早急に取りまとめる必要がありますが、これは、先日、対応等については、既に発表されておりますが、改めて今後の取り組み等について、お尋ねをいたします。

また、何よりもはじめ、なぜ、このような問題が発生したのか、その要因について、どのように考えていますでしょうか、あわせて、お尋ねいたします。

2、安全・安心への取り組みについて。

(1) 防犯カメラの設置について。

防犯カメラの設置は、今や安全・安心対策として、一般的な手段となっております。商業施設

など、建物の内外はもちろん、街角の至るところに犯罪行為を監視するカメラが置かれるようになっていきます。こうした流れから、防犯カメラの設置の必要性も高まってきています。

ただ、防犯カメラの大きな役割は、犯罪を未然に防ぐ抑止効果で、犯罪行為自体を直接止められるわけではないということがありますが、ただ、カメラの存在を周囲に示し、映像が撮影されていることを知らしめて、不審者の侵入や犯罪などを防ぐなどでは一定の効果を発揮しています。

近年は、安全上の要請から、コンビニやマンションなどの建物内に限らず、通りに面した場所にも防犯カメラが設置されるようになってきました。近年のこのような動きの中で、本県として、県民の安全・安心への取り組みで、防犯カメラの設置について、どのようにお考えでしょうか。

一般的に、防犯カメラ設置には、比較的成本がかかるといわれています。警備員や警備会社を利用する場合もコストはかかりますが、こういったカメラの設置も、決して安くはない費用が必要になります。カメラの本体、取り付け工事のコスト、維持費用などが挙げられます。

こういった中で、民間の力をかりて設置費用をはじめ、その後の維持費用もかからない防犯カメラの設置が島原市を中心に進んでいます。このような民間の力を活用しての設置ということも考えられますが、その活用について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3、国際線の就航と観光振興について。

(1) 現在の取り組み状況について。

地方自治体にとって、海外からの活力を取り入れることはますます重要になっており、中

も観光客をはじめとする訪日外国人の誘致に取り組むところは多くなってきています。また、人口減少と高齢化の進行に苦しむ地方は、定期便が就航すれば、その分、地元の経済の振興や活性化につながることから、各県、路線の激しい争奪戦が続いています。

本県も例外なく人口減少が進む中、いかに交流人口を増やし、地域経済を活性化させるかは、長崎県にとって重要課題であります。

そういった中、来年1月19日より、格安航空会社の香港エクスプレスが長崎～香港間の定期路線を新規就航することになりました。週3回、それぞれ1日1往復運航いたします。国際線の新規路線の開設は、1979年からの中国上海線、1988年のソウル線以来、約30年ぶりで3カ所目となります。

香港からの訪日客は増加傾向で、長崎県内観光業関係者の期待は高いものがあります。九州の中でいち早く就航している福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県など、その利用状況も非常に順調であるとの話であり、観光関係者のそういった期待もうなずけるものであります。

県内観光の振興に向けて、このような国際線の就航は、本県観光にとって明るい光であり、引き続きの取組も必要と考えますが、現在の取り組み状況について、お尋ねをいたします。

(2) 今後の取り組みについて。

過去、一時ソウル線の撤退など厳しい現実を経験してきており、現在でも搭乗率の伸び悩みなど問題はあります。せっかくの新規就航に沸く本県で、そういったことにならないよう、今後の取り組みはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

(3) 国内宿泊の拡大に向けた「ふるさと旅行券」の復活について。

インバウンド対策にあわせて、国内観光の取組も必要と考えています。熊本震災後、九州の観光客の減少を抑えるため、「九州ふっこう割」などキャンペーンが開催され、本県の観光業も何とか踏ん張ることができました。ただ、このようなキャンペーンなどは一時的な効果に終わりやすいなど、懸念されていましたが、その後の北海道の災害等で、今度はそちらにキャンペーンが移り、苦戦をしているとの声をお聞きいたします。

外国人の受け入れは、クルーズ船、国際線の新規就航など順調な伸びも期待できることから、あわせての国内旅行に向けた対策が必要であり、以前の「ふるさと旅行券」のような国内旅行向けの取組が期待されていますが、その実施に向けてのお考えをお伺いいたします。

4、国際大会のキャンプ誘致について。

(1) オリンピック以外の国際大会（ラグビーW杯等）の受け入れ状況について。

2020年に開催が予定されている「東京オリンピック・パラリンピック」は、大会の成功はもとより、その経済効果が期待されています。本県にとっても、事前キャンプ誘致等を通じた交流人口の増大や外国人観光客の増加など、2019年に開催される「ラグビーワールドカップ」とあわせて、地域活性化のチャンスと捉えられています。

事前キャンプ地誘致の効果では、地域スポーツの振興やその後の合宿誘致での効果、国際交流人口の増大、事前合宿中の関連施設の利用や、関係者を含めた宿泊の需要増加、事前合宿がきっかけとなり、リピーターの獲得、そして、知名度アップによる観光客の増加などが期待される一方、課題もあります。施設面、練習施設、宿泊施設などでの対応や財源の確保、組織、人

材面の対応、外国人の受け入れ体制整備、地域における機運の醸成などが挙げられています。

ただ、それよりも地域活性化への期待が高いようであります。一例を挙げますと、ラグビーワールドカップは、九州が開催地であり、実際に多くの外国人が来訪見込みであるとのことであります。試合間隔が長く、域内の長期滞在や周遊が期待できること、ラグビーが富裕層に人気のスポーツであり、観光消費が期待できること、ラグビーワールドカップへの対応が、翌年の東京オリンピックにも直結するなどを考えると、ラグビーワールドカップについての取組も重要と考えられています。

そのようなことから、現在、大型イベントのキャンプ誘致などの取組の実績はどのようになっていますでしょうか。あわせて、それらイベントを活用しての地域活性化、振興につなげることは大切であると考えますが、その取り組み状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

(2) パラリンピックを含めた今後の取り組みについて。

2020東京オリンピックとあわせて、パラリンピックも開催をされます。同じ国際競技大会と考えるならば、その誘致も考えてみてはいいのではないかと考えています。

パラリンピックは、純粹に選手の順位を決めるオリンピックや世界大会とは違い、その象徴として、4つの価値が掲げられています。

1つ目として「勇気」、マイナスの感情に向きあい、乗り越えようとする精神力、2つ目として「強い決意」、困難があっても諦めず、限界を突破しようとする力、3つ目として「インスピレーション」、人の心を揺さぶり駆り立てる力、そして、4つ目として「公平」、多様性を認

め、創意工夫をすれば、誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力。

このような考えのもと開催される大会は、地域の子どもたちをはじめ、多くの県民に与える影響は大きいものがあると考えます。オリンピック等にあわせて、パラリンピックのキャンプ地誘致など、その取組について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

5、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例について。

(1) 条例の理解に関する現状認識と取組みについて。

障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指して、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めた、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が、平成25年5月22日に県議会で可決、成立し、平成26年4月1日から全面施行されました。

国における障害者の権利に関する条例の署名や、障害者差別解消法の制定の動きなどを背景として、都道府県として5番目に制定された先進的な条例であり、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で社会に貢献する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指したもので、県や市町をはじめ、県民も一緒になって取り組んでいくというものであります。

この条例の制定後、県では、障害者の差別をなくすため、この条例の周知や相談窓口の設置など、さまざまな取組を進めてこられました。ただ、この条例の認知度については、今年11月

に公表された「県政世論調査」の結果を見ても、約4割にとどまり、4年が経過した今でも、十分とは言えない状況です。

しつこくなりますが、条文の中身を紹介したいと思いますが、条文の中で、「平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会をつくりあげていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人は、依然として物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、さまざまな社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。私たちは、障害のある人が「合理的配慮」により、自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人が互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人が対等な関係となり、誰もが排除されることなく、安心してともに生きていくことができる平和な社会をつくり上げていくことができる。ここに私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する」とあります。

何よりも多くの障害者の方が社会参加できるようにするのは、行政の役割であると考えています。ただ、障害者差別の禁止といっても、地道な取組を進めながら、一方で、差別に対する正しい知識を根気強く広めていくことが大切ではないかと思っております。

そこで、条例の施行から4年経過しても、なお、このような状況をどのように捉えられているのか、また、条例の理解に向け、どのように

取り組んでいこうと考えておられるのか、現状認識とその取り組みについて、お尋ねをいたします。

以上で、壇上の質問を終わります。

答弁の次第によりましては、対面演壇席より再質問を行わせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 大場議員のご質問にお答えをいたします。

国際線の就航と観光振興について、今後どのようにインバウンド利用促進に取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

長崎空港の国際定期航空路線を利用したインバウンドの県内の宿泊・滞在を促進し、県内にその経済効果を広げていくためには、本県の観光の魅力であります「食」や「体験」などのテーマ、「旬な情報」を写真や動画などで発信し、認知度を高め、本県への訪問を促進していく必要があるものと考えております。

その際には、単に誘致する側の視点だけではなく、外国人目線による情報発信も極めて重要でありますことから、情報拡散に影響のある外国人による本県での観光体験を、SNS等を活用して広く発信することで、さらなる誘客に取り組んでいきたいと考えております。

また、市町や観光関係者等と一体となった「おもてなし」の充実を図り、満足度を高め、リピーターの増加にもつなげていかなければならないと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 障害者雇用率に関して、私の方からは、知事部局の状況について、お答えをさせていただきます。

まず、障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した要因と再発防止に向けた取組についてでございます。

今回の問題につきましては、厚生労働省のガイドラインの内容等を十分に確認することなく、従来からの誤った方法を正しいものと思い込んで漫然と取り扱ってきたものでございまして、制度等の確認が不十分であったことが最大の要因であるというふうに考えております。

この問題に対する再発防止の取組といたしましては、毎年、障害者雇用率の報告を行うに当たって、労働局へ制度の変更点がないかなど確認を行いますとともに、障害者手帳の写しによる確認を徹底することといたしております。

また、今後、同様の事態を生じさせることのないよう、この問題を県全体の問題として共有し、事務におけます法令や規則等の根拠を確認するなど、職員への指導徹底を行ったところでございます。

今回の事案につきましては、大変重く受け止めております。改めて、仕事に取り組む姿勢として、前例踏襲ではなく、法令等の根拠をしっかりと確認するなど、公務員の原点に立ち返って職務に厳正に取り組み、県民からの信頼の回復に努めてまいります。

次に、法定雇用率の達成に向けた対応策についてでございます。

障害者雇用の拡大に向けて、障害者の採用と障害者雇用に関する環境整備に関しまして、先般、対応策を取りまとめたところでございます。

正規職員の採用につきましては、来年4月の採用に向けた追加試験を実施することとしておりまして、その受験資格については、これまでの身体障害者の方に加え、新たに知的障害者や精神障害者の方を対象といたしますとともに、

年齢制限につきましても、29歳以下から39歳以下へと引き上げるなどの見直しを行い、年内に募集を開始することといたしております。

また、知的障害者の方については、県庁で働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへのステップアップの場として、「ワークサポートオフィス」を設置するなど、非常勤職員の採用を拡大することといたしております。

環境整備といたしましては、障害のある職員等からの専用相談窓口の設置、庁内に設ける「環境整備推進会議」や障害者関係団体との意見交換を通じた職場環境の改善等の検討、障害への理解を促進する職員研修の実施など、障害のある方にとって、働きやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、法定雇用率の早期達成に努め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した原因と再発防止についてのお尋ねであります。

今回の障害者雇用率の算定に当たっての不適切な取り扱いにつきましても、知事部局と同様に、制度の趣旨や厚生労働省のガイドラインの内容等を十分に確認することなく、従来からの誤った取り扱いを漫然と続けてきたことが最も大きな要因であると考えております。

県教育委員会では、再発防止策として、ガイドライン等を踏まえた手引を作成するとともに、毎年の調査に際して、長崎労働局に対し、制度の変更や不明確な点の事前確認を徹底するなど、再びこのような不適切な事務処理を行うことがないように、取り組んでまいります。

なお、今回の前例踏襲による不適切な事務処理は、どの職場においても起こり得ることから、

県教育委員会全体の問題として認識を共有し、業務における法令や規則等の根拠の確認の徹底など、職員への注意喚起を行ったところであり、今後、同様な事態が生じることのないよう、努めてまいります。

次に、法定雇用率の達成に向けた対策についてのお尋ねであります。県教育委員会では、障害者雇用の拡大に向けた円滑な推進を図るため、庁内に「長崎県教育委員会障害者雇用促進チーム」を設置し、障害者団体のご意見や先進県の取り組み状況等を踏まえ、対応策を取りまとめました。

具体的には、教職員の採用試験において、障害者の受験資格を、これまでの身体障害者に加え、精神障害者や知的障害者に広げるとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行いました。

また、実習助手や臨時的任用職員の採用において、障害者の特別枠を新設するとともに、特別支援学校や本庁においては、障害者を非常勤職員として雇用し、就労を通してスキルアップを図り、企業等への就職を支援する場の設置を検討するなど、新たな取組を進めてまいります。

さらに、職員研修等の実施により、障害者雇用に対する理解の促進を図るとともに、障害のある職員等を対象とした相談窓口を設置するなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、これらの取組を着実に実施し、早期の法定雇用率達成と障害者雇用の円滑な推進に努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 警察本部長。

○警察本部長（國枝治男君） 障害者雇用率について再点検を実施したところ、長崎県警察における本年度の障害者雇用率は1.51%と、法定雇

用率を下回る結果となりました。

警察については、障害者雇用率の算定に際し、障害者数に計上すべきではない障害を持った警察官を含めていたというものであります。

誤って計上されていた警察官は、いずれも障害者手帳を保有しており、警察官から一般職員に身分切り替えが行われていれば、ある意味問題はなかったのであります。これを見込みで計上していたという点が誤っておりました。

今回の事案については、大変重く受け止めており、本件を教訓といたしまして、法令規則の確認等、再発防止の業務指導を行ったところであります。

法定雇用率の達成に向けた対応策につきましては、議員からの厳しいご指摘もありましたが、警察は率先して法令を遵守すべき機関であり、また、障害者雇用を推進すべき機関の一つであることに思いをいたし、今後、知事部局等と同様、障害者を対象とした採用試験等を実施するなど、障害者雇用の促進に着実に取り組み、法定雇用率の早期達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、県民の安全・安心への取り組みとしての防犯カメラの設置について、どのように考えるかとお尋ねについてもありましたので、これについても、あわせてご答弁させていただきます。

長崎県では、「第3次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」において、平成32年度までに街灯防犯カメラを合計200台設置することを目標と定められており、平成29年度までに合計170台を設置しているところであります。

街灯防犯カメラの設置は、犯罪の予防に効果が認められるほか、犯罪が発生した場合には、早期検挙に活用できるなど、県民の安全・安心

を確保するうえで極めて有効な取組であり、県内の自治体や関係機関、団体でも設置を進めていただいているところであります。

議員ご指摘のとおり、防犯カメラの設置運用には一定のコストがかかりますが、防犯カメラのない、もしくは少ない環境下での捜査には、これまた大変な、多大なコストがかかるということも事実でございます。今申し上げたコストというのは、この場合、決してお金のことだけではなく、捜査にご協力いただく県民の負担や、また、未解決の事件がある状況における県民の不安、こういったこともコストではないかというふうに考えているところでございます。

個別の事件に関してはコメントを差し控えるのが常ではございますが、さきの対馬市における殺人放火事件について、議員各位のご賢察を賜れば幸いに存じます。

そのようなことを踏まえつつ、防犯カメラについては、今後とも効果的な設置に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 国際定期航空路線を活用して、県内観光振興につなげていく現在の取り組み状況についてのお尋ねでございます。

中国、韓国につきましては、現地旅行社と連携し、県内周遊ルートを組み込んだ旅行商品の造成を積極的に進めるなど、本県への旅の需要創出に努めてきたところでございます。

上海線では、「温泉」や「自然」をテーマとした商品造成に加え、教育旅行の誘致を図っており、ソウル線におきましては、「巡礼」や「温泉」、「ゴルフ」などをテーマとした旅行商品をテレビショッピング等によりアピールしてきたところでございます。

来年1月に就航する香港線におきましては、「リラックス」をテーマに、都会の喧騒から逃れて楽しめる観光地としての本県の認知度を高めるため、機内誌への特集記事の掲載や、SNSによる観光情報の発信に努めているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 「ふるさと旅行券」のような国内旅行向けの誘客対策が必要ではないかとお尋ねでございますが、平成27年度に全国的に実施された「ふるさと旅行券」事業は、国の経済対策として、一般財源の負担なしで約7億5,000万円の国庫を活用して実施できたものであり、本県の厳しい財政状況を踏まえると、同様の事業を県単独で実施することは困難であると考えているところでございます。

県といたしましては、市町や地域住民が主体的に取り組む観光まちづくりへの支援など、「観光客に選ばれる観光地づくり」を積極的に推進するとともに、2つの世界遺産や食の魅力などを継続的に発信していくことを通じて、国内外からの誘客拡大に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、地域の稼ぐ力の最大化を図るため、宿泊施設等が市町や他産業と連携して進める高付加価値化に向けた取組に対する支援制度なども検討してまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 私の方から、国際大会のキャンプ誘致について、2点お答えをいたします。

国際大会でのキャンプ誘致などの取り組み実績はどのようになっているのかとお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、ラグビーワールドカップは、オリンピック、サッカーワールドカップと並ぶ世界3大スポーツイベントでありまして、来年9月20日から44日間の長期間にわたって、九州内3都市を含む全国の12都市で開催をされます。

また、来年は、11月30日からの16日間、日本を含む世界24チームが参加する女子ハンドボール世界選手権が、隣県の熊本県において開催をされる予定となっております。

ラグビーワールドカップのキャンプ誘致につきましては、長崎市において、スコットランド代表チームを、そして、島原市において、トンガ代表チームを受け入れることが決定をいたしております。

また、女子ハンドボール世界選手権につきましては、佐世保市において、東京オリンピックのキャンプ誘致とあわせて、スペイン代表チームの誘致に取り組んでおります。

このほか、オリンピックの翌年の2021年には、関西地区でワールドマスターズゲームズ、また、福岡市で世界水泳選手権の開催が予定をされております。

いずれの大会も、選手のみならず、世界中から多くの観戦客やマスコミ関係者の来日が見込まれる大規模な大会でありますことから、県としましても、各受け入れ市町や競技団体とも連携のうえ、受け入れ体制の整備やキャンプ誘致に努めますとともに、選手と県民との交流やスポーツ教室の開催等の交流イベントをはじめ、観戦客の取り込みや県内周遊の促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、パラリンピックのキャンプ誘致に関する取り組みはどのようになっているのかとお尋ねでございます。

パラリンピックのキャンプ誘致におきましては、競技施設や宿泊施設におけるバリアフリー化に加えまして、競技関係者の細かいニーズを踏まえた適切な環境を準備する必要があるなど、オリンピックのキャンプ受け入れとは異なる受け入れ条件が求められています。

したがって、十分な受け入れが可能か、受け入れを希望する市町や競技団体等と協議をしながら進めていく必要があると考えております。

一方で、議員ご指摘のとおり、パラリンピックのキャンプ受け入れを通じて、県民の皆様が直接選手たちと交流することによりまして、県民に勇気と感動を与えますとともに、障害者の方の社会参加意欲を高める効果も期待をされることから、県におきましても、誘致の有効性は認識しているところでございます。

現在、島原市におきまして、パラリンピック受け入れの意向があり、現有施設において、どの国のどの競技種目が受け入れ可能で、誘致の可能性はあるか、検証が進められております。

県といたしましては、こうした受け入れ意思を有する市町とも連携をしながら、ホストタウン登録国や駐日外国高官の関係者など、県が有するつながりを活用しながら、パラリンピックのキャンプ誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」について、条例の理解に関する現状認識とその取り組みについてのお尋ねでございますが、平成30年度の県政世論調査におきましては、条例に対する県民の認知度は43.3%でありまして、前回の調査の平成27年度の46.1%から低下をし

ている状況でございます。

ただ、一方、年代別では、高齢者の認知度が高く、若い世代が低い傾向にあります。20歳未満で認知度が21.2%から40.9%となるなど、40歳未満の若年層で増加が見られるものと認識をしているところでございます。

このようなことから、引き続き、学校での障害者差別禁止に関する人権教育、あるいはリーフレットの配布、そして、県の広報媒体の活用等により、全世代に対する普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、障害者差別の解消のためには、条例の認知度の向上だけではなく、「差別の禁止」や過度な負担にならない範囲で障害特性に応じた配慮を行う「合理的配慮」といった条例の内容につきまして、県民の皆様にご理解を深めていただくことが重要であると考えております。

このため、今年度から、公的機関や民間事業者等を対象に、障害のある方を講師に招きまして、「障害は周りの環境をみんなで変えていく」ということで解決ができる」という考え方、あるいは「合理的配慮」について学ぶ「障害平等研修」、これを実施してございまして、民間事業者や団体において、自主的な研修等を開催する動きも一方で出ております。

また、障害者や関係団体等から成る「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」、ここにおきましても、「子どもたちへの周知に力を入れてほしい」などのご意見をいただいておりますので、今後とも、障害者差別の解消に向けまして、条例の普及啓発と理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) 各ご答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、若干ではありますが、要望と再質問をさせていただきます。

まずはじめに、障害者雇用率についてであります。

これは、もう新聞等々で発表もされました。全国をはじめ県内でもこういった事態になっておりまして、障害者関係者の各団体、関係者の皆様は非常に憤りを感じておられました。今回のこのようなことがあったということを受けて、私は何よりも、県の落ちた信頼を回復させるには、やはり早期のそういった取組が必要であつたろうと思います。今回の年内の発表、そして、来年度に向けての取り組み等々、県から発表いただきましたが、その取組については、一定の評価はさせていただきたいと思っております。

まずは、その中で受験の障害区域の見直し、これまでになかった、身体障害者にあわせて、精神障害者、知的障害者を追加されるなど、また、年齢制限を引き上げられて、29歳を39歳、そしてまた、受験要件の中で不適切な表現がありましたのが、自力での通勤が可能であるかどうか、また、介護者なしでの職務が遂行できるかどうか、そういったものが外されたということでありました。

また、先ほど民間企業へのサポートをするために、知事部局においては、仮称でありますけれども、「ワークサポートオフィス」を設置、教育庁においても、同じく「ワークサポートグループ」をつくって、そういった障害者への雇用の増加を図っていくということでもあります。

先ほども述べられましたが、これ以外にも環境整備推進会議、また、相談窓口、各団体との意見交換場の設置、そして、何よりも職員への研修などの対応が盛り込まれております。計画として、このようにしっかりと立てられており

ますので、二度と起こってはならないことだと思います。今後の対応も含めて、県としてはしっかりと対応をとっていただきたいと思います。

ただ、この中で一点申し上げさせていただきますが、正規職員と非常勤職員の採用に当たって、その中で、特に正規職員にあって、身体障害者と知的障害者が、採用に当たって同じ試験等が検討されているというふうにお聞きしておりますが、そういった障害の度合いによって、やはり非常に厳しいものがあるというふうには思います。ですので、そういった試験にあつても、やはり精神障害者、知的障害者の方に合った試験内容にするとか、また、県でありますので、県行政という立場から、もっと広く雇用していくことができるよう、そういった障害に合った職種、職場の提供も必要であろうと思っておりますので、県としてはしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

また、それを遂行するに当たっては、先ほどありました意見交換の場、こちらの取組もしつかり行っていただきたいと思います。各団体、そういった関係団体等の意見を聞き、そういった障害者雇用の拡大に向けてのさらなる県の努力を要望しまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、安全・安心の取り組みであります。

申しわけありません。民間の活力の活用についてということを質問いたしましたが、こちらの方は答弁がなかったように思います。

そこで、今ありました、こういった防犯カメラというのは、全国的にも、今、犯罪に対して一つの抑止力として、絶大な効果を発揮している部分でございます。現在、200台目標の170台ということでもありますので、引き続き、これも県民の安全・安心のために、しっかりとした取

組をお願いしたいと思っております。

民間の活力の活用ということで、これもまた島原市の例になりますが、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

現在、島原市では、民間団体を活用して、主に子どもたちの通学路、公園、そして市営住宅など多くの人が行き来するところなどを中心に、市内33カ所に防犯カメラを設置しております。その防犯カメラを設置することとして利用されているのが自動販売機でありまして、1つ目は防犯カメラの電源確保のため、2つ目は、そのカメラの運営費、維持費を捻出するために、そういった自動販売機が活用されているという事例であります。

カメラの管理については、そちらの団体がされますが、自動販売機においては、その業者がすべて空き缶等の清掃、周辺の環境の管理、そういったものもすべて行って、電気代を含めて行政にかかる、要は島原市にかかる費用はゼロでございます。要は、「ゼロミッション」と言って、そういうふうな取組をされております。

そこで、市が協力しているのは、市有地として、これぐらいのテーブルのスペースだと思います。自動販売機を置くスペースを、要は無償提供して、そういった設置に努めているということでもあります。

先日、そういった無償提供のお願いがあるなど、実績といたらあれですけども、そういった認知度も広がりつつありますので、こういった民間の力も活用して、いわば県有地の、要はこういうふうなスペースを活用して、そういった防犯カメラの設置の取組もあると、事例として紹介させていただきたいと思っておりますので、これから研究、検討をぜひ行っていただきたいと思っております。

次に、3つ目として、国際線の就航と観光振興についてであります。

現在の取組をお聞きいたしました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。長崎県は、これまでにソウル線が、現在就航いたしました。過去に撤退をするなど、また、ただソウル線においても、あれはもう時間的な問題も多少あるかと思いますが、そういったところで搭乗率がなかなか厳しい状況のようでもあります。

そういった取組も含めて、この香港線、これは観光関係者の方にお話を伺いますと、非常に希望が高かった路線であるということでありました。他県の状況を見ても、長崎にぜひともほしいという線でありましたので、業界関係者もしっかりとサポートする、そういうふうな意見も伺っております。そういった意見もありますので、県もしっかりと、この香港線がさらに末永く続きますように、取組をしっかりしていただきたいと思います。

一方、先ほど部長答弁でありました「ふるさと旅行券」であります。

確かに、承知いたしております。全額国費として約7億5,000万円あって、県内観光の宿泊等浮揚としてつなげられたということでもありますけれども、現在、ご承知のとおり、北海道をはじめ全国に災害等が頻発いたしてございまして、この時は、熊本震災により九州支援という形でのこういった旅行券の発行でありました。現在は、東北以下北海道の方にそういったキャンペーン等が移ってございまして、やっぱり時期、時期なもので、もともと九州にこれまで来られていた方が、少しは北海道、または東北の方に支援をしようということで移っているようでございます。

先日、観光関係者の方とお話をいたしました。

数値的には、そんなに目に見えて落ち込みという感じはないけれども、確かに、数値的にはそんなに、何十%も、十何%とか落ち込んではいないけれども、そのような動きというのはひしひしと感じる。やはり国内旅行に向けた取組もさらに充実してほしいということでありますので、その一例としてあったのが、この「ふるさと旅行券」でありますので、「ふるさと旅行券」そのものではなくて結構ですので、やはり県内の国内旅行に向けた取組もしっかりとお願いしたいと思います。

4つ目として、国際大会のキャンプ誘致についてであります。

オリンピックの各国キャンプ誘致が、本県でも成功いたしております。ラグビーワールドカップにおいても、先ほど紹介がありましたように、長崎市でスコットランド、島原市でトンガ代表チームが来られます。こういったスポーツ競技、特に、一流選手の練習であったりとか、そういったものを見るということは非常に地域社会に与える影響、特に、子どもたちに与える影響があると思いますので、しっかりと取組をお願いしたいのですが、その中で私が強調したいのは、パラリンピックへの取組であります。

オリンピック、サッカー、ラグビーワールドカップは、選手やチームの競技力を競い合い、よりよい順位、メダルを目指すものでありますけれども、一方、パラリンピックは、順位は当然目指しながらでも、先ほど紹介したとおり、スポーツを通じて、何よりも子どもたちに与える影響が大きなものがあると考えております。

こういった点を踏まえまして、教育委員会教育長、このような考えについて、どのような思いを抱かれるでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教育委員会におきましても、現在、オリンピック選手やパラリンピック選手を学校に招聘して、講演や実技披露などを行う事業を展開しているところでございます。

特に、パラリンピック選手の経験談やメッセージを聞いた子どもたちには、子どもたち同士の会話の中に、おもしろい言葉が見られるとか、学校生活に大変好ましい変化があらわれているということを聞いておりますので、議員ご指摘のように、キャンプを通じて選手との交流の機会が増えることは大変望ましいことであるというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) 私も同感であります。ですので、今、オリンピックのキャンプ地誘致は続々テレビニュース等で紹介をされています。一方、同じ冠でありますオリンピック・パラリンピック、一方のパラリンピックに対しては、先ほど、一部バリアフリー化、また、その他いろいろ細かい点の調整が必要であるということでありましたが、そういったことを加味しながらでも、やはり地域に与える影響というのは大きなものがあると思いますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

九州の中で、今、パラリンピックの誘致に特に先進的に動いておられるのが田川市だそうです。田川市がドイツの代表チームの受け入れを非常に率先してやられているというお話をお伺いしておりますので、そういった事例も九州の中でもありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

これは私ごとでありますけれども、私はジュニアから高校時代まで競泳をやっておりました。

自分の経験から申し上げさせていただきますが、競泳をやっていたということで、先日、ポルトガル競泳チームが、オリンピック代表が、本県で短期間の事前合宿をやるということで、ぜひその練習を見に行きたいということで、担当課をお願いして許可をいただいたのですが、私がちょっと体調を崩しまして行けなくなってしまいました。本当に楽しみにしていたんですが。

自分が競泳をしていたということで、自分の体験でありましたことですが、長崎県には東島新次さんという競泳界では非常に知られた方がいらっしやいます。まずは、日大の水泳部の監督をされ、NHKの水泳の解説者、何よりもオリンピックをはじめ水泳日本代表のヘッドコーチを務められた方です。その方が、私の高校時代、長崎県の代表合宿の時に、長崎県関係ということで、長崎の水泳のレベルを上げるということで、1日ですけれども、指導に来ていただきました。

その時に、その1日の経験でありましたけれども、練習に対する取り組み方、考え方、そして、コーチ、指導者が選手に対しては何よりも、今日の練習メニューの目的をしっかりと伝えられて、全日本、もしくは世界レベルの練習を体験いたしました。本当に衝撃的な出来事でありました。その後に、自分の競技人生といたしますか、練習に取り組む、それからのことに対して、すごい影響を与えたということを今でも記憶いたしております。

そういったたった1日の経験でありますけれども、オリンピック選手、一流選手の本物の練習、また、パラリンピックの練習をはじめ取り組む姿勢であったりとか、これまでの努力、そういったものを見るということは、地域にとって非常に大きな影響を与えるものだというふう

に考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例についてであります。

この条例の認知度は、先ほど述べたとおりであります。本当に地道な取組が必要だと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

その中で、「合理的配慮」という考えのもと、これらの行政、やはり長崎県をはじめ行政は、これから先は当然のこととして行わなければならないということでもありますので、これは本当に一朝一夕でできるものではないと思いますので、しっかりした対応をお願いしたいと思います。

また、県民の皆様には、この条例で何をしなければいけないのか、そういったことが、多分、ご認識ができないんだらうと思います。私は、県民の皆様がこの条例で何をしなければいけないか、どういうことをしなければいけないかということではないと思います。周りには、気がつかないでいろんな障害を抱えた方がいらっしやる。まずは、まずはその方を、そのこと自体を理解してもらって、自分ができることを考えてもらう、こういうことでも、私は十分だと思います。そういった意識の醸成も含めて取組をお願いしたいと思います。何よりも根気強く取り組んでいく必要があると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

一つ質問をいたします。

先日、こういった支援団体の代表の方と意見交換をさせていただきました。そこで、そちらの会員の皆様、まず何を行われるかということ、「この条例の名称を覚えましょう」ということと言われたそうであります。ただ、「なかなか覚えられないので、この長い条例を、意味が伝

わるようにもう少し短くできませんか」という意見をいただきましたが、どうでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) この条例も含めて、この取組に関しては、先ほどもお話をしましたけれども、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」というのがございますので、議員、今ご紹介があった点につきましても、この中でもちょっと紹介させていただきまして、協議をさせていただきと思っています。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員-11番。

○11番(大場博文君) ありがとうございます。

ただ、調べた中で、各都道府県とも似たような条例の名称でございまして、少し厳しいのかなという感じはいたしておりますが、まずはご検討方、できればお願いしたいと思います。

時間が多少残っておりますが、以上で、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) (拍手)【登壇】公明党の川崎祥司でございます。

昨日、外間議員より、「調査なくして発言なし」とのお言葉がございました。これは公明党の前身、公明政治連盟時代の1963年、東京隅田川に大量のし尿が垂れ流され、住民が悪臭に悩

まされる公害問題が発生した折、悪質業者と都職員が事実を隠そうとする中を、先輩の都議会議員が、し尿運搬船の船底にまで入り、動かぬ証拠をつかむという体当たりの徹底した調査行動に由来するものであります。以来、「調査なくして発言なし」は、我々公明党議員の行動規範として連綿と受け継がれています。(発言する者あり) 外間議員、ご紹介いただきまして、まことにありがとうございます。(笑声・発言する者あり)

私も、7年半前、初の一般質問登壇に当たり、織田 長先輩、故江口 健先輩から、「川崎君、これは調べたのか。確認したのか。調査なくして発言なんかないんだよ」と、何度も何度もくぎを刺されたことを思い出します。

本日も、「大衆とともに」との立党精神を肝に銘じ、この行動規範を貫いて、今任期最後の質疑に挑みます。

知事並びに理事者の皆様、実りある答弁を何とぞよろしくお願い申し上げます。

1、平和行政について。

(1) 被爆75年の平和事業について。

先月、核兵器保有国と非保有国の溝を埋め、核兵器廃絶に向け、提言を行っていく「第3回賢人会議」が長崎市で開催されました。

両者の代表が、被爆遺構である旧城山国民学校を訪問し、被爆の実相に触れ、「長崎を最後の被爆地に」との共通の意志を示したことは、大きな成果と考えます。

また、被爆73年を超え、被爆者の高齢化が一層進んでいく一方、平和継承の若者たちが活動する姿に感銘を受けます。

このような中、2年後の2020年、被爆75年の節目を迎えようとしています。

皆様、「マリアの首、幻に長崎を想う曲」と

いう戯曲をご存じでしょうか。被爆で瓦解した浦上天主堂の保存をめぐる昭和30年代前半の長崎市を舞台として、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴える長崎出身の作家、田中千禾夫さんの作品です。

先日、知事は、この作品を映画化し、2020年、被爆75年に上映を目指す松村克弥監督一行の表敬訪問を受けられました。

「長崎が最後の被爆地でなければならない。この作品に出会い、何としても映画化し、世界に平和の尊さを発信したいのです」との熱い思い、県外の方々もこの節目の75年が、世界平和にとって大切な年と考えられ、平和行動を起こされています。

被爆75年、県も長崎市と連携した積極的な平和事業の展開が求められます。

特に、2020年8月9日は、東京オリンピック閉会日に当たります。世界の注目が集まるものの、そのことで「長崎原爆の日」がかすんではなりません。この機を活かし、日本に集う世界の要人たちに被爆の実相に触れていただけるよう、長崎訪問を促していただきたい。

さらに、閉会日の8月9日、11時2分、選手、役員、観客、そして、日本中の人々が、短くてもいい、黙禱をささげ、核兵器廃絶世界恒久平和の祈りを全世界に発信できるよう、オリンピック組織委員会に働きかけてもいただきたい。知事のお考えを賜りたく存じます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕川崎議員のご質問にお答えをいたします。

東京オリンピック閉会日で75周年の「原爆の日」がかすむことがないような取組について、お尋ねをいただきました。

長崎県は、被爆地として、核兵器のない世界

の実現に向け、平和発信に取り組んできたところであり、これまで節目となる10年ごとに事業を重点化して進めてまいりました。

被爆者の高齢化が進み、被爆体験の風化も懸念される今日、議員ご提案の東京オリンピックで来日される各国要人の来県、あるいは原爆投下時刻の黙禱などを働きかけていくことは、意義深いことであると考えており、長崎市、NGOの皆様方とも連携をしながら、被爆75年における平和の発信について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 知事、ありがとうございました。検討をいただけるということで、ぜひ2年後の8月9日、皆様に長崎の被爆の実相をぜひご体感をいただきたいというふうに思っております。

もう一つ提案がございます。

「私の街長崎が、原爆によって壊滅的な被害を受けてから14年しか経っておらず、まだ年端もいかない私でも、平和とは何か、大切なものであること、それがなければ恐ろしいものがこの世界を襲うかもしれないことをわかっていました」

これは、わずか5歳の時に、「ノーベル賞は、平和を促進するためにあるのよ」と母親から教わったノーベル文学賞受賞者カズオ・イシグロ氏の言葉です。

幼少期を長崎市で過ごし、今もなお、遠く離れたイギリスの地で被爆地長崎に思いをはせていただいています。

本県の名誉県民を授与され、知事、イギリス訪問の折は、「長崎に行きたい」とのコメントも賜ったとのこと、発信力のある方に核兵器廃絶世界恒久平和を訴求していただくことは大切

な取組の一環と考えます。

提案ですが、被爆75年の重要な年に、カズオ・イシグロ氏を招聘し、平和公園や被爆者との交流会開催などを企画してはいかがでしょうか、見解を賜ります。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) カズオ・イシグロ様の最初の長編小説は、原爆投下後の復興期にある長崎が舞台となっており、今年7月、ロンドンでの名誉県民顕彰式においても、幼い頃を過ごされた長崎への思いを話していただいたところがあります。

また、顕彰式後のインタビューでも、「若い世代へ原爆や戦争の記憶を引き継いでいく責任がある」とお話になるなど、平和への強い思いもお持ちいただいているところでもあります。

イシグロ様とお会いした際には、長崎訪問をお願いをし、イシグロ様からも、「ぜひ長崎を訪問したい」との意向をお聞きしたところがあります。

ただ、大変ご多忙な毎日をお過ごしいただいておりますので、実現できるかどうかわかりませんが、長崎市とも連携し、改めて来県を働きかけてまいりますとともに、来県いただいた折には、県民の皆様方との交流の機会も設けていただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) ありがとうございます。

執筆活動が大変お忙しいということは、私も報道の方から知るところでございます。

先日は、長崎市の方にも書簡を届けておられました。その時にも、「私の一部は長崎にある」というコメントもありました。これほど長

崎を遠い地から愛していただける、また、これが世界に非常に発信力がある方のご発言ということ考えると、決して、8月9日にこだわるものではございませんが、実現できるように、何とぞよろしく願いをいたします。

2、県庁舎跡地活用について。

(1) 整備の内容について。

質の高い文化芸術ホール、交流・おもてなし空間、広場を整備するとの方針は、跡地活用にかかる検討会議などの提言に沿ったものと認識をいたします。

一方、なかなか言葉だけではわからないというのが、実は偽らざる県民の声でございます。本来であれば、パースの一つでも示していただきたいところではありますが、その機能について、一つひとつ確認をいたしたいと思えます。

まず、はじめに、ホールについてですが、整備・運営はどういうスキームで行っていくのか。また、平成28年2月定例会で、採算面から1,000席程度との知事答弁でしたが、その規模感はどうなのか。さらに、どのような芸術を鑑賞できるのか。例えば、世界最高峰のクラシックオーケストラに来ていただけるのか。また、歌舞伎が見られるのか。市川海老蔵さんは来てくれるのかといったものが県民の関心事でございます。その質感について、具体的に伺います。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県庁舎跡地におけるホールの整備につきましては、跡地にかかる懇話会の提言を受けまして、県として検討を進めてきた中、長崎市から新たな文化施設の提案があったことから、これまで市との協議を行ってまいりました。

その中で、市の方から、県が検討してきた機能や規模に相当する質の高い文化芸術ホールを

市において整備・運営するとの考え方が示されておりまして、ホールの規模につきましては、1,000席から1,200席程度として、県・市の間で一定の共通認識を得るに至っております。

機能面では、県・市ともに、芸術性や専門性に高い公演への対応を考えておりまして、県としては、このホールにおいて、例えばロイヤル・コンサートヘボウのようなオーケストラによるクラシック音楽や、オペラやミュージカルのような本格的な演劇の公演などが行われることを想定しておりまして、県民はもとより、県外からの交流の拡大にもつなげたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 整備・運営スキームについてのご紹介がありました。市と随分詰められた話ということは承知しておりますが、例えば、底地について、無償、有償、さまざまなことがまだ決定していない部分があるかと思えます。今後しっかりと詰めて進めていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどは、具体的にロイヤル・コンサートヘボウのお話もありましたが、まさに世界最高峰の芸術がこの長崎の地で楽しめるように、しっかりとした質感を持った整備をお願いしたいというふうに思っております。

2024年から2025年というふうなことも伺っておりますが、ぜひ、こけら落としには、そういった皆様方に長崎でご披露いただけるように、そういった企画もまた考えていただきたいというふうに思っております。

次に、広場についてですが、飲食を含めたあらゆるイベントに対応できる設備を整えつつも、長崎のおくんち、こういったものも楽しめるスペースの確保、そして、利用者に便利な公共ト

イレも整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 広場につきましては、多彩なイベントによる賑わいと、県民、市民や観光客の日常的な憩いの場として、跡地活用の中心に据えることを考えておりまして、具体的なイベントとしましては、祭りや野外コンサート、物産展、今、議員ご提案のおくんちに関わる催しなどに加えまして、小規模なマルシェや食のイベントなどにも対応していくことを想定をいたしております。

これらのイベントの開催に当たっては、整形な一定の面積の広場を確保することに加えまして、電源設備や給排水設備などの整備が必要と考えておりまして、今後、基本構想を検討する中で、関係者のご意見もお聞きしながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、公共トイレにつきましては、多彩なイベントや日常的な憩いの場として、県民、市民のみならず、観光客も多く訪れることが想定されますことから、これらの多様な利用者に対応できるよう、跡地活用全体の中で、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) こと飲食につきましては、先ほど給排水設備のこともお話をいただきました。往々にして、衛生面で展開できないよということがいろんなところで課題としてあっていますので、万全の体制、関係者と確認しながら整備を進めていただきたいと思えます。

次に、交流・おもてなし空間についてですが、一体どのような機能を有しているのでしょうか。一定規模のハードの整備は必要と考えますけれども、情報コンテンツには、より一層力を注ぐ

べきと考えます。

長崎奉行所西役所や海軍伝習所など、現地が果たしてきた歴史的な役割はもとより、2つの世界遺産の情報発信も行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 交流・おもてなしの空間につきましては、主に観光客を対象とした跡地の歴史や県内の観光・物産などの情報発信機能のほか、観光客に加えて、県民、市民も対象とした人の滞留を生み出すような出島の眺望の確保や、広場と一体となったカフェ等の飲食機能などを整備することを想定しております。

このうち、情報発信機能については、岬の教会や長崎奉行所西役所、県庁などの重層的な歴史の発信によって、跡地を訪れる人の理解を深めることや、議員ご提案の2つの世界遺産を含む県内観光などに関する情報の発信によりまして、訪れた観光客を県内各地への周遊や、再度の来県を促すことなどを検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 今、ホール、広場、交流・おもてなしの空間、3点についてお尋ねをさせていただきました。

いずれにしても、賑わいを創出するという事は、共通の課題、テーマであろうかというふうに思っております。まさに、この賑わいが、今、欠如をして、県庁が移った後は、なかなか人の往来も乏しいということが地域の方から挙がっているところでございます。本当にこの再整備を県民が待っておられます。日程については、当初の建設着手時期を前倒しをして、早期に賑わいを創出すべきと考えますが、いかがで

しょうか。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 跡地の整備につきましては、周辺の地域の賑わいが低下しつつあり、早く進めてほしいという声があることは承知をしております。県としましては、総合計画において、平成32年度中の着手を目標としていることも十分に踏まえまして、対応をしまいたいと考えております。

今後、県議会におけるご議論をいただいたうえで、整備の方針を決定して、可能な箇所から先行して取りかかるなど、さまざまな工夫をしながら、整備に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 今は平成32年度、総合計画のうちに着手をすると、当初からのお話と加えて、できるところから供用していくというようなお話もございました。これの計画を立てて、全部ができてからはじめてオープンということではなく、できるところからぜひ活用できるように、また心を砕いて、知恵を出していただきたいというふうに思います。

3、自転車活用の推進について。

(1) 今後の展開について。

自転車イベントに対する県の認識を3月定例会でお尋ねをさせていただきました。

その折には、県外参加者の取り込みによる交流人口の拡大や、宿泊増をはじめ、地域特産物などのPRや消費の促進など、地域の活性化を図るうえで有効な手段であると示されました。

去る9月23日、長崎市伊王島を中心とした自転車イベント、「ツール・ド・ちゃんぽん」というイベントが開催されました。約700名のサイクリストが長崎半島を巡り、景色やご当地

グルメを楽しまれました。韓国からも参加されており、オープニングイベントでは、友好交流宣言も行われたところでした。その1週間後には、悪天候で中止したものの、「大村湾ZEKKE Iライド」が計画をされていました。

このように、県内各地でイベントが増えておりますので、国内外を問わず、より一層の交流人口拡大や地域振興を図っていただきたいと考えています。

そこで、イベントの開催地域や時期をバランスよく調整をしたり、ブランド化を担うような取組が必要な時期になってきていると考えます。ご見解を伺います。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県内におけますサイクリング型の自転車イベントですけれども、現在、長崎市、大村湾沿岸市町、対馬市の3地域で開催をされておまして、地域外からの参加者が全体の約4割から6割を占めるなど、地域の活性化を図るうえで有効な手段と考えております。

そのため、長崎県スポーツコミッションにおきましては、このような自転車イベントが県内各地域で広く開催されますように、イベントの事業効果や情報発信戦略にかかる人材育成セミナーの開催や、ノウハウや人脈を活用した主催者への支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、スポーツコミッションと連携しながら、地元の自転車イベント主催者と協力して、既存のイベントのさらなる魅力向上や、相互連携等についても検討を行いますとともに、本県のジオパーク、世界遺産、風光明媚な海岸線など、各地の特色ある地域資源と組み合わせた、国内外にアピールできる新たな自転車イベント

の開催に向けての働きかけや相互調整に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 相互調整を行っていただきたいと思っております。先ほど、1週間違いで大きなイベントが開催されました。少し間が空くと、両方参加をされた方がおられたのかもわかりません。少し、そういった、バランスよく時期が調整されると、リピーターも増えてくるのではないかというふうに思います。いよいよ県の出番じゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4、道路行政について。

(1) 県道113号線 岩屋橋交差点～長崎バイパス入口について。

まずは、当該区間の渋滞状況に対する県の認識を伺います。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 一般県道長与大橋町線の長崎バイパス入口から岩屋橋交差点間は、長崎バイパスと国道206号を結ぶ幹線道路であり、1日に2万台を超える交通量があります。

このため、交通が集中する時間帯においては速度低下が生じており、特に、帰宅時間帯において、文教町交差点では、郊外向けに最大200メートルの渋滞があることを確認しております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 1日2万台、帰宅時間帯、夕方の時間帯、郊外向けに200メートルの渋滞が発生をしているというご説明でございました。

私、毎日というぐらいあそこを使わせていただいております、恐らく200メートルとは言わないことをたびたび経験をいたしております。本当に長崎の最後の出口であるにもかかわらず、なかなか夕方の時間帯、あそこには高速バスの

乗降場所もありまして、本当に定時で運行されているんだろうかといつも思うんですけども、そういったことを考えると、あの区間については真摯に、前向きに検討すべきことかなというふうに思っております。

この課題について、もう2カ月近くでしょうか、所管課の皆様と意見交換をさせていただいております。その折に、「当該区間は、平成2年の長崎「旅」博覧会の時期に、時間帯で車線数を変更するリバーシブルの形態を経て、現在の長崎中心部向けに2車線、郊外向けに1車線になった。その後、平成18年、12年前、片側2車線ずつの4車線に都市計画決定がなされた」と説明を受けております。先ほどのご答弁より、渋滞状態にあるとの認識のもと、当該区間は、都市計画どおり、双方2車線化し、渋滞を解消すべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 一般県道長与大橋町線の長崎バイパス入口から岩屋橋交差点間の延長約1.6キロメートルのうち、長崎バイパス入口から市内方面に向けて、文教町交差点までの約0.6キロメートルは4車線区間であり、続く浦上警察署先までの約0.9キロメートル間については、右折帯やバスベイを設置した3車線、さらに、その先の岩屋橋交差点付近約0.1キロメートルは、4車線で供用しております。

議員ご指摘の3車線区間を4車線化することについては、渋滞解消に向けて、一定の効果があるものと考えておりますが、当区間の渋滞は、昭和町から文教町間の4車線区間に右折帯やバスベイがないことや、岩屋橋交差点の構造なども原因の一つと考えております。

このようなことから、沿道環境や接続する道路の状況及び周辺の道路計画や今後の交通量の

推移なども考慮しながら、当区間のさまざまな課題を整理する必要があると考え、まずはその基礎資料となる交通量調査を実施しているところ です。

県としましては、国道206号をはじめとする長崎市北部地域の渋滞対策について、平成27年度から長崎市、長与町及び時津町でつくる協議会で、さまざまな議論を行っており、今後、当区間についても、新たな検討課題として議論を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 今、詳しく当該区間の状況をお知らせいただきました。確かに、ポイント、ポイントではかなり難しい部分もあろうかと思いますが、そこが難しいから4車線化は難しいですよというような論にはならないように、先ほど新たな課題として協議会にあげていただくというご答弁がございました。今までは、いわゆる課題として協議もなさってなかったと、裏を返せば、そういうことかと思えます。その協議会にあげていただくということは一歩前進と評価をいたしますが、ぜひ、このところについては、もう推測にしかありません。調べていただきますけれども、なかなか答えが出ませんけれども、平成18年に都市計画決定で4車線にするということを考えますと、当時から、もうそういった状態にあったんじゃないかということが考えられます。

そう考えますと、もう12年、検討もされてなかったということが続いているわけですから、ぜひ協議会におきまして、真摯に検討いただいて、どうすれば解消できるのかということをごゆるしくお願いしたいと思います。後ほどまた触れさせていただきたいと思います。

5、県有地の有効活用について。

(1) 長崎振興局について。

県下の振興局の再配置には一定の方向性が示されており、長崎市大橋町にある長崎振興局も対象施設として検討がなされていると承知をしております。こちらは築58年と老朽化が進み、耐震化も施されていないことから、建物を活かした新たな活用については考えにくいのではないかと思料いたします。

交通至便で、飲食、買い物などの環境も整っています。この好立地を活かし、新産業の創出と雇用拡大に資する活用を図るべきと考えますが、県の見解を伺います。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 長崎振興局の大橋庁舎につきましては、議員ご指摘のとおり、築後58年が経過しておりまして、老朽化も進んでおります。また、耐震化もなされていない状況でございます。

その一方で、地方機関再編の基本方針に沿って、長崎振興局を含む県内地域の再編を行うためには、庁舎の確保が課題でございます。庁舎のあり方を検討するための庁内プロジェクトチームを設けて、組織のあり方と併せて検討を進めているところでございます。

長崎振興局の大橋庁舎を今後どうするかにつきましては、県南地域の地方機関再編の方向性を踏まえて整理をする必要がございます、鋭意検討を進めておるところでございます。

できるだけ早く、県民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 検討を進めていただきたいです。ぜひ進めていただきたいです。

この当該地は、長崎大学に隣接をしています。活用に当たっては、長崎大学のシナジーをぜひ

考えていただきたいと思います。

先ほど議論させていただいた県道113号の当該区間につきましては、大体19メートルの幅員が確保されておりまして、4車線化をするには、その範囲でおさめることも最初に検討すべきことかというふうに思いますが、そうすると両端の歩道を狭める必要があります。一方、その歩道は、今現在、広く確保されておりまして、景観に配慮した街路樹も整備して、無電柱化も推進していただいております。両サイドに文教施設が立地していることから、行き交う学生の姿も地域の活力維持につながっていると感じております。

問題となる1車線部分の長さは930メートル、そのうち約60%が長崎大学に接しています。よって、長崎大学にご協力いただき、1車線分をそのままセットバックする方法があるんじゃないかな。そうならば、純心学園の歩道には触れないため、工事費も抑制できるのではないかな。また、長崎大学を取り囲んだ倒壊が懸念をされている長いブロック塀の問題も解消するのではないかと考えたりもいたします。

いずれにせよ、道路整備については、長崎大学に深く関係してまいります。長崎振興局の活用も併せ、長崎大学周辺の活性化に向けた包括的な協議を長崎大学側に持ちかけてみてはいかがでしょうか。知事のご所見を賜ります。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 今、ご質疑等をいただきましたように、大橋の長崎振興局の活用に関しましては、地方機関再編の方向性を踏まえながら判断をしていくということになりますけれども、現在、再編について検討を進めているところであります。

そして、また、先ほど土木部長がお答えをい

たしましたように、一般県道長与大橋町線の渋滞解消に関しましても、交通量調査等を実施している段階でありまして、今後の検討課題と考えているところであります。

将来的には、長崎大学とも協議を重ね、検討を進めていく可能性もあるのかもしれませんが、今申し上げたような状況でありますので、現時点で、具体的な形で長崎大学と協議できるような環境にはないのではなかろうかと思っているところであります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) ささまざまな課題がある中に、整理をしながら協議に臨む、これは当たり前の話ではありますけれども、確かに今、すぐすぐということについては、まだ整理もついていない状況かと思えます。しかしながら、こういった課題もあるということ、今、指摘をさせていただきました。どういったことができるかということについても、こんな課題が議会であげられているんですよと、そんな話をするにはできるんじゃないかなというふうに思えます。

私情を挟んで申しわけありませんが、知事、お互い学ばせていただいたところでございますので、どうかその辺のところを気軽にご相談をされるということもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6、公文書の管理について。

(1) 公文書に対する知事の認識について。

森友学園、加計学園、自衛隊の日報保管など、国における公文書の取扱いについて、重大な問題が発生をしました。本県においても厳正に管理すべきです。

まずは、公文書について、知事の認識をお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 県の公文書は、県職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、県職員が組織的に用いるものとして県が保有しているものであり、公文書の管理を適切に行うことは、県政を適正かつ効率的に運用するうえで極めて重要であると考えております。

また、公文書は、県の諸活動や歴史的事実の記録でもあり、現在、将来の県民に対して説明責任を果たすために必要な県民の貴重な知的資源であると考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) ご認識を確認させていただきました。

現在、公文書の管理基準はどうなっていますでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 県におきましては、文書事務の適正かつ能率的な処理を図ることを目的に、「長崎県文書取扱規程」を定めておるところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) 管理基準は、文書取扱規程ということで確認をさせていただきました。

(2) 公文書管理の現状について。

公文書の厳正な管理と運用というテーマについて、お尋ねをいたします。

県政推進には、公文書を存分に活用すべきです。これは、先ほどの知事のご答弁にもあったというふうに思います。しかしながら、膨大な量を相手に、効率よく業務を遂行するため、デジタル化は有効な手段と考えます。業務に活用しやすいよう、デジタル化を推進すべきではないでしょうか。

働き方改革並びに障害者雇用の促進にも資するテレワークの環境整備にもつながっていくと考えますが、見解を伺います。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 県におきましては、新庁舎への移転に合わせ、個別フォルダーを中心とした検索効率の高い文書管理手法を導入いたしました。また、文書保管スペースの削減や、紙使用量の削減、情報の共有化による事務処理の効率化を図るために、決裁をパソコン上で行う電子決裁の推進や、県に対する申請等をインターネットで行う電子申請に取り組むなど、文書のデジタル化を進めているところでございます。

電子決裁システムの利用件数でございますけれども、平成29年度8万3,630件、これは平成25年度と比べまして約3.6倍増加しております。

また、電子申請につきましても、昨年度3,799件、平成25年と比べまして1.5倍増加しております。行政文書のデジタル化は一定進んでいるものというふうに考えておるところでございます。

今後も、電子決裁などを進めますとともに、電子決裁文書以外の公文書につきましても、デジタル化の取組を進めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) (3)公文書の厳正な管理と運用について。

先日もペーパーレスの話がありましたが、物理的なペーパーで保管する。それをまた、書庫に行って探して、そして次に活かすということ考えると、極めて時間がかかるわけございまして、今、デジタル化をすることは、将来にわたる県政の業務の効率化に必ずつながっていくというふうに思いますので、これはテキスト

文書にとどまらず、一定の図面等々も、すぐ検索できるようにデジタル化を推進していただきたいと思います。

公文書は、県民の重要な財産でありますけれども、これらを厳正に管理する「公文書館」は、この長崎県には存在をいたしません。整備が必要と考えますが、見解を伺います。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 「公文書館」についてでございますが、他県では、歴史的、文化的価値を有すると認められる歴史的文書は、数万点から数十万点を保存いたしておりますが、本県は、昭和20年の原子爆弾による火災、また、昭和25年、立山庁舎の火災により、戦前の公文書のほとんどが焼失をいたしております。

このことから、独立した公文書館ではなく、現在、計画中の「県立図書館郷土資料センター(仮称)」の中に、歴史的文書のスペースである「公文書コーナー」を設置し、公文書館の機能を持たせることといたしております。

現在、公文書コーナーの開設に向け、運営方法等について、郷土資料センターを所管している教育委員会と協議を進めているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) 今からも、当然、莫大な量が出てくるんでしょう。デジタル化を推進しますので、なるべくそういった物理的なことについては抑えていく方向なのかもわかりませんが、やはり新しく整備する郷土資料センターに、そういったものをきちんと位置づける、公文書については厳正に管理をしている、こういった県の姿勢を示していただきたいというふうに思います。

次に、機密文書について、お尋ねをいたしま

すが、資源循環との観点から、現在、古紙リサイクルに供しておりますけれども、文書の性質上、厳正に取り扱われるべきものでございます。処分に当たっては、専門家が示す処理ガイドラインに沿った取扱いとすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 県では、機密文書の処理を行う場合は、委託先の処理業者へ事前調査を行いますほか、機密文書の運搬の際にも、職員が処理場まで追走し、処理場での処理を確認するなど、その処理には厳正に対応をしているところでございます。

議員ご指摘の専門家の示すガイドラインにつきましても、望ましい取扱いを推奨するものとして、公益財団法人古紙再生促進センター作成の「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」、こちらでございますが、ガイドラインの目的である「セキュリティの確保」と「リサイクルの推進」の両面から内容を確認いたしましたところ、本県の機密文書処理は、ほぼこのガイドラインに沿ったものでございました。

しかしながら、機密文書を取り扱う社員を対象に定期的に研修を行うことなど、仕様書に明文化していない項目もございますので、必要な項目を検討し、来年度の仕様書に反映をさせてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員-17番。

○17番(川崎祥司君) さまざまな名だたる企業が不正を行って、日本中を揺るがす、そういったものが実際起こっております。いろんなことをきちんと整備をしても、やはり故意、故意じゃないにかかわらず、やはりエラーは発生をするものでございます。そういったことから、県民の希少な財産が、いわゆる情報漏えいでも

って県民に損害が及ばないように、厳正に取り扱っていただきたいと考えます。

ただいまは、公文書に関する管理の現状、活用の推進、保管のあり方、そして、処分について見解を賜りました。

先ほど確認をいたしました公文書の取扱いルールでございます「長崎県文書取扱規程」、この目的にこう書いてあります。「文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書事務の適正かつ効率的な処理を図ること」、実は、これだけの記載が目的なんです。

本来、公文書が持つ、先ほども知事も触れられました。県民の知的資源である財産である、また、県民が活用できること、また、利用による行政運営の適正かつ効率化や、県民への説明責任を全うする、こういった使命をこの「長崎県文書取扱規程」は、残念ながら定義をしておりません。さらに、公文書の保存期間や、期間満了後の処分、さらに、歴史的文書の収集及び保存についても、規程にとどまっているため、県の裁量でいかようにも変更できることになっています。

つきましては、公文書は、県民の財産であるとの共通認識のもと、公文書が持つ意義を十分に踏まえながら、厳正な管理並びに行政運営の適正かつ効率化を図るため、「長崎県文書取扱規程」の上位に当たる管理条例の制定が必要と考えますが、見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 公文書につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、「長崎県文書取扱規程」に基づきまして管理を行ってきております。

その一方で、公文書の範囲でありますとか、文書のデジタル化、歴史的文書の保存、文書の

廃棄などにおいて課題があることも認識をいたしております。このことについては、整理・検討が必要だと考えているところでございます。

ただ、先ほどご答弁をいたしましたとおり、現行の文書取扱規程、こちらは必要に応じて適宜見直しを行っているところでございまして、例えば、機密文書の取扱など、特別問題も生じていないところでございます。そういうところでございますが、今後、公文書の取扱や管理についての規程につきましては、どのような形式の定め方がふさわしいのか、検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 明確な条例制定に向けての検討というお話ではありませんでしたが、冒頭の知事のご発言、知的財産、県民の財産、予算については議会で議論をいたします。知的財産は、議会で議論ができない、今、そういった状況にあります。規程と条例の大きな違いはそこでありまして、ぜひこういったものを議会で、我々県民の代表として参っているわけでございますので、この県民の知的財産がどういう取扱をされているのか、活用されているのか、保存されているのか、しっかりと議論する、そのための条例制定を求めているわけですので、ぜひ、それに向けてのご検討をお願いしたいというふうに思います。

7、ユニバーサルツーリズムについて。

(1) ユニバーサルツーリズムの構築について。

高齢者や障害をお持ちの方、幼いお子様がいらっしゃるご家族の方々が訪れやすい観光地をつくる、これがユニバーサルツーリズムでございます。

2020年度までの「長崎県観光振興基本計画」

においては、「受入体制の整備と情報発信と誘客対策」とのテーマで、ユニバーサルツーリズムの推進をうたっています。あと2年、これまでどう取り組んでこられたのか、残念ながら、成果を実感できないところでございます。国際観光都市として、空港や駅など、主要な観光客の入り込み口には、貸し出し用車いすやベビーカーを常備し、加えて介護を必要とする方々に対応できるスタッフの配置など、受入体制を早急に整備すべきです。県の姿勢を伺います。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 県は、これまで、バリアフリー情報の発信や、相談窓口の運営、車いす貸し出しなど、ユニバーサルツーリズムに取り組む団体への支援を通じた受け入れ体制の整備を進めてまいりました。

一方、高齢者や障害者の方々が旅行する際は、家族同伴や介護タクシーの手配など、特別な移送サービスが必要となるなど、付加価値の高いサービスが伴い、一定の需要もあることから、今後、新たなビジネスとして成り立つ可能性があるのではと考えているところでございます。

このため、ユニバーサルツーリズムを継続性のあるビジネスとするに当たっての課題を洗い出し、改善に結びつけていくため、県内の介護事業者や宿泊施設、旅行会社などと連携したモニターツアーの実施についても検討しているところでございます。

検討に当たりましては、県内にはユニバーサルツーリズムに意欲的に取り組む団体、さまざまな推進団体がございますので、これらの団体の方ともよく相談して、今後、連携もしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 何万、何十万、何百万

という方がお越しいただける、そういった観光施策を検討し、推し進める県にあって、なかなかまだ需要が少ないというところがあるのかもわかりませんが、私はまだスタートについたばかりだというふうに思っておりまして、既に、一生懸命頑張っておられる皆様方がいらっしゃいますので、しっかりと連携を取っていただいて育てていただくということ、そして、私はこのユニバーサルツーリズムが推進、普及するに当たって、例えば、いろんな坂、階段、そういったものが魅力の長崎なのかもわかりませんが、一定のバリアフリーが進む、また、公共交通のバリアフリー化が進む、そういったこともきっかけといたしますか、そういったことにつながっていくのではないかとこのように思いますので、ユニバーサルツーリズムの推進、ご支援を何とぞよろしくお願いをいたします。

8、水産業の振興について。

(1) 事業継続について。

生産量、産出額とも、全国2位の本県の水産業は、本県経済の屋台骨であり、いつ、いかなる時も生産活動をストップすることがあってはなりません。東日本大震災から、はや8年を迎えようとしておりますが、大規模災害のため、いまだ被災地は復興を成し遂げていません。本県も、自然災害に強い水産業のあり方を求める必要があります。

そこで、災害に対する備えとして、主要漁港の事業継続計画、いわゆるBCPは策定をされているのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 漁港における事業継続計画、いわゆるBCPは、大規模災害時に漁業地域が一体となって水産物の生産・流通を早期に再開するための事前対策を定めた計画であ

り、水産庁において、東日本大震災の被害状況を踏まえた「BCP策定ガイドライン」が示されております。

県といたしましては、県内の流通拠点である4つの漁港におきまして、本ガイドラインに沿って、平成32年度までにBCPを作成することとしており、まずは長崎漁港及び奥浦漁港におきまして、平成30年度末をめどにBCPを策定することとしております。

今後とも、災害時において、水産物の生産・流通に与える影響を最小限に抑えられるよう、流通の拠点化を進めながら、必要なBCPの策定に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 具体的に、主要漁港は策定を推進されるということを確認いたしました。

水産業におきまして、生産から、流通、加工まで、最も優先すべき対策は鮮度保持というふうに考えています。さまざまなこと、一つでも確かにそれは損害が起こると大変なことでありますが、この鮮度というのは、もう何よりも優先すべきものというふうに思っています。

よって、氷の安定供給は不可欠であり、そのための水の確保は重要です。本議会でもたびたび議論をされておりますが、長崎漁港の水産加工団地における給水問題については、当該設備が老朽化をし、更新が必要なものの、民間の事業だとのことで、「県は、支援できない」としていました。とはいえ、最も重要とされる水や氷の供給を維持し、本県の主要産業を守るためには、早期に解決すべき課題と考えます。対応に当たり、県の姿勢を伺います。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 加工用水の確保につ

きましては、新長崎漁港の加工団地に立地する水産関係企業にとって必要不可欠であり、漁港全体の活性化のためにも重要であると認識しております。（発言する者あり）

現在、この給水施設を所有する長崎漁港水産加工団地協同組合と施設の具体的な改修内容やその他の関連する事業構想も含めて協議を実施しており、引き続き、団地協と連携を図りながら、当該施設の改修に向けて、水産庁と協議してまいります。

○副議長（徳永達也君） 川崎議員－17番。

○17番（川崎祥司君） 今、水産庁と協議をしてまいりますということでした。これまでは、たしか有利な起債でしょうか、そういったものをご紹介するというようなこと、起債ですかね、有利な融資のご紹介というようなことが答弁であったかと思いますが、水産庁と協議をされているということであれば、一定何がし方向性が見えてのことだというふうに思っております。

そういった意味では、一步踏み込んだ支援というか、県の関わりを持っておられるというふうに認識をいたしました。どうか、この重要である水や氷の供給確保に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

9、性の多様性を認め合う社会の構築について。

(1) 課題に向き合う姿勢について。

時に性的少数者と称され、県事業もそう表現をしていますが、幾つかの調査結果を見ても、7から8%、実に13名に一人の方が性について悩みを持っていらっしゃるかとされています。

本県に置き換えれば約10万人になります。よって、私は全く少数者とは思っておりません。よって、「多様な性」と申し上げているところでございます。

本年、県も力を注ぎ、理解醸成に取り組んでこられ、先月21日に開催された「LGBTフォーラム」も各層の多くの方が参加をされてきました。当事者が歩んでこられた壮絶な人生を目の当たりにし、驚愕するとともに、理解し、認め合える社会構築を急がなければいけないと感じたところです。

前々回、同僚の宮本議員から、県内における当事者の声をしっかりと吸い上げ、施策を講じるべきだとの提案がありました。大事な視点です。当事者の皆様に、この長崎がどう映っているのかは最も知りたいところです。

そこで、施策の構築に当たっては、現状把握と分析は不可欠であり、県内当事者の実態調査は早期に着手すべきです。県の決意を伺います。

○副議長（徳永達也君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 県内の性的少数者にかかります実態調査につきましては、調査に答えていただける方をどのようにしてリストアップしていくのかという難しい点があるため、その調査方法について、当事者団体のご意見もお聞きしながら、研究を進めているところでございます。

そのような中、県内の当事者団体においては、定期的に交流会などを開催されておりますので、まずは、こうした活動に参加されている方や、理解を示されている方などを対象といたしまして、日常生活の中で困難と感じていること、地域社会に対して望んでいることなどについてアンケート調査を行い、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

今後、その具体的な実施方法について、関係機関とも協議しながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（徳永達也君） 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 研究していくということが半年前の答弁でありましたが、今は、交流会に参加される方にアンケート、こういったことをきっかけに前に進めているということでございましたので、前に進んでいるというふうにご認識をいたしました。早期に掌握をしていただいて、次の施策を講じていただきたいと思います。

この認め合う社会づくりに向けて理解を促進するためには、一過性のイベントなどに加え、パンフレットの作成やSNSを通じた情報発信など、継続して取り組むべきと考えます。いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 性的少数者の人権につきましては、女性や子ども、高齢者、障害のある方などの人権と同様、県の「人権教育・啓発基本計画」の重要課題と位置づけておりまして、これまでも研修会を開催するとともに、本年度は新たにLGBTフォーラムやロゴマーク募集を実施するなど、教育啓発に努めているところでございます。

こうした中、先般行われました県政世論調査においては、性的少数者の認知度は約5割にとどまり、また、差別をなくすための取組として周知・啓発を選んだ方が最も多かったことから、引き続き、効果的な啓発事業を進める必要があるというふうにございます。

そのために、来年度は、性の多様性について、わかりやすく解説したパンフレットを専門家や関係者の意見を踏まえながら作成することとし、各種研修会をはじめ学校や職場など、さまざまな場面で活用することにより、広く理解促進を図ってまいりたいというふうにございます。

加えまして、議員からご指摘がありましたSNSの活用につきましても、県民の皆様がスマートフォン等で迅速に情報を得ることができるよう、ツイッターやフェイスブックでの情報発信を行うなど、しっかりと周知・広報に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) ありがとうございます。

本年は、先ほどのフォーラム、そして相談デーの設定、さらには、啓発のロゴマーク、先般発表がありましたけれども、ロゴマーク、こういったものを本年の事業として取り組まれました。来年は、さらに継続的ということパンフレット、SNSへの活用、そういったことも今お話をいただきました。具体的に前に進めていただいて、当事者に寄り添った形で施策を進めていただきたいと思います。

先月のフォーラムで、当事者の皆様が共通して語られた中に、自身の性自認の時期が学生の頃だったということがありました。先生や友人たちの何気ない一言で心に大きな傷を負ったとも打ち明けられました。よって、性自認する学生の時期において、多様性を認め合う風土の構築が重要と考えます。

本県は、学校現場において、課題にどう向き合っておられるのか、また、人権教育は授業で取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県教育委員会におきましては、LGBT等性的少数者の児童生徒にかかる相談や、学校の配慮等の把握を目的に、県内の市町教育委員会及び県立学校に対して、平成29年度中における状況調査を本年5月に実施をいたしました。

その結果から、学校の対応として、更衣室、

トイレ、服装、呼称、呼び方ですね、水泳の授業、運動部活動、修学旅行時の部屋割りや入浴等について配慮がなされておりました。

現在、この調査結果等を活用し、各種研修会を通じて、教職員が性的少数者についての認識をより深める取組を行っており、今後も、児童生徒及び保護者に対して、きめ細やかな対応ができるよう資質向上を図ってまいります。

なお、人権教育につきましては、これまでも啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用し、性的少数者の理解や対応について指導するとともに、中学校の「道徳の時間」や高等学校の「家庭」等において、性のあり方の理解を深める授業を行っているところです。

今後、さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携を強化しながら、各学校における支援体制の充実を図るとともに、性の多様性についての正しい理解と認識を深め、人権が尊重される学校づくりに努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 川崎議員－17番。

○17番(川崎祥司君) 一定取り組んでおられることは確認をいたしました。

私も、幾らか先生にお話を聞いたこともあるんですが、やはり満遍なく皆様そういった研修会に出る、とにかくお忙しいので、出られない状況もあろうかというふうには思いますが、やはり基本的な知識を持って接していただけたということは、極めて大事なことかなというふうに思います。ぜひそういったことも進めていただきたいと思います。

岡山県倉敷市の教育委員会だったと記憶しておりますが、また、北九州市の教育委員会、これも先生方に理解を深めていくための本当に特化したパンフレットもつくって、もうどんどん

進めておられました。こういったことを読むだけでも、随分と接し方、考え方、こういったものが認識が改まってくるというふうに感じました。ぜひパンフレットも一定つくっておられることも承知をしておりますが、より充実したものを、新しい知識も入れ込みながら進めていただきたいと思います。

以上で、終了いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) (拍手)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

本日は、遠くから議場まで傍聴においでいただき、ありがとうございます。

県議会ホームページ、インターネットで視聴いただいている皆さん、時間をとっていただき、ありがとうございます。

県民から寄せられたご意見をもとに、以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) カジノ誘致による県民生活への影響についての見解。

鳥畑与一静岡大学教授は、カジノ推進者は、カジノはあくまで集客のための一つのコンテンツと言うが、ラスベガスでは、ギャンブルに初めての客は1%だが、滞在中にギャンブルを行った客は74%。さまざまな訪問者をカジノに誘

導し金を落とさせ、リピーターにしていく仕組みがラスベガスというまちだ。施設全体で集客し、カジノで集中的に利益を上げる仕組みがIRである。ラスベガスでさえ海外の訪問は16%。スロットマシン中心で、少額でこつこつ永遠とかけ続ける老人、女性が多い。ハウステンボスの海外入場者は約7%。カジノは、佐世保市民、長崎県民が対象となると指摘しています。

カジノ誘致は「長崎県民をギャンブル依存症の危険にさらす」ということから、カジノ誘致反対の市民運動、県民運動が広がっています。カジノ誘致による県民生活への影響をどのように認識しておられるのか、知事の見解を求めます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 堀江議員のご質問にお答えいたします。

カジノ誘致に伴うギャンブル依存症についてのお尋ねでございます。

「特定複合観光施設区域整備法」、いわゆるIR整備法による日本型IRは、カジノ施設のみならず、国際会議場、展示場、宿泊施設をはじめとする、さまざまな誘客施設が一体となった総合的なリゾート施設であり、交流人口の拡大、雇用の創出、ひいては定住人口の拡大が期待できることから、誘致を推進しているものがあります。

ギャンブル依存症の問題がありますことは十分承知しているところでありますが、その対策をしっかりと講じることが重要であると考えております。

国は、一連の法整備の中で、IRに起因する依存症防止対策として、マイナンバーカードによる厳格な本人確認や入場回数制限、本人、家族からの申告による利用制限措置及び相談窓口

設置など、重層的、多段階的な制度を講じることとされているところであります。

また、国がモデルとしておりますシンガポールでは、IR開業に向けて、依存症の実態調査、予防教育、支援サービス等を担う組織を立ち上げて対策を講じた結果、国民のギャンブル依存症有病率は、IR開業前に比べて減少しているというお話をお聞きしております。

県といたしましても、国が行う依存症対策と連携しながら、先進事例を参考に対策を講じ、本県の活性化につながるIRを実現してまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員—16番。

○16番(堀江ひとみ君) 県民生活への影響があるのかという私の質問なんですけれども、それは知事、IRはどのような施設であるかというお話がありましたが、県民生活への影響はないという見解ですか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお答え申し上げましたように、ギャンブル依存症の側面から考えた場合に、十分な対応策を講じることによって、いわゆるギャンブル依存症有病率等は減らすことができるという実績も示されているわけでありますので、要は、日本においては、そのほかの要因もあって、依存症の割合が比較的高いと、こう言われているわけでありますけれども、そういった面を含めて、しっかりとした対策を講じることによって、そういった状況を克服できるものと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員—16番。

○16番(堀江ひとみ君) カジノ誘致による県民生活への影響は、私はあると思う。それは県

民が依存症の危険にさらされるからですね。知事は、ないと言う。それは依存症を十分に対策をとるからだということですよ。言い換えれば、依存症対策は必ずとらなくてはなりません。

カジノを誘致すれば、ギャンブル依存症がもれなくついてくる。カジノ誘致とギャンブル依存症対策はセットで考える。この点は、私も知事も同じ認識と理解していいですか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げましたように、さまざまなご懸念をお持ちの方々も数多くいらっしゃるわけでありますので、そういうことにならないように十分な対応策を準備し、講じていく必要があるものと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) カジノを誘致すればギャンブル依存症がもれなくついてくるんですよ。だったら、ギャンブル依存症防止策は、発生原因となるカジノを誘致しない、このことではありませんか。

ギャンブル依存症の危険にさらされるのは県民です。県民を犠牲にしてまでカジノ誘致は進めるべきのものなのですか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお話をさせていただきましたように、ギャンブル依存症の有病率等については、諸対策を講じることによって、これを減らすことができるという実績が示されているわけでありますので、そういった施策を講じることによって、克服できるものと考えているわけであります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) カジノを誘致すればギャンブル依存症がついてくるんですよ。ギャ

ンブル依存症は、もちろんいろいろあります。ですが、このカジノを誘致することによっての依存症というのは発生するわけですね。ですが、知事は、それは対策をとれば減らすことができる、そういう見解ですね。しかし、ゼロではないんでしょう。依存症が発生するんでしょう。そうであれば、それは県民を犠牲にすることではないかというふうに思うんですよ。

地方自治は、私が申し上げるまでもなく、住民の福祉の増進を図ることを基本とします。だからこそ、県民を犠牲にしてまで、このカジノを進めるべきものなのかと疑問に思うんですが、再度お答えいただけますか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) カジノを導入するに伴って、一人もギャンブル依存症が生じないということまでは考えておりませんが、対応策を講じることによって、そういった課題については克服できるものと考えております。

それに対して、そういったマイナス要因もあるかもしれませんが、冒頭申し上げましたように、大変厳しい状況にある本県の経済状況等を考えた場合に、それに加えて、さまざまなプラス要因が期待できるわけでありますので、そういったことを総合的に考えた場合に、やはりこのプロジェクトを進めていく意義があるものと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) カジノを誘致したら、ギャンブル依存症、県民発症ということについては、一人も生じないとは考えていない。けれども、知事は、それ以上に経済効果なり、いろんな意味があるんだということを言いたいんだと思うんですが、私は、逆に、住民の福祉の増進を図るとというのが地方自治体の仕事であれば、

一人も生じないとは考えていない、県民がギャンブル依存症の発生になるんでしょう、危険にさらされるんでしょう。そうであれば、私は、そっちの方を優先して、カジノは、県民を犠牲にしてまで誘致をするべきではないというふうに思いますが、見解を求めます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたように、既存のギャンブル依存症の方々を含めて十分な対策を講じる、そういうことによって、シンガポールの事例でも示されておりますように、IR開業の前よりも減少するような効果が得られているということでもありますので、そういった対策をあわせて十分に講じていくことが重要ではなかろうかと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 私は、県民を犠牲にするという言葉を使いましたが、知事は、あくまでもカジノを推進する。

しかし、知事、報道によれば、ハウステンボスの沢田社長は、一昨日開いた決算発表会見で、カジノを含む統合型リゾート構想について慎重姿勢を示されました。IRは全世界にある。国内にもでき、競争原理が働く。よっぽど差別化されたものをつくらないと競争に負ける。せっかくハウステンボスは黒字で安定経営をしているのだから、もし我々が参加するのだったら、慎重にやりたいと会見で述べておられますが、これは長崎県の姿勢は前のめりと言えるのではありませんか。

ハウステンボスにつくるというんでしょう。でも、ハウステンボスの社長が慎重にと言っているじゃないですか。どうなんですか。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) ご指摘の報道に

つきましては、このIRについては、大きな投資を伴う事業であるということ、それから他の地域との競争の中で区域の指定を受けていけないといけないということ、そういったことを含めての慎重に、それから特色のあるIRを実現していかなければいけないという、そういうご意見であったものと私どもは受け止めております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) カジノは、窓のない部屋で24時間眠ることなく続けるギャンブルです。偶然性へのかけであり、かつ快感、負ける喪失感が繰り返し脳内にすり込まれていきます。滅びるまで遊ぶ、あり金なくなるまでかけるのです。依存症対策の最たるものは、依存症の原因となるカジノを導入しないことです。

外国観光客の増加を過去10年間で見てみると、シンガポールが169%増に対して、日本は461%増と、カジノがなくても外国観光客は増えていきます。

カジノに頼らない地域振興策、観光振興策を求めて、次に移ります。

2、県民の暮らしを下支えする土木工事のあり方について。

(1) 壱岐市における街路改良工事について。

壱岐市で、15年の歳月をかけて既に終了した工事です。壱岐の方から、私に訴えがありました。市や県に対し、道路や公共施設のために土地を提供してきた。街路工事の被害に対して、長崎県の対応は不誠実で、不信、不満であるというのです。

この街路改良工事に隣接する個人所有地で、母屋や隠居、アパートが傾斜、傾きました。特に、隠居の壁は落ちて、住める状況ではなくなりました。また、家も基礎にひびが入るなどの

被害が発生しました。

さまざまな経緯を経て、長崎県と所有地個人との間で補償契約が取り交わされました。しかし、所有地個人にとっては納得いく説明や話し合いの場もない中での補償契約を交わすことになったために、納得がいかない状況が今も続いています。

そこで、質問します。

工事では、岩盤を砕く大型削岩機が建物と隣接したところで使われたり、非火薬、低振動の「ガンサイザー」での工事が行われました。「長崎県は建物などの事前調査をしていない」との指摘があります。見解を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 平成20年度の切土及び大型ブロック工事における岩盤掘削では、岩盤が非常に硬く、また家屋が近接する状況であったため、大型削岩機よりも破砕力は高いものの、振動、騒音の発生時間を短縮できる非火薬系の破砕工法「ガンサイザー」を採用しました。

周囲の建物に影響が生じる可能性を考慮し、工事箇所に近接する範囲で事前調査を実施しましたが、実際には、想定よりも広い範囲まで建物等に被害が生じており、結果的に、調査を行っていない建物がありました。

これらの事前調査を行っていない建物も含め、工事完了後に事後調査を実施し、被害状況を確認のうえ、補償額算定に反映しているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 隣接する範囲、近くの範囲まではしたんだけど、結果としては、それ以外に被害が及んだということですね。だから、私が指摘をした、長崎県は建物などの事前調査をしていないでしょうということにつ

ては、これは当たっているということでもあるんですね。

1、2、3、4、5、ここの5棟については事前調査を行った。しかし、工事の結果、この5棟に加えて、1、2、3、4、5、6、7、8、さらに8棟被害が発生するという場所が出たんですよね。だから、この8棟については調査をしていなかったんですよということを言ったんですね。確認のため、再度答弁を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 事前調査の調査範囲の基準は特にございませんが、現場ごとに検討して範囲を決定しており、当該箇所では、道路沿いの建物を基本的な調査対象とし、念のため、その隣の建物も追加し、5棟としておりましたが、当該の方が主張されるように、工事後に被害が生じたということでしたので、改めて追加調査を行っておりまして、追加で8棟の事後調査を行いました。また、その後、2棟も追加調査を行って、補償額の積算を実施しているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 事後調査の話をしているんじゃないんですよ。事前調査をしていないんでしょう、長崎県はという指摘に対して、どうなんですかという質問に対して、5棟は、建物の5つについては事前調査をしましたと。しかし、8棟はしていなかった。そうすると、今の答弁だと、さらに2棟、つまり10棟は事前調査をしていなかったということをおっしゃるのですか。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 事前調査をしたのは5棟だけでございます。その他については、事後の調査になります。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 事後の調査ということは、事前調査を10棟はしていなかったということですね。

そこで、質問します。

部長がよく言われるでしょう、県民の暮らしを下支えする土木工事。その土木工事の結果、県民のこれまでの生活が大きく変わり、むしろ生活環境が悪くなってはならないですよ。しかし、この事例は悪くなった。借家がある、アパートがある、それも貸せなくなった。10棟では事前調査していなかったのだから。

そうしますと、今回の街路改良工事から、教訓とすべきことはないのか、見解を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 事前調査は、工事着手前の建物等の状況を把握し、工事後の損失補償費を算定する際の基礎資料とするものであり、工事の方法や地盤の状況、建物の近接度合い等を踏まえながら調査範囲を決定しているところでございますが、今後は、他の施工事例なども参考にしながら、より慎重に事前調査の範囲を判断してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 工事による影響を今後は広く考えるようになったというふうに理解いたします。

壱岐の方は、長崎県の対応は、被害者に対するきちんとした説明に欠け、親切丁寧な対応とは言えない。上司への報告も不正確だったり、報告もなされなかったりしている。さらに、担当者の転勤に伴う引き継ぎも不十分なために、問題の解決を引き延ばすことになっていると訴えています。

私は、壱岐まで行って、その方にいろいろお

話を聞いて、現場を見せていただきましたけれども、その方の理解、それから納得を得られるよう長崎県が対処したかという点では、私は疑問を持っています。だから、この質問を取り上げたのですが、現在も続く問題の解決に長崎県は誠意を持って対応すべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 工事による家屋の被害については、平成26年10月に、当事者と合意の上で契約を締結し、適正な補償金を支払っております。

その後も、当事者からの質問等については、随時、説明と対応をしているところでございます。

また、職員の対応については、万全を期すように心がけておりますが、今後も、当事者のお気持ちにも配慮して、丁寧に対応するよう努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 今後、その方について、丁寧に対応するという用意があるということですか。少なくとも、お話を聞くなりするということができるということですか、今の答弁は、傍聴に来られていますから、明確に答えてください。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 平成26年10月に当事者と契約を締結しておりますが、その後の当事者からの質問等に対して、現在まで、これは延べでございましてけれども、24回本人と面談するなど、適宜対応しております。ただ、今後も質問などがあった場合は、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) 今後も質問があった場合は対応していただくということで理解をして、次の質問にいきたいと思います。

(2) 諫早市・個人所有地における工作物(擁壁)工事について。

諫早の方から、私に訴えがありました。長崎県が許可した建設業者が、自宅に隣接して、2カ月間の工事期間で、厚さ46センチメートルの擁壁を完成させたが、竣工後わずか2週間もたたないのに倒壊した。その後、再度の工事が行われたが、その工事で自宅に土砂が流れ込み、井戸水が減少するなどの甚大な被害が起きた。工事を施工したのは、長崎県がAランクと格付している建設業者だった。業者を許可した長崎県は、業者への対処は何もないのかとの内容です。

そこで、質問します。

2カ月を要して完成した擁壁が、わずか2週間もたたないうちに倒壊した原因は何か、把握しておられますか。(発言する者あり)

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 本事案は、公共事業ではなく、宅地に隣接した擁壁に関する民間同士の問題であると理解しております。

損壊した当初の擁壁は、建築基準法による確認申請が必要な擁壁に該当していないので、県においては、築造された時点で、その情報を把握しておりません。

なお、その後、当該擁壁を施工した建設業者に聴取したところ、1時間当たり50ミリメートル、1日当たり170ミリメートルを超える大雨が降ったことが影響したのではないかと聞いております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 最初は把握していな

かったけれども、その後、把握をしているということですよ。何で倒れたかというのは、推測ということの答弁だったと思うんです。

その後、2度目の工事が行われるのですが、その際に、今、部長が言われたように、建設業者が防護柵をしなかった、そのために個人所有地に土砂が流れ込み、井戸水が減少するなどの甚大な被害が起きています。

長崎県が許可したAランク業者の仕事として、お粗末ではないかという指摘がありますけれども、この県民の声にどう答えますか。見解を求めます。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 長崎県発注の公共工事の入札参加資格、いわゆる格付については、建設業者の経営規模、経営の健全性、技術的能力等について、国が定めるルールで計算して求めた数値によって評価する客観的事項の審査に加え、本県が独自に設定した技術的評価項目及び地域貢献的評価項目の数値によって評価する主観的事項の審査によって算定された「総合数値」によって行われます。

議員ご指摘の建設業者については、総合数値810点以上、完成工事高2億円以上、有資格技術者5名以上という基準を満たし、土木一式工事において「A」の格付を取得しております。

民間工事については、県が仕様を定めているわけではございませんが、一般的には、施工業者の責任において、周囲に影響を与えないように安全に配慮して工事を行うべきものであり、問題が発生した場合は、民間同士で解決が図られるべきであると考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 民間で解決が図られる問題なんですよ。もちろん、部長が言う民

の問題。ただ、県民の疑問としては、今、部長が言ったように、Aランクの業者でしょうと。何でもこういうお粗末な仕事をするんですかと。雨が降って、土砂が流れ込むと。素人でもわかるじゃないかと。その時に、何で防護柵をしないのかと。そういう業者がAランクの業者なのかというふうに逆に県に不信を持っているわけですよ。

だから、そういう意味で、Aランクの業者がこういう仕事をして、お粗末ではないかということについては、今の部長の答弁は、あずかり知らないということですか。それは民民の問題だから、あずかり知らない、Aランクの格付は別のことで判断されるから、あずかり知らないというふうに言っているの。もう一度、教えてください。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 公共工事の入札参加資格のAランクというのは、先ほど申し上げたとおりの評価をしているわけですが、ただ、民間工事においても、先ほど申し上げましたように、施工業者の責任において、周囲に影響を与えないように安全に配慮して工事を行うべきであって、これについては施工業者が、きちっとそこは責任を持つべきだというふうに県としても考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) つまり、県民の思いとしては、Aランクという格付された業者がやった工事としては、お粗末じゃないかというふうに県民は思っているんですね。言われるとおりに、この業者はAランクの業者で、過去2年8カ月で長崎県との契約工事を13件実施しています。しかし、部長の答弁は、そのことと、今回、諫早のこの方の自宅のそばで崖が崩れた、

そういう工事をしたことは別なんだよと、そういうふうには言っているわけですね。県民の、Aランクの業者がこういう仕事をするのかという疑問については、それは勝手に思ってくださいよということなんですか。

少なくとも、私は、県民から寄せられた疑問には丁寧に対応すべきだと思うんですが、この問題については、先ほども同じですけれども、疑問があれば、担当課のところに伺って、これはお話できますか。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 県としましては、平成29年11月に、当事者の方から申し立てをいただいたものですから、ご本人と面談をさせていただきまして、また関係する方々へ複数回の聴取や現地調査も行い、平成30年1月及び4月に、ご本人へ、県として文書にて回答を行っております。

この申し立ての内容は、個人の所有地における民間工事の施工に関して、施工業者に対する行政処分を求める内容でありましたので、関係法令等に照らして慎重に検討したところ、本件は、明確な法令違反が認められなかったことから、その根拠を示したうえで、行政処分に該当しない旨を回答したものでございます。

先ほど申し上げましたように、民間工事の施工に関する近隣とのトラブルについては、施工業者を含めた当事者間で解決を図っていただければと考えておりますが、県の文書による回答について疑問点や不明点があるというのでございましたら、県としては、説明を当事者にしたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) この方は、疑問があるということですので、では、後日改めて担当

課の方に伺いたいと思います。

3、長崎県教育委員会のセクシャルハラスメントに対する見解について。

海外に居住する女性の訴えが、さまざまな経緯を経て私に届きました。

この方は、長崎県招致外国語指導助手（ALT）として県立高校に任用されていた時期がありました。女性の訴えは、ALT数人が集まって学習の準備をしていたところ、帰り際に一人のALTから襲われ、性的暴行で脅されました。それに対して、長崎県教育委員会の処分は、所属長による厳重注意処分、いわゆる口頭注意でした。しかしながら、私の体に触ったことは暴行であると認めるようお願いしたいという内容です。

弁護士は、一人のALTの行ったセクシュアルハラスメント行為は、拒否の態度を示している女性に対して身体接触を無理強いするものであり、その行為、様態自体、決して軽微なものではありません。後日、警察に相談したのは、本人が性犯罪の被害に遭ったと感じたからにはほかありません。このような重大なセクシュアルハラスメント事案について、警告よりもさらに軽微な厳重注意処分にとどめるのは、被害者である女性の心情を軽視した、不当に軽微な処分と言わざるを得ませんと指摘をしています。

そこで、質問します。

長崎県教育委員会がセクシュアルハラスメントの加害者に口頭で注意した程度にとどまった理由は何ですか、見解を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 外国語指導助手、いわゆるALTの任用規則では、他の教職員同様に処分ができることとしております。そのため、ALTについても教職員の懲戒処分

基準に基づいて、慎重に検討し、処分を下すこととなります。

この事案については、被害者と加害者から直接聴取した内容をもとに、加害者の行為が結果として相手を不快にさせる行為であったという点で、セクシュアルハラスメントに当たると認定し、その処分量定については、本県の懲戒処分基準や過去の裁判で示された違法性に係る基準等を参考にしました。

具体的には、その行為の態様、加害者の職務上の地位、両者のそれまでの関係、行為の場所、反復・継続性などを総合的に判断し、戒告処分以上の行為であるとまでは認定できない状況であったため、所属長による口頭厳重注意処分が妥当であると判断をいたしました。

なお、当処分に加え、被害者への謝罪、さらに被害者からの要望に基づき、被害者が参加する可能性のある活動には、加害者を参加させないような処置を講じるとともに、あわせてそれぞれの所属校に対して、出張等で互いに顔を合わせる事ができないよう緊密な連絡と配慮を行うよう対応もしておったところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員—16番。

○16番（堀江ひとみ君） セクシュアルハラスメントの加害者に口頭で注意した程度にとどまった理由は何ですかという私の質問に、教育委員会教育長は、総合的に慎重に検討を行って口頭注意にしたと、理由がわかりません。

そこで、再度お尋ねいたします。

加害者への口頭注意処分後、被害女性より陳述書が届けられています。私に対する性的暴行を含む彼の行為の結果として、彼の契約を終了することが、より適切な罰則であります。どのようにして私が攻撃されたか、もっと慎重な考慮が払われるべきですと訴えています。

被害女性から、こうした陳述書を受けて、県教育委員会は協議を行いましたか。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 先ほど、処分の考慮すべき事項を申しあげましたけれども、今事案については、先ほど議員の方からでは、ALT数名というお話でしたけれども、例えば、今回の行為は、加害者の部屋に被害者女性二人きりの場所での事案でございます。

そのような被害が起こった場所、それから申し上げたとおり、どのような行為をしたかというようなことを総合的に判断したということで、ご答弁を申し上げました。

なお、今、ご質問がございました被害者からの陳述書、いわゆる弁護士を通じて提出された陳述書につきましては、教育委員会事務局で内容を精査し、十分に協議を重ねてまいりました。

いずれにおいても、当処分は妥当であると判断をしたところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番（堀江ひとみ君） 私が言ったのは、ALTの方数人が集まったところで、その帰り際に一人のALTが、教育委員会教育長が言われましたけれども、部屋に連れて行かれたということで、密室だったということを言いたかったわけですね。それは彼女が合意をしたという認識に立っているということですか。

まず、問題を整理して、教育委員会の協議は行ったかと。一応協議はしたということですね。

被害女性は、次のようにも訴えています。

県教育委員会と最初に面談した時、罰則の可能性として、1、解雇、2、給与を減らすこと、3、言われたように、関係する事業というか、活動に参加させないということを言われた。言葉による罰則は出されなかったと彼女は言うて

います。

だから、最初、県教育委員会が被害女性から話を聞いて、口頭注意という罰則の可能性は示していなかったのに、結果として、口頭注意となったという理由は何ですか。同じようなことを聞いているかもしれませんが、再度、答弁を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） まず、事案が起こった場所のお話でございましたので、私どもが両者から聞いた話で、これは一致しておりますので申し上げますが、いわゆるイングリッシュキャンプというイベントのために、その出し物の練習を行うために市内で待ち合わせ、レストランで食事をした後、被害者、加害者が加害者の家へ向かったと。二人で出し物を練習した後、帰り際に、先ほど申し上げましたセクハラに当たる行為があったということが、我々が両者から聞き取った事実として把握をしているところでございます。

なお、口頭注意の罰則の説明がなかったということでございますが、被害者から事情聴取をする際、口頭厳重注意の可能性について触れなかったということにつきましては、県教育委員会のALTの担当者が、被害者の加害者に対する処罰感情を確認する意味で、加害者が何も処分を受けない可能性も含め、任用規則に記載されている処分の幾つかを例として示したものであり、処分に関する具体的な説明を行ったものではありません。

なお、先ほど申し上げたとおり、処分の量定については、事案の内容を踏まえ、県教育委員会事務局で総合的に判断し、結果として、厳重注意処分としたというところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) 帰り際にALTに襲われたという、そのALTを任用していると彼女は訴えているわけですが、そうしますと、それはALTの二人だけの密室で行われたことだったので、つまり、この被害女性が合意をしているとでもこれは認識したと、判断をしたということですか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど申し上げたとおり、県教育委員会は、セクハラ行為であるということは認定をしております。セクハラ行為ということは、相手が同意をしていないということが前提であります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) セクハラ行為としては認定をしている。しかし、それが口頭注意が納得できないというのが、この被害女性の言い分です。

それで、質問しますが、加害者は現在もALTで任用されていますか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 嚴重注意処分を行い、その後の勤務態度も注視してきたところではありますが、十分な反省が見られ、言動にも問題が見られないことから、現在もALTとして任用をしております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) 被害者の女性が、なぜ、このことを教育委員会に訴えたか。私の抗議は、私の安全のためだけでなく、加害者の近くにいるほかのALTや生徒たちの安全を考えてのことです。だから、だからやめてほしいと。だから、彼がこのまま任用されているのはいいのかと、私だけの問題じゃないでしょうということを彼女は訴えたわけです。

加害者が現在もALTとして任用されているのであれば、これは同じことが起きませんか。再び被害女性を生むことになりませんか。そういう判断、そういう認識、そういう見解はなかったのですか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) そういう認識はなかったからこそ、嚴重注意処分とどめたということでもあります。

仮に、その事案がひどい態様であれば、当然、懲戒処分になっていたわけであって、我々は、先ほど申し上げたとおり、行為が行われた場所、それから経過、その後の反省の状況等々を総合的に判断して、懲戒処分までには至らないという判断をしたわけでありまして、そしてその後、本人の反省の度合い、また日頃の勤務状況を見て、任用することについて、取りやめる必要はないという判断をしたと。それはつまり、習っている子どもたちに悪影響を与えることはないという判断をしたということでもあります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) 私は、県教育委員会の感覚、認識を改めて聞きたいと思ひまして、この問題を一般質問として取り上げました。

ひどいことではないというふうな言葉を使われましたね。でも、ひどいことでしょう。セクハラと認めたんでしょう。いやだと言っているのに体に触ったんでしょう。セクハラと認めたのだったら、それ以上の何がひどいことなんですか。そうであるなら、何でそのセクハラという加害者の人を同じように任用するんですか。そこがわからない。そこの認識が、被害の方の認識と長崎県教育委員会の認識とは違う。私の認識とも違います。世界の流れからも違います。

要は、防止しなければいけないんですよ。再

発をしてはいけない。ましてや、加害者がALTでそのまま仕事をして、被害の女性だけがどうして母国に帰らなきゃいけないんですか。それがおかしいと思っているんですけれども、そこにはそういうおかしいと思う感覚はないのですか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、被害女性が帰国をしたのは、この事案が起こる前に、その後、任用を継続するかどうかと本人の意向を聞いた時点で、既に帰国の意思を固めておりましたので、この事案があったことによって帰国したわけではないということについては、つけ加えさせていただきたいと思います。

それと、セクハラについては、県教委としては、被害者の人格を否定するような、あるまじき行為だという認定をしております。ただ、セクハラについても、先ほど申し上げたとおり、処分をする際には、その態様等々について総合的に判断をします。それと、最終的に、いろんな勘違いの中で体に触ったというような経過の中で、女性が拒絶をした段階で、その行為をやめたということについても、我々としては判断材料の一つにしておりますので、いろんなわいせつ行為まで至っていないというのが先ほど申し上げた、ひどい行為というふうな単純な表現をさせていただきましたけれども、セクハラについても、いわゆるそういうふうに重い処分を科すべきセクハラ等々あるということは、実態として、裁判等においても、いろんな総合的に判断をする際に、現実問題としてはあり得るというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) わいせつ行為に至っていないので口頭注意処分にしたということでは

すね、平たく言えば。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) セクハラ行為の中でも、どのような処分を科すかについては、先ほど申し上げたとおり、いろんな要素を判断して処分を科すと。ですから、その要素の中で、例えば、過去の裁判の判例とか、過去の処分例を参考にした時に、懲戒処分を科すまでの行為ではなかった。ただ、やはり今後起こらないように厳重に注意をしたということでありますので、何度も申し上げますが、被害者の方が、このセクハラ行為によってショックを受けたということについては、我々も当然同情といえますか、非常に申しわけないような行為をその加害者がやったということは認識をしておりますが、処分については、先ほど申し上げたとおり、起こった事実等々を総合的に判断して処分を科したということでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 今回のこの問題は、わいせつ行為に至っていない、あるいはいろんな判例をもとにというふうに言われましたけれども、そういう別のところに処分の基準を求めらるんじゃなくて、長崎県教育委員会として、子どもの教育に当たるという、そういう立場の教育委員会として、よりセクハラということできちんと認めたのであれば、被害女性が拒否をしているという中で行為におよぼうとしたということであれば、県教育委員会の中で、きちんとかような処分についても、被害者の女性が望むような任用を続けてほしくない、そのことが、私の安全のためでなくて、加害者の近くにいるほかのALTや生徒たちの安全を考えることになるんだと、いわゆる防止をするんだと、再発を防ぐんだと、そういう観点でしてほしいとい

う彼女の訴え、被害者の訴えは、私はもつともだと思うので、この質問をしたんですけれども、私は、ぜひそういう観点を持ってほしいというふうに思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 当然、子どもを指導する教職員は、これはALTも含めてですが、通常の例えば公務員以上に倫理観を持っておく必要があるということについては、当然そうだというふうに思っております。ですから、先ほど申し上げたとおり、この加害者が行った行為は確かにセクシュアルハラスメントであり、被害女性に心理的ショックを与えたということについては、県教委も認定をし、ですから嚴重注意処分という処分をしたわけでありませう。

被害者の女性の方がやめさせるべきだとおっしゃる心情については、よく理解いたしますけれども、懲戒処分というのは、いわゆる職員の身分に關与する処分でありますので、それをするためには、やっぱり事実を積み上げていって、過去の裁判例、長崎県の過去の処分例を参考にしてやる必要があるというふうに思っております。

被害者の女性の方の心情はよくわかりますけれども、我々は、そういう中立、冷静に処分をしたということでありませうし、先ほど申し上げたとおり、子どもの安全を守るということについては、県教委、当然本来の使命でありますので、今回、任用を継続した判断は、そこに影響を与えることはないという判断をしたということでありませう。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 教育委員会教育長は、この加害者、ALTの方は、今後、再びいわゆ

る被害女性を生むことはないんだと判断をしたという見解を述べておられますが、それは私は大きな間違いだというふうに思っています。

このセクシュアルハラスメントの問題は、そういう意味で、どういう状況だったかとあわせて、二度と、二度と被害女性を生まないようにする、そういう防止策と申しますか、そういうことも含めて判断をするべきだということ強く申し上げておきたいというふうに思っております。

4、環境部・環境技術交流事業支援業務委託について。

県内在住の海外の方から、私に訴えがありました。

自らの語学力を活かして母国と日本の交流の手助けをしたいと、環境技術交流事業支援業務を引き受けたいと入札に応募した。しかし、入札のあり方は、中立、公平とは思えないものだったということです。

この事業は、今年6年目になります。環境技術交流に関わって海外から派遣された2名の交流員の生活支援及び通訳、翻訳等の仕事です。

一般競争入札が行われ、入札に参加できる業者は、近年は2者で競争されて、落札は6年間同じ業者です。

そこで、質問します。

昨年、「資格審査結果通知書」、あなたは入札に参加できますよという通知を持参しなかったにもかかわらず、入札に参加させています。その理由は、本人であると確認できたと説明しています。いわゆる顔パスがよしとする理由をお示してください。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) この業務は、「長崎県と福建省の環境技術交流に関する協定」に基

づきまして、福建省から長崎県に派遣されます交流員の滞在期間中について、通訳、翻訳、視察案内、滞在費用の支払い等の事務を委託するものでございます。

ご指摘の昨年の入札において、「資格審査結果通知書」を提示しなかった者につきましては、入札参加資格申請書の提出時に、法人の代表者本人が県の担当窓口を訪れて申請しており、また入札も同一人が来られたことから、入札に参加できるものと判断したところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) この環境技術交流事業支援業務委託というのは、いわゆる会社組織とかでなくても、語学力がある方ですと、いろんな生活指導、生活支援含めて、通訳の力があればできるということで、この方も、自分の語学力を活かしたいということで入札に参加しようと思って、はじめて参加したんです。入札に参加する時に、あなたは入札に参加できますという「資格審査結果通知書」というのを持って来なさいと言うから持って来た。でも、別の人は持って来なかった。でも、その持って来なかった理由、おかしいと彼女は思ったんですけれども、持って来なかったのに許可をしたのは、あなたは知っているから、いいよということで、いわば担当、入札執行者というんですか、担当者が、あなたは入札に参加できますという通知書を持っていなくても、知っている人だったから、いいよということは、なあなあの関係じゃないですか。

知っているからいいよと、それでいいんですか。提示するべきだと、入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、「資格審査結果通知書」の写しを入札執行者に提示すること。提示することとあれば、提示させるべきではないですか。

提示させなくても顔パスですということ自体、なあなあじゃないか、本当に公平、中立なのかという疑問があるわけなんですけれども、その点はどうですか。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) ご指摘のとおり、入札説明書には、「入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること」と記載しておりますけれども、これは入札しようとする者が、入札に参加できるか否かを入札に先立ち確認するものでございます。

ですので、これを持参しなかったことのみをもって、入札に参加させないというのではなく、別の方法で入札参加資格者であることが確認できれば、入札に参加させております。

なお、今後は、「資格審査結果通知書」の提示も含め、入札説明書の記載内容について、取扱いが明確になるように、見直しを行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員－16番。

○16番(堀江ひとみ君) 私が質問しないことも、今、答弁しているんですけれども、要は、はじめて入札に参加した県民から見ると、私は入札に参加できますと。だから、この「資格審査結果通知書」というのを持って行ったんでしょう。でも、その人は持って来なかった。けれども、知っているから、いいよということで入札に参加させた。その理由が、持って来ないということだけをもって入札に参加させないとする規定はない。それは解釈でしょう。そうしたら、そういうふう書きなさいよ、説明書に。そうしたら、はじめての人は納得しますよ。書いてないでしょう。提示することと、これだけしか書いてないでしょう。でも、結果として、

そのことをもって入札に参加させないとの規定はない、だから、入札させました。これが公平、中立ですかと県民の疑問ですよ。私もそう思います。一般競争入札でしょう。はじめて入札に参加した人がわかるような仕方をしてくださいよ。この人、6年目ですよ、この時、5年目でしたけれどもね。

もう一つですけれども、今回はいろいろ遅れましたね、資料が。いわゆる、あなたは入札に参加できますよという「資格審査結果通知書」であったりとか、それから入札参加のこういうものを出しなさいという提出がわかるような「競争入札参加者心得」とか、本来であれば、昨年と一緒にだったんだけど、今回は別々。だから、こういうのはどうなんですか。同じようにすべきじゃないんですか。なぜ、今年は発送手順が昨年と違い、時間を要したのか、再度、見解を求めます。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 「競争入札参加者心得」は、入札参加資格者に対しまして、(発言する者あり)入札当日の注意事項や提出書類等の入札手続に関する説明を記載したものでございます。

そのため、「資格審査結果通知書」と「競争入札参加者心得」は、一連のものとして、これまで同時に送付してきたところでございます。

しかし、本年は、事務手続上、それぞれ別の日に郵送したため、「競争入札参加者心得」の送付が遅れる結果となっております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 遅れましたということですね。

そのうえで、先ほど答弁をしましたね、私が聞いていないことを。何か見直すことがあった

んですか。あるということ为先ほど答弁したんですか。もう一度、答弁してください。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 入札手続等に関しましては、今後、入札希望者に説明する資料の内容や提供時期も含めまして、丁寧でわかりやすい入札となるように改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 確認しますけれども、「資格審査結果通知書」、あなたは入札に参加できますよという通知をもらう段階で、あるいはその前になるんですか、入札にこういうふうに出しなさいと、入札参加の提出がわかりやすいように書いた、これは「競争入札参加者心得」というふうに言うんですけれども、それを結果が出る前の最初の説明の時に一緒に渡すということを言っているんですか。そういうふうに丁寧に説明すると言っているんですか。丁寧に説明する内容を、さらに聞いておりますので、わかりやすく説明してください。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 丁寧でわかりやすい入札と申しますのは、例えば、「競争入札参加者心得」に記載されております内容や様式等、これらにつきまして、現在、別途配布しております「入札説明書」というものがございませけれども、これと一体化して、わかりやすくしたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 堀江議員-16番。

○16番(堀江ひとみ君) 長崎県は国際都市、いろんな海外の方がおられます。言われるように、自分の語学力を活かしてスキルアップといえますか、さらに母国と長崎県との交流、日本の交流をしたいというその思いで、この入札に

昨年と今年も参加をいたしました。しかし、今年は結果として、さまざまな書類の行き違いがあって、彼女の心はぼきんと折れてしまいました。（発言する者あり）

そして、私は落札業者に尋ねました。今年は書類の発送が例年と違い遅かったのではありませんか。私の質問に、うちは大丈夫です、もう6年目ですから。

だから、片や、何年もやっているからわかるんですよ。片や、はじめてでわからない。これは一般競争入札でしょう。それだったら、はじめてした人がわかるようにすべきです。（発言する者あり）今、来年から、いろんな手順については、あっちこっち見るんじゃないくて、一つのことを見て、こういうふうに書いて、こういうふうに出しなさいということまでわかるように説明をするというふうに言われましたけれども、当事者しかわかりませんよ、入札に参加した人じゃないと。その人が私に、一般競争入札であれば、公平、中立とはとても言えません、私が自分の語学力を活用して母国と日本の架け橋になりたいと思っていたその気持ちを、こんなにぼきんと折ってしまつてと。（発言する者あり）そういう思いをさせたことを反省してほしいというふうに私は思っておりますし、（発言する者あり）今後見直していただくということです、その方向でやっていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（溝口芙美雄君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、さきに上程いたしました第121号議案乃至第146号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託い

たします。

次に、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」ほか2件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、総務委員会及び文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より、12月19日までは、委員会開催等のため本会議は休会、12月20日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時45分 散会 —

第 24 日 目

議 事 日 程

第 2 4 日 目

-
- 1 開 議
- 2 第192号議案、質疑・討論、採決
- 3 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 4 意見書上程、質疑・討論、採決
- 5 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 6 閉 会

平成30年12月20日（木曜日）

出席議員（43名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君

34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（2名）

6番 里脇清隆君
 20番 久野哲君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君

| | |
|----------------------------|-------------|
| 福祉保健部 | 園 田 俊 輔 君 |
| こども政策局長 | 野 嶋 克 哉 君 |
| 会計管理者 | 太 田 彰 幸 君 |
| 交通局長 | 廣 田 義 美 君 |
| 企画振興部政策監 | 田 代 秀 則 君 |
| 文化観光国際部政策監 | 下 田 芳 之 君 |
| 産業労働部政策監 | 池 松 誠 二 君 |
| 教育委員会 | 永 淵 勝 幸 君 |
| 教 育 長 | 濱 本 磨 毅 穂 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 平 松 喜 一 朗 君 |
| 代表監査委員 | 中 部 憲 一 郎 君 |
| 人事委員会委員 | 國 枝 治 男 君 |
| 公安委員会委員 | 辻 亮 二 君 |
| 警察本部長 | 寺 田 勝 嘉 君 |
| 監査事務局長 | 本 田 道 明 君 |
| 人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任) | 古 謝 玄 太 君 |
| 教育次長 | 伊 達 良 弘 君 |
| 財政課長 | 杉 町 孝 君 |
| 秘書課長 | 井 手 美 都 子 君 |
| 警察本部総務課長 | |
| 選挙管理委員会書記長 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------|-------------|
| 局 長 | 木 下 忠 君 |
| 総 務 課 長 | 高 見 浩 君 |
| 議 事 課 長 | 篠 原 みゆき 君 |
| 政 務 調 査 課 長 | 太 田 勝 也 君 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 増 田 武 志 君 |
| 議 事 課 係 長 | 梶 谷 利 君 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 天 雨 千 代 子 君 |

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、発議第192号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第192号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第192号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、発議第192号は、原案のとおり可決されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

大場委員長—11番。

○総務委員長(大場博文君) (拍手)〔登壇〕おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分」ほか5件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第5号請願「国に対し『消費税10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第131号議案「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」に関し、今回の改正は、飲食店の営業延長許容地域を5市6地区指定しているところであるが、具体的にどの地区を指定しているのかとの質問に対し、昨年9月、県議会に対し、バー、スナック等の営業者から営業時間緩和地域の広域化に関する要望書が提出されたことを受け、「長崎市・浜口地区」、「諫早市・諫早駅前地区及び本町地区」、「島原市・高島・中堀地区」、「大村市・本町地区」、「五島市・福江地区」を新たに追加しているとの答弁がありました。

これに対し、既に指定されている「長崎市思案橋・銅座地区」と「佐世保市京町・山県地区」において、風俗営業店の営業時間を延長したことによる治安悪化等の環境への影響は出ていないのかとの質問に対し、「長崎市思案橋・銅座地区」を管轄する丸山交番、「佐世保市京町・山県地区」を管轄する京町交番における刑法犯認知件数については、許容地域に指定される前と後を比較すると、指定後は、いずれの地区も件数は減少しており、治安上の問題はないと認識しているとの答弁がありました。

次に、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分に関し、「日本橋 長崎館」における情報発信拠点の来館者数について、数値目標を26万人から71万人へと上方修正しているが、この目標達成に向けた具体的な取組について、どのように考えているのかとの質問に対し、アンテナショップにおけるイベントコーナーの稼働率やメディアへの露出による認知度の向上、そのほかホームペ

ージやSNSでの情報発信の強化を考えている。また、日本橋は再開発が進み注目度の高いエリアとなっていることから、ショップの立地を活かした集客などにより目標達成に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに関連し、情報発信拠点の数値目標については、来館者数だけではなく、県産品のブランド化や販路拡大による観光客の誘客なども目標値に設定すべきではないのかとの質問に対し、アンテナショップの設置により、販路拡大の実績も出てきている。今後はそのような実績を分析し、施策につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主なものについて、ご報告いたします。

警察本部の所管事項について、サイバー犯罪に対する取組に関し、県内の高校生等をサイバーセキュリティボランティアに委嘱し、小・中学生に対し、サイバー犯罪防止の講演を行っているということだが、現在の活動状況はどのようになっているのかとの質問に対し、サイバーセキュリティボランティアについては、4つの高校等を指定して、情報技術を学んでいる学生に対して委嘱しているものであり、現在、佐世保工業高等専門学校が3校、諫早商業高校が2校の計5校の小・中学校において実施している。また、今後も数校に対する教養を実施する予定としており、今年度中には10数校に行われる予定であるとの答弁がありました。

これに対し、高校生から講演を受けるということは、子ども目線でわかりやすく関心も高いと思われる。今後もサイバー犯罪に限らず、このような特徴のある取組を行い、犯罪の少ない長崎県にしてもらいたいとの意見がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、I R

事業に関し、大阪府が年明けから事業者選定の手続に入り、夏までには事業者を選定すると表明しているが、長崎県の動きはどのようになっているのかとの質問に対し、長崎県としては、来年の夏ごろに区域認定に関する基本的な事項を規定する基本方針が国から示された後、県がIR事業者を選定する基準となる実施方針を示し、事業者の公募・選定に入るよう考えているとの答弁がありました。

これに対し、IRについては、国内3カ所しか認められず、このチャンスを逃すと次は7年後となる。IRは、長崎県の経済効果において起爆剤となる事業である。スピード感を持って取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、県庁舎跡地活用に関し、県として、これまで議会に対して、どのように説明してきたのかとの質問に対し、平成28年2月に3つの方向性で検討を進めることとや、平成29年には先行して検討することとした広場や交流・おもてなしの空間に対する具体的な検討状況を示してきたところであり、今回初めて、この3つの方向性について整備したいという県の考え方を示したところであるとの答弁がありました。

これに対し、県が検討している3つの主要機能については賛成である。今後は、スケジュールやどれくらいの予算を伴うのか、2月定例会において責任ある内容を示してもらいたい。また、県有地の長崎市への貸し付けに関しては、十分に注意を払い、慎重にタイミングを図りながら取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、総務部の所管事項について、障害者雇用に関し、来年度、県において知的障害者を非常勤職員として採用し、ワークサポートオフィスを設置するとあるが、この取組内容と採用人

数はどのように計画しているのかとの質問に対し、ワークサポートオフィスについては、県庁内各課から集約された業務を知的障害者の方を対象として行っていただくこととしている。

また、一定期間就労した後、民間企業等へのステップアップにつながるようなスキルアップを図りたいと考えている。人数としては、知事部局と教育庁も含めて5名程度を想定しているとの答弁がありました。

最後に、本委員会から、別途「防災・減災対策の充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いたします。

以上のほか、一、県内における飲酒運転とあり運転の現状について、一、朝鮮通信使企画展について、一、離島航路の確保・維持に向けた取組について、一、平成31年度当初予算要求状況についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（溝口芙美雄君） この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に、本委員会と文教厚生委員会及び環境生活委員会並びに農水経済委員会に分割して付託いたしました第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」につきましては、農水経済委員長の報告終了後に、本委員会と文教厚生委員会及び環境生活委員会に分割して付託い

たしておりました第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」につきましては、環境生活委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

まず、第5号請願「国に対し『消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第5号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、各議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

近藤委員長—7番。

○文教厚生委員長(近藤智昭君) (拍手)〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか5件及び請願2

件であります。

慎重に審査いたしました結果、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」及び第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第136号議案の「公の施設の指定管理者の指定」について、長崎県難病相談・支援センターについて、現在の指定管理者である団体を引き続き指定することのだが、責任者であるセンター長が一時不在であったとの話がある。その実績を選定ではどのように検討したのかとの質問に対し、平成28年9月から約4カ月間不在となっていたが、平成29年以降は解消されている。また、指定管理業務については、実績報告等により指導監督を行っており、これらを踏まえ審査したところであるとの答弁がありました。

次に、第137号議案の「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議」について、業務の一部を大村市へ委託することのだが、平成26年7月に策定した整備基本計画に基づき実施するのか。また、委託する業務はどのような内容かとの質問に対し、整備基本計画には、施設の維持管理業務を外部へ委託する旨、明記して

いる。

なお、貸出等の図書館サービスの根幹に係る業務は、県と市が連携・協力しながら共同で実施することとしており、今回の委託内容は、施設の維持管理等に限定した業務であるとの答弁がありました。

次に、各部局の議案外の所管事項で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、総務部関係について、私立学校において不登校等となった児童生徒の行き場所について、県ではどのような対応を行っているのかとの質問に対し、義務教育課程の小学生、中学生については、市町教育委員会と連携した公立学校での受入等を支援している。また、中途退学した高校生について、関係機関と連携し、就労支援や、ひきこもりに対する支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、運動部活動指導員の配置に関し、今後どのような配置を想定しているのかとの質問に対し、県立学校については、配置による効果検証を行いながら、段階的な増員を図りたいと考えている。公立中学校については、設置者である市町が判断することとなるが、教員の負担軽減にもつながることから、配置に向け働きかけを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、歯科衛生士及び歯科技工士の確保に関し、歯科衛生士について、将来的な人材不足を懸念しているが、県として現状をどのように認識しているか。また、人材不足の状況について周知の必要があると考えるが、見解はどの質問に対し、歯科衛生士は、求人数に対して求職者が少ない状況が続いている。県内における不足数等の状況が調査できて

いないため、関係団体等と連携し、現状の把握に努めたい。また、県内での就職を含め、学生に対する情報発信についても協議したいとの答弁がありました。

さらに、歯科技工士について、県内の状況を把握しているかとの質問に対し、歯科技工士についても、県内の状況を詳しく把握できていないため、調査の実施等を検討したいとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、「ココロねっこ運動」に関し、意識高揚を図るため、浜町アーケードで「ココロねっこパレード」を実施したとのことであるが、具体的な実践項目等について、県民に対し、どのような普及啓発を図っているのかとの質問に対し、「ココロねっこ運動」を推進する指導員や推進員を各地域に配置しており、地域の方々に対して講和会を開催する等の活動を行っているとの答弁がありました。

さらに、県民の参画を推進するため、普及啓発等の見直しが必要と考えるが、見解はどの質問に対し、関係団体等とも連携し、定期的な見直しを図りながら、より効果的となるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「認知症施策の推進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、長崎県教育大綱の策定について、一、不祥事防止に向けた取組について、一、小中学校の適正な学級規模について、一、健康長寿日本一の長崎県づくりについて、一、医療的ケア児の在宅医療体制について、一、ステップハウスについてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされました

が、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第130号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第130号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第4号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

山本由夫副委員長－13番。

○環境生活副委員長(山本由夫君) (拍手)〔登壇〕 おはようございます。

委員長が欠席のため、議長の許可をいただきまして、私の方から、環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第138号議案「契約の締結について」ほか8件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第139号議案「契約の締結の一部変更について」に関し、一般県道諫早外環状線道路改良工事（〔仮称〕4号トンネル）について、工期を2年間延長しているとのことだが、島原道路の長野インターから栗面インターまでの長野栗面工区の完成時期はいつごろになるかとの質問に対し、長野栗面工区について、当初の完成

目標は、平成30年度としていたが、トンネル工事の遅延等により、現時点においては、平成32年度以降を完成目標としている。

しかしながら、昨今の財政状況等を踏まえると、地域高規格道路の補助事業に対する予算の内示が非常に厳しい状況にあるため、国の内示額によって工期が大きく左右されることが考えられる。既に用地買収等も完了していることから、県としては、今後、必要とする予算を確保できるよう、国に対しての要望等にしっかりと取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第142号及び第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、県立都市公園等の指定管理者に、公的機関が構成員となっている一般社団法人が応募することについて、法的、条例的に問題はないのかとの質問に対し、指定管理者を指定するという行為は行政処分当たり、工事等の請負契約とは違って取り引きに当たらないことから、地方自治法第142条で禁止している「請負人等となることの禁止」には該当せず、法的に問題はないとの答弁がありました。

これに対し、民間も広く応募ができるよう、競争性を高めることが必要と思うが、今後、方針の見直し等の考えはないのかとの質問に対し、指定管理者制度は、経費縮減やサービス向上のために導入されたものであり、公共も民間もあくまで対等の立場で競争させているところである。応募が1者でも適正に審査・選定するとしているが、競争性を高めるためにも多くの応募者がいることが望ましいため、今後どのような取り組みができるか課題として考えていきたいとの答弁がありました。

次に、第145号議案「長崎県総合計画チャレ

ンジ2020の変更について」のうち関係部分について、「ウーマンズジョブほっとステーション」における年間就職者数の目標値を変更しているが、これまでの年間就職者数と、そのうち巡回相談で就職された人数はどれくらいあるか。また、巡回相談の回数と就職者数は比例関係にあるのかとの質問に対し、年間就職者数は、平成27年度が414名、平成28年度が481名、平成29年度が422名となっている。そのうち平成28年度から実施している巡回相談での就職者数は、平成28年度が17名、平成29年度が22名となっている。巡回相談は年間60回実施しているが、必ずしも、その回数と就職者数は比例しているわけではない。巡回相談は、日時が指定されており、様々な事情を抱えている利用者にとって、決められた日程に合わせて相談に出向くことは難しい傾向にあると推察するとの答弁がありました。

これに対し、今後、目標達成に向けて巡回相談以外の取組は検討しているのかとの質問に対し、県としては、利用者の利便性の向上を視点に持ちつつ、かつ、費用対効果も勘案して、来年度からは、時間や場所に制約されることなく、利用者が相談したいときに相談できるよう、ICTを活用したスカイプによる相談を県下全域で実施することを検討しているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、「長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望」に関し、株式会社ジャパネットホールディングスからの要望のうち、長崎市幸町の工場跡地周辺の交通関係及び周辺を含む土地活用についてはどのように対応を考えているのかとの質問に対し、工場

跡地周辺の交通関係については、周辺の駅などから再開発予定地までの歩行者動線の整備や周辺道路における渋滞緩和を求めるものであるが、県では、本年6月以降、長崎市及びジャパネットホールディングスグループとの3者間で、月に1回程度の意見交換を継続的に実施し、どのような交通アクセスの方法を確保するかについて検討中である。

また、周辺の土地活用については、再開発予定地に隣接する高架下を利用できないかという内容と思われるが、高架部分については、現在実施している連続立体交差事業で整備した後、基本的にはJR九州の財産となるものの、高架下の一部を、県及び市で活用できるというルールがあるため、まずは先方が望む利用方法を確認した上で、具体的な対応を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、環境部の所管事項について、廃プラスチックごみの処理状況に関し、平成29年12月末からの中国の輸入規制に伴い、国内の廃プラスチックのため込みが懸念されているが、県内において、廃プラスチックの滞留は確認されていないかとの質問に対し、平成30年8月に、国の調査の一環で、県内の状況を調査したが、県内で処理が滞留している事態は確認されていないとの答弁がありました。

これに関し、県内においても、積極的に環境問題に取り組んでいくべきと思うが、レジ袋削減など、身近にできる環境への取組についてはどのような状況であるかとの質問に対し、新上五島町の8事業者及びイオン九州は、県及びながさき環境県民会議等と協定を結び、レジ袋の有料化に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、学校

での消費者教育に関し、成年年齢の引き下げに伴い、公立高校で悪質商法対策の出前授業を実施するという事は、消費者教育の本格化を図る上でも、よい取り組みと思われるが、私立高校や中学校での実施についても展望はあるかとの質問に対し、私立高校に対しても、授業支援の案内をしており、本年度は3校で実施し、今後も広げていく見込みである。

また、公立中学校については、各市町立であるため、県の方から市町及び市町の教育委員会に対して消費者教育に関する働きかけを行っているところである。

平成28年度は、4市8校が、平成29年度は、8市町16校が実施し、今年度は10市町以上を目標として、現在取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、ハイブリッド車の導入に関し、大型ノンステップバス3両の購入契約に関して、環境への取組としてハイブリッド車の購入等についての考えはどうかとの質問に対し、今回購入した3両の車両については、従来型の軽油で運行する車両である。

昨今の環境問題を考慮し、ハイブリッド等のバスの導入が求められていることは認識しているが、以前、ハイブリッドバスを導入した実績もあり、車両価格及びランニングコスト等を勘案し、現段階では軽油で運行する車両を購入している。

ハイブリッドバスの導入に当たっては、車両価格やランニングコストの低減とともに、長崎市内は非常に坂道が多いことから、運行の安全性等も考慮しながら検討することになるとの答弁がありました。

以上のほか、一、西彼杵道路の今後の取組について、一、公共用地取得状況について、一、

PCB廃棄物の適正処理について、一、民泊の県内の状況について、一、ユニバーサルツーリズムについてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) この際、念のため申し上げます。

本委員会と農水経済委員会に分割して付託いたしました第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましても、農水経済委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会に分割して付託いたしました第146号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

まず、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第146号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

山口委員長—12番。

○農水経済委員長(山口経正君) (拍手)〔登壇〕 農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第133号議案「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」のほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち関係部分に関し、今回の応募者は1者とのことだが、応募者を増やすための取り組みは行っているのかとの質問に対し、これまで3回指定管理者を公募したところ、全て複数の応募があり、今回も公募条件は過去と変わらなかったが、1者のみの応募であった。

県のホームページに募集案内等を掲載するほか、新聞の「県からのお知らせ」欄等を活用し、広く応募者を募っているとの答弁がありました。

次に、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分に関し、同計画の数値目標のうち「長崎県の魚愛用店の認定店舗数」を「長崎県の魚愛用店の利用率」に変更することとのことだが、その数値目標、設定理由及び目標数値の根拠はどのようになっ

ているのかとの質問に対し、変更前の数値目標である「認定店舗数」については、既に目標を達成したことから、今後は愛用店の認識度向上に努めて、実際の利用を増やすため、目標を「利用率」に変更することとした。

また、目標数値については、平成26年度からの県民アンケートによると、魚愛用店の利用者が毎年10名ずつ増えていることから、この1.5倍である15名を毎年増やすこととして、基準値から割り戻した数値を設定したものであるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部関係について、新たな基幹産業の創出に向けたロードマップに関し、成長目標として、今後10年間で売上高を3.8倍、雇員数を2.7倍としているが、その設定根拠はどのようなになっているのかとの質問に対し、海洋エネルギー、ロボット・IoT、航空機、それぞれの関連産業ごとに算出した成長目標を合算したものである。

海洋エネルギー関連産業については、県外プロジェクトの取り込みにより、後半は年30%で伸びていくことを想定し、ロボット・IoT関連産業については、ロボット分野は過去、年3%の伸びを示していること、IoT分野は、年15%伸びる試算結果をもとにして、これらを超える伸びを想定し、航空機関連産業については、市場の成長見込みや、九州における航空機関連協議会での議論等を踏まえて、それぞれ算出しているとの答弁がありました。

次に、外国人労働者の受け入れに関し、できるだけ多くの外国人労働者が長崎県に来てもらえるよう、他の部局と協議しながら対応すべきと考えるが、どう検討しているのか。

また、相談窓口については、県としてどのように考えているのかとの質問に対し、外国人労働者の受け入れに当たっては、地域との関わりや労働条件などについて、庁内関係部局や市町等と十分連携しながら、今後も取り組んでまいりたい。

相談窓口については、生活の面では市町、労働の面では労働局など、分野ごとに一定の対応がなされていると考えているとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、大村湾の漁協合併に関し、大村湾漁協、川棚漁協、多良見町漁協が合併することにより、組合員数は何名になるのか。

また、合併後も水揚げ確保にしっかり取り組んでもらうため、水揚げ施設の整備等が必要と思うが、どのように考えているのかとの質問に対し、合併後は、正組合員が275名、準組合員が321名で、合計596名の規模となる。

今後、水揚げ向上のための具体的な対策が検討されると思うので、関係者と協議し、現行制度で何が適用できるのか、丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、水産改革に関し、水産改革の概要はどのようなものか。また、県として、今後どう対応する予定なのかとの質問に対し、水産改革とは、資源管理の強化や、漁場のさらなる有効利用、成長産業化のための輸出拡大等の制度見直しであり、水産庁の予算は、平成30年度1,770億円から、平成31年度は3,000億円の要求となっている。

県としては、国の予算の動向を踏まえ、その流れを捉えた予算編成とすることや、国への要望をしっかりと行うことにより、予算の確保に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、農林部関係について、農業分野における外国人労働者の受け入れに関し、今後のスケジュールをどう考えているのか。また、特区の区域指定の状況はどうなっているのかとの質問に対し、平成31年1月から2月をめどに、株式会社としてサービス事業体の設立を予定しており、労働者派遣法の許可の経路などを経て、繁忙期のピークである5月には派遣が開始できるよう、関係者と調整を行っているところである。

外国人労働者の受け入れについては、特区の活用を念頭に考えていたが、国の指定手続が遅れているため、引き続き内閣府からの情報収集に努めるとともに、並行して平成31年4月に施行される改正出入国管理法の特定技能制度の活用も検討していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、中小企業の海外展開について、一、サービス産業の振興について、一、有明漁協の状況について、一、持続可能な水産業について、一、長崎県林業公社の経営改善について、一、諫早湾干拓の調整池の水質保全と利活用についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) これより、本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会並びに環境生活委員会に分割して付託いたしておりました第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」、質疑・討論に入ります。

堀江議員—16番。

○16番(堀江ひとみ君)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第145号議案

「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」は、以下の理由で反対いたします。

本計画については、3年前、「実現可能な計画なのか、身の丈に合った計画なのか」と指摘し、「一部の特定企業や特定地域は潤っても、県民だれもが幸せにとはならない」と反対しました。

この計画を、変更理由の一つが、統合型リゾート（IR）の導入について、さらに推進する立場から、県内での統合型リゾート（IR）の開業を、より正確に、「国による特定複合観光施設（IR）区域の認定」と文言を変更する内容です。

今議会、私の「カジノ誘致に伴う県民生活への影響があるか」の質問に、知事は、「ギャンブル依存症は、開業前に比べて減少したとのシンガポールの例にもあるように、依存症対策を十分にとれば、県民への影響は最小限に抑えられる」と答弁しました。

私と知事とのやりとりを聞かれたある専門家は、「推進派が盛んに主張するように、シンガポールの依存症率は確かに減少しています。問題は、では、なぜ減ったのか。その対策は日本で可能か」と言うのです。

シンガポール政府は、市民に、カジノに行かせない政策を徹底して推進しました。自己排除制度の登録者数の増大の結果、カジノ参加率は大きく減少しています。アメリカでも自己排除制度はありますが、企業任せで、実効性がありません。これに対してシンガポールは、対策機関をつくって、強力に進めました。入場回数をチェックして、多い市民は呼び出して、預金等の金融資産を調べて、場合によっては立入禁止措置をとっています。貧困層は機械的に禁止です。

こうした対策が可能なのは、シンガポールの

カジノが、海外客依存だからです。それに対して日本は、国内客中心であり、シンガポールのような政策はとれません。

シンガポールが証明したのは、依存症対策は、カジノをさせないことが一番の効果があるということです。カジノ客の自己管理がうまくいったということではないのです。

カジノ誘致によって、開業前よりも依存症率が減少するというのは、希望的観測に過ぎません。

カジノ誘致によって、多くの県民が、依存症の危険にさらされます。そのリスク以上に経済効果があると言いたいのですが、「県民を犠牲にしてまで、カジノを誘致すべきではない」、これもまた、県民の声であります。

カジノに頼らない地域振興策、観光政策を求めて、反対討論といたします。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党・県民会議の浅田眞澄美でございます。

会派を代表いたしまして、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」、賛成の立場で意見を申し述べます。

本県は、人口減少や少子・高齢化が全国に先行して進んでいる中、県民所得の低迷、地域活力の低下など、構造的な課題を抱えています。

中村知事におかれましては、こうした課題に正面から向きあい、3年前の平成27年に「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定され、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念とし、「交流でにぎわう長崎県」、「地域みんなが支え合う長崎県」、「次代を担う『人財』豊かな長崎県」、「力強い産業を創造する長崎県」、「安心快適な暮らし広がる長崎県」、この5つの将来像を掲げ、その実現に向け

て、日々邁進しておられます。

その結果、企業誘致等による雇用創出数や県外からの移住者数、農林水産業の産出額、県産品の輸出額など、県政の各分野で着実に成果があらわれております。

平成29年度における総合計画の進捗状況は、43の施策のうち約7割となる29の施策において目標達成、もしくは90%以上達成となるなど、中村知事のリーダーシップのもと、一定の進捗が図られているのではないかと考えております。

今後、さらなる進捗を期待するとともに、私たち県議会も、県と両輪となって、県勢発展のために、しっかりと自らの役割を果たしていかなければならないと考えております。

今回提案されております総合計画の変更案は、計画で定められている数値目標について、既に最終目標を上回ったものや、国の政策の動向の変化があったものなどに対し、目標値の上方修正や指標本体の見直しを行おうとするものであります。

これは、計画の中間年に当たり、進捗状況を適切に評価し、より高い目標達成に向けて、さらに尽力しようとする県の積極的な姿勢のあらわれであり、その点は大いに評価するものであります。

また、特定複合観光施設（IR）に係る目標については、平成32年度までの開業としていたものを、現時点で想定される日本型IRの導入スケジュールに沿うよう、2020年度までの認定へと目標を改め、引き続き、本県へのIR誘致を推進していこうとするものであり、目標値の変更は妥当と認められるものであります。

中村知事におかれましては、今後とも、県民が安心して、生きがいを持って暮らすことができるよう、また、本県が厳しい地域間競争を勝

ち抜き、明るい未来を切り拓いていくことができるよう、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」を与えられるよう、施策の推進に全力を尽くしていただきますよう期待するものであります。

以上、第145号議案に対する賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第145号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本委員会と環境生活委員会に分割して付託いたしました第142号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

高比良委員長－30番。

○予算決算委員長（高比良 元君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過

の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」ほか8件であります。

慎重に審査いたしました結果、第127号議案につきましても、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましても、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、航空対策費に関し、香港路線の新規就航を支援し、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組とあるが、具体的にどのようなものなのかとの質問に対し、今回、計上している予算は、新規路線に対する着陸料や航空援助施設使用料の支援が主なものであり、航空会社の安定的な運航を促すことを目的としているものであるとの答弁がありました。

これに対し、航空路線を維持するためには、いかに安定的な運航ができるようにサポートしていけるかが課題だと考える。今後は、新規航空会社とも協力し、知恵を出しあい、安定的な運航を目指してもらいたいとの要望がありました。

次に、文教厚生分科会では、特別支援学校施設整備費に関し、空調整備工事については、全額繰越明許費を設定し、執行は来年度になることだが、夏までに空調を設置できるのかとの質問に対し、設計業務を今年度中に終え、来年度に入り入札を行う予定としており、早期に工事が完了できるよう進めているところであるとの答弁がありました。

これに対し、関係団体や企業等と調整を図り、設置が遅れることがないように取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、環境生活分科会では、公の施設の指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定に関し、今回、指定管理者の公募及び選定を行った港湾課所管の4施設のうち、指定管理負担金がないものが3施設あるが、その理由は何かとの質問に対し、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区については、水辺の森にある県営駐車場の収入を指定管理者の収入とすることで、収入額が負担金額と均衡するため、長崎港元船地区については、駐車場収入が施設の管理・運営にかかる経費より大きいと、逆に納付金という形で県に納めてもらうので、それぞれ負担金は「なし」としている。

次に、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーについては、過去の収支実績より黒字が見込まれることから、今回の公募より負担金は「なし」としている。

また、負担金がある長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーについては、今回、負担金額の見直しを図り、減額して計上しているところであるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、食品加工センター施設整備費に関し、大村市に整備が予定される同センターの利用者及び開設に当たっての目標をどのように考えているのか。

また、開設に向けて、食品加工センターの機能を十分発揮できるよう、市場リサーチや流通などの専門家の知見も踏まえていくべきではないかと質問に対し、生産者、食料品製造業者等、幅広い活用を考えており、利用件数年間700件、そのうち試作件数年間50件を目標としている。より食品産業の振興につながるセンタ

一となるよう、今後とも、専門家などの意見を聞いていきたいとの答弁がありました。

これに対し、効果的な支援で加工品の付加価値を上げ、地元企業の業績を伸ばしてほしいとの意見がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第127号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議

件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る11月27日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

「下村 脩博士お別れの会」の開催。

去る12月2日、長崎県名誉県民「故下村 脩

博士 長崎県・佐世保市・長崎大学合同お別れの会」を執り行いました。

当日は、在りし日の下村博士を偲び、ご功績をたたえ、哀悼の誠を捧げました。本県選出国会議員の皆様並びに県議会をはじめ、県民の皆様には多数ご参列を賜り、厚くお礼を申し上げます。改めて、博士のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進。

去る11月28日、建設費増加への対応について検討するため、「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」が開催され、本県を含む関係4県等への意見聴取が行われました。

当日、本県としては、武雄温泉～長崎間の2022年度までの確実な開業を実現するために、必要な財源の確保とあわせ、地方負担の軽減を図っていただくとともに、新鳥栖～武雄温泉間の整備方針にかかる議論を早急に進め、方針を決定していただくよう要請いたしました。

これらを踏まえ、去る12月11日に開催された与党PTにおいて、国に対し、政府与党申し合わせにおける完成開業目標時期に合わせ、確実に開業させるための安定的な財源の見通しをつけることや、地方負担増加への配慮を図ること等について申し入れが行われたところであります。

こうした中、同月18日の与党PTにおいて、国から建設費の増加に対応した財源確保案として、国費や地方負担のほか、前倒し活用による貸付料財源が含まれる全体の財源見通しが示されたところであり、地方負担を軽減しつつ、2022年度までの開業に一定のめどが立ったものと考えております。

これまでの本県選出国会議員の皆様方のご尽力に感謝申し上げますとともに、引き続き、残

された課題の解決に向け、国会議員や県議会議員の皆様、関係自治体等とも連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

海上自衛隊による救急患者の搬送。

海上自衛隊第22航空群による離島からの救急患者のヘリ搬送が、通算5,000回の活動実績となったことから、長年のご功績に感謝の意を表し、去る12月10日、県庁1階エントランスホールにおいて、感謝状贈呈式を開催いたしました。県議会からも、溝口議長をはじめ、多数ご参加いただき、感謝申し上げます。

海上自衛隊第22航空群の存在は、離島地域における住民の安全で安心な暮らしの実現のために必要不可欠なものとなっており、悪天候や夜間など大変厳しい環境の中、人命救助のために献身的なご尽力をいただいておりますことに、改めて、深く敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

今後とも、離島地域住民の安全・安心を確保するため、海上自衛隊や市町、消防本部、医療機関と連携し、万全を期してまいります。

持続可能な地域航空のあり方。

国や関係航空会社で構成される「地域航空の担い手のあり方に係る実務者協議会」から、去る12月18日、持続可能な地域航空の実現に係る検討結果が公表されました。

当該検討結果においては、組織のあり方について、九州地域における系列を超えた航空会社間の協業をより一層促進するため、平成31年度中に大手航空2社及び本県離島航空路線を運航するオリエンタルエアブリッジ（ORC）を含む地域航空3社を構成員とする有限責任事業組合（LLP）を設立することを目指して、経営改善効果の試算や運営ルールづくりを開始することとされております。

県としては、ORCと連携しながら、このような取組等を通して、引き続き、本県の離島航空路線の維持・確保に、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

ローマ法王の長崎訪問。

今般、フランシスコ・ローマ法王が、来年の終わりごろにも長崎を訪問されるご意向があるとの報道に接しました。

私も、これまで機会あるたびに長崎へのご来訪や、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録へのお力添えをお願いしてきたところであり、大きな喜びをもって、受け止めております。

法王におかれては、原爆投下後に撮影された「焼き場に立つ少年」の写真を印刷したカードを配布いただくなど、被爆地長崎に心をお寄せいただき、核なき世界の実現を訴え続けていただいております。

ご来県の際には、キリシタンの歴史にお触れいただくとともに、被爆者を含め、幅広い県民の皆様と交流を深めていただきたいと願っているところであり、法王のご来訪を県民の皆様とともに、心よりお待ち申し上げたいと存じます。

幹線道路の整備。

今月15日、西九州自動車道の伊万里松浦道路の調川インターから松浦インターまでの間が完成し、県選出国会議員や県議会議員の皆様、地元関係者等のご参加のもと、開通式が開催されました。

今回の開通により、伊万里松浦道路の県内区間の全てが完成することとなり、交流人口の拡大や地域経済のさらなる活性化が期待される所でございます。

今後も、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の整備を推進してまいります。

企業誘致の推進。

去る12月17日、東京都に本社を置く株式会社ニューズウェルが長崎市への立地を決定されました。

同社は、金融系の業務ソフトウェア開発等を行う企業であり、2021年4月の事業所開設を目指して、県内の大学新卒者を中心に採用するとともに、将来的に100名体制で業務を行うこととされております。

また、12月19日には、静岡県に本社を置く株式会社小出製作所が長崎市への立地を決定しました。

同社は、自動車エンジンの金型設計・製造を行っており、来年2月ごろから業務を開始し、5年間で19名を雇用する予定とされております。今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体や関係機関と連携を図りながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

本年も残すところ、あとわずかとなりました。日々寒さが厳しくなる中、皆様方には何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛の上、ご健勝にて、輝かしい新年をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜りましたことにお礼を申し上げますとともに、県民の皆様には、希望に満ちた新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(溝口芙美雄君) 平成30年11月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月27日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中は、人口減少対策をはじめ、複合観光施設（IR）の推進、県庁舎跡地の活用、健康長寿への取組、県内就職促進、九州新幹線西九州ルートを整備促進、観光振興対策、農林水産業振興策、教育行政、土木行政、離島・半島振興対策等、当面する県政の重要課題について、終始熱心に、ご議論をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、県政全般にわたり、この1年を振り返りますと、まず、思い起こされますのが、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録決定であります。本県から、「明治日本の産業革命遺産」に続く、世界文化遺産登録であり、まことに喜ばしい限りであります。

この貴重な世界遺産を適正に保全管理し、後世に確実に引き継ぐとともに、その価値を積極的に発信することにより、地域活性化に大きく寄与することが期待されるものであり、今後も引き続き関係団体等と連携を密にして、取組を進めていくことが必要と存じます。

次に、九州新幹線西九州ルートを整備については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方等が検討されておりますが、整備方針の決定には至っていない状況にあります。

そのような中、与党プロジェクトチームや政

府等に対し、西九州ルートフル規格化による整備、事業費増加に対する十分な財政措置等について要望活動を行ったところではありますが、引き続き、議会・理事者一体となって関係自治体と連携を図りながら、国に対して強く求めてまいりたいと存じます。

次に、本県とベトナム社会主義共和国クアンナム省とは、「友好交流関係に関する同意書」を締結するなど、かねてより友好交流関係を深めてまいりましたが、両県省議会間においても、友好交流に関する取組を進めてまいり、去る8月17日、ベトナム・クアンナム省において、「両県省議会による友好交流に関する同意書」を締結いたしました。

同意書では、両県省が協力して行う経済交流、人材育成、文化等交流などの取組について積極的に支援していくことなどを明記しており、今後、長崎県議会といたしましても、両県省の交流がさらに進展するよう、後押しをしてまいりたいと存じます。

さて、本年もいよいよ残すところ2週間足らずとなりました。

年の瀬を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、皆様方には、引き続き、ご協力、ご支援をお願いいたしますとともに、くれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますよう心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年11月定例会を閉会いたします。

— 午前11時13分 閉会 —

議 長 溝 口 芙 美 雄

副 議 長 徳 永 達 也

署 名 議 員 野 本 三 雄

署 名 議 員 山 田 博 司

(速記者)

(有)長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

審 査 報 告 書

本委員会に付託された認定第1号「平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について」を審査した結果、次のとおり決定したので報告する。

平成30年11月27日

予算決算委員会 委員長 高比良 元

議長 溝口 英美雄 様

平成29年度長崎県一般会計決算及び
各特別会計決算並びに港湾整備事業
会計決算及び交通事業会計決算に係る
審査報告書

予算決算委員会

I 審査結果

| 議案番号 | 議案名 | 審査結果 |
|-------|---------------------------------|------|
| 認定第1号 | 平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について | 認定 |
| 認定第2号 | 平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について | 認定 |
| 認定第3号 | 平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について | 認定 |

II 審査意見

1 総合的意見

(1) 本委員会は、去る10月17日から10月26日までの期間中、6日間にわたり開催し、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効果的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け慎重に審査を実施した。

(2) その結果、平成29年度長崎県一般会計及び各特別会計、並びに港湾整備事業会計及び交通事業会計の決算については、これを認定することと決定した。

(3) 県では、厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を目指し、平成28年度から取り組んでいる、長崎県行財政改革推進プランに基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化の取組を進めている。

そのような中、去る9月10日に公表された「中期財政見直し」

では、平成30年度当初予算編成時の歳出削減等により、財源不足額が圧縮され、平成29年度の基金残高の動きを見込みより一定収支が改善されているもの、今後の基金残高の動きを見ると、基金の減少幅が拡大しており、収支は大幅に悪化する見通しとなっている。

加えて、平成29年度末の県債残高は1兆2,589億円となっており、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっている。今後、社会保障関係経費など義務的経費の増加も予想されることから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要がある。

(4) そこで、今後の予算執行に当たり、特に重要な事項について次のとおり指摘するので、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものである。

2 指摘事項

(1) 収入未済の縮減について

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約31億6千万円と、前年度と比較して約2億6千万円減少しているが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にある。

この債権のうち県税については、個人県民税、軽油引取税、自動車税で収入未済額が減少し、調定額に占める割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られるが、なお収入未済の残高は約14億3千万円で全体の約45%を占めている。引き続き、長崎県地方税回収機構やファイナンシャルプランナーの活用等により、更なる収入未済の縮減に努めること。

次に、税外の未収金回収については、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時の厳正な審査を行うなど新規未収金を発生させないよう、努めること。また、部局横断的組織である

「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行い、引き続き、収入未済の縮減に努めること。

なお、不納欠損の総額は約1億3千万円で、前年度に比較して約2,800万円減少している。不納欠損処分はやむを得ない事由で一定の基準を満たす場合に行われているが、安易に不納欠損が生じることのないよう、時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めること。

(2) 予算繰越の縮減について

平成29年度の繰越額は約511億4千万円と、前年度と比較して約13億8千万円増加している。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したものであり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っているところであるが、繰越が常態化することがないよう、計画的・効率的な事業執行に努め、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰越の縮減に努めること。

(3) 未利用地の有効活用について

未利用地については、平成29年度末で16万7000㎡あり、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針等を決定しているところである。更なる収支改善のためにも、現状をこれまで以上に精査し、市町等とも連携のうえ、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、積極的に処分及び活用を努めること。

1 審査日程

(参考)

| 年月日 | 曜日 | 内容 | 場所 |
|----------|----|--|------------------------------|
| 30.10.17 | 水 | 委員質 会(総括) | 本会議場 |
| 30.10.18 | 木 | 総務分科会 文教厚生分科会 環境生活分科会 農水経済分科会 | 委員室1 委員室2 委員室3 委員室4 |
| 30.10.19 | 金 | 総務分科会 文教厚生分科会 環境生活分科会 農水経済分科会 | 委員室1 委員室2 委員室3 委員室4 |
| 30.10.22 | 月 | 総務分科会 文教厚生分科会 環境生活分科会 | 委員室1 委員室2 委員室3 |
| 30.10.23 | 火 | 総務分科会 文教厚生分科会 環境生活分科会 | 委員室1 委員室2 委員室3 |
| 30.10.26 | 金 | 委員質 会(分科会長報告、採決) | 本会議場 |

2 出席した委員の氏名

発議第191号

| 委員長 | 高比良 元 | | |
|------|--|---|--|
| 副委員長 | 山本 啓介 | | |
| 委員 | 宮内 雪夫 田中 愛国 吉村 庄二 渡辺 敏勝 中島 廣義 久野 哲 堀江ひとみ 浅田眞澄美 前田 哲也 大久保潔重 吉村 洋 麻生 隆 坂本 浩 大場 博文 | 八江 利春 小林 克敏 中山 功 坂本 智徳 徳永 達也 下桑ふみまさ 中村 和弥 西川 克己 深堀 浩 ごうまなみ 山本 由夫 山口 経正 里脇 清隆 宮本 法広 | 三好 徳明 野本 三雄 橋村松太郎 瀬川 光之 山田 博司 外間 雅広 山田 朋子 川崎 祥司 中島 浩介 松本 洋介 宅島 寿一 近藤 智昭 吉村 正寿 高橋 勝幸 |

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年11月27日

議会運営委員会委員長 三好 徳明

長崎県議会議長 溝口 英美雄 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(公務旅費) 第5条 略 2 略 3 公務旅費は、議員が住所地としてあらかじめ議長に届け出た地（以下「住所地」という。）を起点として計算する。ただし、公務上の滞在地从ら旅行する場合は、その地を起点として計算する。</p> <p>4 議員は、前項の届出に当たっては、議会の開会の日から閉会の日までを除く期間のうち、年間を通じて最も長い期間滞在する地を届け出なければならない。ただし、議長の承認を得た場合はこの限りでない。</p> | <p>(公務旅費) 第5条 略 2 略 3 公務旅費は、議員の住所地を起点として計算する。ただし、公務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。</p> |
| <p>5 略 (応招旅費) 第6条 略 2～5 略 6 前条第3項から第5項までの規定は、応招旅費についても準用する。 7 前条第3項ただし書のほか、住所地以外を起点として応招旅費を計算する場合は、議長が別に定める。</p> | <p>4 略 (応招旅費) 第6条 略 2～5 略 6 前条第3項及び第4項の規定は、応招旅費についても準用する。</p> |

附 則

この条例は、平成31年4月30日から施行する。

(提案理由)

議員の費用弁償の取り扱いについて所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年11月27日

長崎県議会議長 溝口 英美雄 様

| | |
|--|--|
| <p>散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年長崎県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解</p> |

上程議案件名表

| 議案番号 | 件名 |
|---------|--|
| 第121号議案 | 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第3号) |
| 第122号議案 | 平成30年度長崎県営林特別会計補正予算(第1号) |
| 第123号議案 | 平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号) |
| 第124号議案 | 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第1号) |
| 第125号議案 | 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号) |
| 第126号議案 | 平成30年度長崎県交通事業会計補正予算(第4号) |
| 第127号議案 | 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号) |
| 第129号議案 | 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号) |
| 第130号議案 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第131号議案 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 |
| 第132号議案 | 長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例 |
| 第133号議案 | 長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第134号議案 | 当せん金付証券の発売について |
| 第135号議案 | 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第136号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第137号議案 | 長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について |
| 第138号議案 | 契約の締結について |
| 第139号議案 | 契約の締結の一部変更について |
| 第140号議案 | 契約の締結の一部変更について |
| 第141号議案 | 契約の締結の一部変更について |
| 第142号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第143号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について |

| 議案番号 | 件名 |
|---------|-------------------------------------|
| 第144号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第145号議案 | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について |
| 第146号議案 | 第三期長崎県教育振興基本計画について |
| 第147号議案 | 長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて |
| 第148号議案 | 長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて |
| 認定第1号 | 平成29年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について |
| 認定第2号 | 平成29年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について |
| 認定第3号 | 平成29年度長崎県交通事業会計決算の認定について |
| 発議第191号 | 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 発議第192号 | 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |

委員会開催日程表

| 月日 | 曜日 | 開会時刻 | 委員会名 | 場 | 所 |
|-----------------|----|-------|--------------|-----|----|
| 12月10日 | 月 | 10:00 | 総務委員会 | 委員会 | 室1 |
| | | | 文教厚生委員会 | 委員会 | 室2 |
| | | | 環境生活委員会 | 委員会 | 室3 |
| 12月11日 | 火 | 10:00 | 農水経済委員会 | 委員会 | 室4 |
| | | | 総務委員会 | 委員会 | 室1 |
| | | | 文教厚生委員会 | 委員会 | 室2 |
| 12月12日 | 水 | 10:00 | 環境生活委員会 | 委員会 | 室3 |
| | | | 農水経済委員会 | 委員会 | 室4 |
| | | | 総務委員会 | 委員会 | 室1 |
| 12月13日 | 木 | 10:00 | 文教厚生委員会 | 委員会 | 室2 |
| | | | 環境生活委員会 | 委員会 | 室3 |
| | | | 農水経済委員会 | 委員会 | 室4 |
| 12月14日 (予備日) | 金 | 10:00 | 総務委員会 | 委員会 | 室1 |
| | | | 文教厚生委員会 | 委員会 | 室2 |
| | | | 環境生活委員会 | 委員会 | 室3 |
| 12月18日 | 火 | 11:00 | 農水経済委員会 | 委員会 | 室4 |
| | | | 予(分科会長報告、採決) | 議 | 場 |

請願付託表

| 委員会名 | 請願番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 |
|---------|------|--|-------------------------------|--------|
| 文教厚生委員会 | 第3号 | 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆとりといた教育を求める私学助成請願 | 長崎のゆたかな私学助成をすすめる会 会長 鳥巢 安則 | 堀江 ひとみ |
| 文教厚生委員会 | 第4号 | ゆきとどいた教育を求める請願 | 長崎のゆたかな高校教育をめざす会 会長 大橋 由紀子 | 堀江 ひとみ |
| 総務委員会 | 第5号 | 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願書 | 消費税廃止長崎県各界連絡会 会長 徳永 隆行 | 堀江 ひとみ |

(計3件)

平成30年9月定例会

審査報告書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月13日

議長 溝口 芙美雄 様
総務委員会委員長 大場 博文

議長 溝口 芙美雄 様

記

| 1 議案 | 番号 | 件名 | 審査結果 |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 第130号議案 | 職員への給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分） | 職員への給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第131号議案 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第134号議案 | 当せん金付証券の発売について | 当せん金付証券の発売について | 原案可決 |
| 第135号議案 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 和解及び損害賠償の額の決定について | 原案可決 |
| 第145号議案 | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分） | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分） | 原案可決 |
| 第146号議案 | 第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分） | 第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分） | 原案可決 |
| 計 6件（原案可決 6件） | | | |

2 請願

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|--------------|--|------|
| 第5号 | 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願書 | 不採択 |
| 計 1件（不採択 1件） | | |

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

文教厚生委員会委員長 近藤 智昭

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議案

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|---------------|---|------|
| 第130号議案 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第132号議案 | 長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第136号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第137号議案 | 長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について | 原案可決 |
| 第145号議案 | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分） | 原案可決 |
| 第146号議案 | 第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分） | 原案可決 |
| 計 6件（原案可決 6件） | | |

2 請願

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|--------------|--|------|
| 第3号 | 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願 | 不採択 |
| 第4号 | ゆきとどいた教育を求める請願 | 不採択 |
| 計 2件（不採択 2件） | | |

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

議長 溝口 英美雄 様
環境生活委員会委員長 里脇 清隆

記

1 議案

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|---------|------------------------------|------|
| 第138号議案 | 契約の締結について | 原案可決 |
| 第139号議案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |
| 第140号議案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |
| 第141号議案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |
| 第142号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について（関係分） | 原案可決 |
| 第143号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第144号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第145号議案 | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分） | 原案可決 |
| 第146号議案 | 第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分） | 原案可決 |

計 9件（原案可決 9件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

議長 溝口 英美雄 様
農水経済委員会委員長 山口 経正

記

1 議案

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|---------|--|------|
| 第133号議案 | 長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第142号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について（関係分） | 原案可決 |
| 第145号議案 | 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分） | 原案可決 |

計 3件（原案可決 3件）

予算決算委員会審査結果報告書

平成30年11月定例会

動議件名一覧表（参考）

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月18日

予算決算委員会委員長 高比良 元

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議案

| 番号 | 事件名 | 審査結果 |
|---------|------------------------------|-------------|
| 第121号議案 | 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 第122号議案 | 平成30年度長崎県県営森林特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第123号議案 | 平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第124号議案 | 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第125号議案 | 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第126号議案 | 平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第127号議案 | 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号） | 原案可決 |
| 第128号議案 | 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 第129号議案 | 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 計 | | 9件（原案可決 9件） |

1 委員会等提出

| 区分 | 提出先 | 件名 | 提出者 | 可否 | 掲載ページ |
|-----|------------|-------------------|---------|----|-------------|
| 意見書 | 政 府 国 会 | 防災・減災対策の充実・強化について | 総務委員会 | 可決 | 付録 12ページ |
| 意見書 | 政 府 国 会 | 認知症施策の推進について | 文教厚生委員会 | 可決 | 付録 12ページ |

2 会派等提出

| 区分 | 提出先 | 件名 | 提出者 | 可否 | 掲載ページ |
|-------------|-----|-------------------------------------|---------|----|------------|
| 発議 第191号 | | 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 議会運営委員会 | 可決 | 付録 4ページ |
| 発議 第192号 | | 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 議会運営委員会 | 可決 | 付録 5ページ |

| 重 力 | | 評 議 | |
|-------|-----------|--|--|
| 種 類 | 提 出 者 | 総 務 委 員 会 | |
| 件 名 | 提 出 年 月 日 | 平成30年12月13日 | |
| 要 旨 | 意 見 書 | 防災・減災対策の充実・強化について | |
| | | 近年、大規模な地震や記録的な集中豪雨等が相次いで発生しており、本年も、大阪府北部地震、西日本を中心とした平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などにより、多くの国民が犠牲となる甚大な被害が生じ、いまだ多くの被災者が困窮している。 また、台風の常襲地帯に位置している本県においても、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が生じており、近年、災害の発生件数は増加傾向にあり、県民生活に多大な影響を及ぼしている。 激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策の強化が必要不可欠であり、特に本県は、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中しているため高潮被害等を受けやすく、また、地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊の危険箇所も多く、災害が発生しやすい環境にあることから、防災・減災対策の充実・強化は喫緊の課題となっている。 よって、国に対して、大規模・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から国民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な国土づくりに必要な予算を確保するとともに、施策拡大を図られるよう強く要望するものである。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。 | |
| 提 出 先 | 政 府 ・ 国 会 | | |

| 重 力 | | 評 議 | |
|-----|-----------|---|--|
| 種 類 | 提 出 者 | 文 教 厚 生 委 員 会 | |
| 件 名 | 提 出 年 月 日 | 平成30年12月12日 | |
| 要 旨 | 意 見 書 | 認知症施策の推進について | |
| | | 世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2012年に推計で約462万人であったものが、2025年には推計で約700万人と見込まれている。 認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症施策の推進は極めて重要である。 また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取られなかった分野にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。 よって、国に対して、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組みすることを強く要望するものがある。 記 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基 本法を制定すること。 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるようなことができるよう、認知症サポーターの活用や居場所づくりを推進することによる支援体制の構築を図ること。 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。 | |

平成30年11月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 提出先 | 政 府 ・ 国 会 |
| なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。 | |

| 委 員 会 名 | 付 託 事 件 |
|---------|---|
| 総務 | <p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関すること ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物流流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について |
| 文教厚生 | <p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・義務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもにも関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関すること |

| 委員生活 | 付託事件 |
|----------------|---|
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・総計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について |
| 水経 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について |
| 算決 | ○委員会、要望活動 |
| 議運 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について ○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について |
| 離島・半島地域振興特 | ○委員会、現地調査及び要望活動 |
| 観光振興等対策別 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ○委員会、現地調査及び要望活動 ・観光振興対策 ・国際戦略（東南アジア） ・ I R 対策 ・長崎空港対策 |
| 総合交通対策別 | ○委員会、現地調査及び要望活動 |
| 九州新幹線西九州ルート整備特 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域航路・航空路対策 ・地域・2次交通対策 ・医療・福祉・高齢者等交通弱者対策 ○委員会、現地調査及び要望活動 ・九州新幹線西九州ルート整備対策 |